

平成 26 年

第 3 回 定例 会 会 議 錄

奄美市議会

第3回定例会 会議録目次

議事日程・付議事件	1
第3回定例会一般質問通告	6
9月9日（火）（第1日目）	
出席議員及び欠席議員	15
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	15
職務のため出席した事務局職員	16
会議録署名議員の指名	17
会期の決定	17
議案第60号～第73号（14件）上程	17
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	20
9月10日（水）（第2日目）	
出席議員及び欠席議員	22
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	22
職務のため出席した事務局職員	23
一般質問	
元野 景一 君（自由民主党）	24
竹山 耕平 君（平政会）	34
平川 久嘉 君（市民クラブ）	45
渡 雅之 君（無所属）	55
9月11日（木）（第3日目）	
出席議員及び欠席議員	65
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	65
職務のため出席した事務局職員	66
一般質問	
栄 ヤスエ 君（公明党）	67
叶 幸與 君（公明党）	77
多田 義一 君（新奄美）	88
川口 幸義 君（無所属）	99
9月12日（金）（第4日目）	
出席議員及び欠席議員	110
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	117

職務のため出席した事務局職員	111
----------------	-----

一般質問

安田 壮平 君（無所属）	112
関 誠之 君（社会民主党）	123
渡 京一郎 君（新政会）	133
崎田 信正 君（日本共産党）	140

9月17日（水）（第5日目）

出席議員及び欠席議員	152
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	152
職務のため出席した事務局職員	153
議案第60号～第73号（14件）上程	154
議案第87号（意見書）（1件）上程	160
議案付託	
請願・陳情付託	

9月26日（金）（第6日目）

出席議員及び欠席議員	162
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	162
職務のため出席した事務局職員	163
議案第60号～第73号、第87号（15件）上程	164
議案第61号～第63号、第68号～73号、87号（10件） (文教厚生委員長報告)	172
議案第64号～第66号（3件）（産業建設委員長報告）	173
議案第67号（1件）（総務企画委員長報告）	173
請願第4号、請願第5号、陳情第5号（3件）上程	173
議案第88号（意見書）（1件）上程	179
議案第74号～第86号（13件）上程	179
議案第88号（意見書）（1件）上程	182
議案第89号（議会会議規則の一部改正）（1件）上程	182
閉会中の継続審査申出	183

別紙

各常任委員会審査報告書	184
閉会中の継続審査の申出について	188
参考資料（意見書）	189

会期・議事日程
付議事件

平成26年 第3回奄美市議会定例会議事日程

○平成26年9月9日 奄美市議会第3回定例会を招集した。

○会期 18日間

○議事日程

月日	曜	区分	日 程
9月9日	火	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定（18日間） 3 議案第60号～73号（14件） 上程 説明 4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 ※ 全員協議会（本会議終了後） 【議題】平成25年度決算等審査特別委員会構成について
9月10日	水	本会議	1 一般質問 - 元野議員, 竹山議員, 平川議員, 渡(雅)議員（質問順）
9月11日	木	本会議	1 一般質問 - 栄(ヤ)議員, 叶議員, 多田議員, 川口議員（質問順）
9月12日	金	本会議	1 一般質問 - 安田議員, 関議員, 渡(京)議員, 崎田議員（質問順）
9月13日	土	休会	
9月14日	日	休会	
9月15日	月	休会	敬老の日
9月16日	火	休会	
9月17日	水	本会議	1 議案第60号～73号（14件） 上程 質疑 付託 2 議案第87号（意見書） 上程 説明 質疑 付託 ☆ 付託区分 総務企画一議案第67号（1件） 文教厚生一議案第61号～63号, 68号～73号, 87号（10件） 産業建設一議案第64号～66号（3件） 全委員会一議案第60号 平成26年度一般会計補正予算（第3号）は、所管する各常任委員会に付託 ※ 請願・陳情付託報告（前議会からの継続審査事件を含む。） 総務企画一陳情第5号（1件）, (継続分) 陳情第5号, 陳情第6号 文教厚生一請願第4号, 請願第5号（2件） ※ 全員協議会（本会議終了後） 【議題】平成25年度決算等審査特別委員会構成について
9月18日	木	休会	※ 各常任委員会審査（文教厚生, 産業建設）
9月19日	金	休会	※ 各常任委員会審査（総務企画）
9月20日	土	休会	
9月21日	日	休会	
9月22日	月	休会	報告書整理・議案等調査
9月23日	火	休会	秋分の日
9月24日	水	休会	報告書整理・議案等調査
9月25日	木	休会	報告書整理・議案等調査
9月26日	金	本会議	1 議案第60号～第73号, 87号（15件） 上程 報告 質疑 討論 採決 2 請願第4号, 請願第5号, 陳情5号 上程 報告 質疑 討論 採決 3 議案第88号（意見書） 上程 報告 質疑 討論 採決 4 議案第74号～86号（13件）（決算関係） 上程 説明 質疑 付託 ☆ 付託区分 一般会計決算等審査特別委員会 議案第74号（1件） 特別会計決算等審査特別委員会 議案第75号～議案第86号（12件） 5 議案第89号（議会会議規則の一部改正） 上程 説明 質疑 討論 採決 ————— ○ ————— ※閉会中継続審査事件 議案第74号 平成25年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について 議案第75号 平成25年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第76号 平成25年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第77号 平成25年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第78号 平成25年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第79号 平成25年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第80号 平成25年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第81号 平成25年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第82号 平成25年度奄美市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第83号 平成25年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第84号 平成25年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第85号 平成25年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第86号 平成25年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定について

○ 付議事件は、次のとおりである。

番 号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
		専決処分の報告について (専決第8号 損害賠償の額を定めることについて)			
		専決処分の報告について (専決第9号 市営住宅明渡し等請求に関する訴訟の提起について)			
		専決処分の報告について (専決第10号 市営住宅明渡し等請求に関する訴訟の提起について)			
		専決処分の報告について (専決第11号 市営住宅明渡し等請求に関する訴訟の提起について)			
		専決処分の報告について (専決第12号 市営住宅明渡し等請求に関する訴訟の提起について)			
		専決処分の報告について (専決第13号 市営住宅明渡し等請求に関する訴訟の提起について)			
(1)	議案第60号	平成26年度奄美市一般会計補正予算(第3号)について	H26.9.26	原案可決	全委員会
(2)	議案第61号	平成26年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について	H26.9.26	原案可決	文教厚生
(3)	議案第62号	平成26年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)について	H26.9.26	原案可決	文教厚生
(4)	議案第63号	平成26年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について	H26.9.26	原案可決	文教厚生
(5)	議案第64号	平成26年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	H26.9.26	原案可決	産業建設
(6)	議案第65号	平成26年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について	H26.9.26	原案可決	産業建設
(7)	議案第66号	平成26年度奄美市水道事業会計補正予算(第1号)について	H26.9.26	原案可決	産業建設
(8)	議案第67号	奄美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	H26.9.26	原案可決	総務企画
(9)	議案第68号	奄美市保育の必要性の認定に関する条例の制定について	H26.9.26	原案可決	文教厚生
(10)	議案第69号	奄美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	H26.9.26	原案可決	文教厚生
(11)	議案第70号	奄美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	H26.9.26	原案可決	文教厚生

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(12)	議案第 71 号	奄美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	H26. 9. 26	原案可決	文教厚生
(13)	議案第 72 号	奄美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H26. 9. 26	原案可決	文教厚生
(14)	議案第 73 号	奄美市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例及び奄美市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H26. 9. 26	原案可決	文教厚生
(15)	請願第 4 号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書	H26. 9. 26	採択	文教厚生
(16)	請願第 5 号	知名町教委編・著書「江戸期における奄美諸島」の中から原口泉氏の暴言を訂正・削除することを求める請願書	H26. 9. 26	不採択	文教厚生
(17)	陳情第 5 号	日本を「海外で戦争する国」へとつくりかえる集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める陳情	H26. 9. 26	不採択	総務企画
(18)	議案第 74 号	平成 25 年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について	H26. 9. 26	継続審査	一般会計決算等審査特別委
(19)	議案第 75 号	平成 25 年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H26. 9. 26	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(20)	議案第 76 号	平成 25 年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について	H26. 9. 26	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(21)	議案第 77 号	平成 25 年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	H26. 9. 26	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(22)	議案第 78 号	平成 25 年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H26. 9. 26	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(23)	議案第 79 号	平成 25 年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について	H26. 9. 26	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(24)	議案第 80 号	平成 25 年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H26. 9. 26	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(25)	議案第 81 号	平成 25 年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	H26. 9. 26	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(26)	議案第 82 号	平成 25 年度奄美市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	H26. 9. 26	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(27)	議案第 83 号	平成 25 年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定について	H26. 9. 26	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(28)	議案第 84 号	平成 25 年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	H26. 9. 26	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(29)	議案第 85 号	平成 25 年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について	H26. 9. 26	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(30)	議案第 86 号	平成 25 年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	H26. 9. 26	継続審査	特別会計決算等審査特別委

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(31)	議案第 87 号	産後ケア体制の支援強化を求める意見書の提出について	H26. 9. 26	原案可決	文教厚生
(32)	議案第 88 号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について	H26. 9. 26	原案可決	本会議
(33)	議案第 89 号	奄美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	H26. 9. 26	原案可決	本会議

※前議会からの継続審査事件

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(34)	陳情第 5 号	公契約における公正な賃金確保等に関する陳情	H26. 9. 26	継続審査	総務企画
(35)	陳情第 6 号	「県民の安全が担保されない拙速な川内原発 1・2 号機の再稼働を認めない意見書」の採択を求める陳情	H26. 9. 26	継続審査	総務企画

第3回定例会一般質問通告

9月10日（水）

◎自由民主党 元野 景一

1 中心市街地の活性化について

（1）平成12年 旧名瀬市中心市街地活性化基本計画から平成23年奄美市総合計画の中に示される、奄美市中心市街地活性化基本計画に至る経緯について

① 改正中心市街地活性化法による基本計画が提出され、内閣総理大臣による認定に採用された市町村は、鹿児島県では鹿児島市ののみとなっているが、奄美市はこの内閣総理大臣による認定制度に提出されたのかどうか、その経緯をお示しください。

② 改正された中心市街地活性化法では、市町村が基本計画を作成する際に意見を述べる手続きなど設け、多様な関係者の参画による取組の実現を図るための組織として、中心市街地活性化協議会を法制化しています

中心市街地活性化協議会支援センターを運営している国の独立行政法人「中小企業基盤整備機構」のホームページを見れば、奄美市では改正された中心市街地活性化法に基づき、平成23年4月11日に株式会社まちづくり奄美と奄美大島商工会議所を中心とした、奄美市中心市街地活性化協議会を設立していますが、その設立目的・活動内容・実績・効果をお示し下さい。

③ 奄美市中心市街地活性化基本計画に示される・市街地の整備改善・都市福利施設の整備・街なか居住の推進・商業の活性化が先ほどの内閣総理大臣による認定制度においても重要な課題として示されました。

そこで今後取り組まれる計画を具体的にお示しください。

2 世界自然遺産登録の取り組みについて

（1）世界自然遺産登録を前提とした準備体制について

① 宿泊施設・交通案内板・歴史各所旧跡等案内板の整備、おもてなしセミナーの開等対策は。

② 観光客増加による自然環境への影響に対する対策は。

③ 受入態勢推進の為の市役所組織の再編等、施策の準備は必要でないか。

④ 世界自然遺産登録後の観光産業振興は、これまで経験していない状況が想定されるが、市役所職員の人材育成（エキスパートチーム）の必要性があると思うが、その見解をお示しください。

◎平政会 竹山 耕平

1 市長の政治姿勢について

（1）陸上自衛隊配備について

（2）住用地区の地域観光振興策「ヤムラランド計画（杜と水の都）」について

① 取組み状況と今後の可能性について（地域が持つ資源の活用と地元住民の人材育成と課題への共有認識）

（3）世界自然遺産登録PR用に群島統一のピンバッヂの活用は意識の共有も図られ、また、売上利益

を遺産登録に向けた財源にする事で有効活用することができると考えるが見解を。

(4) 子ども・子育て支援新制度について

奄美市子ども子育て会議の状況について

- ① 現場の声は反映されたか。
- ② 奄美市の子育て家庭の現状への反映
- ③ 公立私立幼稚園の判断は。
- ④ 認可外保育園への対応
- ⑤ 放課後児童クラブの少人数制度の状況は。

2 教育行政について

(1) 武道必修化の取り組み状況について

- ① 各学校の取り組み（指導者講習会・外部指導者との連携）
- ② 用具や備品の確保への取組み

3 まちづくりについて

(1) 末広港土地区画整理事業について

- ① 8番街区の状況について、また、2, 3, 7, 8番街区を含む事業全体の具体的な現状及び今後の整備計画について
- ② 本事業中、特徴的な整備計画としての玉突き工法（商店街機能を持続させながらの工法）の現状分析とニーズ調査について
- ③ 庁舎内の体制作りについて（調整官・建設推進担当官の役割、成果）
- ④ 無電柱化についての現在の見解は。
- ⑤ ユニバーサルデザインのまちづくり推進に向け、官民一体となった取り組みが必要だと思うが見解を。

(2) まちなか景観。景観協定の進捗状況について

(3) 生涯学習センター構想への取り組みについて

◎市民クラブ 平川 久嘉

1 陸上自衛隊部隊配置の協力支援について

(1) 奄美市への陸上警備部隊配置決定までの経緯及び奄美市との調整事項等について伺います。

- ① 陸上部隊配置の必要性
- ② 警備部隊の規模、能力、主要装備品の概要

(2) 部隊配置に伴う事業に奄美市の協力支援の態勢について伺います。

- ① 地域住民に対する部隊配置の理解と協力を得るための施策
- ② 周辺道路の利用整備、駐屯地・訓練場造成、家族隊員官舎等の建設
- ③ ②事業の推進に必要な公用地供与・売却などは考えられないか。

(3) 防衛任務の他に配置部隊に期待する活動は何か。

- ① 防災、危機管理
- ② 地域の活性化

2 防災訓練の実施について

(1) 本年度の防災訓練の計画及び実施の概要と成果、教訓について伺います。

- ① 8月31日に実施した奄美市防災訓練の概要、参加集落、成果、教訓
- ② 迅速的確な情報収集、伝達
- ③ 災害態様による、避難経路、場所の周知
- ④ 関係機関等との連携した大規模の訓練実施

3 県の権限移譲による業務の実施状況について

(1) 本年度県から移譲して実施している業務内容及び取り組み状況について伺います。

- ① 農地法4条・5条申請・許可
- ② 旅券（パスポート）申請・交付
- ③ 市民への周知

4 バニラ・エア（格安航空会社）就航の状況及び効果について

(1) バニラ・エア（格安航空会社）の成田～奄美直行便の就航の状況と波及効果について伺います。

- ① 地域住民等の利用状況
- ② 交流人口の増加、期待される経済効果
- ③ 将来に継続し定着する運行への協力支援策
- ④ 奄美空港のハブ空港化

◎無所属 渡 雅之

1 世界自然遺産登録について

- (1) 国・県・市町村の役割及びタイムスケジュールを示せ。
- (2) 知床財団のような団体を設立できないか。

2 末広・港土地区画整備事業について

- (1) 活性化対策の一環として創設した店舗リフォーム事業の現状と今後の見通しについて

3 建設部の政策課題

- (1) 道路等の横断溝の陥没による事故等の危険性について
- (2) 市営住宅立ち退き時の敷金の使途について
- (3) 砂防ダムの現状と今後の計画について

4 保健予防について

- (1) AED設置の状況について
- (2) ウィルス性肝炎の検査体制の現状について

9月11日（木）

◎公明党 栄 ヤスエ

1 防災行政について

(1) 自主防災組織について

- ① 住用地区・笠利地区は組織率が100%ですが名瀬地区の未組織の現状を伺う。

- ② 年1回の防災訓練を開催しているが参加している組織は全体の何%か伺う。
 - ③ 住用地区で実施している、要援護者等の見守りリスト作成・図上訓練の開催など、他組織の実施状況を伺う。
- (2) 避難所への食料・水・毛布等の備蓄について伺う。
- 2 市民生活について
- (1) 本市における、妊娠期からの母子ケアについて
- ① 産後ケアの現状を伺う。
(育児不安・産後うつ・児童虐待防止等の相談支援)
 - ② 母子保健推進員の役割について伺う。
 - ③ 25年度の出生数・新生児訪問の現状を伺う。
- (2) 本市でのファミリーサポートセンター事業について
- ① 鹿児島県で12自治体が事業を行なっている。
(送り迎え・お預かり・産前産後の家事支援等)
- (3) 奄美市男女共同参画基本計画について
- ① 配偶者暴力相談支援センター設置について
全国237か所、鹿児島県12か所うち市町村設置は鹿児島市・知名町・薩摩川内市の3か所。
本市の設置予定はないかを伺う。
 - ② 学校現場でのデートDVや性教育などの現状を伺う。
 - ③ 男女共同参画の市民への啓発のためにも、市民講座やワークショップなどを開催するための助成ができるないかを伺う。

◎公明党 叶 幸與

- 1 市長の政治姿勢について
- (1) 陸上自衛隊警備部隊の誘致について
- ① どのような話し合いが持たれたのか。
 - ② ミサイル部隊配備であるそうですが有事の際の市民への影響はないのか。
 - ③ 今後の誘致計画の工程はどのようにになっているのか。
- (2) 改正奄美群島振興開発特別措置法について
- ① 航路航空運賃が7月19日から実施になったが効果と今後の検討課題はあるか。
 - ② 7月1日バニラ・エア就航について経過は。
 - ③ 奄美空港の出発保安所のバニラ・エアの入り口とJALの入り口が分かりづらいので大きく表示して頂きたい。
 - ④ 出発セキュリティーゲートと到着便の手荷物受け渡しゲートの増設は考えられないのか。
- (3) 消費税8%導入から5カ月が過ぎたが奄美市の経済状況はどのように分析しているか。
- (4) 中心市街地について
- ① 現在の進捗状況について
 - ② 8番街区のその後はどうなっているか。

③ 末広市場、永田橋市場の将来構想はあるか。

2 防災行政について

(1) 今年度の海難事故の経過と課題について

(2) 防災無線の難聴地域は解消されたか。

(3) 8月31日の防災訓練の状況と課題

① 避難場所のハザードマップは出来ているか。

② 一次避難場所としての高層ビルの契約はどのようになっているのか。現在の状況は。

③ 公共施設等（公務員宿舎）は、避難の際の利用は可能であるのか特に夜中の災害時の対応はどうか。

3 AED活用と点検について

(1) 現在のAED設置の現状は。

(2) 携帯電話などのGPS機能を使ったAED設置場所検索システムの導入は考えらないか。

(3) AEDの不作動対策のため定期的な点検講習訓練をしたらどうか。

(4) 9月9日に仮称「救急AEDの日」を決め県と連動した運動の推進をはかったらどうか。

4 松くい虫対策について

(1) 古損木伐採の進捗状況と今後の計画は。

5 教育行政について

(1) 子ども議会が開催されたが

① 経過と今後の課題は。

② 傍聴人は何名位いたのか、議員への案内はしたのか。

◎新奄美 多田 義一

1 観光振興からの安全対策について

(1) バニラ・エアの就航また、施策等による交流人口は、昨年比較での見込みは。

(2) 今までの水難事故からの対策を示せ。

(3) 監視員のいるビーチの人数の算出根拠を示せ。

(4) 現場からの報告はどこにいくのか。

(5) 担当している課の業務を示せ。

(6) 奄美市内、または群島内の宿泊施設内の指導状況は。

(7) 北大島事故対策協議会の機能は。

(8) 笠利に事故が集中している中、ボートの配備計画は。

(9) 自衛隊との連携はとれるのか。

(10) 観光とは。

◎無所属 川口 幸義

1 ふるさと納税について

(1) 奄美市の取組みは。

① 寄付された方への特典は。

- ② 金額によるポイント制などは。
- ③ 納税者に特産品を送るようなシステムはないのか。

2 奄美市有墓地について

(1) 管理状況・永代使用権について

- ① 墓地調査専門委員会の役割について
- ② 管理不明墓地の今後の対応について

3 建設行政について

(1) 第2四半期の発注率について

- ① A級業者の現場管理者について
- ② 平田浄水場更新事業の入札結果について

4 本場大島紿協同組合について

(1) 協同組合の債務状況

- ① 市が保障する債務の状況
- ② 市と協同組合の換地について

9月12日(金)

◎無所属 安田 壮平

1 奄美市の将来

(1) 地域振興に向けて追い風が吹いていると感じられる昨今の奄美市の状況であるが、本市の10年後の将来像をどのように描いているのか。

2 観光・交流の拡大

(1) バニラ・エア就航による交流人口の増加について、現状と今後の課題をどう考えるか。

- ① 就航して2か月が経つが、この間の経済効果をどのように試算しているか。
- ② この経済効果を継続していくために、本市として取り組むべきことは何か。
- ③ 今後のLCC誘致活動をどのように進めていくか。

(2) 大学生のインターンシップ事業について、現状と今後の課題をどう考えるか。

- ① これまでの本市の取り組みについて、実績や成果をどのように総括しているか。
- ② 今年度の各種事業を踏まえて、今後の取り組みをどのように進めていくか。

3 空き家・空き地対策

(1) 空き家対策が国家的な課題となっており、本市でも空き家・空き地に対する苦情が多く寄せられている。

今後どのように早急な対応をとっていくのか。

4 障害者優先調達の推進

(1) 昨年4月から「障害者優先調達推進法」が施行され、地方公共団体にも障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務が創設されたが、本市における調達方針や実績はいかがか。

◎社会民主党 関 誠之

1 市長の政治姿勢について

(1) 陸上自衛隊警備部隊・中距離地対空ミサイル部隊の配置問題について

- ① 武田防衛副大臣の配備計画についての説明を。
- ② 市長は副大臣と面会直後に受け入れを表明した。
その判断の速さに驚いた。受け入れの理由を示せ
- ③ 中距離地対空ミサイル部隊の配備について、市長の理解度（設備・部隊の内容）を説明して下さい。
- ④ 自衛隊の誘致と観光立島の整合性をどのように考えるか。また、世界自然遺産登録への影響は。
- ⑤ 今後の誘致計画の日程について、具体的に示せ。
(防衛省のスケジュール・奄美市の作業計画を示せ)

2 幼児期の学校教育と保育について

(1) 子ども・子育て新制度の本格実施に向けて

- ① 奄美市における子育て支援制度の現況について
- ② 子ども・子育て支援新制度の取り組み状況は。
- ③ 新制度の実施でどのように保育の場が増え、待機児童はどのくらい減るのか。
- ④ 奄美市での地域子ども・子育て支援事業は、どんな事業を実施しようと計画しているのか。
- ⑤ 雨の日も安心して遊べる屋内施設は造れないか。

(2) 奄美市立幼稚園保育料徴収条例の改定について

3 その他の施策について

(1) (改定奄振法) 産業振興促進計画の策定の現況は。

(2) ふるさと納税の現状・今後の取り組みについて

◎新政会 渡 京一郎

1 市長の政治姿勢について

(1) 奄美市住宅リフォーム等緊急事業対策で1次募集（4月8日～8月末）予定が2か月で終了しており、2次募集が9月1日から11月末まで50件程となっているが例年締切前に受付が終了するほど市民ニーズは高いが今後の対策について

(2) 陸自部隊配備決定で奄美市は名瀬大熊の奄美カントリークラブ西コースの一部民有地約35ヘクタールとなっているが隊舎等は学校に近い市街地に要望は考えられないのか。

2 教育行政について

(1) 市内の各校を回って学校と地域のつながりや郷土教育のあり方をどのように指導されたか伺います。

(2) 体験交流学習について

(3) 住用へき地保育所について

3 土木行政について

- (1) 住用市集落から青久集落までの林道管理と市道管理については。
- (2) 住用支所前と中央公民館に水銀灯の設置は出来ないか。

◎日本共産党 崎田 信正

1 市長の政治姿勢について

- (1) 自衛隊の部隊配備について

- ① 警備部隊と中距離地対空誘導弾部隊を配備し、350人規模と報じられている。これらの日常的な活動、訓練と、どのような訓練が行われるのか。
- ② ミサイル部隊の配置と報じられているが、離島有事の場合は、まっさきに標的となるのではないか。
- ③ 民意は反映されていると思うか
- ④ 人口増および経済効果への期待を表明しているが、人口増は一時的なものとならないか。また、どのような経済効果を見込んでいるのか具体的に説明を。
- ⑤ 自衛隊基地は、米軍は自由に使えると聞くが、米軍との共同使用、あるいはオスプレイの配備などの心配はないか。
- ⑥ 今後規模の拡大などは想定されないか。
- ⑦ オスプレイの目撃情報が後をたたないが、どのように把握し、対処しているのか。
- ⑧ 奄美は世界自然遺産の登録を目指し、観光産業の発展に期待がかかるが、自衛隊の部隊配備による影響は考えられないか。
- ⑨ 自衛隊の部隊配備で、市民生活に影響はないか。

2 子ども・子育て支援新制度について

- (1) 放課後児童クラブ（学童保育）について、対象を小学3年生から6年生までに広げるが、課題はなにか。
- (2) 奄美市における幼稚園と保育所の良いところを一つにした「認定こども園」の普及にあたって、課題はなにか。
- (3) 「地域型保育」の新設にあたって、課題はなにか。

3 住宅・店舗リフォーム助成について

- (1) 住宅リフォームと店舗リフォームの今年度の実績と今後の課題は。
- (2) 2014年度、国が「長期優良化リフォーム推進事業」が予算化されているが、奄美の状況は。

第 3 回 定 例 会
平成 26 年 9 月 9 日
(第 1 日 目)

9月9日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 西 公 郎 君	2 番 安 田 壮 平 君
3 番 川 口 幸 義 君	4 番 栄 ヤ ス エ 君
5 番 師 玉 敏 代 君	6 番 多 田 義 一 君
7 番 橋 口 和 仁 君	8 番 向 井 俊 夫 君
9 番 渡 雅 之 君	10 番 戸 内 恒 次 君
11 番 関 誠 之 君	12 番 大 迫 勝 史 君
13 番 与 勝 広 君	14 番 叶 幸 興 君
15 番 奥 輝 人 君	16 番 平 川 久 嘉 君
18 番 竹 田 光 一 君	19 番 渡 京 一 郎 君
20 番 元 野 景 一 君	21 番 里 秀 和 君
22 番 伊 東 隆 吉 君	23 番 竹 山 耕 平 君
24 番 崎 田 信 正 君	

○ 欠席議員は、次のとおりである。

17 番 栄 勝 正 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長 朝 山 育 君	副 市 長 福 山 敏 裕 君
教 育 長 要 田 憲 雄 君	住 用 総 合 支 所 長 澤 修 平 君
笠 利 総 合 支 所 長 吉 富 進 君	總 務 部 長 東 美 佐 夫 君
總 務 課 長 森 山 直 樹 君	企 画 調 整 課 長 三 原 裕 樹 君
財 政 課 長 前 田 和 男 君	市 民 部 長 前 里 佐 喜 二 郎 君
税 務 課 長 柴 一 夫 君	保 健 福 祉 部 長 泉 賢 一 郎 君
高 齢 者 福 祉 課 長 市 川 哲 義 君	商 工 觀 光 部 長 菊 田 和 仁 君
商 水 情 報 課 長 久 保 信 正 君	農 政 部 長 山 下 修 君
土 地 対 策 課 長 奥 正 幸 君	建 設 部 長 砂 守 久 義 君
建 築 住 宅 課 長 備 孝 朗 君	上 下 水 道 部 長 上 島 宏 夫 君
下 水 道 課 長 市 田 利 郎 君	教 育 務 委 員 會 長 安 田 義 文 君

9月9日(1日目)

教育委員会総務課長
兼行革調整監兼給食
センター整備対策監 保浦 正博君 会計管理者 中 英信君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 橋本 明和君 議会事務局次長兼
調査係長事務取扱 大江 和典君
議事係長 前田 賢一郎君 議事係主任 麓 浩登志君

議長（竹田光一君） おはようございます。ただいまの出席議員は23名であります。会議は成立了しました。

これから、平成26年第3回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前9時30分）

○

議長（竹田光一君） 直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

まず、去る6月定例会において可決されました少人数学級の推進などの定数改善と、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2015年度政府予算に係る意見書ほか2件につきましては、内閣総理大臣はじめ関係方面に提出しておきましたから御了承願います。

また、同じく6月定例会において採択された請願、陳情のうち市長に送付した請願第3号に係る処理経過及び結果の報告がありました。

次に、地方自治法第180条の規定による専決第8号 損害賠償の額を定めることについて、ほか5件の専決処分の報告がありました。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定により、出資法人の経営状況を説明する書類の提出がありました。その内容はお手元に配付のとおりであります。

この際、御報告いたします。

平成24年6月定例会において、全議員をもって設置されました奄美市本庁舎建設提言特別委員会は、先般開催されました委員会において、奄美市本庁舎建設基本構想案について、特段異存なしとの決定をいたしました。

以上、諸般の報告を終わります。

○

議長（竹田光一君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、里 秀和君、伊東隆吉君、崎田信正君の3名を指名いたします。

○

議長（竹田光一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の議事日程のとおり、本日から9月26日までの18日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月26日までの18日間とすることに決定いたしました。

○

議長（竹田光一君） 日程第3、議案第60号 平成26年度奄美市一般会計補正予算（第3号）についてから、議案第73号 奄美市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例及び奄美市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの14件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは、ただいま上程されました議案第60号から議案第73号までの提案理由を御説明いたします。

まず、議案第60号 平成26年度奄美市一般会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正について、まず、歳出の予算の内容を申し上げます。

今回の補正予算は、関係する費目に職員の人事異動及び時間外勤務手当の追加に伴う人件費を計上い

たしております。

総務費につきましては、総務管理費において住用総合支所及び笠利総合支所新庁舎完成に伴う市債の償還額が確定したことから、今後の償還費に要する所要額四億4,996万9,000円を庁舎整備基金から減債基金に積み替えるほか、地域振興基金積立金3億6,918万3,000円、庁舎整備基金積立金1億5,000万円などを計上するものであります。また、松くい虫被害による危険木対策に要する経費2,000万円を追加計上するほか、緊急経済対策事業費に1,432万4,000円、国のがんばる地域交付金等を財源とする好循環実現経済対策事業費7,201万3,000円などを計上いたしております。

民生費につきましては、社会福祉費において人件費の減額に伴う介護保険事業特別会計繰出金の減額や、児童福祉費において春日保育所施設整備助成金2,639万5,000円などを追加計上するものでございます。

衛生費につきましては、保健衛生費において各種予防接種業務の増額などが主なものであります。

労働費につきましては、緊急雇用創出臨時特例基金事業として、地域人づくり事業経費の追加計上をいたしております。

農林水産業費につきましては、林業費において松くい虫駆除事業や里山林機能回復事業等に要する経費などを追加計上いたしております。

商工費につきましては、プレミアム商品券発行事業助成金2,000万円を計上するとともに、新たに中心商店街店舗リフォーム補助金1,150万円などを計上いたしております。

土木費につきましては、道路橋りょう費及び都市計画費において、国の予算内示に伴う事業費の変更などが主なものであります。

消防費につきましては、高規格救急車購入に要する大島地区消防組合への負担金3,100万円などを計上するものでございます。

公債費につきましては、市債の売上償還を行うための所要額1,503万4,000円を計上するものでございます。

次に、歳入の主な内容につきまして御説明いたします。

地方交付税につきましては、今年度の普通交付税算定額が確定したことに伴い、3,764万8,000円を追加計上するものであります。

国庫支出金につきましては、好循環実現経済対策事業に要する財源として、がんばる地域交付金6,897万2,000円を計上するとともに、土木費等における国の予算内示額が確定したこと等により、総額で9,340万2,000円の増額を行うものであります。

その他、歳出に要する財源として、県支出金3,215万8,000円、基金繰入金4億6,650万3,000円、繰越金1億4,255万7,000円、市債5億9,933万3,000円、寄附金3,020万円などを追加計上いたしております。

今回の補正で14億2,922万1,000円を追加することにより、平成26年度奄美市一般会計予算の総額は312億5,755万円となります。

また、第2表、地方債補正につきましては、事業の追加や変更に伴う起債限度額の変更を行うものであります。

次に、議案第61号 平成26年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費におきまして、人事異動に伴う増額として642万円を増額計上するとともに、国民健康保険の制度改革に伴うシステム改修業務委託負担金として11万7,000円を計上いたしております。

また、前期高齢者納付金関係として34万6,000円を、保険税の還付金として131万4,000円をそれぞれ追加計上いたしております。

歳入につきましては、一般会計繰入金につきまして、人件費繰入金の相当額を増額いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ 824万7,000円の増額となり、平成26年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は、72億2,329万6,000円となります。

議案第62号 平成26年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費におきまして、人件費所要額を81万円減額計上いたしております。

歳入につきましては、総務費の減額に伴い繰入金を同額減額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ 81万円の減額となり、平成26年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の総額は2億4,587万2,000円となります。

議案第63号、平成26年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費におきまして、人件費を減額計上いたしております。地域支援事業費におきましては、人件費と高齢者元気アップ・ポイント業務、医療・介護・福祉連携ネットワーク保守業務等を増額計上し、報償費を減額計上いたしております。

また、前年度の介護保険給付費等の確定に伴い、基金積立金と諸支出金を増額計上いたしております。

歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、市債におきまして地域支援事業の増額に伴い増額計上し、繰入金は総務費の減により減額計上いたしております。

また、前年度の介護保険事業特別会計の実績に伴い、繰越金を増額計上いたしております。

なお、第2表、地方債補正につきましても、地域支援事業費の増額により、借入額が不足する見込みとなりましたので、起債限度額を増額するものであります。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ 1,079万8,000円の減額となり、平成26年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は47億4,206万4,000円となります。

次に、議案第64号 平成26年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容について御説明いたします。

まず、歳出につきましては、主に人事異動に伴い総務費及び事業費の各費目の人件費について、増額または減額計上いたしております。また、事業費におきまして、事業促進に伴う費目及び維持管理費を増額計上いたしております。

次に、歳入につきましては、主に人件費の増額に伴う繰入金及び諸収入を増額計上いたしております。また、建設費の増額に伴う財源として、国庫支出金及び市債を増額計上いたしております。

今回の補正により、歳入歳出それぞれ 5,185万9,000円の増額となり、平成26年度奄美市公共下水道事業特別会計の総額は20億6,053万6,000円となります。

議案第65号 平成26年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

まず、歳出につきましては、主に総務費におきまして人事異動に伴う人件費を増額計上いたしております。

次に、歳入につきましては、人件費の減額に伴い、一般会計からの繰入金を減額計上いたしております。

今回の補正により、歳入歳出それぞれ 63万円の減額となり、平成26年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算の総額は3億396万9,000円となります。

議案第66号 平成26年度奄美市水道事業会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、収益的支出において、人事異動等に伴う人件費等 901万4,000円を減額

し、営業費用の総経費において公営企業会計新制度支援業務委託料として264万6,000円を計上するなど、合わせまして636万8,000円の減額となります。

また、資本的支出につきましては、建設改良費におきまして人事異動等に伴う人件費を277万円、企業償還金を2,740万円、合わせまして3,017万円を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、資本的収入が資本的支出額に対して不足する2億6,631万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金1万円、当年度分損益勘定留保資金2億6,629万8,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1万円で補てんいたします。

議案第67号 奄美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成27年度から施行予定の軽自動車税の税率の改正規定に、小型特殊自動車の税率の見直しを加えるため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第68号 奄美市保育の必要性の認定に関する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の施行に伴い、平成27年度から個別の保育所等への入所申請の前に、市が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する制度となることから、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第69号 奄美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、議案第70号 奄美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第71号 奄美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、子ども・子育て3法の制定に伴う新制度の開始により、認定保育所、学童保育、その他の子ども子育てに係る施設事業等について、その施設や運営の基準のうち、市町村が条例で定めることとされるものについて、所要の規定を整備しようとするものでございます。

次に、議案第72号 奄美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、議案第73号 奄美市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例及び奄美市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、当該条例において引用している法律の名称が改正されたことに伴い、所要の規定を整備しようとするものでございます。

以上をもちまして、議案第60号から議案第73号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議のうえ議決してくださいますようお願ひいたします。

○

議長（竹田光一君） 日程第4、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内全市町村の長及び議員のうちから市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されております。

現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について、二人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき選挙の告示を行い、候補者の届け出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える3人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び告知は行えません。

そこで、お諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は23名であります。

候補者はお手元に配付してあります候補者名簿のとおりであります。

候補者名簿の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配付させます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

点呼に応じて順次投票を願います。

(点呼、投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定によって立会人に平川久嘉君、渡京一郎君を指名します。

両君の立ち会いをお願いします。

(開票)

選挙の結果を報告します。

投票総数23票、これは先ほどの出席議員に符合いたしております。

そのうち、有効投票23、無効投票0票。

有効投票のうち、下本地 隆君15票、道上 正己君1票、たてやま 清隆君7票。

以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日9月10日午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。(午前10時03分)

第 3 回 定 例 会
平成 26 年 9 月 10 日
(第 2 日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 西 公郎 君	2 番 安田 壮平 君
3 番 川口 幸義 君	4 番 栄 ヤスエ 君
5 番 師玉 敏代 君	6 番 多田 義一 君
7 番 橋口 和仁 君	8 番 向井 俊夫 君
9 番 渡 雅之 君	10 番 戸内 恭次 君
11 番 関 誠之 君	12 番 大迫 勝史 君
13 番 与 勝広 君	14 番 叶 幸與 君
15 番 奥 輝人 君	16 番 平川 久嘉 君
18 番 竹田 光一 君	19 番 渡 京一郎 君
20 番 元野 景一 君	21 番 里 秀和 君
22 番 伊東 隆吉 君	23 番 竹山 耕平 君
24 番 崎田 信正 君	

○ 欠席議員は、次のとおりである。

17 番 栄 勝正 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長 朝山 毅 君	副市長 福山 敏裕 君
教育長 要田 憲雄 君	住用総合支所長 澤 修平 君
笠利総合支所長 吉富進 君	総務部長 東美佐夫 君
総務課長 森山 直樹 君	企画調整課長 三原 裕樹 君
財政課長 前田 和男 君	総務部参考事(消防長) 吉田 鐵芳 君
市民部長 前里 佐喜二郎 君	環境対策課長 伊東 義久 君
市民課長 元 優 君	保健福祉部長 泉 賢一郎 君
福祉政策課長 山田 和憲 君	健康増進課長 森岡 博文 君
保護課長 中元 幸立 君	保護課参考事 榊原 孝昭 君
商工観光部長 菊田 和仁 君	商水情報課長 久保 信正 君
紬觀光課長 島名 享 君	産業建設課長 納保 敏君

9月10日(2日目)

農政部長	山下修君	土地対策課参事	福永孝君
建設部長	砂守久義君	都市整備課長	本山末男君
土木課長	戸田正利君	建築住宅課長	備孝朗君
上下水道部長	上島宏夫君	水道課参事	林茂穂君
教育委員会 事務局長	安田義文君	教育委員会総務課長 兼行革調整監兼給食 センター整備対策監	保浦正博君
学校教育課長	益山富誉君	農業委員会会長	前山重一郎君
農業委員会 事務局長	川内進君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	橋本明和君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	大江和典君
議事係長	前田賢一郎君	議事係主査	麓浩登志君

議長（竹田光一君） おはようございます。ただいまの出席議員は23名であります。会議は成立了しました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（竹田光一君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔・明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、自由民主党 元野景一君の発言を許可いたします。なお、元野景一君からパネルの持ち込み使用の許可申し出がありましたので、これを許可いたします。

20番（元野景一君） 平成26年第3回奄美市議会定例会にあたり、自由民主党会派 元野景一として一般質問をいたします。

質問に入ります前に、所見を述べさせていただきます。去る7月22日、奄美市議会の自衛隊を誘致する奄美市議会有志の会17名中10名の議員、そして民間団体の代表である志を同じくする人たちとともに、防衛省はじめ関係諸機関へ陳情をいたしてまいりました。八月初旬にも公表するとの感触を得て、8月12日、武田良太前防衛副大臣が来島。我が奄美市と瀬戸内町を訪ね、普通警備任務部隊である中距離地対空誘導弾部隊、いわゆる中距離地対空ミサイル部隊を奄美市名瀬大熊地区に、警備部隊地対艦ミサイル部隊を瀬戸内町節子地区に、それぞれ配備し、私たちの南西諸島方面での侵略の意図を持つ外国の離島侵攻や周辺海域封鎖など、航空攻撃、海上攻撃などの軍事行動に対する我々の島民、国民、領土、領空、領海を守る高い防衛力を持つ最新鋭のミサイル戦闘部隊であることが分かりました。駐屯する隊員は奄美市に350名、瀬戸内町が200人規模と報じられましたが、増員が見込まれるとも付け加えられています。部隊配備に伴う施設詳細の件は、この後に一般質問で同僚議員多数が通告してありますので、議員各位の質問に委ねますが、敢えて所見として私が申し上げたいのは、現在の我が国家を取り巻く安全保障の状態に喫緊の国、そしてふるさと奄美の現実の事態として、これを真剣に受け止め、取りわけ私たちの愛するふるさと奄美群島が地理的にも歴史的にも政治的にも、そして経済的にも日本の国際情勢的にも、その役割において重要な意味を持つ大切な時代であるとの認識をいち早く明確にとらまえておく必要があると私は痛感をいたします。議会内において、早くから超党派の奄美の未来を考える会の立ち上げを図り勉強会を重ねて、後に自衛隊を誘致する奄美市議会有志の会を結成、奄美市議会6月定例会、7月3日最終本会議において、奄美市への自衛隊配備を求める意見書を賛成多数で可決し、谷 芳成奄美大島商工会議所会頭はじめ、民間12団体とともに、奄美に陸上自衛隊を誘致する連絡協議会を組織し、谷 芳成奄美大島商工会議所会頭を代表とする12名の陳情団でもって、防衛省、自由民主党、関係国会議員を訪ね誘致の要望書を手渡したことは、大変有意義な奄美の歴史的な快挙と言えると私は思います。この一連の議会議員としての迅速な議員活動、その1員として加わったことを誇りに思い、胸を張って市民の皆さんに報告したいと思うのです。人はそれぞれの主義、思想において、またそれぞれの人生観において、様々な考えがあるものです。それぞれが自由に、活発に、それぞれの正当性を主張しあって論じ合い、激論を重ね合い、納得の1点を模索していく、そして最終多数の集合するところに、その決定を委ねていく。これが民主主義の崇高な落ち着きどころです。地元新聞の市民アンケートが紙上に掲載されました。アンケートの文言で大きく左右されるこの種のアンケート結果を、余り私は信じないこの私でさえ、6割配備賛成の見出しには驚かされました。それだけに、島民の期待は切実なものだろうと私は感じるのですが、このアンケートにも、アンケートに基づく

それぞれの評論や解説の表現にしても、人はそれぞれいろいろな考えがあるものだと感じました。それでも、行政は、議会は、丁寧な説明が求められるとされる以上、何度でも説明する覚悟を強めなければならぬし、議会は市民の前に堂々とリベートする姿勢を常に惜しみなくさらけ出す勇気ある態度が必要だと、私は思います。清廉を探求し、言葉のすり替えや騒音に揺れ動かされたかつての学生運動のような誤った手法に動じることのないどっしりとした政治観が真実を構築していくものだと私は信じます。こうした考えを込めて、私たち奄美の意義深い歴史的な可能性の広がった時代の分岐点を、今、私は感じます。後世の奄美の人々に、胸を張って、奄美市当局は、奄美市議会は、真剣に考え議論を重ね、責任を持ってこの時代を作り進めてきたというのを、自信を持って決定するのが、私たちの努めだと私は深く考えます。

早速、通告に従って質問をいたします。私は、今回も中心市街地の活性化について質問を進めていきたいと思います。3月議会、そして6月議会でも、中心市街地の活性化についてお尋ねをしたわけですが、答弁をもらって、その後、幾度となく中心市街地、中心商店街を歩いて、その現状を見、商店街の方々と話すのですが、どうしても明るい状況が見出せないです。平成32年、この計画が完成のあかつきには、本当に計画の目標であるコンパクトシティゆらうまちの実現が本当に示せるのですか。再び、かつてのあの賑わいを取り戻していく商店街を作っていくのですか。はなはだ心細い心境になつてていくのは、私の杞憂ですか。あと6年でその目途を示せなければならぬこの中心市街地活性化基本計画が、なぜなかなか効果を現すことができないのか、この疑問点をただしていく質問をしていきたいと思います。

1番です。平成12年旧名瀬市中心市街地活性化基本計画から平成23年奄美市総合計画の中に示される奄美市中心市街地活性化基本計画に至る経緯について、以下、お尋ねします。

①です。改正中心市街地活性化法による基本計画が提出され、内閣総理大臣による認定に採用された市町村は鹿児島県では鹿児島市のみとなっているが、奄美市はこの内閣総理大臣による認定制度に提出されたのかどうか、まず、その経緯をお示しください。

以降、質問を質問席からの質問にいたします。

議長（竹田光一君） 答弁を求めます。

商工観光部長（菊田和仁君） おはようございます。元野議員の質問にお答えいたします。

まず、国による中心市街地活性化基本計画の認定制度と奄美市における取組の状況についてでございますが、中心市街地活性化基本計画の認定制度は平成18年に改正された中心市街地活性化法において制度化されたもので、国の認定計画に盛り込まれた事業に対し、国の支援措置の拡充などが図られました。こうした中、法改正に対応した計画策定と計画認定の必要性から、平成21年度、府内に計画策定委員会を設置し、事業計画案などの協議を行っております。また、平成22年に中心市街地活性化の総合的、一体的な推進を図るため、商工会議所をはじめ、中心市街地活性化の関係者で構成する奄美市中心市街地活性化協議会を設置し、府内で協議した計画内容について検討を進めていただき、平成23年3月に奄美市への意見書として取りまとめていただきました。その後、平成23年5月に、計画認定を行う内閣府中心市街地活性化本部へ計画素案の説明を行い、国の認定取得に向けた取組を開始しております。しかしながら、国との協議によって、5年の計画期間内で数値目標の達成に資する事業内容の熟度が不十分との指摘があり、今まで計画の提出、認定に至っていない状況でございます。以上でございます。

20番（元野景一君） 分かりました。まず、②を進めて、ちょっと改めてコメントしたいと思いますが、②です。改正された中心市街地活性化法では、市町村が基本計画を作成する際に、意見を述べる手続きなどを設け、多様な関係者の参画による取組の実現を図るための組織として、先ほど、部長がおっ

しゃいましたように中心市街地活性化協議会を法制化しています。中心市街地活性化協議会支援センターを運営している国の独立行政法人の中心企業基盤整備機構のホームページによりますと、奄美市では平成22年の9月に、株式会社まちづくり奄美と奄美大島商工会議所を中核とした奄美大島市街地活性化協議会を設立していますが、この設立目的、活動内容、実績、効果、これをどうぞお示しください。

商工観光部長（菊田和仁君） 奄美市中心市街地活性化協議会は、先ほど申し上げましたように平成22年9月に設置されておりますが、この協議会は中心市街地活性化法第15条の規定に基づき設立された組織でございます。その目的といたしましては、奄美市が策定する中心市街地活性化基本計画、その他の必要事項を協議し、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することとされています。その活動実績でございますが、平成22年度に奄美市の中心市街地活性化基本計画の策定時でございますが、計画内容についての意見を取りまとめるため、10回の協議会を開催し、市へ計画に対する意見の提出を行っております。また、平成23年度以降は、中心市街地活性化法の理解を深めるための勉強会や、本市の活性化基本計画の事業進ちょく状況を確認するなどの会議も開催しているところでございます。中心市街地活性化協議会の効果といたしましては、地域の経済力向上を担う商工会議所をはじめ、各産業団体の代表、交通機関、金融機関の代表などが一同に会する協議会でもあることから、中心市街地活性化基本計画に盛り込まれた事業の推進や見直しと合わせ、今後、新たな事業計画を策定するにあたっての協議の場として、大変意義ある組織であると考えております。以上です。

20番（元野景一君） それではですね、③まで進めて、まとめてコメントをいただきたいと思いますが、奄美市中心市街地活性化基本計画に示される市街地の整備、改善、それから都市福利施設の整備、街中居住の推進、商業の活性化が、先ほどの内閣総理大臣による認定制度において、その5年間のその進ちょくが認められないために、この認定制度は通過をしなかった旨の答弁を示されました。そこで今後ですね、取り組まれる計画を、具体的に、この市街地整備ですね、さっき四つ挙げた、この中の、今後、取り組まれる計画、具体的にお示しください。

商工観光部長（菊田和仁君） 中心市街地活性化法の下、奄美市中心市街地活性化計画に示す、先ほどございました主要4項目のうち、市街地の整備改善については、現在、進めております土地区画整理事業の早期の完了を目指し、引き続き事業を推進してまいります。また、都市福利施設の整備については、前回の計画認定協議において、計画の内容の熟度不足が指摘されました生涯学習センター構想の具体化に向けて、府内の協議を進めていく必要があろうかと考えております。街中居住の推進及び商業の活性化については、現在、街中共同住宅や店舗併用住宅の建設助成、それから今年度から開始しました店舗リフォーム助成金、あるいは空き店舗家賃補助制度の拡充やスーパーの立地促進助成金などの施設整備に対する助成、また商店街イベント事業やプレミアム商品券発行事業など、ソフト事業に対する助成など、今まで様々な施策を実施してきたところです。これに加え、本年度、中心市街地活性化基本法が改正され、民間投資を喚起する新たな制度が創設されております。こうした新たな事業制度が民間事業者に有効に活用されることで、街中居住の推進を含め、市街地活性化もより一層推進できるものと考えているところです。今後、中心市街地活性化との協議を通して、新たな民間事業の掘り起こしにも努め、中心市街地活性化基本計画の認定に向け、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

20番（元野景一君） ちょっと確認しますが、それは新しい事業等々も計画されているという話は、その認定制度受けたのちに、その事業を導入できるのですか。それとも、認定制度が先ですか。それとも、今、行っているのしながら新しい認定も受けることもできると考えていいんですかね。

商工観光部長（菊田和仁君） 先ほど、私が、今現在行っている施策を多々申し上げましたが、認定制度を受けることによって、新たに国から手厚い補助が出る仕組みになっておりますので、当然ながら、今、私どもがやっている事業に加えて、認定制度を受けることで民間事業者が新たに投資するような、それを喚起するようなことを地域活性化協議会の中でも議論して、最終的には民間の投資を促すと、そのような趣旨でございます。

20番（元野景一君） その答えをね、いただきましたかったんです。そういうことを含めて、ということは、いかに認定制度を得られるように、つまり鹿児島市は受かったが、あの市町村は受からなかつた。なぜか。自分たちが最初、基本計画で提出をしたその事業が進んでない。評価されてないから、それをしっかりとし、新しい見直しもして、そして認定制度に持ってきてくださいということの意向だと思いますね。ですから、それに向かって全力を擧げる、これをしないと、今のままでもたもたもたもたしてると、そういうのどんどん押しかけて来ても、それを利用できない。それを利用して、早く活性化がなすようなまちづくりをしなくちゃいけないのに、これに足踏みをしている状態では駄目だと思いますので、是非、あなたは本当に何度も、前の議会でも言いましたが、財政畠を来て、そして、その席に座ってるわけです。全部知り通しているあなたですから、是非、全力を擧げてですね、やっていただきたい。これがあなたの使命だと思います。

ちょっとここでパネルを示しながら、説明していきたいと思います。これは、今ですね、部長が示されました奄美市の中心市街地活性化の流れです。我々も本当に分からなかつた。これを、こう時系列的にこうして並べてみました。こっちが国です。国・県ですね。そして、市です。この流れで来て、ここまで来てるんだということが、26年まで来ているわけです。このあとも続きますが、それを、ちょっと小さいですから、見にくいかもしれませんが、今、部長がこんなふうな流れで中心市街地活性化法に従って事業を積み立ててきたんですよという話が、ここではっきり分かります。ちょっと、市民の皆様にテレビを通じてこうしますが、こういった流れです。これは、いかに、ちょっと急いで話しますが、戦後、時代が進んできてですね、街中とっても盛んだった頃に、そのときに、やっぱりあのとき、やっぱり、アメリカからの圧力、日本の経済がどんどん進んでいく中でですね、アメリカの圧力、大店法の改正という大きな事態がありました。これがですね、平成10年、商業調整制度廃止、これはですね、要するに大店法が改正されたということです。つまり、大型スーパー、大型店がどんどん作ができるようになった。これはもう、全部、調整をしておったんですね。あまり小さな町に大型店が入っていったら、その商店街が潰れていく。小さな商業者を守れないという観点から、それを守っておる。それがあったために、祭りが、商人の力があるから祭りが運営される。町を作っていく。いろんな行事がある。それが成り立つたんですが、そこに大きく改善をしなくちゃいかなくなりました。これで、そのふるさとの祭りが消えていく。それから、庶民の生活の基盤が消えていくっていうような大変大きな問題が出てきましたので、これでもう1回その中心市街地、その大店法も少し手直しをしなくちゃ、まちがもっていかないよというなのが、この中心市街、旧ですね、市街地、中心市街地活性化法ができあがってくるんです。これと同時にですね、奄美市も同じように、全く同じような形態を歩んでおります。旧名瀬市の、名瀬市の中心市街地活性化基本計画を立てて進めてくる中に、合併の状況がありました。合併の状況の中で、その中に今度は奄美市の総合基本計画があつて、その中に今度は改正中心市街地活性化法になぞられた、つまり計画がちゃんとできとるわけですね。奄美市では。だから、その国の流れに乘じたその計画がしっかりとできとる。できておるんですがですね、それが合併、それからそれぞれの役所の役人の皆さん定年退職でどんどん譲っていく段階で、それがしっかりと手渡されてない。ただ単に、この事業を消化する。この事業を消化する。こういった感覚でその事態が進んでおるわけですから、この切迫感がない。その中で、市街地はどんどん衰退していく。何のためにこの事業をしておるのかということすら、その恩恵を受けるべき中心街の人たちがそれを疑問に思いました。これが今の現状だと思います。ここで、もう1回締め直してですね、認定制度をしっかりと受けて、

こんなふうな形をやります、こんなふうにしつたらこんなふうになる。是非ね、それを進めていただきたいと思います。その中で、指摘された四つの中から、主立ったものの中で、提案かたがた、お話をしたいと思います。

まずね、じや何が一番先に必要かっていう項目だと思います。私はね、一番、この中心市街地活性化の大きな問題のテーマは、やっぱりね、中心市街地から人がいなくなつた。この人がいなくなつたのにね、我々は、何か、まだ無頓着なんです。私は小さいときからこの中心市街地で生まれて、このところまで生きてきましたが、振り返ってみて、なるほどこんなにすごい居住人、人口が減つていったのかという実例が、もう、はたはたと思います。まずね、公務員の町、名瀬市、旧名瀬市っていうのは公務員の町でした。もう、公務員が、もう最大の人口の割合ぐらいに公務員の人、方々がたくさんあった。かつてですね、大島支庁のこの横が、今の、今の広域事務組合が使つてあるあの建物のあの一帯はですね、瓦屋根の平屋の、大島支庁の官舎です。大島支庁の家族から各課長から、全部、そこに住んでおるんです。転勤時期になるとですね、そこに新しい、あの子どもたちも一緒に来て、そして名瀬小学校には毎年、ああ今度新しく来た鹿児島の子どもなんかが転校してくる。この事態がはつきり感じられました。そこに、その人口、その家族がごっそりとなくなりました。それからですね、まずNTT、NTTの衰退は、もう目に余りますね。NTTの大きな宿舎がね、何か所かにあったんです。大島高校、安勝町のそのすぐところにですね、官舎がきっちりとあったんです。そこにもね、たくさんの家族がありました。これがまず、なくなった。それからですね、法務省関係、裁判所関係がですね、幸町の信愛幼稚園の横に、あそこの区域に全部官舎があつて、判事の子どもさんとか、判事の家族、それから、裁判官、全部そこに住んでいらっしゃったんです。それから、海上保安部、海上保安官、金久町にです、小さく感じでしたけど、そこにもありました。それから、拘置所ですね。そこの中、近くにも官舎がありました。それから保健所。測候所の中にはたくさんの官舎があつたんですよ、皆さん。私たちが小学校のときには、たくさん、子どもたちがいっぱい遊んでいるぐらいに、それこそ賑わいが、夕方になつたらたくさんの子どもたちがそこに遊びに来るぐらいに、家族が住んでおりました。この一括り、今、私が話をしただけでも、その人間がごっそりなくなつてゐるのに、我が奄美市はそれに対する対抗という形を、一つも考えておりません。むしろ、その郊外に郊外に住宅を造つていって、そして、そのところに住むような形になっていきました。これに対して、中心市街地の人たちも鈍感なんです。つまり、これはね、コップの中に、ゆでガエルと一緒にです。コップの中にカエルを入れて、ゆっくりゆっくり熱湯を注いでいくとですね、分からぬ。そして、遂にはそこの中で、飛び、飛び跳ねることもできずに死んでいく。この姿ですよ、全く。ここに、今、是非、気付いてください。そして、居住環境の向上のための事業っていうのがありますから、ここに、是非、私は市営住宅のね、整備をお願いします。先ほどの部長の話では、民間にそれを委ねて、民間に融資とか、それもどんどん力を付けて、民間に建てさせる。これも結構です。これも、当然必要だと思います。だけどね、ここまで来たらね、もう生ぬるい。民間ではもう、逆に、もうこの町の中に民間が造つても、入る人がおるかなおらんかなって、おっかなびっくりやります。だから、そうじやなくて、思い切つてこの中心市街地をもう一回活性化させるための、まず最初はですね、人口を増やすために市営住宅をきっちり完備して、そこの人間を増やす。人が増えてきたら商店は必ず増えてきます。ここからが先ですよ。是非、それを考えるに入れて、市当局の計画の中に、是非ね、検討してください。先ほど言ったように、奄美市は公務員の町であったんです。名瀬市は。だから、中心市街地は公務員の町だったんです。これがごっそり消えたという、この実例ですね、もう一回噛みしめて、調査して、調べて、どのぐらい人間が、その人間たちが減つたのかというのを見れば、この日常の買い物を支えておったのが、これが中心市街地の商店のベースですよ。これが日常のベースの売り上げです。これが消えて、商店をどう維持せい。商店人の経験のある人は分かります。毎日の売り上げがどんどん減つていく商店の中においてはね、銀行がまず融資をしてくれない。今まで出しつついた融資を切り替え、切り替えでお願いしてやっと成り立つた商店のこの経営が、ある日突然ですね、銀行は自分の身を守るために切り替えを停止しとる。切り替えを停止したらで

すね、その即座にその商店は潰れていくんです、商業は。これをね、痛切に感じていただきたい。市当局の皆さん、是非、考えていただきたい。ですから、私は敢えてここで言いますが、自衛隊が誘致が決定します。是非ですね、自衛隊の家族の宿舎もこの中心市街地の中の市の用地があったら、そこに、分散してでもですね、是非、提供して、しっかりとそこに位置付ける。自衛隊の官舎だから山の上に、とんでもない話です。この人たちも便利に都市生活ができる一番の中心市街地の辺りにしたら喜ぶはずです。これをね、是非、もう早急に計画の中に、是非、入れていただきたい。どうか、市長、私、この話だけは市長にちょっと、お答えをいただきたいんですが、是非、お願ひしたいと思いますが、どうでしょうか。

市長（朝山 毅君） 元野議員の時系列的な商店街の変遷をお話しを伺いました。国の法律を遵守すべき我々公務に携わる者が、それぞれの計画を継続的に、今、履行していないというふうな御指摘もありました。正に、職員が代わっていくたんびに、基本的な計画がそれ相当に守られてないという御指摘であろうかと思います。適宜に対応はしているものと存じますが、そのような格好で今日に至っていると。大店法を含め、商業環境の移り変わりの、それが即断即決の形で実践されていないということでありましょう。それらを踏まえて、現在の中心商店街の現状というものをお話しになりました。その中で、人口対策、商業環境を強くする環境等を含めて、自衛隊等宿舎というお話しでありましたが、自衛隊の宿舎等整備については、皆さん御案内のとおり、8月末をもって各省庁、財政当局に概算要求を出しました。今般の奄美群島に関わる予算については、34億円相当と伺っております。それらの中に、奄美市、瀬戸内町があるわけであります。従って、今後、用地交渉や施設の整備等を要する、まず、基本的な設備に関する予算であろうと、私は理解しています。その中で、今後、整備をし、宿舎、隊舎等々、生活環境を構築していく中において、どのような形がなされていくのか、これについては自衛隊の皆さんとよく話をして、隊員も御家族がいらっしゃいますでしょう。当然、お子様などがいらっしゃるでしょう。教育環境、生活環境含めて考えていかなければいけないことも多々あろうかと思いますので、そういう意味を含めて、今後、具体的な話をしていくことが、今後、予想されますので、その際には議員のお話になったことも、私なりに念頭におきながら、奄美全体がよくなるように、購買消費力が実際に伴うような商業環境を構築できるような環境づくりのために、今、私なりに努めてまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

20番（元野景一君） ありがとうございました。全くその意気込みで、是非、市長には頑張っていただきたいと、私は思います。これは、奄美が、また日本全国の中においてですね、公務員がどんどん少なくなっていく流れの中で、はじめて500名に超す公務員が増えて、そこに、一緒になる家族を含めて1,000名規模の人口が、もし、ぼーんと増えたらですよ、歴史的に始まって以来ですね、もうそれこそ、私たちの奄美がこれからそれを、それを基本形に入れてどんなふうに作っていくか。いろんなことができる、私は最大の神様からの恵みだと思いますよ。是非、そういったふうな形で、この人口が増えて、この人口が増える基本形ができあがって、回り出してですね、そしてまた、子どもたちが新たに生まれてくる、そういう環境、子育ての環境がどんどん生まれてくる、好転ができるような、是非、そういった施策であってほしいと思います。そういうことも含めて、是非ですね、この、まず居住環境ですね。この検討をいち早くするということ。それからですね、やっぱり、今、奄美はフォローの風が吹いてる。もう、よく言います、私たちは。このあとに私は世界自然遺産の件についても質問をしますが、これも含めて、観光船でもたくさんの観光客が入ってきました。来るようになりました。それから、バニラエアですね、就航以来、確かに千葉、東京、首都圏からですね、若い二人連れとか、それが週末を利用してどんどん入ってくる。屋仁川なんかで、やっぱり、その姿が見られます。ちらちらと見えて、美味しいところはどこにあるだろうかっていうのを、あのパンフレットを見ながら散策する姿がちらちらと見えてきます。ということは、恐らくフォローの風が吹いてきている。ということ

もその一連だと思います。是非、それを早め早めに行政が捕まえて、それをしないと観光客が押し寄せできましたというところで、どうしますかこうしますかっていう、こういう姿勢では絶対にいけないと私は思いますので、是非ですね、商業施設の活性化のために、皆さん方もいろいろ、先輩議員たちは、もう何度も聞いている、自分たちも発言したと言っている、その規格がいっぱいあると思います。ツーコアワンモール構想ですか、そのスピードと、それからその、もっとダイナミックに、その、生かしたですね、そういう計画を、是非、とていただきたいと思います。その中に、やっぱり公設市場整備事業はちゃんと書かれております、この中心市街地活性化の中にもですね。この構想などもですね、是非、早め早めに手を打っていかないと、例えば、観光バスになりました。そして、観光バスが中心市街地のどっかにこうとめられるような駐車場スペースがあって、バスがとまって、そこから降りて何時から何時まで集合ですって散策をさせて、その中心市街地のところで、何時から何時までを散策して、観光バスに乗って次のところに行くと。そういうバスが集客するその場所も作らなくちゃ。これは、例えば横浜の中華街に行ったらですね、私たち、観光バスで乗ったこともあります、そうすると必ずそういう形をします。そして、その時間、時間内に観光客が、その中心市街地を利用する。利用させる。この仕掛けは行政がやらなければ、政治がやらなければ、これは商店街にやりなさいって言ってもこれはなかなかできません。恐らくそういうことが認定制度の中の事業の中にもあると思いますので、いろんなのがあると思いますので、どうぞ一生懸命計画の中に練っていただくようお願いをします。

それから、もう一つはですね、この今の、ですから居住人口、今の市場構想。もう一つ、どうしてもっているのはね、鉄道のない本市の唯一の公共機関は路線バスです。これにも書いてあります。それで、この大島本島内の集約して、ここからどこに行くどこに行くっていう、例えば古仁屋に行く、ここから宇検に行く、大和に行く、その大島本島全体をキャンバスにしたスタート地点で、ここに行ったら、このバスに乗ったらこう行ける。この中心のね、センターを作らなくちゃいけないと思います。これも恐らく構想の中にあったと思います。あるけれどもなかなか進まないから、いつもそこの中に足踏みをしながら、あつたらいいのにねという議論で止まっていると思います。是非ね、この路線バス、これの大島本島内のセンターを作り上げる。早めに作り上げる。そして、大島全体のキャンバスとして、それでもってどんなふうに行ったらいいか。ここを早く完備しないと、世界自然遺産登録ができて観光客が押し寄せます。それから、バニラで観光客が押し寄せる。今、そういったところ、見に行きたいと思ったらどうするかって言ったら、レンタカーを借りるかタクシーで行くか、そういうふうな形で、バスで乗り継いで行くとしたら、どっからどんなふうに乗り継ぐか絶対分かりません。私たち奄美に住んでいる人たちも分からぬですから、これを是非、集約した導線をきっちりと分からすような路線バスのセンターを作り上げていく。これ、この、これがとっても大切だと思います。

もっとたくさんの質問をしていきたいんですが、世界自然遺産の次の質問がありますので、そこに移っていきます。そして、最終的に時間がありましたら私のコメントももう1回まとめたいと思いますが、じゃ、次に進んでいきたいと思います。

次に、世界自然遺産登録の取組について、1の(1)の世界自然登録を前提とした準備体制について質問をします。昨日の新聞でしたか、今日の新聞でしたか、自然遺産の決定が遅れそうだっていうこともありました。これについてもですね、ちょっと通告はしてありませんが、これ、もし情報としてありましたら、それも付け加えて答弁してください。①です。宿泊施設、交通案内板、歴史各所旧跡等、案内板の整備に、案内板の整備、おもてなしセミナー等の開催等の対策はどうなっていますか。これについてお答えをお願いいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） 世界自然遺産登録の時期の話は、また後ほど部長からございますが、宿泊施設でございますが、平成25年度において、奄美大島本島内の宿泊施設が118施設で収容人数3,091人となっております。前年度より5施設、収容数が67名の増となっております。

次に、本市の観光案内板についてでございますが、平成23年度に案内板41基を主な観光地や観光

施設等に設置したところでございます。また、今年度は世界自然遺産登録に向け、奄美の魅力を十分に盛り込んだＩＣＴを活用した情報板としてデジタルサイネージ、電子看板のことですが、これを観光客や市民が数多く集まる場所3か所、奄美空港、奄美パーク、マングローブパークに設置いたしております。しかしながら、以前設置された観光案内板が老朽化等により情報が見にくくなっているもの、あるいは情報の更新や追加が必要なもの、更には、実際に目に触れにくい箇所なども見られるところでございます。今後は、これらの対応と併せて、奄美大島全体として統一した観光施設などの観光案内看板や英語表記などに取り組む必要があると考えております。

次に、おもてなしのセミナーの開催についてですが、奄美群島観光物産協会が今年度、ホテル、観光関連事業者の受入向上に向けた地域おもてなし力充実人材育成事業の接遇マナー研修を実施しております。参加者は41名だったそうです。また、奄美の国立公園指定と世界自然遺産登録を見据えて、今年3月に奄美群島エコツーリズム推進協議会が設立されました。現在、奄美群島のエコツアーガイド登録者は62名おります。奄美群島の自然環境、野生動植物の保全、奄美群島の歴史・文化に対する理解の促進につなげる活動を推進するための人材育成事業などを行っております。このような取組を通して、今後、世界自然遺産登録地域にふさわしい奄美の魅力を感じていただくため、観光関連事業者の方々はもちろんのこと、広く市民の皆様にもおもてなしの心を醸成してまいりたいと考えております。以上でございます。

市民部長（前里佐喜二郎君） 世界自然遺産へのスケジュールがずれ込むという件につきまして、昨日の新聞で報道をされております。一昨日、月曜日、8日ですけれども、国が主催します、環境省が主催します科学委員会というのが奄美市でございました。ここで、この手続きの遅れが明らかになったということでございますが、理由といたしましては、国が進めております推薦書の暫定版の提出が、推薦書を提出する前年度の9月までに提出しなければならない。この作業が遅れているということが主な理由でございますが、国内の作業といたしまして環境省が進めておりますのが、今、申しました推薦書の作成、管理計画の検討作成、こういったもの、それから地元関係者、関係省庁との合意形成、これが2点、それからもう一つは保護、世界自然遺産に向けての保護担保措置、具体的に言いますと国立公園化、これの世界自然遺産になる前提として国立公園を目指しているということがあります、この事務手続き作業に、今、かかっている途中で、この作業が遅れているというのが主な理由になります。以上です。

20番（元野景一君） それは、市民部長、それはこの奄美市の側のサイドの遅れ、手続き等々もあるんですか。そうじゃなくて、やっぱり、今おっしゃった、向こう側、向こう側って県・国、そこのほうの遅れで、こう、遅れてるんだという形で理解していいんですか。

市民部長（前里佐喜二郎君） 一言で言いますと、そのとおりということ。市のやるべきことはやっております。いろんな自然の保全だとか、具体的に言いますと、猫のことだとか山羊のことだとか、いろいろやっておりますが、ここの理由として挙げられたのは、国のはうの作業の遅れという説明、加えて、その中には奄美、徳之島、それから、ヤンバル、それから、西表、四つの地区がございますが、この作業もいろいろ遅れ、早い、ばらばらでございまして、ヤンバルのはうの遅れも理由として一つにあるような説明がありました。

20番（元野景一君） はい、了解しました。是非、逆に国をせつつくようなぐらいな勢いをですね、部長、先頭に立って頑張ってくださいよ。

それから、一応、質問、通告に従って、まずまず、お聞きして、そのあとにまとめたいと思います。観光客増加による自然環境への影響に対する対策はどうなっていますか、お答えください。

市民部長（前里佐喜二郎君） お答えします。奄美、琉球の世界自然遺産登録が実現するということは、奄美の豊かな自然が守られ、これが次の世代にも引き継がれていくということにつながると同時に、国内外から数多くの観光客の来島が予想をされます。多くのお客様がこの奄美に来島されることは喜ばしいことですが、その反面、自然に与える影響も課題になるということも、先進地の事例などから容易に予想されるところでございます。もちろん、自然も、それを目的に来られる観光客の皆さんも、両方とも島にとっては大切なものです。どちらかを優先することはできません。遺産登録となる以上、環境保全とのバランスを確保するというのは、避けて通れない重要な案件だと考えております。既に登録となった先進地におきましても、遺産登録後に様々な問題が発覚し、いまだ地元においても大きな問題となっているところもあるようでございます。また、このような事例を参考にしながら、登録前からしっかりとしたルール作りや取組を行い、自然環境を保全しながら、しっかりと観光服务体系を構築している地域もございます。その取組内容といしましては、保護地域の指定、管理体制のルール作り、またエコツアーガイドの育成といった環境に配慮した取組などがなされ、また観光客の分散を図るといった仕組みが取られています。このような先進地の情報を参考にしながら、我々奄美においても、今後の目指すべき道しるべとし、バランスの取れた世界自然遺産を目指さなければならないと考えております。具体的な施策につきましては、この自然保護と観光利用の両面を図らなければならない観点から、奄美におきましても、ある種の制限を施した区域の設定やルール作り、またしっかりと観光のシステム作りが必要となってくると思います。世界自然遺産登録がもたらす自然環境の保全と奄美の観光発展は、どちらも必要不可欠なものであり、よりよいバランス作りが必要とされます。今後も国・県、広域事務組合を含め、また、観光サイドの関係部署とも連携を図りながら、よりよい仕組みづくりを検討してまいりたいと思いますので、御理解をお願いします。

20番（元野景一君） お答えいただきまして、ありがとうございます。そのとおりだと思います。もう、全部入ってだと思う。それが、進められるかどうかの問題ですから、御理解しますので、御理解してくださいって言いますから御理解しますので、どうか、もうみんな分かってる。分かってるけど、なかなか一つ二つしか進まないっていうのが、我々のこの、もう周りにありますので、どうかそれないようね、遅れないように。是非、お願いをしたいと思います。

質問、進めて、まず、いきます。受入体制推進、③です、受入体制推進のための市役所組織の再編と施策の準備は必要ですか。これについてお願いをいたします。

市長（朝山 毅君） 元野議員にお答えいたします。組織のことありますので、私のほうから概略を申し述べ、また、御理解をいただきたいと思います。

自然遺産登録になるまでには、種々の事務作業、並びにいろんな過程を経なければならないことは、もう議員御案内の御指摘のとおりでもございます。そのような観点から、本市においては環境対策課におきまして、自然遺産推進室を設置いたしております。同時に、住用においては、住用支所においては、産業建設課におきまして、自然遺産対策の職員を配置いたしております。加えまして、昨年から環境省に、今年度ですね、環境省に自然遺産環境局に職員を派遣いたしております。そのような形で、市としては国・県と連携が図れるような組織体系を作りますと同時に、奄美群島、奄美本島5市町村、12市町村で構成する広域事務組合において、自然遺産担当の職員を配置いたしまして、全郡的に、全県的に、また国との連携が図れるような組織体系を作っているところであります。そのような中で、事務作業も進めているところでありますが、今後、もう少し事務組織体系をしっかりと整えたらという議員の御意見、御質問のようですが、これらについては、今、事務作業をしっかりと進めておりますので、継続的にずっと続していく組織でありますので、今後、今、御指摘のあったこと等も勘案しながら、関係部署、特に紹観光課などの来島者の皆さん方のニーズなども十分に把握しながら、自然保護体

制の充実、そして御来島いただく自然遺産登録に向けた観光来島客の受入体制の準備等含めて、しっかりと整えていくように、全郡的に、そして、特に島内5市町村は連携を密にしながら、条例の制定などを含めてやってまいりたいと考えておりますので、適宜に、時期に沿ってやってまいりますことを申し上げ、御理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

20番（元野景一君） それでは、4番はですね、今の市長の答弁で、もう全部包まれているという形として受け止めながら、全体でちょっと私の意見を申し上げておきたいと思います。

まずですね、宿泊施設、交通案内板云々の話もお答えをいただきました。商工観光部長からですね。そこでですね、やっぱり注意しなくちやいけないのは、宿舎、それはそれがどんどん増えていくに従つて商業ペースに任せていけば、また、これが観光客が多くなってきたら、ホテルも建ってくるでしょう。そういう力、それは、それは一つだと思います。そこに力を入れていくのも必要ですが、もう1件のところにですね、安い宿泊施設、ユースホステルとかですね、いろんな、今、ありますね。これが、ここにもね、もう今から、今から、やっぱり視点を入れておいてください。なぜかと言うとね、東京が、非常に世界的に観光地としてクローズアップされてきた。そしたら、台東区のですね、いままで、労働者の、あの季節労働者なんかの住むとっても粗末な宿泊施設だったところがですね、今、逆にインターネットで若い外国の観光客がどんどん押し寄せてくる。それに対して、適応していく施設を早くから行政が力を貸してですね、あげる。このような形を奄美もね、考えるべきです。つまり、高い、とってもハイクラスなホテルのその建設は、それも必要ですよ。だけど、その反面でとっても安くて、リュックサックを背負って駆け込んで来れる、そういう客に対する、施設に対する計画をですね、是非、考えていただきたい。それは、例えば、そういうことを含めて、是非、考えてほしいというのを含めてですね、その両方にね、共通するのは、私は実はある大阪の、私の友達の観光業の人からいったアイディアですがね、僕に、私に、そういう観点の宿泊施設、とってもいい。例えば民宿をする。本当にね、粗末な民宿して、とっても感動、感動するというんですね。ああこれが、昔からの癒しのところだっていう、感動する。それでもね、どうしても気をつけてほしいのは、トイレ、それからシャワールーム。これはね、やっぱり今の観光客は、最終的にはやっぱりウォシュレットのあるトイレがあつて、そしてシャワーがあつて、その設備の中で、癒しの、その古い家で宿泊する。施設は、これには文句言わないけど、この二つだけは、やっぱり最終的に、そういうものを注意して作っておく。この気持ちが大切だよと言われて、なるほどなと思いました。ですからね、今、奄美市はね、今日は下水道週間だと、下水道課長ね、だそうですが、いち早く下水道を造ったね、本当に日本でも唯一、誇るべきね、市ですよ、奄美市というのは。この下水道施設を持っている。それに対応する水道、上水道の水の豊富さを持っている。これをね、やっと生かせる時期が来ましたです。ですから、うんとね、補助金から何をして、水洗トイレ、ウォシュレット、どの家庭、どこ、奄美はどこに行ってもウォシュレットがあるぐらいなね、この観光地、先見地をね、早めに作っておく。これがとっても大切だと思います。是非、計画の中に入れておいてください。

それから、歴史、私たちの住んでいる人はあんまり大したことないと思う場所でも、外から来た人、ああこういうのがあるのかっていうの、気づきます。ですから、歴史的な跡、そこに対する看板ですね。それはね、是非ね、早めに、郷土史研究会などとも連携しながらそれを作つておくべきだと思います。時間がありません。青年会議所はですね、私たちが作った経歴がありますので、是非、そういうことを考慮に入れながら、是非、奄美市が、今、本当にフォローの風が吹いてますので、是非、頑張つて、中心市街地も活性化なるようにお願いをしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（竹田光一君） 以上で、自由民主党 元野景一君の一般質問を終結いたします。
暫時、休憩いたします。（午前10時31分）

議長（竹田光一君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き一般質問を行います。

次に、平政会 竹山耕平君の発言を許可します。

23番（竹山耕平君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。平政会の竹山耕平でございます。

はじめに、8月20日の集中豪雨により大規模な土砂災害が発生し、残念なことに多くの犠牲者が生まれました。そして、今年の夏は各地で集中豪雨が発生し、高知、福岡、京都、新潟県など多くの地域で被害が出ております。被災された皆様に心より御冥福をお祈りするとともに、早期の復旧、復興を御祈念申し上げます。

また、嬉しいニュースも飛び込んでまいりました。皆様も御承知のとおり、先日開催されました第6回女子、女子野球ワールドカップにおいて日本チームが優勝し、見事4連覇を果たしました。その中でも、奄美市名瀬出身の里 綾実選手が投手として出場、決勝を3対0で完封、最優秀選手にも選ばれました。心からお喜びを申し上げます。

それでは、平成26年第3回定例会、私の一般質問に移らさせていただきます。

はじめに、奄美市への陸上自衛隊配備について質問いたします。6月議会に奄美市議会は奄美市への陸上自衛隊配備誘致に向けた決議を、賛成多数によって可決されました。その後、7月には奄美市議会誘致議連並びに誘致に向け賛同いただきました各民間団体を代表し、奄美大島商工会議所会頭、奄美大島観光協会会长とともに、そして地元選出の金子万寿夫代議士も同行する中、直接防衛省に出向き、武田良太副大臣、更には政府自民党の関係する国会議員への陳情、要望へと取り組んだ次第でございます。この件につきましては、新聞報道などにより、皆様も御承知のとおりでございます。武田良太副大臣並びに各国会議員から、部隊配備に向け大変前向きなお言葉をいただきましたこと、そして8月12日には武田副大臣が奄美市を訪問、奄美市長への国策としての防衛力整備強化について、奄美市への陸上自衛隊配備の受け入れを要請した中、朝山市長は国防の観点からも、特に重要とされる奄美市への部隊配備について重く受け止め、結果、判断をされたと理解を示すところであります。そして、近年の隣国をはじめとする東アジア情勢を考えますと、国策における島嶼防衛力強化は大変重要で、また、そのようなことからの中距離地対空誘導弾含む警備部隊の配備は、奄美群島民は元より、国民の生命と財産を守るための抑止力として理解を深めるとところでございます。しかし、主義、思想の違いからは、議員間並びに市民の皆様において不安材料の一部として、当然現れてくることが考えられます。市民への説明責任も大切だと考えますので、市長としてましも真摯な対応をお願いしたいと存じます。

以上のことを踏まえ、改めて朝山市長が国策における国防強化、防衛強化、そして島嶼防衛強、島嶼防衛力強化が図られていく中、大変重大な決断をいたしました経緯について、また判断材料となりました点などについて、御見解をお示し願いたいと存じます。

次の質問より発言席にて行います。

議長（竹田光一君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 竹山議員にお答えいたします。議員御案内のとおり、今回の陸上自衛隊配備計画は新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に示した南西諸島における陸上自衛隊の空白地帯解消を図ることによるものであります。平成25年度から今年度にかけて候補地の検討を行ってきたと承知いたしております。このような中、小野寺前防衛大臣、武田前防衛副大臣自ら本市を訪問していただき、昨今の南西地域における安全保障環境や同地域における警備部隊配置等の必要性及び警備部隊等の配備に関して、その都度丁寧に説明をしていただいたことに感謝を申し上げ、敬意を表したところであります。

す。また、御案内のとおり、去る8月12日、武田前防衛副大臣が本市を訪問していただき、現地調査や部隊運用等から候補地の検討を行った結果、まず考えられることは、まず、部隊員の機動性、都市のインフラ、いわゆる医療、福祉、教育、商工、環境などであります。3点目として、災害救急搬送活動、地政学的条件など、様々な観点から総合的に判断した上で、奄美市に所在する奄美カントリークラブの一部が配備、配置候補地として選定された、普通科主体の警備部隊等及び中距離地対空誘導弾を運用する部隊の計350名程度の規模の部隊を配備することに説明をいただきました。そのようなことを踏まえた結果、国民の生命、財産を守る国防と災害救助も担う部隊を、大きな国策のもとにおいて決定されたものであり、このことについて大変重く受け止めるとともに、奄美市として様々な角度から検証、熟慮した結果、受け入れを表明いたしました。その主な内容を、まず申し上げます。

一つとして、今回は国防という大きな国策の基において、自衛隊配備をしたい意向であること、かつ国家の最重要課題であること。

二つ、南西諸島における国際的な緊張が高まる中で、島民の安全・安心が確保されること。

三点目として、市民の代表である、議員がお話しにありました、奄美市議会において、既に自衛隊誘致に向けて、意見書を国に提出していること。

四点目として、老人クラブ、女性団体、若い方々など幅広い年齢層や経済団体であります12の民間団体が議会と連名で誘致活動を行っており、民意は浸透しているということ。

五つ目として、旧名瀬市時代、約10年にわたり、名瀬市長、議会、民間団体等が誘致活動に奔走した経緯があること。

六つ目として、大規模災害における復興、復旧支援や救急患者の搬送など、自衛隊の貢献は市民生活において、また経済活動においても大変重要であること。

以上のこと等を勘案し、奄美市長として受け入れを表明したところであります。市民各位、議会の皆さんのお理解を賜りたいと存じます。以上であります。

23番（竹山耕平君） はい。市長、ありがとうございました。多くの点からの、その判断材料となり、そして、やはり国家の最重要と位置付けられるこの国防という観点から、防衛という観点から判断されたということであります。今後はですね、いろんな、様々な点が細かく示されてくるところだと思いますので、やはり市民の皆様もですね、その、先ほども申し上げましたが、不安材料の一つとして挙げられることがあります。そういう面に真摯に対応していただきたいなと、そして、私個人的にもですね、6月定例会において質問を行いました。その中において、大津市長が、昭和53年、有村治峯商工会議所会頭など、久松市議会議長などはじめですね、多くの民間団体とその誘致活動、自衛隊の誘致活動を行った結果というお話しも、経緯もお話しをしました。そういうところから、8月の13日にはですね、私、個人的にですね、文化センターのほうに出向き、手を合わせたところであります。

それでは、次の質間に移ります。次に、住用地区の地域観光振興策、ヤムラランド計画、森と水のまちプロジェクトが示された中、今後、特に世界自然遺産登録後には、世界の中で、大変貴重である地域として位置付けられることが考えられます。今後の住用地区の発展が大いに期待されるものでありますし、将来に、未来につなげばならないことでもあると感じております。以前も質問しましたが、住用地区が持つ資源の活用と地域、住民の人材育成は最も重要なこと。そして、地域住民が中心となって、継続して並びに安定させることができることであるというふうに認識をしております。それと同時に、課題に一つにも挙げられるだろうと思います。そのためにも、課題の共有認識を持つことにより、課題解決を図ることが大切であると考えます。その住用振興策、取組について、お示し願います。

商工観光部長（菊田和仁君） 昨年度から取り組んでおります、森と水のまち住用観光プロジェクト事業の取組状況についてお答えいたします。昨年度は地域住民代表や関係機関、そして環境省奄美自然保護

官事務所など、専門機関の方々で組織した観光計画策定委員会の中で、今後の指針となる基本計画の策定に取り組んでまいりました。森と水に包まれた神々との暮らしをテーマに、地域の宝である住用の自然、保護と活用の両輪で観光地づくりに取り組む。地域DNAによる新たな価値を創造し、住んでよし訪れてよしの地域づくりと、滞在交流型観光の仕組みづくりなど、六つの基本方針を定めるとともに、これに則した行動計画、アクションプランを作成いたしました。今年度はこの基本計画を基に、東城、住用、市の3地区を滞在観光促進地区として捉え、地域の特性を活かした施設整備の基本設計と併せて、集落案内ガイドの育成やツアープログラムの造成を図るソフト事業の充実に取り組んでいるところでございます。また、昨年度実施した観光庁の官民協働した魅力ある観光地の再建強化事業を、更に実効性のあるものにするため、本年度は観光地ビジネス創出の総合支援事業の採択を受け、受入組織であるNPO法人ヤムラランドの強化と新しいプログラム作りに取り組んでいるところでございます。昨年度からの取組の中で、ツアーカーの皆様から特に好評をいただいておりますが、住民との触れ合いを組み込んだ集落歩きや、八月踊りなどの体験プログラムでございます。このプログラムはお客様に喜んでいただけるだけではなく、八月踊りの継承活動など、地域の活性化にもつながってきております。今後の課題につきましては、今年度の事業を通してモニターツアーの効果検証を行い、いかに観光地づくりをビジネスとして創出し、財源の確保も含めた自立化に向けての取組が重要になるものと考えております。以上です。

23番（竹山耕平君） はい。今、ございました、部長からもございましたように、NPO法人ヤムラランドを中心にですね、この住用振興策について、多くのことが、今、お話しされました、課題という共有認識みたいなものについてですね、また、行政が思う課題、そして、その地域住民が思う課題、そういう共有認識についてですね、少し、ちょっと触れていただきたいなと思うのですが、どうでしょう。

商工観光部長（菊田和仁君） 最後に答弁したつもりなんですが、今年度行っているソフト事業ですね、観光地ビジネス創出の総合支援事業、これらを通して、ツアープログラム等を造成して、モニターツアーの効果検証などを行いますが、これを観光地づくりのビジネスとして創出し、NPO法人ヤムラランドが財源的にも、財政的にも自立する仕組みづくりを今からやっていくということが、今年度の事業を通しながらやっていくと、そういうことでございます。

23番（竹山耕平君） はい、分かりました。観光をビジネスとしてつなげていくこと、そして、これで、今までの置かれたを検証するということで、これから住民が自分たちで考える、その地域の継続、安定という面で考える共有課題が出てくるのかなというふうに、今、私個人的にはですね、理解をいたしましたので、しっかりとですね、その住用地域、世界の中で重要とされる地域になることは間違いない。そこをしっかりと振興策として打ち出していくということをよろしくお願いしたいなと思います。

それでは、次に移ります。次にピンバッチの活用について、お伺いをします。昨年も質問しました。今回、再度質問を行います。世界自然遺産登録PRに向け、群島統一のピンバッチの活用は意識の共有も図られること、また、一部収益を世界遺産登録に向けた財源に当てるによる有効活用が考えられます。この取組は奄美市の取組ではなく、群島広域による取組、広域事務組合が中心となり、また、ぐんと奄美での取り扱いが理想だと考えます。併せて、奄美・琉球というところから、沖縄県とも協力をしていく中で、可能性は更に無限大に広がっていくものだというふうに考えております。更には、全国の各郷友会や有名芸能人をはじめ、観光大使の皆様にも協力いただき、そしてまた、JALなども含めですね、その観光のツアーカーの皆様にも協力していただくことにより、奄美を広げることが想像されます。前回、市長自身からもですね、大変前向きなお言葉をいただいたと認識をしておりますが、まだ実現には至っておりません。この、まずはPRの向けたピンバッチということで、やはり、先ほど元野議

員からもありましたが、登録に向けてですね、今、若干遅れると。そういう中で、やはりその啓発活動、そしてまた取組を皆さんで行っていく、奄美・琉球という形でですね、意識の共有を図っていくということも、早く取りかかることも大事だと思いますので、見解をお示しください。

市民部長（前里佐喜二郎君） お答えいたします。世界自然遺産登録推進に向けたPRや市民意識の醸成に向けての取組につきましては、御承知のとおり、庁舎の全面には山を、立体駐車場の全面には海をそれぞれモチーフにした啓発用の看板の設置や、市内の小・中学校への稀少動植物を紹介した下敷きの配付、自然保護ガイドブックを市内全戸に配付するなど、PRに努めているところでございます。また、昨年度から市内各地、地域を巡回し、遺産登録に向けて説明会を行っているところであります。今年度は、車両用の自然遺産登録推進マグネットステッカーの作成を計画しており、10月には完成、できあがる予定でございますので、協力していただける市民への提供を考えているところでございます。また、これを11月17日から導入される御当地ナンバーと合わせて配付することで、広く、遺産登録推進へのPRにつながるものと考えているところでございます。議員御提言の群島統一のピンバッジにつきましては、コンパクトで、しかも身近で非常に目立つところに装着できることから、イメージのアピールの効果や啓発活動にもつながり、更にはピンバッジを着けることによるお互いの意識の共有や連帯感が生まれるものと思っております。奄美群島の国立公園化、ひいては世界自然遺産登録を奄美群島全体で目指そうという観点からいたしますと、すべての島々を巻き込んだ統一的な取組は、議員おっしゃるとおり、必要だと考えます。このことについて広域事務組合にも確認をいたしましたところ、奄美群島の国立公園化、また、その先の世界自然遺産登録、そして、すべての島々の自然保護における広域性を考え、活用する物、方法などについて最大限の効果が得られるように検討し、もちろんピンバッジもその一つだと思いますけれども、広域事務組合を中心に、奄美群島、観光物産協会などの関係機関とも連携して検討してまいりたいとのことでございました。市といたしましても、広域事務組合と連携を図りながら、取り組んでまいりたいと考えております。

23番（竹山耕平君） 分かりました。先ほどの、昨年の私も似たような質問だったんですけど、昨年と似たような答弁であったなと思います。そういったところから取り組みたいと、今も部長のほうからも前向きな答弁がありました。なので、先ほども申し上げたとおり、これは特別委員会からもですね、提言の中にも含まれておりますので、そういったところを見ると、考えるとですね、いち早く取り組むべきものというか、そういった検討をされて、取り組むべきものであれば、早急に取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次に子ども子育て新支援、失礼いたしました。次に、子ども子育て支援新制度が来年4月から施行される中、本市の子育て支援として重要な位置付けとされる奄美市子ども子育て会議の状況についてお伺いをいたします。今議会において、新条例がですね、提案をされているところではございますが、まず現場の声が十分に反映されたものになったのかどうかということであります。9月に中間取りまとめということでございましたので、そのタイミングで質問をいたしますが、この現場の声がしっかりと会議の中に、そしてワーキンググループの中で反映されたものになってるのかということについて、お示しをお願いいたします。

保健福祉部長（泉賢一郎君） 奄美市子ども子育て会議は、前回の議会でもお答えいたしましたとおり、15名の委員で構成され、委員には保育所や幼稚園の関係者や、それを利用する保護者代表の方々も入り、これまで会議を6回開催いたしました。これまでの会議の中で、委員の皆様から様々な意見をお聞きしているところでございます。また、ワーキンググループの協議におきましても、関係各課の担当者の意見も聞いているところでございます。このほか、昨年12月に子どもを持つ保護者の皆さんに、保育に関する調査を実施し、約1,300名の回答と子育て支援に関する率直な意見をお聞きしておりま

す。今年度末までの子ども子育て支援事業計画策定に向け、今後も会議を重ね、引き続き現場の意見を反映するよう努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

23番（竹山耕平君） はい、分かりました。多くの方々からの、その1, 300の意見もお受けしているということで、現場の声を反映させるものとして作っていくということで理解をいたしましたので、この②も併せてですね、質問したいんですが、奄美における子育て家庭の現状と課題の分析、今の1, 300の意見と合わせてですね、そういうものをどのような形で分析し、調査し、そして支援策として反映をしていくのか。中間として取りまとめたのかということですが、お示しをお願いしたいと思います。

保健福祉部長（泉賢一郎君） まず、奄美市の子育て家庭の現状についてでございますが、ニーズ調査やこれまでの会議の中で出された特徴をいたしまして、住用・笠利地域と名瀬地域の状況に違いがあることなどが挙げられております。例えば、保育所の利用状況につきましては、住用・笠利地域では希望する保育所に入所ができますが、名瀬地域におきましては入所申し込みをしても保育所に空きがなく入所ができない場合も出てまいります。新制度では、待機児童の減少も重要な目的の一つであり、奄美市としても既存の保育所の定員を増やすなどの対策を講じておりますが、今後、子ども子育て支援事業計画の中で対応をいたしたいと存じます。また、住用地区では幼稚園がないことや、へき地保育所では少人数であること、男の子が1人しかいない状況などがあり、保護者としては幼児教育や集団での遊びを望む声もあり、今後の課題でもあります。子ども子育て支援法においては、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すとの考えを基本に、障害、疾病、貧困、家族の状況、その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とするものとしています。子育て家庭への支援策として、保育所や放課後児童クラブ等、様々な支援策があり、保育所利用の中には延長保育や一時預かり保育、病児保育等様々な保育サービスがあります。必要としているすべての子どもや子育て家庭が、子育て支援事業や保育支援を利用できるような子ども子育て支援事業計画の策定に向けて、ただいま取り組んでいるところでございますので、御理解をお願いいたします。

23番（竹山耕平君） はい、ありがとうございます。その中ですね、特徴的、奄美の特徴、奄美市特徴的なところということでも、少し、ちょっと関連してですね、例えば夜間保育とか、これまでいろいろ出されてますよね、ニーズとして。夜間保育とか、例えば休日保育、今、部長のほうから延長保育だとか、いろんなことが出ましたが、例えばその夜間保育とか、その休日保育に対するニーズというものは、今の時点でその資料がなかったらですね、それはそれで後日改めてということになるんですが、そういう点について、そしてまた、そのワーキンググループが一番大事に、一番、その現場の声を吸い取るために重要な位置付けをされると思うんですが、その点について、そこにどの程度ですね、要覧とかいろいろ見ますとですね、そのワーキンググループでその直轄するその担当者、例えば認可外だったら認可外だとか、例えば、その、今、子どもの保護者の代表者の方々も3名入っておられますが、そういうワーキンググループにおいて、そういう取組を、具体的な取組をですね、反映させるために、どういったものが行われたというのを端的にお願いしたいなと思います。

保健福祉部長（泉賢一郎君） 議員がおっしゃられましたように、様々な、夜間保育とか、そういうニーズがアンケート調査、あるいは今までの意見の中でございました。今後、具体的なそれを反映させる計画につきましては、今後、約月1遍の会の予定しております、その中で具体的に反映させた計画にしていく予定でございます。なお、その内容につきましては、概要を何らかの方法でホームページに載せますとか、そういうことも、今、検討を、皆様方にお知らせする機会が少ないという御意見もありますので、そういう機会を作るよう、今、検討をしているところでございますので、御理解を求めるま

す。

23番（竹山耕平君） それでは、部長、よろしくお願ひします。

それではですね、次に、認定子ども園について、少しお聞きしたいと思います。認定子ども園の移行については、各幼稚園の独自の判断となることから、本市における公立保育園、私立、公立幼稚園ですね、私立幼稚園の判断がどのようなものになったのかということでお示しを願います。

保健福祉部長（泉賢一郎君） 新制度への幼稚園の移行についてでございますが、私立幼稚園、私幼稚園につきましては、各園の判断に任せるということになっております。公立幼稚園につきましては、新制度に移行することとなっております。

議長（竹田光一君） 私立幼稚園は各園の判断に。

保健福祉部長（泉賢一郎君） 私立保育園のことですか。

（「幼稚園、幼稚園」と呼ぶ者あり）

議長（竹田光一君） 幼稚園、幼稚園。

保健福祉部長（泉賢一郎君） 失礼しました。私幼稚園です。私立幼稚園は幼稚園の判断によって、新制度に移行するということです。

議長（竹田光一君） その判断の結果はどうなったかと。

保健福祉部長（泉賢一郎君） 判断の結果については、これからでございます。はい。

23番（竹山耕平君） はい、分かりました。公立保育園、新制度に移行するということは、例えばその3基準だとか、3区分とか、いろんなのがあったりした中で、その認定子ども園に移行するという公立保育園、新制度に移行するということは、認定子ども園として、今後、考えてますということなんですか。

保健福祉部長（泉賢一郎君） ただいま申し上げましたのは、新制度に移行するかどうかの判断です。認定子ども園に移行するかどうかは、公立も含めて、今後の課題でございますので、すぐ27年度に入りまして認定子ども園に移行するということではございません。

23番（竹山耕平君） はい、分かりました。公立保育園としては、新制度には移行するんですが、その新制度の中に認定子ども園というのがありますので、移行するというのはそういうことになるのかなということでありましたので、理解をいたしました。そしてまた、私立幼稚園のほうにもですね、今、ちょっとお伺いしましたところ、今のところは考えていませんということで、現状維持ということです。で、また、あ、そういうことです。ということをお聞きしたので、判断についてお伺いをいたしました。

次に、奄美市のこの認可外への対応についてですね、どのように調査、これまで調査、分析が行われたのか、そして議論がなされたのか。そして、この奄美市に子育て支援を向上させる中においても、必要不可欠である施設への支援策については、具体的に答弁をいただきたいと思いますが、この議事録の

中に、その会議の議事録の中でもですね、その認可外に対して、その直接その担当者というか、方々、運営されている方々を呼んで、いろいろお話しを聞きたいとかと、そういう意見もありました。そういったところで、お示しをお願いいたします。

保健福祉部長（泉賢一郎君） 認可外保育園の対応についてでございますが、新制度におきましては、地域型保育事業が新たにできます。これは3歳未満の子どもが対象で、定員19名以下の小規模保育事業でございます。今後、保育所の利用希望が多く、受け入れの保育所が足りない場合は、保育の場を確保する対策が必要となります。その確保方策の一つとして、新たに地域型保育事業を導入することも考えられます。新たな認可保育施設の確保につきましては、恒久的な財源措置も伴いますことから、現在、策定中の子ども子育て支援事業計画の中で、保育所利用児童数の動向等を見極めながら、慎重に判断していきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

23番（竹山耕平君） はい。6月議会にもですね、ちょっとお聞きしたんですが、今、部長のほうからも3歳未満ということで、19名以下ということであったんですが、いろんな基準を見てますと、3歳未満に限らず、その自治体によって判断を行うということであったんですが、また、再度、改めて、6月定例会においてもそのような答弁であったんですけど、もう一度お示しをお願いします。確認。その3歳未満、19人以下というふうな基準があるんですけど、その枠を超えて、例えば4歳、5歳、4歳とか、もし、いた場合、その、この地域型保育にですね、希望があった場合ですね、そういったときに、対応が、やっぱり自治体として対応ができるというふうな基準になってます。そういったことで、この奄美市としての自治体の判断も、そのような同じ考え方でよろしいでしょうか。

保健福祉部長（泉賢一郎君） あくまでも新制度のことも、子育て支援法の範囲内でやることが基本ではありますけども、今の御質問のように、ある程度柔軟に対応することも可能かと考えられますので。

23番（竹山耕平君） よろしくお願いします。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。それでは、放課後児童クラブの対象を6年生にまで広げるということであります。この中身については、崎田議員が質問をいたしますので、私はこれまでにもですね、質問いたしておりますこの小規模校の学童クラブの安定した運営という点から、この基準の緩和、この10人というのを5人にしていただきたいということで、その小規模、訴えてまいりました。そういうところから、その基準の緩和について申し上げましたが、この点について、例えば、どのような判断がされていくのか、中間取りまとめということで、内容についてですね、お示しをお願いします。

保健福祉部長（泉賢一郎君） 放課後児童クラブへの運営補助費、補助金交付につきましては、放課後児童健全育成事業補助金交付要綱により、年間平均登録児童数が10名以上のクラブが対象となっております。これは新制度においても変わりはございませんが、利用対象が小学校3年までとしていましたが、これが小学校6年生まで利用できるようになります。住用や笠利地区においては、小規模校が多い現状から、小規模校における放課後児童クラブの設立と維持ができますように、補助基準の緩和について、今後とも検討していかなければならないものと認識しております。引き続き、国や県に要望を行いつつ、他市の状況も参考にしながら、教育委員会とも連携を図り、本事業の充実に努めております。なお、主要都市の知事会のほうからも、国への要望を、今、出して、国のほうでも検討中でございます。

23番（竹山耕平君） はい、分かりました。基準の緩和に向けて、取り組んで、柔軟に取り組みでいくことを検討しているということで理解をいたしましたので、よろしくお願ひいたします。

それでは、教育行政についてお伺いをいたします。武道必修化の取組について質問します。武道必修

化に取り組まれ、3年が経過しています。毎年、2学期以降に授業が行われることが多いから、多いということから、このタイミングでの質問を行いたいと思います。武道必修化にあたりましては、開始前から多くの案件が課題視され、けがや指導面から多くの見解がございました。武道必修化3年目ということから、当初選択された競技から、種目からですね、科目、その指導者をはじめ、学校ごとに環境の変化もあったのかなというふうに考えております。異動という面から。また、選択される競技ごとにその競技の魅力、醍醐味をしっかりと指導する必要も重要視しなくてはならないと考えます。柔道であれば、投げ技、相撲であれば押し技や投げ技。そして剣道なら鋭いその剣さばきなどに。指導においてはその専門ではない指導者においても、生徒たちにしっかりと、きちんと伝えなくてはいけません。例えば、柔道の投げ技など、けがへの安全面に配慮しすぎて、投げ技や受け身をしっかりと指導しない、取り組まないという例もあるようです。このようなことから、学校の取組状況と指導者講習会、そしてまた外部指導者との連携について、お示しをお願いします。

教育長（要田憲雄君） 武道必修化に伴う各学校の取組、なかんずく指導者講習会、それから外部指導者との連携についての御質問についてお答えいたします。まず、各学校の取組についてでございますが、実施種目につきましては、平成24年度の武道必修化の開始時期と同様でございまして、柔道が7校、剣道が3校、相撲が4校でございます。武道必修化の目的は、礼節や基本動作といった伝統文化を学び、基本的な技の習得を図ることにあります。したがいまして、年度ごとに種目を変えることなく、中学校3年間を見据えた指導を実施しているところでございます。

次に、教育委員会の取組について御説明を申し上げます。毎年、武道の指導体制に関する調査状況を行いまして、学校の課題や問題点を把握しております、そのことに対して対応を図っているところでございます。特に、今年度につきましては、外部指導者の派遣要請があった学校に対しましては、県の事業と連携いたしまして、2学期の事業実施の時期に合わせて指導者を派遣する準備を整えているところでございます。また、指導力の向上につきましても、重要であるということを認識しております。7月と1月の年2回、県教育委員会と連携して指導者講習会を実施しております。うち1回は議員からも御指摘がございましたように、特にけがが心配される柔道の安全面に配慮した指導につきましては、受け身の練習方法、安全環境設定の仕方、けがの防止のための留意点などの研修会を実施しているところでございます。今後も、外部指導者の派遣事業や指導者講習会の充実を図りながら、武道指導における安全確保に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

23番（竹山耕平君） はい、ありがとうございます。しっかりと学校の取組、そして、教育委員会の取組、理解をしました。しっかりと、今後ともですね、この派遣指導者の準備もしっかりと整えているということでございますので、お願いしたいと思います。

次にはですね、先ほどにも触れましたが、この投げ技や受け身の恐怖心から、本来、その競技が持つ魅力や醍醐味、楽しさを十分に指導できない、そして生徒たちに伝えることができなくなる恐れもですね、可能性として十分に挙げられると思います。そのようなことから、この競技ごとに補助する用具や備品など、紹介をされている、教育委員会にもですね、紹介をされているところだと思います。この学校ごとに備えるということは、予算が伴います。指導者や学校からの用具や備品など、必要とされる要望について、教育委員会としてですね、その予算面も含め、そしてまた現場の声を吸い上げたり、更にはその逆、更にはその用具や備品などの授業のためのその生徒のためにですね、必需品の紹介などされているのかどうかという取組についてお伺いをいたします。

教育委員会事務局長（安田義文君） それでは、今の用具や備品の確保への取組について、御質問にお答えいたします。先ほど、教育長のほうから説明のありました状況調査や各学校における安全点検を通して、武道指導にかかる施設設備の状況を定期的に把握をしております。平成24年度の武道必修化

以降、施設設備の不備が原因とされる生徒や教職員のけがは発生しておりません。また、柔道の投げ技、足技の際の衝撃によるけがもございません。しかし、議員がおっしゃいますようにあらゆる可能性を想定して、けがが発生しないような事故の未然防止策を整える必要もございます。したがいまして、先ほど来ております、指導者講習会等を教職員に繰り返し受講することを促しまして、指導力の向上を図るとともに、今、ございました学校の要望に応じまして、マット等の補助用具の整備につきましても、検討してまいりたいと存じます。そしてまた、この辺のパンフレットにつきましては、各学校のほうに出回っているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

23番（竹山耕平君） はい、分かりました。学校へも紹介し、そしてまた、今のところけがも発生していないということでございますので、しかしですね、先ほども申し上げましたが、その恐怖心からなかなか生徒、そして指導者についても、その持つ、競技を持つですね、思いつき取り組めないということがあれば、やはり、その武道を教える、指導する、そして教わるっていうところで考えると、また、いろんな面が出てくると思いますので、その現場のですね、例えば、分析調査などもお願いしたいなというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

次に、まちづくりについて。末広・港土地区画整理事業について、質問をいたします。大型集客拠点施設が建設される予定の8番街区の整備状況ですが、テナントとして前向きな業者との交渉中であるということが、前回の伊東議員への答弁でございました。それで、現状はどのように推移されたのか。この点についてだけ、この8番街区の点についてだけですね、この①については、質問いたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

建設部長（砂守久義君） それでは、お答えいたします。8番街区は既設大型店舗の移転先として、また商店街の核として重要との認識で仮換地の指定を行い、事業を進めてまいりました。当初計画では土地所有者2名合同での大型商業施設建設に向けて準備をしていましたが、急遽、大型店舗から出店の断念があり、土地所有者は大型店舗を諦めた経緯がございます。市としましては、商店街における大型商業施設の必要性から、家賃補助制度を創設し、出店の環境整備を図っているところでございます。また、土地所有者の委任を受けた開発業者においても、生鮮産品を扱う店舗を誘致すべく、地元の店舗を含め、出店について現在も協議中と聞いております。市としましても、生鮮産品を扱う店舗の出店は商店街の活性化を図る上でも必要と考えておりますので、早期の商業施設の整備について、土地所有者へ引き続きお願いをしているところでございます。以上でございます。

23番（竹山耕平君） まだ、今、協議中ということでございますが、是非ですね、やはり、この8番街区がなぜいの一番に、1町1番地にこの末広・港事業で取り組んだのか。それはまず、大型集客拠点施設の必要性を十分に認識されたから、その事業主である市がこの計画変更を行い、8番街区からまっ先に取り組んだ。そして、その一つの理由としても、やはり、その拠点施設の必要性から、この営業空白期間を約2か月で抑える。当初の予定ではですね。そのところから取り組んだ次第であります。そういう面から考えると、今ではもう、約1年ですかね、もう約1年ですよね。今後、今、協議中ということでございますので、建設も併せ、そして、その具体的に、今、交渉中で、交渉中である業者は別にして、その建物自体も、今、設計変更などによって、例えば、住宅施設なども含めてですね、縮小される恐れ、可能性もあるというふうにも、噂で聞いております。そういうところからではですね、本当に8番街区にこの拠点施設として取り組んだ、事業主として取り組んだ、この市の姿勢ですね、それとプラス、まちの再生、商店街の再生という目的から見ると、やはり、皆さん注目している場所です。そうやって、ことからも、しっかりと市長を先頭にですね、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。その8番街区については、もう、以上にしておきます。

それではですね、本事業の、次の質問に移りますが、本事業の特徴的な整備計画として、玉突き移転

方法、商店街の機能を継続させながらの方法が採られております。しかし、この工法のデメリットの面から、本事業の計画自体が遅れるなど、関係者を含む市民の皆様の不安材料となっているのも現実であります。今後の早期推進が求められる中、この玉突き工法、移転工法による、対するですね、分析と現状認識はどのようになっているのでしょうか。

建設部長（砂守久義君） 議員御案内のとおり、末広・港地区は建物が密集している商店街であることから、現在の場所で営業しながら仮換地先に建物を建設して移転する玉突き移転工法による移転計画で事業を進めております。この工法によって、多くの関係権利者は建物移転に関し、営業休止期間が短くなることにより、商売への影響を最小限にしております。現状としましては、仮換地先が空いた時点で、すぐに建物を建築していただくよう交渉を行っておりますが、いろいろな問題で合意を得られない場合もございます。そうなりますと、次の方の移転ができなくなるため事業が遅れることになりますので、関係権利者の御理解、御協力をお願いしているところでございます。市民の方々からはスピード感を持って事業を進めてほしいとの要望等をいただいていることから、関連、関係権利者の生活設計や移転時期等の諸課題もありますが、移転交渉を早期にまとめて、事業がスムーズに進んでいけるよう、なお一層の努力をしてまいりたいと考えております。以上です。

23番（竹山耕平君） はい、分かりました。もう、しっかりと、もう、部長の心意気ですね、取り組んでいただきたいと思います。更にはですね、先ほどの8番街区の件にもありますが、やはり、消費税がアップしました。そして、それに伴い、いろんな諸事情がですね、もう資材等もかなり値上がりをしている状況です。そのようなことについては、例えば、建設の当時にはスライド条項とかありますよね。そういうもので、主要材料ということになるんですけど、そういうものが当たはまるのか、その移転するときに、例えば資材が高騰しました。例えば、消費税が、消費税は抜きにして、例えば資材に限定し、限定しますと、そのアップしたものにおいて、そういう移転交渉、移転補償がスライド条項みたいな、これは一例ですけど、そういうものが当たはまるのかどうか。それも、当たはまらなくて、例えば、その建設費がかなりアップした。だから、ちょっと今、建てられないんだとか、規模を縮小するんだという件、材料も建物所有者、建設予定者にはあるのかどうか。

建設部長（砂守久義君） 土地区画整理事業の移転補償費に関しましては、移転契約をされたときの単価が、有効となりますので、物価スライドとか、そういうことは補償の対象にはかかりません。以上です。

23番（竹山耕平君） はい、分かりました。そういうことでですね、先のいろんな面にも、その出てくるんですけど、現実な声とかも聞いてるんですが、そういう面で規模を縮小する。いろんな面を、ということも聞いている中、やはり、私はこの事業の目的、私の中で一番の目的なんですけど、この中心商店街の再生という目的を果たせられるのかどうかという、ちょっと、危惧するところもあります。しっかりと、いろんな面について、整えて、また、取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次に、庁舎内の体制づくりについてお伺いしますが、この件につきましては、全庁事業推進を図るために総務部へ調整官が配置されました。そして、今年度より建設推進担当官が配置されました。これまでの事業を遅れを取り戻すために、しっかりと役割を果たしていただき、御尽力をいただいて、いただきたいと思いますが、これまで、ちょっと、時間が全然経っておりませんが、その担当官の役割と申しますか、その成果、どのようなものになっていくのかについてお伺いをいたします。

総務部長（東美佐夫君） 事業進ちょくのための庁内の体制についてということでございます。以前、お

答えたところでもございますが、平成22年度から御案内のとおり、ハードとソフト部分の連携及び調整を図るという役割として、総務部の企画調整課の中にまちづくり推進調整官を継続して配置をしております。併せて、商工、建設、総務部の3部で構成する中心市街地活性化連絡会議というのを設けております。併せて、全般的に構成する幹部会を通して事業進ちょくの確認、課題への対応など、庁内全体での共通認識を図りながら、事業推進に努めているというところでございます。更に、今年度からですが、今、議員おっしゃるとおり、事業進ちょくのスピードアップを図るため、新たに建設部に建設事業推進担当、これは参与ということで統括官という位置付けであります、併せて専門職員を配置して組織的な体制を強化して取り組んでいるところでございます。その体制の下、現状では事業を進める中で課題となっている様々な問題に対して、積極的に関係者への訪問、併せて、対話も行っており、課題解決に向けて前進が見られているというところでございます。いずれにいたしましても、末広・港土地区画整理事業の中心市街地事業の推進は、長期にわたる本市的一大プロジェクトでもございますので、まずは庁内関係部署の連携と調整をしっかりと行いながら、この事業のスピードアップに努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

23番（竹山耕平君） はい、ありがとうございました。特に、建設推進官に対しましては、直接、積極的に直接関係者へ接し、そして、成果も見られているということでございますので、先ほどの、今、これまで質問、今日、本日いたしましたが、その中でも、やはり、空き地が目立っている。玉突き移転方法、その中から、空いているのに移転されない、先ほど部長からもいろんなお話しがありましたが、やはり、空いているところに移転をされないとその次の方が移転をできない。ということも、やはり、スピードの遅れということもありますので、しっかりと推進に取り組んでいただきたいと、御尽力をいただきたいと思います。

それではですね、次の質問ではございますが、ユニバーサルデザインの商店街づくりを目指すためについてございます。やはり、この件につきましては、ユニバーサルデザインを取り入れ、そのためにはインフラ、公共施設だけではなく、やはり、今、建てようとしている、建て替えられようとしているいろいろな民間の方々とも協力をしながらですね、このユニバーサルデザイン、更には商店街とのユニバーサルサービスの連携を図っていくことが必要だと思いますので、見解をお示し願います。

商工観光部長（菊田和仁君） 公共施設の整備につきましては、このことに配慮して取り組んでいるつもりでございますが、商店街のまちづくりにおきましても、今後、中心市街地活性化協議会、あるいは通り会連合会、それから商工会議所と連携を図りながら、ユニバーサルデザインに理解を深めていただいて、この取組に御賛同いただけるよう、市としても取り組んでまいりたいと思います。

議長（竹田光一君） 竹山議員、4番は無電柱化。

23番（竹山耕平君） ですね。あの無電柱化を飛ばしてしまいました。質問をいたしたいと思います。無電柱化についてお伺いします。無電柱化。はい。はい。文字の訂正をお願いします。無電柱化の柱が中という字になっておりますので、柱に変えていただきたいと思います。お願いします。無電柱化についてお伺いします。当初より、無電柱化、当初は埋設ということでありましたが、その予算とか、いろんな関係上、裏配線、軒下配線、というふうに考え方かわりました。しかし、この4年、5年ほどですね、なかなかこの話が出てこなくなり、担当部署の方々も代わりましたので、今、現在における基本的な考え方をお示し願いたいと思います。

建設部長（砂守久義君） 無電柱化につきまして、お答えいたします。幹線道路上の無電柱化は安全で快適な通行区間の確保ができる上に、都市景観の向上につながり、また台風や地震等の災害時には電柱の

倒壊もなく、緊急車両の通行もスムーズに行えるとともに、情報通信回線の被害を軽減できるものと考えております。無電柱化には、電線の地中化、裏通りの電柱からの配線する裏配線や建物の軒下に電線を這わせる軒下配線がございます。区画整理事業で新たに整備する末広港線につきまして、低コストで整備ができる裏配線や軒下配線について電線管理者と協議を進めてまいりました。電線管理者の意見としまして、裏配線や軒下配線については、建物が整備されていることが前提であり、建物移転が途中段階である末広港線については、技術的に難しいとのことでございます。現段階では電線地中化及び裏配線や軒下配線による電柱、無電柱化は厳しいものと判断してますが、先に説明しましたように、まちづくりにおいては無電柱化は必要なものと考えております。また、新聞等によりますと、与党自民党において、低コスト整備ができる電線地中化について検討を進めているということでございますので、今後の動向を注視しながら、本市の無電柱化について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

23番（竹山耕平君） はい。すいません、時間がなくなりまして、（2）街中景観、（3）生涯学習センターへの構想については質問を割愛させていただきますが、是非、いろんなことについて取り組んでいただきたいなど。絶対、毎回言いますが、終了後にやってよかった事業だったと誇りに思えるようね、感じられるようによろしくお願ひしたいと思い、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

議長（竹田光一君） 以上で平政会 竹山耕平君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。午後1時30分、再開いたします。（午前11時45分）



議長（竹田光一君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

市民クラブ 平川久嘉君の発言を許可いたします。

16番（平川久嘉君） 議場の皆様、市民の皆様、こんにちは。市民クラブの平川久嘉です。通告しております4件について、当局に問いただしたいと思います。

質問に先立ち、少々所感を述べたいと思います。最初に広島市北部の豪雨災害についてです。予想を遙かに超える雨量が連續して降り続き、しかも、夜中に裏山からの土砂崩れが発生した災害で、今なお2名の行方不明者の捜索が行われていると報じられております。亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、災害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。レーダーや情報技術の進歩も、予測のかなわない自然災害には十分に生かされないものがあります。災害に対し、自らの命はまず自らの注意で守ることが基本で、予測を超える異常とも言える災害に対しては、不断の努力で防災の知識や技術を体得し、認識を新たにし、更に、地域としての防災力も高めることが求められていると思います。

次に、安倍内閣発足について、2次内閣発足についてであります。9月3日に第2次安倍内閣が発足しました。組閣にあたって総理は女性閣僚の活用、地方の置かれている人口減少や超高齢化社会の課題を地方創生省を設けて解決に取り組む施策を明らかにしました。これまで推進してきた3本の矢の成果を全国各地の隅々まで行き届かせ、地方の産業を振興させ、若者が将来に夢を持てる魅力ある地方づくりをすると述べています。新設地方創生省の大臣には、地方自治防衛に知見の高い石破 茂前幹事長を任命し、地方の経済振興活性化の実現を最重要施策として取り組む決意が伺えます。この奄美にもその効果が早期に現れることを期待するものです。

最後に、奄美の警備部隊の配備についてです。奄美群島に初めて陸上自衛隊の警備部隊が配備されることが示されました。南西諸島地域周辺の軍事情勢は近隣諸国の軍事力の増強や、ミサイル発射、領

海、領空侵犯等が発生しており、緊迫した不穏な情勢にあると分析されております。我が国の防衛の空白地帯と言わされてきた南西諸島の奄美大島への陸上部隊の配備は、我が国の主権と平和を守るための必要最小限度で、バランスを崩さない暴力の整備であり、奄美市にとっても、地域住民の安全・安心を保ち、生命、財産を守ることのできる部隊の配置であると確信するものです。朝山市長のこの度の受入表明に、熟慮英断に敬意を表し、思いを同じくするものであります。

それでは、質問に入ります。陸上自衛隊部隊配置の協力支援についてであります。前回6月の定例議会で、奄美大島への自衛隊誘致に関する事項について、多くの同僚議員から質問があり、質問に対する市長、関係部長の答弁で、当局の認識や捉え方を概ね理解しているつもりであります。また、午前中に同僚議員からの同様な質問がありました。同じような質問になると思いますが、国の防衛に関する政策に奄美市が関与する重要な事項としての質問と捉えていただき、また市民にも理解をしてもらうつもりで、重複をいとわず御答弁いただければと思っております。

(1) であります。奄美市への陸上警備部隊配置決定までの経緯及び奄美市との調整事項等について伺います。併せて、①の陸上部隊配置の必要性をどのように捉え、認識されておられるか伺います。

次からの質問は発言席にて行います。

議長（竹田光一君） 答弁を求めます。

総務部長（東美佐夫君） 経緯については、午前中、市長のほうから答弁がありましたので、私のほうから配置の必要性ということでお答えをいたします。

陸上自衛隊の警備部隊の配置計画は、新中期防衛力整備計画に基づき、南西地域における自衛隊配備の空白状況を早急に解消する必要があることによるもので、その上で防衛省は平成25年度から今年度にかけて、候補地の検討を行ってきたと、そういうふうに承知をしております。以上です。

16番（平川久嘉君） 25年、調査が行われているというお話しでありますけど、その、奄美大島へのその陸上自衛隊の配備、必要性ということでありましたけど、質問いたしますけれども、その調査の段階でいろいろ問い合わせることとか、あるいは調整がかかったようなことはなかったでしょうか。

総務部長（東美佐夫君） その間に防衛省との調整というのはございませんでした。情報提供というのはございましたが、特段、調整というのはございませんでした。

16番（平川久嘉君） 必要性にもなろうかと思いますけれども、中期防衛計画なるものをお話しがありましたけど、同時に、新しくです、毎年、毎年って10年に1遍ぐらいになろうかと思いますけど、自衛隊の防衛力の整備に関しては、防衛、新防衛計画の大綱というのも、作られておりまして、その中の具体的な整備の在り方について、中期防衛計画ということで取り組んでいるというふうに理解をしてるんですけど、その中でですね、平成26年度以降に、大綱として、背景が、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増大していると。それから、米国のアジア太平洋地域のリバランスというか、もう1回太平洋地域を重視をするということで、米国は取り組んでいると。それから、東日本の大震災、これも部隊を機動的に、戦力を機動的に移動させる。防災のことでありますけれども、部隊を動かすという意味で、その活動における教訓というのが、大きかったという話が背景にあるということで、聞いております。それから、新大綱での基本的考え方ということで、統合機動防衛力の構築と、先ほどから言っておりますけど、厳しさを増す安全保障環境に適応し、海上優勢、航空優勢の確保など、防衛に関してシームレスに、とぎれがないようにですね、かつ状況に臨機に応援して機動的に行えるよう、統合引用の考え方をより徹底した防衛力ということで、統合機動防衛力と。前回の防衛大綱では、動的防衛力とかいうような話であります、そういうことでやっております。そういう意味合いで、そのため

に必要なのが空白になっているとこを作らないということで、奄美大島に警備部隊を配置するということでありますというふうに理解をしておりますけれども。その辺のとこの、何と言いますかね、認識というか、どのように捉えておられますか、御理解、いただけるかどうか、質問いたします。

総務部長（東美佐夫君） 先ほども必要性のほうで、その空白地域を解消すると、早急に解消しなければいけないということであります。南西地域のほう、やはり、この近海のほう、いろんな、昨今、領空侵犯あります。そういうものを含めて、南西地域の島嶼の部隊の体制強化ということで、我々のほうは承知をしているところです。以上です。

6番（平川久嘉君） ②に入ります。そういう意味合いも含めてですね、警備部隊のあの配置、配備っていうことであります。その規模、能力、使用装備品等の概要ということまで、実際に情報として入っているかどうか。入っている内容等について、地域の人たち、要するに住民にもお知らせできるようにお願いいたします。

総務部長（東美佐夫君） 部隊の概要ということをございますが、去る8月12日、御案内のとおり、武田前防衛副大臣から今回の配備先について、本市に所在する奄美カントリークラブの一部を選定し、普通課主体の警備部隊と及び中距離地対空誘導弾部隊の計約350人規模の部隊を配置すると。併せて庁舎や隊舎、食堂などの生活関連施設やグラウンド兼緊急時のためのヘリ離発着場などを配備する予定であるという説明を受けております。現段階ではこれ以上の情報は示されておりませんが、警備部隊の配備に関し、整備される施設の詳細等については、これから具体的な内容が詰められていくものというふうに伺っております。市といたしましても国との連携を密にして、得られた情報については議会等へ報告をいたし、その後、市民への周知を図ってまいりたいというふうに考えてますので、御理解をお願いいたします。

16番（平川久嘉君） 部隊の配置って言いますかね、今、言われましたように元ゴルフ場跡地っていうことで、専門的な調査の結果、総合的に判断されて決められたことだと思います。あと瀬戸内のほうでは節子ということで、装備品については、奄美については先ほどからお話しがありましたように最新の対空ミサイルですね、防衛ミサイルを、節子のほうには対艦、潜水艦とか艦艇なんんですけど、ミサイルを配備をすると。これで申し上げたいのは最新の装備でもあるし、そこに配置される部隊の隊員はそれ相当のハイテクの武器とミサイル等操作できる能力のある方たちが多いのではないかというふうに捉えております。

（2）に入ります。部隊配置に伴う事業に奄美市の協力、支援の体制について伺います。今、言いましたように、部隊については奄美に対しては350人程度と、場所はいろいろありますけれども、部隊配置に伴うことを申し上げますといろいろありますけれども、それぞれの調査とか、あるいは勤務庁舎とかグラウンドとか、いろいろあるとは思います。その質問について、①地域住民に対する部隊配置の理解と協力を得るための施策ということで、当然、配置をすることであれば、今、言ったような施設とか、調査とかの現地化、当然、予想されます。決めてから、決まってからというお話しではなくて、こちらからある程度、要望というかな、アプローチすることもあるうかと思います。そういう意味においての施策とは何か考えられないか。あるいは、考えておられないのか、という意味合いで質問いたします。

総務部長（東美佐夫君） お答えします。地域住民に対する理解の、理解と協力を得ることについての施策ということでございますが、市といたしましては国との連携を密にしながら、市として防衛省から入る情報につきましては議会等で報告をいたし、市民への周知を図ってまいりたいと、そのように考えて

おります。その中で、議会、市民の方々から御質問、御要望等がございましたら、国へお伝えし回答をいただきて、回答をいただくように働きかけをしていきたいと、そのように現在のところは考えておるところでございます。

16番（平川久嘉君） はい。いろいろ施策と言いますか、考えておられるということありますので、同じような2の質問になりますけど、奄美市に限って、今、質問をしてるんですけど、あそこのゴルフ場跡地の周辺の道路の利用とか整備、まだ、いろいろこれから造成しないといけないのかなというような捉え方であります。訓練場の造成とかですね、それから、肝心と言いますか、皆さんのが一番関心があつて期待されるところ。家族隊員、宿舎、官舎でありますか、等の建設が挙げられます。官舎においては、営内者とか独身は駐屯地って、これ造成しますけど、向こうに大体居住しますけれども、営外者、家族の方、家族を持っている方、子どもたちのいる方については、その営外、その駐屯地外で居住することにならうかと思われます。どういう場所にその宿舎を配置したらいいかとか、その辺のところも、もしですね、こちらから、是非、この土地を、この地域をというようなお話しがあれば、さっき言ったように、こちらから要望、提案をしたりしてですね、奄美市の有りようを、是非、考えた上で調整を図つたらいいというふうに考えておりますが、3番も含めてですね、質問します。事業の推進に必要な公用地の、公共地、あるいは、その供用できないかどうかとか、売却はとかいうことなどを考えられないかというようなことで質問をいたします。

市長（朝山 毅君） 平川議員にお答えいたします。午前中も竹山議員にお答え申し上げましたが、現在、概算要求が財政当局に防衛省を通して出しておられます。その中で、用地買収等を含めた予算を国ほうに上げているわけでございます。その内容、詳しくは存じ上げませんが、概略土地購入費等ということでございます。したがって、本市における土地購入の場所が、先ほど申し上げましたように、奄美カントリークラブの一部ということであります。したがって、その用地交渉がこれから予算を裏付けしてなされていくわけで、しかも平成27年度の予算ということになります。27年度中、以降を含めて、用地取得ということが実現いたしますれば、その中に議員がおっしゃったような隊舎とか庁舎とかいうことになってまいります。しかも、自衛隊350人ということでありますので、家族をお持ちの方もいらっしゃるであります。お子さんがいらっしゃるであります。そういたしますと、教育環境を含めて、生活環境の中で、やはり利便性の高い施設建設ということに相成ると思います。それらのことを思いますと、当然、どの地域に家庭をお持ちの自衛隊の皆さん方の生活環境をつくっていくかというふうなことになりますと、議員お話しのとおり、市の土地、もしくは公用地、もしくは私有地などを含めて、以後において具体的な話がなっていくことは、想定されます。ただ、今の時点において、奄美市の所有する土地、もしくは民間の施設以外の土地について、具体的な話などはありません。したがって、まず、基点であります、その奄美カントリークラブの所有する土地がどのような形で契約なされるか、それらを前提にして、あと環境整備が整っていくと考えられますので、今の現状においては、そのようなことは具体的な協議、もしくは何と言うんですか、防衛省から本市に対しての協議はなされていないことを、まず申し上げたいと思います。したがって、その後において、何らかの形が具体的な形で相談、協議が出てくることは想定されます。今、そのような状況であることを御認識いただきたいと思います。

16番（平川久嘉君） 分かりました。まだ、そういう、何と言うかな、情報とかそういうのも、確定した話は入らないと思いますし、恐らくこれからだと思いますけど、話がそれますけど、瀬戸内町が自衛隊誘致を長年続けてこられたと。今回、瀬戸内、節子に誘致を実現させたと。奄美市はどちらかと言うと、自衛隊が本来正しくって言うかな、防衛任務で一番適したところが選定しやすいような状況で、どうぞ、どちらでもっていうような体制で臨んだと思うんです。今回もそのような体制で、今言った、官

舎の誘致とか施設の誘致、訓練所の使用とかいうのもやるのではなくてですね、もちろん、そういう話、ちょっと混同してしまいましたけれども、こちらから働きかけて、この地域に、是非、営外者の宿舎をと。先ほど、元野議員からも言われましたように、ど真ん中にというようなお話しもありますけど、もちろん、自衛官の国を守るという崇高な使命で、奉仕をする気持ちで言いますかな、そういうので、なるべくその人たちの生活、ライフワークがいいところをとか、両方兼ねてこちらからアプローチできるように、是非、していただきたいと思います。そういう関係で、お互いに調整をしながらですね、要望とか、あるいは調整が、提案が出てくると思いますけれども、その辺のところを一番いい方法で、決められるようにしてもらいたいと。長い間というか、長く、せっかくのこの自衛官が来て、その本領を発揮して地域と溶け込んで、貢献できるというところを、長く続けていただけるよう、その一番、基礎が大事かと思います。

3番目、(3)に入ります。防衛任務のほかに配置部隊に期待する活動は何か。①防災危機管理、②地域の活性化。これが大きなことだと思って、質問に、項目に挙げましたけれども、防衛任務はそのほかにということで、先ほど言われた必要性の中に防衛任務というのは明らかになりますんで、自衛隊の任務の中には治安出動とか、あるいはPKOとか、いろんな任務があります。この地域に対しての貢献もいっぱいあります。その辺のところをどのように捉えておられるか、質問させてもらいます。

総務部長（東美佐夫君） 地域の防災危機管理と、何を期待するかと、活動何を期待するかということです。防衛任務のほかに部隊に期待することについてですが、これまで申し上げたとおり、平成22年10月の豪雨災害などで痛感したことは、大規模な災害対応については自治体のみでの対応は限界があるということです。そのことを踏まえますと、台風常襲地帯である災害に弱いこの奄美において、災害緊急搬送活動などが迅速に行われること、そのことを含めて、国民保護の観点からも迅速に対応できるなど、今以上に地域の安全・安心の確保につながる、そのことを期待したいというふうに思います。

16番（平川久嘉君） 地域の活性化ということも含めてあれしたかった、それはまた、よろしいです。防災訓練、防災とか危機管理とかいうこと、これは、どちらかと言うと平時、防衛の訓練をしている人たちとは、どちらかと言うとそういうのは、もっと専門的に訓練されている人たちだと思います。実際には、ときに、ことに及んでは身の危険を顧みずっていうぐらいのことで、訓練を積んでやっているところでございますので、防災とか危機管理、まさにそのとおりでありますが、消防の方たちもそうでありますけども、警察の方たちも、ときにはそういう、何て言うかな、職務遂行にあたっての行動があると思いますけども。そういう意味で、そういう人たちの、行動と、命令指揮系統とか、そういうのをこの自治の中で、そういう事象が起きたときは生かせるように、あるいは連携をして活用していただけるように、そういう体制を、是非、作っていただきたいというふうに思っております。中でも情報の収集とか、今、言った、自己完結型の各奉仕活動と言いますか、その辺のところも大いに期待できることだというふうに思っておりますので、近傍にそういう部隊が配備されるってことは心強いことだと思っております。ただし、それについて、負担が大きくなるところはあるかなという気持ちはありますけど。まだ、②のほうをもうちょっと詳しく、どちらかと言うと皆さんの期待するって言うか、あるいはその期待に応えられなくっちゃいけないっていうのが、この②の地域の活性化とか、少子化対策とか、そういうことだと思うんですが、その辺のところありましたら、お願ひします。

総務部長（東美佐夫君） 地域の活性化ということでございますが、人口対策や経済効果につきましても、人口は350人隊員が入って来られるということでございます。併せて、隊員の家族による増加が見込まれますので、定住人口や消費人口の増加につながり、地域の活性化につながっていくものというふうに考えられます。身近な例ですが、現在、笠利町に航空自衛隊の通信部隊が配置されております

が、隊員及び家族の皆さんのが地域行事へ積極的に参加されており、集落の存続、維持、あるいは学校存続や地域活動のほうに大変貢献しているというふうに聞いております。これも地域の活性化のほうでは非常に期待するところでございます。そのほか、人口増、併せて、波及的な人口増、そういうのも考えられますので、地域の活性化により貢献できるというふうに考えております。

16番（平川久嘉君） はい。いろんな活動って言いますか、積極的に参加をしていると。前回のあの質問って言いますか、節田地区に配備され、通信部隊のほうでもいろんな話を聞きますけれども、やっぱ、積極的に入り込んで、地域の人たちといろんな行事なり奉仕活動やると。これも大事なことだと。先ほどの機動、防衛力と言いますけど、そういう地域の人たちに溶け込んで、一緒に行動することができるっていうことが、防衛力の一番基盤になるってか、その辺のところの大事なことだっていうことも言われております。ましては、急に部隊が来て、その能力を発揮しようとしたときに、やっぱ、地域の人たちの理解がないと、協力する体制がもらえない、本当の能力というか、発揮できないんじゃないかと、そういう発揮できるようにしようじゃないかという考え方もあるということあります。この中で申し上げたいのは、自衛官はまだ若いんです。限界集落とか年寄りのところとかいうところに、若い力をこう注入ってか、注ぐことができるんじゃないかとか、そういう人たちの視点がよくできるんじゃないかという話もあります。是非、その辺のところも認識をさせていただきたいというふうに思います。

次に移ります。2番目の防災訓練の実施についてあります。今年度の防災訓練の計画及び実施の概要と成果、教訓について伺います。既に①で、8月31日に実施した奄美市防災訓練の概要、参加集落、成果、教訓なども含めて質問いたします。

総務部長（東美佐夫君） それでは、8月31日の防災訓練の概要についてお答えいたします。今回の防災訓練のほうは津波を想定し、大津波警報に基づく避難指示等の情報伝達、広報訓練、避難行動要支援者を含む住民避難、炊き出し訓練及び孤立集落発生を想定した海上からの搬送訓練を行っております。住民避難訓練の参加集落等につきましては、名瀬地区が10団体で493名、笠利地区が18団体で1,378名、住用地区が6団体で168名の計34団体、2,039名でございます。当初の参加予定数は1,800名ということでございましたが、それを上回る訓練参加人数になっております。成果のほうということですが、現在、参加集落からの避難訓練時の問題点を集約して検証をしているところですが、特に避難場所までの経路等の問題点を把握、改善することで、今回の訓練の成果としたいと考えております。まだ、現在集約中ということでございます。ただ、防災訓練に参加していない集落もございますので、これについては自主防災組織の設置促進を含めて、更に多くの団体が参加していただけるよう、今後の訓練計画を立てていきたいというふうに考えております。以上です。

16番（平川久嘉君） 当初の計画よりも、防災訓練、その31日に実施した訓練は増えているというふうに、数値から見て理解をしました。ここで質問と言いますか、訓練そのもの、毎回、前回も自主訓練というふうにしてやりましたけれども、今回もまた、同じような自主訓練という格好で、どちらかというと集落からやります、今回の訓練に参加しますというので2回ほどやりましたが、やれない、忙しくてできないとか、まだというところについては、今、こちらの意図するところ、全員、全員に防災を訓練をするっていうような考えに、なかなか達成ができないんじゃないかと思いますが、その辺のところ、統一をしてですね、あるいは地域を指定して、笠利地区なら笠利地区、全部やるとか、必ずやるとか、地区にするとかっていうような感じで、どうしてもできないっていう地域、集落もですね、参加できるようなことはできなかったものか。あるいはそういうふうにやろうという計画はないのかどうか伺います。

総務部長（東美佐夫君） なるべく集落の方々、全集落ですね、参加できるようにということが一番望ま

しいところですが、地域を限定してやる方法、あるいは今回みたいに全市を含めてする方法、いろいろ方法はあると思います。できるだけ参加できるような、そういう工夫を、次回以降考えてみたいと思いますので、御理解ください。

16番（平川久嘉君） 是非、そういう考え方にもっていって、なるべく多くの参加、人が参加できるように、体験できるようにしていただきたいというふうに思います。成果の中でですね、私が同じ集落でも、もう2回やりますんで、いろんな意見が出ました。何て言いますかな、緊急避難場所、ここは実際に行こうとした、連れていった方が年配の方で、もういいやって言ってほかのどこに行きましたとか、あるいは通行する道路が、何て言うかな、崖崩れが起きそうだと、そういうところに指定していいのかどうかと。やってみてと言うか、実際にそういう訓練をやってみて、いろんな意見が出て、やると。前回もそういうふうにして反省して、教訓を決めたりもしてるんですけど、今回、避難経路とかそういうのも、その対応によっては、災害の対応によっては全然違うものもあるうと思いますけれども、一番基本になることをですね、行政で整備をしなくちゃいけないことについては、是非、実現していただきたいと。そういう要望等については、受けるだけじゃなくて、できるものから、是非、対処と言うか、措置をしていただきたいと。いろんな要望が挙がってくると思いますけれども、その優先順位を決めて、あるいは重要度を決めて、措置をしていただきたいと思います。その中にも、赤木名っていう集落でも、その、退避するときには車のほうがいいんじゃないとか、狭いとこ行くよりも道路の広いところにぱっと、高い道路に逃げたほうがいいんじゃないとか。一方通行にしないと、恐らく車だけ行くと混同して、実際には逃げられないんじゃないとか、特にこの名瀬地区などのは、そういうのも統制をする道路が必要になってくるんじゃないかなというのも考えながら、それぞれの意見もちょっと聞いたものでありますので、御紹介をします。是非、配慮されていただきたいというふうに思います。

2番目に、迅速、的確な情報収集、伝達、これも質問しますが、同じような内容で、統一したのがいいんじゃないとか、自動的にやったほうがいいんか、どちらがいいのか。収集項目によっても違うと思うんですけど、その辺も伺います。

総務部長（東美佐夫君） 迅速、的確な情報伝達ということでございます。今回の訓練においては、大島支庁、名瀬測候所、奄美警察署、海上保安部、大島地区消防組合、奄美市消防団、名瀬漁業協同組合、奄美エフエムの8機関が参加をして、情報収集及び伝達の訓練を行ったところです。緊急地震速報、津波警報につきましては、名瀬測候所のほうからの情報を受け、防災、行政無線、エリアメール、奄美エフエム、ツイッターなどを利用して、いわゆる多重的、複合的に市民へ緊急情報を伝達する訓練を行ったところでございます。特にFM放送につきましては、災害の発生時から対策本部廃止まで、リアルタイムで放送を行っており、有効な情報伝達手段であるということが、再検証されたというふうに考えております。訓練参加機関による災害情報、交通情報及び気象情報の伝達訓練におきましても、迅速な情報伝達が行われたというふうに考えておりますが、今後とも、その関係機関との連携を密にしながらですね、災害時に即時対応ができるよう、協力体制を構築していきたいというふうに考えております。以上です。

16番（平川久嘉君） いろいろ勉強されて、情報共有をされて、実施をされているという話で、理解をしました。③、④の質問も含められたような感がいたしますけれども、今、言ったような情報と言いますかね、今回の広島北部地区の土砂災害で、情報とかいろいろ流したんだけど、真夜中であったし、あるいは全く聞き取られなかった、ごーっという音がして、実際は何と言うか、動くにも動けなかったというような教訓もありますけれども、一つ、一つの情報網だけじゃなくて、いろんな、副手段って言いますかね、そういうのも、必ず各人においてはですね、もちろん、防災、本部のほうからの情報提供もそうですけども、そういうルートも、あるいは手段も考える必要があるんではないかと。あるいはその

地域でのコミュニケーションとですかな、お互いに行って連絡を取ると、徒歩で情報交換をするというのも、必ず計画の中には入れないといけないのかなというような考え方で理解をしました。3番、4番については、今のお話で、答弁で理解をしたということにしたいと思います。

次、3番に移ります。県の権限委譲による業務の実施状況についてつていうことであります。平成26年、今年の4月からですね、県の業務を市が受けて実施をすると。いろんな業務が入ってるんですけども、なかでも私が取り上げているのは農地法4条、5条申請の許可っていうのと、旅券、パスポート申請の交付と。前回もちょっと質問できなかつたんで、今回、また取り上げさせていただきましたが、その業務内容及び取組状況について伺います。

農業委員会会長（前山重一郎君） 1と3について、農業委員会から答弁いたします。権限委譲の業務につきましては、優良農地の確保及び農業以外への農地の転用の許可、賃貸借契約の解除の許可、その他、農地に関する意見の聴取や立ち入り調査の実施及び違反転用についての処分事務等を行う内容となっております。御質問の農地法第4条申請は、農地の所有者が農地を農地以外の地目へ変更するため、転用申請するものであります。また、農地法第5条申請は、第3者が農地の所有者の同意を得て、農地を農地以外への地目へ変更するために転用申請するものであります。農地法4条、5条申請許可につきましては、平成25年は4条の許可申請が11件、5条の許可申請が34件であります。平成26年は8月末現在、4条の許可申請が6件、5条の許可申請が24件で、許可申請件数はほぼ昨年並みで推移させております。従来、4条、5条の許可申請については、奄美市農業委員会が申請を受け付けたあと鹿児島県知事へ進達を行い、県が審査をし許可をしておりましたため、申請から許可まで2か月を要していました。権限委譲後は奄美市の農業委員会の定例総会にて審査されることにより、申請から許可までの期間も約1か月に大幅に短縮されたところであります。それに関わる事務処理につきましては、処理量は多少増加したものの、これまで迅速、的確に処理をしているところであります。今後とも、農業委員会といたしましては、農地法に関する研修などにより、職員及び農業委員の資質向上を図りながら、事務執行に努めてまいりたいと考えております。なお、市民への広報につきましては、農業委員会では権限委譲に関わる広報を、委譲前の平成26年2月に奄美市だより、更には平成26年4月に奄美市ホームページに掲載し、市民への周知徹底を図るとともに、奄美市行政書士会にて、文書にて通知を行ったところであります。今後とも、機会あるごとに、市民をはじめ関係者の農地法等の許可申請について広報し、周知してまいりたいと考えております。以上でございます。

市民部長（前里佐喜二郎君） それでは、私のほうからは2と3をまとめて答弁をしたいと思います。パスポートの発給申請の受理及び交付事務等につきましては、今年4月から鹿児島県からの権限委譲に伴い、受付窓口を市民課に配置をして実施をいたしております。昨年度から実施に向けての事前研修や実務研修を受けまして、奄美市だよりへの掲載、奄美市ホームページへの掲載、昨年度まで実施しておりました大島支庁での窓口変更の案内など、市民への周知につきましても万全を期し、準備態勢を整えてまいりました。また、申請に係る事務手数料が収入印紙及び収入証紙での取り扱いのため、現金での取り扱いがないこともあります。現在、特に問題もなく円滑な窓口での交付、申請事務が行われているものと考えております。奄美市全体のパスポートの発給申請実績につきましては、昨年度の4月から8月までの5か月間の申請件数が159件、今年度は同時期、4月から8月までで215件となっており、昨年度に比べて増ということになっております。今後とも、パスポート発給申請及び交付事務につきましては、市民の周知を含め、更なる市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

16番（平川久嘉君） 新しく業務を県から委譲して実施をされていると。今のところ、順調に問題もなく進んでいるということで安心しております。その質問にあたっての心配していたことは、業務の内容が高度化して、その量が増えた、それを上手にというか、負担とかそういう感じないで、円滑に実

施をされているかどうか、何か問題というか、負担、一部に負担がかかりすぎて問題になってるんじゃないかなというところでありますけれども、今のところないということありますので、安心をしていけるところであります。

農地法の関係、1に関してはですね、専門的な内容であります。あと、直接その関係者というか、地権者との関係が、土地とかいう問題になると、難しくなることがあります。それを、今までは県のほうで、県にお願いすれば県が言ってきたからこうだって言えるんですけど、実際にはそれだけの知識と権限を持ってですね、堂々と実施をしてもらいたいと。先ほど言われたように、1か月も早く、もう、長い、どうしたんだと言われるような質問にも早く、1か月も早くなつてその許可が下りるというような話でありますので、市民サービスには格段の向上だというふうに理解をしております。

それから、旅券、パスポート申請、交付等であります。これもサービス業務の一環で、量、増えたんじゃないかと。実際に県のほうで確認をしたりして、そういう券を発行するのには、今でもというか、県でもそうですが、こっちでも、中央に、本土に移換をして、そこで作成をしてもらって送つもらつてているという話でありますけれども、その辺のところで手違いとか何とか、あるいは、ないかどうかとか。個人情報とかですね、ある程度情報になりますんで、その辺のトラブルはないのかどうかということが、ちょっと気になりますが、その辺いかがでしょうか。

市民部長（前里佐喜二郎君） トラブルは今のところないということでございます。ただ、申請書に付けてます写真、これが結構、目の色だとか、輪郭だとか、そういったのにチェックがやかましいということで、我々も導入というか、権限委譲で事務が始まる前に、ここの写真のチェックが窓口段階でかなり難しいだろうなという話を担当から聞いておりましたけれども、写真を撮り直して、何回か撮り直していくだけのケースはありますけれども、ここは職員の対応の仕方が重要になってきますので、上手く対応できているということで、トラブルは今のところないということでございます。

16番（平川久嘉君） はい。これから、ある程度、また、国際化って申し上げますか、そういう関心があつてパスポートを準備して海外へとか、その管理とかいうのも、また大事かと思うんですね。中にはパスポートの盗難とか、あるいは再発行とかいろいろ来ると思いますんで、その管理って言いますかね、その辺もしっかりとやってもらって、その原文って言いますか、その辺の管理もしっかりとやってもらいたいというふうに思います。

次、市民への周知っていうのは先ほど言われたようにですね、ありますけど、これも実際にこの中で、市民が農地法が市のほうでやってますとか、4条、5条申請やってますとか、市民のほうでは、もう分からぬかもしれません。あんまり。機会を捉えて、パスポートの件もそうですけれども、捉えて広報するというのも、大事だと思います。

次に移ります。4番目であります。バニラエア、格安航空会社LCC就航の状況及び効果についてつていうことでお伺いをいたします。（1）バニラエア格安航空会社の成田、奄美直行便の就航の状況と波及効果について伺います。①として地域住民の利用状況というのか、捉えられるのかどうか、質問します。

商工観光部長（菊田和仁君） まず、バニラエアの利用状況について、先にお答えいたします。バニラエアの利用者数と利用率でございますが、空港管理事務所調査によりますと、7月が9,090人の84.2パーセント、8月が9,862人の91.3パーセントとなっております。地域住民の利用状況につきましては、利用者に対する調査が実施されていないため、把握するのは困難でございます。今後、地域住民の利用状況については、路線を継続していく上でのデータとして必要と考えておりますので、どのような調査方法があるかなども含めて、今後、検討してまいりたいと存じます。

16番（平川久嘉君） 地域住民の利用状況っていうのは、まだ、その調査の仕方によって、まだ掴めないと思いますけど、いずれにせよ、状況、このバニラエアの就航でものすごく観光客が増えたとか、お客様の入りが多くなってきたとかいう声を聞いてるんです。地域に、この奄美に対する経済的な波及効果っていうのはどうなっているかなというのが、関心があることありますけど、数値で現すっていうのは難しいかもしれませんけど。もう一つは、その波及効果って言うんですかね、今、言ったようにいろんな効果があると思いますけれども、その辺のところも、どういうところにそういうお客様が行ってるかどうかっていうのも、調査についても、また、是非、できるようにしてもらいたいなっていうのは思っているところなんですけど。

もう一つは、次の質問になりますけども、交流人口の増加、期待される経済効果というか、交流人口の増加、その辺の数字は、今、言ったように、航空会社のデータとか旅行会社のデータで掴めると思いますけども、その辺のところ。新聞にあったですね、10パーセント宿泊利用者が増えていると。効果が大きいというようなことありますけれども、その辺のところをですね、是非、追い風になるこの効果を継続してもらいたいと。そのためにどうしたらしいかということを、知恵を出してもらいたいっていうのが、質問の趣旨でありますけれども、そのためには③の質問になりますね。将来に継続し、定着する運行への協力支援策と。その辺のところをどのように考えておられるか質問します。

議長（竹田光一君） 平川議員。②の人口交流の増加、期待される経済効果の答弁いませんか。

16番（平川久嘉君） さつき、含めて、これも含めてということで。はい。じゃ、もう1回戻ります。2番目の交流人口の増加、期待される経済効果。今、言ったような内容でありますけど。

商工観光部長（菊田和仁君） バニラエアによる東京、奄美大島路線の就航は、奄美群島の交流人口拡大に向けて、大変弾みがついたと認識いたしております。また、首都圏と奄美大島を低運賃で結ぶことは、群島内外の住民の移動コストの軽減が図られることにより、入込客の増大が見込めるものと期待いたしております。交流人口の増加、経済効果につきましては、奄美空港全路線の8月の利用者数及び利用率が集計途中であるため、7月に限定してお答えいたします。今年7月の東京、奄美間の利用者数については、新規に参入したバニラエアの成田、奄美間と、JALの羽田、奄美間の2路線の合計が昨年7月のJAL羽田、奄美間1路線と比較して、7,302人増加いたしております。なお、交流人口の増加を試算するにあたっては、経由便利用者の影響も考慮する必要がございます。主な経由便となる鹿児島奄美便が昨年と比較して減少していることから、バニラエア就航による利用者増加数は東京直行便の増加分から鹿児島奄美便の減少分を差し引いた約5,000人、これが乗降客数の増加ということになります。入込客数としては、その半分ということになりますので、したがいまして入り込み客数としては2,500人の増加と試算しているところです。また、経済波及効果につきましては、入込客数の増加分2,500人に観光消費額、1人当たり7万2,000円を乗じた直接効果、これに波及効果を加えて試算しました約2億8,700万円、これが昨年度と比べて、昨年度より増加した7月1か月分の経済波及効果と試算しているところです。本市といたしましても、世界自然遺産登録を間近に控え、奄美群島の観光振興を図る上で、交流人口の拡大に大きく寄与するものと考えております。

16番（平川久嘉君） 件数的に、2億8,700万円ですか、効果があったということは、大きな効果であったというふうに思います。JALの運賃、安くするっていうかな、奄振法の交付金のおかげでやつてると、その、お互いの引っ張り合いっていうか、競合してるんじゃないかなと思ったら、客層が違うっていう話をよくされていますね。成田のほうから若い人たちが旅行で来られるということで、いい傾向だというふうに思っております。

それから、奄美空港のハブ空港化、将来に、3番目の将来に継続して定着する運行への協力支援とい

うことで、ちょっと時間がなくなりましたけれども、そういうのは継続してされるのかどうかでか、お伺いいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） 3と4、一緒に答弁いたします。

今年の10月26日から、まず、奄美便の閑散期における需要喚起のために新しい制度が実施されるということで、更に低価格の運賃が設定されております。それから、私ども独自に奄美満喫ツアーを実施しておりますが、これらを継続していくことで、更に、今後、バニラエアの定着、継続につながっていくんだろうと、今、考えているところです。それから、このハブ空港化につきましては、今のような首都圏を通じてですね、特に東京、大阪、福岡、そして奄美群島間、これらの運賃が軽減されておりますので、より一層、ハブ空港として促進が図られていくよう、引き続き取り組んでまいりたいと思います。以上です。

議長（竹田光一君） 以上で、市民クラブ 平川久嘉君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午後2時31分）



議長（竹田光一君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

無所属 渡 雅之君の発言を許可いたします。

9番（渡 雅之君） 皆さん、こんにちは。無所属の渡 雅之です。

質問の前に、一言、所見を述べさせていただきます。8月20日の集中豪雨で広島の大きな災害が起きたんですが、今日でちょうど3週間になります。73名の方々が犠牲になり、また行方不明の方もいらっしゃいます。犠牲になられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災されました多くの方々の1日も早い復興を御記念申し上げます。最近は予想を上回る気象現象が各地で起きています。そのたびに行政の対応が悪いとか、遅いとか、いろいろマスコミで報道されていますが、予算、人員、優先順位等々で行政もなかなか手が回らないというようなことがあります。奄美大島においても、赤土の軟弱地盤の上にあり、大雨が降ると一気に下流に向かって赤土が流出してしまうと。そのような対策についても、早い段階で予測を行い、その準備をすべきだというふうに思っています。

さて、7月に就航いたしましたLCCのバニラエアの効果については、先ほど、商工観光部長がおっしゃったわけですが、実質2,500人増えたと。そして、2億8,700万円の経済効果があったというふうに、先ほど述べられました。特に関東圏からの、首都圏からの増大が、増加があったわけですが、今後、更に周知がされることになりますと、これが3億にもなり、4億にもなると。一月ですね。それが年間を通すと、それこそ30億、40億の経済効果になるんじゃないかなというふうに期待をしているところであります。私たちも格安航空運賃、あるいは日航が、また10月から始まります割引の料金、これについても、我々も行きやすくなるし、人口交流もますます増えてくるんじゃないかなというふうに、大いに期待しているところであります。

それでは、一般質問のほうに変えさせていただきますが、冒頭の自然遺産登録に関してですが、国・県、市町村の役割、あるいはタイムスケジュールについて。今、昨日の新聞報道でも読みますと、2016年の7月という、私たちは認識してたんですが、それがどうも先延びになると。ここ辺りも含めて、どのように市として対応するのか、国・県・市町村のタイムスケジュールについて質問いたします。

あの質問については発言席のほうからさせていただきます。

議長（竹田光一君） 答弁を求めます。

市民部長（前里佐喜二郎君） それでは、タイムスケジュールにつきまして、お答えをいたします。先ほど、元野議員の質問にお答え、若干触れておりますけれども、先だって、8日に行われました科学委員会においてありましたように、国内作業での国立公園化に伴う関係機関との調整などに遅れが生じ、最短で28年とこれまで申しておりましたが、29年以降の登録となると聞いております。スケジュールを簡単に改めて申し上げますと、登録までのスケジュールといたしまして、毎年2月1日までに、ユネスコの世界遺産センターに推薦書の提出をすることとなっております。その前の年の9月までに、前年の9月までに、この推薦書の暫定版の提出が必要となってきております。この作業に遅れを生じていると。前年の9月と申しますと、もう、今月9月ですので、国内作業で推薦書の策定、それから、管理計画の検討、作成、これなどを行っていますとともに、地元関係者、関係省庁との合意形成、そして国立公園化、これは世界自然遺産の担保処置、保護担保処置となるものですけど、これの確立のための国立公園化に向けての作業が行われておりますが、これらを含めて遅れているということで、御理解をいただきたいと思います。若干の遅れは生じておりますけれども、登録に向けて、国・県・市町村、それぞれの役割の下、お互いにこれまで通り連携を図りながら、現在取り組んでいるところでございます。

9番（渡 雅之君） 確かに、この科学委員会、一昨日の科学委員会の情報でも、なかなか国が明確な回答ができなかったということなんですが、我々は確かに自然遺産登録について機運が地元でもようやく盛り上がってきていると、浸透しつつあるように思うんですね。だからと言って、じゃ、予定どおりの2016年までに登録をしなければならないということじゃなくて、やはり1年でも2年でも置いて、本当に成熟した形でね、申請をしていただきたい。性急すぎて、結局駄目なったというと、もう一生できないですから、ここはもう慎重に根気よく、ユネスコの方々が納得できるような、本当の意味での固有の世界遺産ということを目指していただきたいし、そのために市町村、当該自治体は、じゃあ何をするのかと、この問題もありますし、地域住民のコンセンサスも得ることもしなければいけない。そこら辺りでしっかりと地に足を添えて、対応していただきたい。

それで、猫の去勢のことなんですが、今、屋仁川でも実施している、屋仁川でも4回ぐらいしているんですかね。全体的にどのようになっているか、分かります。

市民部長（前里佐喜二郎君） 野良猫の駆除のことですけれども、現在、具体的な数字、資料を持ち合わせておりませんけれども、今年度、昨年度から実施しております、順調に進んでおります。子猫、猫を罠で捕獲して、それを一旦、病院で、動物病院で去勢、避妊をして、そして、もう1回元の場所に戻すと。そうすることで野良猫が増えることを防ごうという事業を、今、職員、土日なく一生懸命取り組んでおりますので、応援をしていただきたいと思います。

9番（渡 雅之君） この野良猫の去勢ですけど、オスとメス、料金が違うんですね。オスは、メスは8,800円ぐらい、メスが6,000円幾らと。逆です。メスが8,000円幾ら、オスが6,000円幾らと。実際、今、動物病院のほうでは、もうボランティアみたいな形で、1匹1,000円でやっているということで、昨日もちょうどその先生と話したんですけど、実際、自分達の針1本、すべて1回使えば、メスも1回使えば捨てたと。本当は1万円ぐらいかかるっていう話を聞いてたんですけど、そこら辺りも踏まえた、また行政の対応というのも、しっかりとやっていただきたいというふうに思ってます。

それとですね、ヤギの駆除というのがあるわけですが、狩猟会の狩猟のメンバーの方々とも昨日も話したんですが、捕獲したヤギ、捕獲したのをですね、生け捕りにしたのは、と殺場のほうに持っていく、活用できると。これはと殺場法っていう中で、家畜についてはそこでしなければならないというふうになってるんですが、ノヤギっていうと、もう、野にいるヤギですよね。家畜じゃないという認識あ

るんですけど、鹿児島県は、まだ、そこら辺りの認識はないというふうに思ってます。猟銃で撃ったのも、それはもう、埋めなければならないという、理不尽ですよねという、狩猟会のメンバーが言ってます。だから、ノヤギを早く処理さす、処分するということも踏まえて、奄美の食文化でもあるというところで、鹿児島県に対してもですね、強くその許可をできるような対応をしていただきたいと。鹿児島県の許認可でできることですから、是非、そこら辺りも行政のほうで対応できるように要請行動していただきたいというふうに思っています。

それでは次に、世界遺産、あるいは国立公園に向けての特殊財団の設立の関係なんですが、私たち5月にですね、文教厚生委員会は知床に行ってきました、そこで斜里町、羅臼町という、両町のちょうど先端のほうに知床半島があるわけですが、そこで、面白い財団があるんですね。これは1988年に設立された財団なんですが、知床の自然を守ろう。そして、自然の回復を手助けしようという大きな趣旨を持った財団なんです。当時の知床の町長してました午来 昌さんという当時の町長なんですが、この方が自然遺産登録、自然遺産条約に日本が早く入るべきだと、批准すべきだということで強く後押しした町長でありまして、当時は知床が第1号かなと思ってたら、屋久島と白神に取られてしまったという話をしていたんですが、この財団の設立によって、大きくその知床の自然というのが変わってきたと。そのあと、歌にも出て、また、知床ブームというのがあったんですけど、それでも自然が、自然の負荷というのを、最大、最小限度に抑えながら対応していったということであります。是非、奄美版も作っていただきたいというのが、私の趣旨なんですが、この知床財団をちょっと説明しますと、元々はその知床財団の目的は知床100メートル、100平方メートル運動というのがあります、今で言う、何と言いますか、ナショナルトラストですね、イギリスが発生した、発達したんですが、その日本版というのの第1号でありまして、そのナショナルトラスト運営を継続するというのが第1点、森林の復元と動物の回復を目指すというのが2点目。3点目には自然観察会や研修会、これを地域の人たち、あるいは観光で来た人たちに、それをちゃんと研修するというようなことがあります。また、事業活動としては、国・県、国・県じゃなく、国、北海道ですね、道ですね、それと、自治体からの受託事業、動植物の生態調査、森林保護、公共施設の管理、運営等々が受託授業なんですが、自主活動としては、ガイドの認定、講習会なども行っているということあります。そこで、じゃ屋久島とどう違うのかというと、屋久島はもう20年、世界遺産に登録されて20年になるんですが、地元が成熟する前に指定されてしまったと。そのために、ガイド、地元でのガイド業の方々の育成がままならなくて、植物愛好家とか動物愛好家とか、そういうIターンが、もう勝手に、勝手にって言ったらあれでけど、趣味としてガイド業を始めたと。そのために、行政がごたごたになって、ガイドが何名いるのか、個人でネットを使ってお客様呼ぶもんですから、行政の対応が遅れているというのが実態なんですね。ですから、やっぱりこういった財団というのをしっかりと作らなければいけないということなんですが、私たち、やっぱり自然遺産を目指す、国立公園を担保として早くしなければならない。そういう中で、この地域として知床財団のような奄美バージョンをですね、そういうのを早急に作る、立ち上げるべきだと思うんですが、それについて質問いたします。

市長（朝山 毅君） 渡議員に御答弁させていただきます。詳しく渡議員が知床財団の話をさせていただきましたが、御案内のとおり、知床財団につきましては、世界自然遺産登録以前の昭和63年に、北海道斜里町において設立されているようあります。平成17年の遺産登録後には、斜里町の隣の羅臼町も加盟して、現在、知床の自然環境の保全に取り組まれているようあります。その知床財団は自然環境の保全に関する環境教育や普及啓発とともに、野生生物の保護、管理や調査、研究、更には森づくりの活動など、知床の自然保護の中心的役割を担っている財団と伺っております。自然環境の保全につきましては、その対象とする地域全体での取組が必要であります。本奄美大島におきましても、本市の1自治体ではなく島全体で取組をすることが必要不可欠であろうかと思います。そのようなことから、奄美大島5市町村では昨年4月に奄美大島自然保護協議会を設立いたしました。そして、保護条例の制定、

啓発、保護ガイドブックの作成、盗採防止パトロールの実施などに、5市町村が一体となって、現在、取り組んでいるところであります。また、同様に徳之島におきましても、一昨年の8月に3町が一体となりました徳之島地区自然保護協議会を組織いたしまして、全島的に取組を進めているところであります。このようなことから、まずは奄美大島自然保護協議会において、引き続き他市町村とも共通認識の下、お互いに連携した取組を進めていくことが大事であると考えております。そのような中で、更に国や県並びに専門的な知識をお持ちの民間の方々と連携を強化しながら、官民一体、かつ沖縄や他の島々の方々とも連携を広域的に取り組んでいきますれば、結果として世界自然登録の実現に大きく前進していくものと考えております。そのような前提の基に、同様の知床財団ですか、というような組織形態が整ってまいりますれば、自然発生的にそのような組織が拡充、強化されていくものと考えております。まずは、それらの各市町村と連携を密にしながら、頑張っていきたいと考えておりますので、広域事務組合等を通して話を進め、また拡充していくように進めてまいりたいと考えておりますので、どうか、議員の御理解をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

9番（渡 雅之君） 今、市長のほうから詳しい答弁があったわけですが、奄美大島自然保護協議会、あるいはまた徳之島自然保護協議会が設立されていると。これはやっぱり、広域事務組合を中心とした連携だということですが、是非、何て言いますかね、専門家も交えた方々もその中に入れて、是非、こういった財団的な部分ができるように努力していただきたいというふうに思っています。

それでは次ですが、商店街活性化対策の部分に入ります。中心商店街活性化対策事業の一環として、この4月に発足しました店舗リフォームの事業ですが、現状と今後の見通しということで質問いたします。

まず1点目ですが、助成の概要、概ねを大まかに説明、まずしていただきたいと思ってます。

商工観光部長（菊田和仁君） 中心商店街店舗リフォーム補助制度の概要でございますが、既存店舗のリフォーム等に対する支援を行うことにより、魅力ある商店街の形成を図るとともに、新規出店にかかる内装費用等に対する支援を行うことにより、中心商店街への出店意欲を向上させ、中心市街地の活性化を図ることを目的としております。対象者につきましては、中心商店街区域で小売業、飲食業、サービス業を営む者で、新規出店者も含みます。また、中心商店街区域とは支庁通り、朝日通り、古見本通り、永田橋通りで囲まれた区域でございます。補助の内容はリフォーム等に係る費用の2分の1を補助し、上限額が50万円となっております。なお、区画整理事業区域内の店舗については補助率を3分の2とし、上限額を80万円といたしております。以上です。

9番（渡 雅之君） そうしますと、職種については小売り、飲食、サービス業、リフォームの関係と新規出店の助成だということですが、50万円を上限に2分の1補助、100万円だったら50万ということでいいですか。それと、さっきの80万円というのは何ですか。もう一度、すいませんがお願ひします。

商工観光部長（菊田和仁君） 先ほど申し上げた中心商店街区域に、更に制度を手厚くしている部分が区画整理事業区域内でございます。この分については補助率を2分の1が区域内ですが、それを3分の2に引き上げると、それから上限額は50万円を80万円に引き上げるという、ちょっと区域を二つに分けております。

9番（渡 雅之君） 区画整理事業に係る、その区域だったら3分の2補助で上限80万円という認識でいいわけですね。はい、ありがとうございます。それでですが、現状の申込状況、あるいは、もう実際実施、補助実施したことがあるのかどうか、お聞きします。

商工観光部長（菊田和仁君） 申込状況と実績について、お答えいたします。8月末現在で8件の申請があり、補助の申請額の総額は438万円でございます。申請のあった8件のうち、2件が区画整理事業区域内でございます。この8件のうち6店舗が既に改修を終えております。以上です。

9番（渡 雅之君） 大きな効果がでているようあります。8件が申請があつて438万円、そのうち6件はもう既に営業開始だということですね。2件が区内、要するにその中心商店街のその末広・港町の区域内だということですね。分かりました。それでですが、当初は4月スタートですから、予算は付いてなかつたわけですよね。今回、この補正、9月補正でも1,150万円の補正が計上されます。予算に限りはあると思うんですが、この補正で1,150万円でやりますと、もう既に438万円は、もう使うということですから、実質的に段々段々目減りしていくという、まだまだ要望はあると思うんですね。この1,150万円を補正を組んで、更にそれをもうオーバーしたと、申し込みが。その際、また12月に補正は可能かどうか。確かに、予算には限りがあると思うんですが、やっぱり商店街の活性化、即ち奄美市の経済効果にも大きく寄与するわけですから、それに対する補助というのは極めて重要な行政の役割だと認識してるわけですが、そういった、また補正があるのかどうか、お聞きいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） 今、議員からお話しがありましたように、今議会に1,150万円計上いたしております。おおよそ20件を見込んでいるということですが、私どもの感触として、問い合わせやらいいろいろあった中で、今年度は20件ぐらいだろうと、今、思っておりますし、これで収まるんじやないかと思っておりますが、別の制度で、いわゆる住宅リフォーム制度、こちらのほうが2,000万円の年間予算でやっております。したがいまして、今、私どもはこの1,150万円、これを今年度の予算として、ここで予算としては終わりにしたいと、また追加の申請がある場合にはですね、次の年度でも対応できますので、次の年度の予算で、また計上したいと思っております。以上です。

9番（渡 雅之君） PRを始めてから間もない中で、もう8件来ているわけですね。あと12件分しかないと。これはちょっと、足らないような気がします。その残りの分については、住宅リフォームで対応できますよという言い方、そういうニュアンスなったんですけど、住宅リフォームは住宅リフォームですから、店舗リフォームと関係ないんですよね。建設部長、そうですよね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

店舗付き住宅ということであっても、住宅の部分と店舗の部分は別だという認識でよろしいですかね。

商工観光部長（菊田和仁君） すいません。私の説明が悪かったかもしれません、住宅リフォーム制度も2,000万円の予算の範囲内でやっていたいしていると。したがいまして、店舗リフォームについても、年度の予算の一定の枠は作っておきたいという意味で申し上げたところです。御理解をいただきたいと思います。

9番（渡 雅之君） 分かりました。ちょっと、私が聞き間違いをしていたようあります。そうは言つても、確かに、予算には限りがあると、私も冒頭言ってしまったんであれなんですが、やはりニーズがあるということは、皆さんも重々、もう承知しているだろうし、予算には限りがあるという中にも、せめて住宅リフォームが2,000万円だったら、要望に従つて、2,000万円までは何とか頑張っていただきたいというふうに思うところであります。

次に移りますが、3番目の建設政策、建築政策というところなんですが、1番と、（1）番と（2）番

をちょっと入れ替えて、質問させていただきます。土木の部分をあとにして、市営住宅の関係、そこを先にさせていただきたいと思ってます。よろしくお願ひします。

市営住宅の立ち退きの際の敷金の取り扱いというところなんですが、入居時に一時預かりしている敷金なんですが、これは退去時に補修するための、その資金ということになっていると思うんですね。民間も、行政側も。その点、敷金を一旦返して、補修は補修でその退去する人たちから、退去する人たちにしていただくということなんですが、まず、その敷金の関係ですが、それでよろしければ、よろしいですかね。

建設部長（砂守久義君） 本市の市営住宅の敷金の仕損につきまして御説明いたします。市営住宅の敷金につきましては、家賃に未納がある場合を除き、全額返還を行っております。以上でございます。

9番（渡 雅之君） 敷金の額ですけど、家賃の何か月分とかいうのがあるかと思うんですけど、そこら辺りはどうなってますかね。

建設部長（砂守久義君） 家賃の3か月分となっております。

9番（渡 雅之君） その、市のほう、市営住宅についてはあまりトラブルは見受けられないということなんですが、民間のアパートとかマンションについてですね、退去時に鍵をもう変えるとか、そういう費用まで敷金の中から徴収するというような部分で、結構トラブルが起きているようなんですね。これは、消費者庁の苦情相談の中でも高いほうに入るというところなんですが、今度、その法務省と消費者庁がですね、セットで、今、考えているのが、やっぱり消費者保護の立場から契約ルールの変更、変更の改正を提案しているということがあります。賃貸住宅の借り手が退去時に負うべき負担、原状回復義務ですね、これについて明確に範囲を示すというふうに新しい法案ではうたっているわけでありまして、経年変化による損傷については、借り手、借り手の責任にならないということなんですね。それを明確にすることなんですが、奄美市として経年劣化とはどういうものなのか、借り手が人為的に壁を汚したとか、障子を破いたりとかいうところと、経年劣化の違いについて、ちょっと、その敷金の使い方ですね。それについて。

建設部長（砂守久義君） 経年劣化のはっきりした明確なことは、今現在、現すことできませんけど、原状回復につきまして答弁させていただきたいと思います。奄美市の原状回復につきましては、公営住宅法、公営住宅法施行規則並びに奄美市住宅管理条例に基づき、落書きや壁や床等の著しい破損があった場合や、畳の表替え、ふすまの張替が入居者負担となっており、入居時に提出する請書にも市営住宅を明け渡すときは、畳の表替え、ふすまの張替、その他の必要な修繕を行いますという項目があり、入居者の同意の下、入居決定を行っております。先ほど、議員説明がありました、法務省が民法の債務分野の約款敷金の返還について、消費者保護のため法的根拠を設ける民法改正案を提出するとのことでございますが、法改正に伴い公営住宅法の改正がありましたら、本市の管理条例等の改正を含め、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

9番（渡 雅之君） そうですね。確かに、経年劣化という部分については、ふすまのちょっとした汚れとか、例えば、タバコ吸う人の部屋というのは、もう黄ばんで仕方がないと、僕の家なんかも大変なんですけど、やはり、そういった部分はもう経年劣化だというふうな認識を、消費者庁はしているそうです。それと壁のくすみとか、そういったのも経年劣化だと。そうなると畳というものはしおちゅう人の出入り、行動、部屋の中での行動、それによって当然、劣化していくわけですが、それについては今のところ、もう入居時に契約の中でその分は交わすというふうにしてるということですね。であれば、今

後、また条例の、法改正の中で、民法改正の中で、また、論議されてくる一つの課題だというふうに思つてますので、しっかりと私たちも更に勉強していきたいというふうに思つています。

次に、道路維持についてなんですが、私、先般ですね、車を走っていたんですが、前、5メートルぐらい先を自転車の、女性の方が自転車を運転して、ママチャリの荷台、かご、それに大きな荷物をしてたんですが、ちょっと道路のへこみ、横断歩道のへこみで転倒してしまったんですね。膝に出血の跡も見られたんですが、車駐めて駆け寄ったら、これ、私のせいですからという言い方してて、あら、ちょっともう、かわいそうだなという思いをしたところなんですが、現在、その横断口のへこみとか、道路のアスファルトの破損とか、そういったのが結構、もう、それ以降、気をつけて見るようにしてるんですが、そういったときの補償というのは、当然、地方自治体にはあるわけですけど、その道路診断とかそういったのが、今、調査するとか、調査の段階、あるいは調査を行いたいというようなことと、聞いたことあるんですが、今、どのような状況なってるのか、お聞きいたします。

建設部長（砂守久義君） お答えいたします。本市の管理する市道は1, 566路線、総延長約517キロとなっております。議員御指摘の埋め立て地における横断口の沈下による段差により事故等の危険性があるということですが、このような箇所につきましては、現在、応急的な補修、復旧を実施しております、抜本的な排水溝を含めた道路改修には至っておりません。市道の排水溝を含めた舗装改良につきましては、平成25年度から補助事業を活用し、実績としまして6路線、約2, 463メートルの舗装修繕を実施しております。また、今年度発注しております路面正常調査におきまして、奄美市内の幅員4メートル以上の舗装道路502路線、延長250キロメートルの調査を実施し、市道の現状把握及び今後の舗装修繕等の維持、管理のための舗装のひび割れ率、わだち掘れ量、縦断の凹凸計測を行い、舗装の状態を評価し、効率的な維持、管理が行えるよう、維持、管理計画書を策定し、必要性、緊急性を十分に踏まえ、優先順位を決め実施してまいりたいと考えております。

9番（渡 雅之君） 以前はこういった道路補修とか、そういったのについては、もう起債をしなければ対応できなかつたということですが、今、補助事業で対応できるようになっているというふうに聞いています。特に、その埋め立て地ですね。一旦埋立して、そのあと、横断口だけが陥没していくというようなところ、やっぱり見られますから、そこら辺りも十分に配慮をした、早い時期での工事を要望しておきますので、よろしくお願ひします。

それでは3番目なんですが、砂防ダムの現状ですね、今後の計画をというのがありますが、確かに、砂防ダムというのは、県管理の施設で、事業もそれ、当然、県がしなければならないということなんですが、今、奄美市管内に確かに土砂災害が起きる箇所、土砂災害危険箇所と言うかも分かりませんが、そういったのが幾つあるのか、お聞きしたいんです。全国には53万か所の土砂災害危険箇所が存在するということなんですね。奄美では、その、その災害箇所がどのぐらいあるのか。それに付随して、砂防ダムがどれぐらい設置されて、今、工事中のも含めてですね、幾つぐらいあるのか、お分かりでしたら聞かせていただきたいと思います。

建設部長（砂守久義君） お答えいたします。奄美市内にある土石流危険箇所につきましては、名瀬地区で116か所、住用地区で45か所、笠利地区で28か所、合計189か所となっております。砂防ダムの箇所数につきまして、事業、事業主体である県に伺いましたところ、奄美市における砂防指定箇所のうちで、名瀬地区で34か所、住用地区で22か所、笠利地区5か所、計61か所の砂防指定箇所を、砂防指定をしております。このうち、完成をしている箇所は名瀬地区25か所、住用地区18か所、笠利地区の4か所、合計47か所となっており、現在も名瀬地区で9か所、住用地区で4か所、笠利地区で1か所の合計14か所で整備が進められているところでございます。以上でございます。

9番（渡 雅之君） はい。189か所の危険箇所があるということなんですが、そのうちに64の箇所が砂防ダムが整備されていると。今、整備中が14か所だということなんですが、やっぱり大きな災害が起きてからは、もう、手遅れで、人命すら危ういというような状況があります。やっぱり、その8月20日の広島の災害の教訓もしっかりと踏まえた上でですね、先々、先々の対応を、予算の範囲内ということになりますけど、優先順位を決めながら実施していただきたいというのが、市民としての、特に山裾に住んでいる方々の強い要望がありますので、よろしくお願ひしたいというふうに思ってます。

それでは、保健予防に関してであります。AEDの設置状況ということなんですが、消防本部のほうでAEDの設置が何か所あるのか、あるいはその管理しなければならないとかいう件のはないというふうには理解しているんですが、やはり、その使用によって人命、人命救助が大きく飛躍的に伸びるということもありますので、奄美、広域消防のほうは、もう、それは大島本島、喜界島を管轄しているんですが、少なくとも、奄美市内でAEDを持っている箇所が、事業所、いろんなところがあると思いますが、そこら辺りが、今、何件あるのかちょっとお聞きしたいと思ってます。

総務部参事（吉田鐵芳君） AEDの設置状況についてお答えいたします。奄美市も一応、奄美本島、陸続きでございますんで、大島地区管内の状況から申し上げさせていただきます。平成26年1月31日現在で、当消防組合が独自調査しました結果、大島地区消防組合管内で220施設、237台が設置されております。うち、奄美市におきましては、118施設、127台が設置されております。名瀬地区83施設91台、笠利地区25施設26台、住用地区10施設10台でございます。以上でございます。

9番（渡 雅之君） そうですね、この127台あるということ、230台ですか、大島管内がですね。名瀬、奄美市で127台ということなんですが、この、年数が経つとどうしても劣化してしまうと。バッテリーは2年で交換しなければならないというようなことなんですね。パットは1回使ったら、もうそれを取り替えないといけないとかいうようなことがあるということ聞いてます。それで全国的に見ますと、103件の不具合が見つかって、それで使えなくて、50歳代の方が亡くなっているというデータもあるんですね。また、5,000台が行方不明で、そのうちネットで取引されて、1台が実際50万円ぐらいするんですけど、2万円台で中古品として、ネット市場に出回っていることがあるんですが、その、何て言いますかね、消防がそのAEDの設置したその自治体に対して、もうバッテリーが切れてますよとかいう、そういった指導はできるんですかね。ちょっとお聞きします。

総務部参事（吉田鐵芳君） AEDの点検の目安は各製造業者及び使用頻度にもよりますが、先ほど申し上げましたように、約4年から8年の点検が望ましいと言われております。現在ではAEDの設置義務及び届け出義務がなく、当消防組合では点検状況等の把握が難しい状況にあります。ただし、各種団体及び事業所等の救急講習などでは、AEDの点検要領等を指導し、厚生労働省ホームページ等においても、AEDの日常点検確認事項及び製造業者等の紹介等が掲載されているところでございます。参考に、奄美市の救急講習指導件数は過去年間平均件数で100件の指導を行っております。なお、今後一層AEDの設置普及啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

9番（渡 雅之君） はい。救急講習を100件ほど行っているということでありますので、概ね各事業所はそれに参加しているという形になろうかと思いますが、今後もAEDの利用促進、あるいはAEDがない場合も、人工マッサージとか、あるいは人工呼吸とかいうことも含めて、しっかりと地域住民も含めたですね、講習など行って、今後とも引き続き行っていただきたいというふうに思います。

それでは、次にですが、要望書の中にもですね、安田議員が紹介議員となっていますが、ウィルス性肝炎の検査体制についてお伺いします。この検査については、基本的に無料で実施している自治体が数

多くあるわけですが、本市の状況はどうなっているのか。ウィルス性肝炎についてはですね、日本では40人に1人が感染していると。そして、世界的に見ますと12人に1人が感染しているというデータがWHOから出ています。本市としても、このような、各種検査の中でウィルス検査もしてることなんですが、有料の部分と無料でやっている部分という、また、ちょっと分かれているようなところがあるようですが、それについて、ひとつお答えいただきたいと思います。

保健福祉部長（泉賀一郎君） 肝炎ウィルス検査の状況についてでございますが、本市においては複合検診、おっしゃられましたように、いろいろな検診をまとめている検診でございます。受診者の負担金は600円となっております。B型とC型とありますので、B型のみの場合は100円、C型のみの場合は500円、両方同時の場合は600円というふうになっております。ただし、40歳から65歳までの5年刻みの節目の方、つまり、40、45、50、55、60、65歳の方、それから70歳以上の方、市民税の非課税の方の世帯及び生活保護世帯については無料で実施をしております。また、保健所におきましても、過去に検査を受けた方以外の方については無料で実施をしております。肝臓がんの8割以上がウィルス性肝炎からと言われております。是非、節目検診等を活用して早期発見に努めていただければと考えております。なお、県内の市町村の状況についてでございますが、平成24年9月時点の調査によりますと、43市町村のうち18市町村が無料で検査を実施しており、割合は約42パーセントとなっております。

9番（渡 雅之君） やっぱり、このウィルス肝炎という、潜伏期間もあるような病気で、人にもうつるような状況がありますので、なるべく早め早めの検診を、皆さんのはうでも促していただきたいし、その際、今、600円もかかるよと、100円と500円ですかね、二つ検査受けると600円だと。やっぱり、そういった、そういったのも、できれば無料化をしていただいて、その上でPRをするということを心がけられないものかなと思ってます。規約改正等々の準備もあるかと思いますが、是非、そこら辺りを検討していただきたいというふうに思っています。

これで、私の質問終わるわけですが、やっぱり、一番最初の質問でもありましたように、この月曜日の科学委員会、これにつきましては、時間をかけて、地に足の着いたしっかりとした施策の中で、遺産登録を目指していただきたいと。やはり民有地もあることで、その方々との合意形成、あるいはその他の小さな民有地との方々との合意形成、いろいろハードルはあろうかと思います。やっぱり、そういった中でいい自然遺産にできるように、その前段としての国立公園にしても、同じようなことだと思いますんですね、行政のはうもしっかりと、早くノヤギが食べられるような体制をつくっていただきたいと思ってます。私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（竹田光一君） 以上で、無所属 渡 雅之君の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時41分）

第 3 回 定 例 会
平成 26 年 9 月 11 日
(第 3 日目)

9月11日(3日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1番 西 公郎 君	2番 安田 壮平 君
3番 川口 幸義 君	4番 栄 ヤスエ 君
5番 師玉 敏代 君	6番 多田 義一 君
7番 橋口 和仁 君	8番 向井 俊夫 君
9番 渡 雅之 君	10番 戸内 恭次 君
11番 関 誠之 君	12番 大迫 勝史 君
13番 与 勝広 君	14番 叶 幸興 君
15番 奥 輝人 君	16番 平川 久嘉 君
18番 竹田 光一 君	19番 渡 京一郎 君
20番 元野 景一 君	21番 里 秀和 君
22番 伊東 隆吉 君	23番 竹山 耕平 君
24番 崎田 信正 君	

○ 欠席議員は、次のとおりである。

17番 栄 勝正 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長 朝山 育君	副市長 福山 敏裕君
教育長 要田 憲雄君	住用総合支所長 澤 修平君
笠利総合支所長 吉富進君	総務部長 東美佐夫君
総務課長 森山 直樹君	企画調整課長 三原 裕樹君
財政課長 前田 和男君	企画調整課参事兼検査指導室長 有村 純一君
総務部参事(消防長) 吉田 鐵芳君	市民部長 前里 佐喜二郎君
税務課長 柴 一夫君	市民協働推進課長 金森 広子君
環境対策課長 伊東 義久君	市民課長(笠利) 重井 浩一郎君
保健福祉部長 泉 賢一郎君	福祉政策課長 山田 和憲君
健康増進課長 森岡 博文君	健康増進課参事 日高 信一君

9月11日(3日目)

高齢者福祉課 参事	久保 隆男君	商工観光部長	菊田 和仁君
商水情報課長	久保 信正君	紹観光課長	島名 享君
農政部長	山下 修君	農林振興課長	大海 昌平君
建設部長	砂守 久義君	都市整備課長	本山 末男君
土木課長	戸田 正利君	上下水道部長	上島 宏夫君
下水道課長	市田 利郎君	水道課参事	林 茂穂君
水道課参事	山下 一弘君	教育委員会 事務局会長	安田 義文君
学校教育課長	益山 富誉君	農業委員会事務局 参事	山下 文次君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	橋本 明和君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	大江 和典君
議事係長	前田 賢一郎君	議事係主査	麓 浩登志君

議長（竹田光一君） おはようございます。ただいまの出席議員は23名であります。会議は成立了しました。（午前9時30分）

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。

○

議長（竹田光一君） 日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において、御配慮をお願いいたします。当局に置かれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、公明党 栄ヤスエ君の発言を許可いたします。

4番（栄ヤスエ君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。私は公明党の栄ヤスエでございます。一般質問2日目の1番目、どうぞ最後までよろしくお願ひ申し上げます。

質問の前に、少し所感を述べさせていただきます。9月3日に第2次安倍改造内閣が発足いたしました。女性の活躍を目指すとのことで、16名の大臣のうち、女性の大臣が5名、任命を受けました。新たに地方創生省もでき、元気で豊かな地方の創成を挙げています。我が党も女性の元気応援プランを5月14日に政府へ提言しております。政府は2020年までに指導的地位での女性の割合を30パーセントに引き上げるという目標を立てております。女性が社会で活躍できる社会は、高齢者にも障がい者にも子どもたちにも、そして、男性にも優しい社会だと思います。

さて、9月1日は防災の日です。先月、広島市内において、20日の未明に局地的な豪雨、土砂崩れで73名の犠牲者を出しておおり、今なお、お1人の方が行方不明、警察や消防などによる捜索活動が行われているようでございます。この場をお借りしまして、被災に遭われました皆様、犠牲になられました皆様に対し、心からお見舞いとともにお悔やみを申し上げます。犠牲者の中には子どもを救助中の消防隊員も含まれております。そして、北海道や兵庫県など、全国で被害に遭われた皆様へも、併せてお見舞いを申し上げます。また、広島市の北部で発生した大規模土砂災害では、住民への危険周知や避難態勢の整備をするための土砂災害防止法が生かされていなかったという指摘もございます。災害に備えた命を守る対策も自助・共助・公助の視点で大変重要でございます。忘れてはならないのは、東日本大震災の教訓で、日頃の防災教育で生徒の98パーセントが助かったという、釜石の奇跡がございます。学校現場におきましても、こういった防災教育も大変に重要でございます。我が党では土砂災害防止法の改正に向けて、国議員で土砂災害防止法改正検討プロジェクトチームを立ち上げ、問題点や改善点など検討に入っているところでございます。全国の土砂災害危険地域は52万5,307か所あるのにもかかわらず、指定されている警戒区域は35万4,769か所しかない状況だと聞いております。本市におきましても、山裾近くに建てられた住宅も多々ございます。早期の危険箇所の総点検と対策をお願い申し上げます。地震、津波、豪雨災害と自然災害への備えは、どの家庭でも被災者になる可能性がある以上、準備は必要だと思います。普段の生活で常に防災を意識続けることは難しいと思いますが、せめて防災の日や防災週間をきっかけに、何らかのアクションを起こしてほしいとの願いを込めて、防災の日は9月1日に制定されたとお聞きしております。市民のお一人お一人が防災に対する意識を高めていきたいものです。

では、一つ目の質問に入らさせていただきます。防災行政について伺います。まずは自主防災組織について。まず一つ目の質問ですが、住用地区と笠利地区においては、この自主防災組織が組織率が100パーセントと認識しておりますけど、名瀬地区の未組織地区の現状を伺いたいと思います。自治会、町内会の数に対して幾つまで、現在、組織されたのかを伺います。

次の質問からは質問席にて行います。

議長（竹田光一君） 答弁を求めます。

総務部長（東美佐夫君） おはようございます。それでは、質問のお答えしたいと思います。名瀬地区の自主防災組織における未組織の現状ということでお答えいたします。平成26年4月現在で申し上げますと、名瀬地区の自主防災組織の設置状況は29団体、組織率で申し上げますと43.8パーセントです。これは名瀬地区の町内会、自治体の数という全体の中での話になりますが、まず活動中が65、町内会、自治会ですね。休会中が18、合計83の町内会、自治会がございますので、そのうちの29団体ということになります。その内訳になりますが、上方地区が、これは率で申し上げます89.6パーセント、下方地区が80.3パーセント、古見方地区が60.5パーセント、これは旧三方ですが、旧三方で申し上げますと82.5パーセントということになります。市街地のほうが16.3パーセントということになります。奄美市全体で申し上げますと67団体の組織率53.2パーセントということでございます。現状ということでございますので、名瀬地区においては、先ほど申し上げた休会中、未設立自治会町内会があることや、未加入者の増加、高齢者による担い手不足等の様々な要因が、その組織率の低下につながっているというふうに考えております。今後は行政協力員、情報連絡会や各自治会、町内会の総会、役員会において、自主防災組織の重要性について広報活動を行ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

4番（栄ヤス工君） ありがとうございました。まだ、市内においては、市内においてですね、16.3パーセントとまだまだですけれども、本当に、そういう災害はいつ起こるか分からないというのは、前提の元なんですけど、しっかりとまた、その組織をしっかりと立ち上げていただけるように、推進のほうをよろしくお願い申し上げたいと思います。

奄美は、平成22年10月20日の奄美豪雨災害を経験いたしました。翌年から、年1回の防災訓練を実施しているというふうに認識をしておりますけれども、今年の8月31日に、昨日も質問がありましたけれども、8月31日に行われました防災訓練は、昨日の答弁では34か所の2,039人が参加をされたというふうに聞いております。最初は33か所の1,700人近くだったでしょうか、それぐらいの関心があるってことでの参加だと思ったんですけども、そこで質問ですけれども、この年1回の防災訓練に参加している自主防災組織の数を、地区ごとに教えていただきたいと思います。

総務部長（東美佐夫君） 平成26年度でよろしいですか。平成26年度の場合は地区ごとで申し上げますと、名瀬地区が10団体、493名、笠利地区が18団体の1,378名、住用地区が6団体、168名ということでございます。

4番（栄ヤス工君） はい、ありがとうございます。この中で、やはり笠利地区のほうが、18団体の1,800人ぐらいの方たちが、大分参加している、住用地区においてもそうなんですけど、やはりこの防災訓練というのは年1回ですけれども、今年の防災訓練の目的というのは、津波を想定し、大津波警報に基づく避難指示の情報伝達ですか、災害時要援護者を含む住民避難及び避難支援が迅速かつ適正に行われるよう、各行政機関との連携により、実施することで、本市の防災、減災に資することという、こう目的があったと聞いております。今回、行われましたこの防災訓練の12項目の訓練があったと思うんですけど、訓練の結果ですね、実際に訓練を行ってどうだった、よかったですとか問題点とか、いろいろとこれから出てくると思うんですけど、そういったものに関しては、やはり市民の皆様が感心を持つように、ホームページ掲載等ですね、結果のものも公開をしていただきたいと思います。そして、市内の中には自治会とか町内会とか外れている地域も、ちょっと回ってみるとある感じがします。これは自治会ですので、市民部になると思うんですけど、外れている地域もあるようなので、そ

こにもやっぱりお年寄りですとかも住んでらっしゃいますので、しっかりとその地域の、奄美市内のその地域の現状もしっかりと把握をしていただき、取り残される地域がないよう、この点も併せてお願ひをしたいと思います。また、この防災訓練に参加する、しないは、その自治会、町内会の長の方の判断に任せられるっていうことありましたけども、実際、組織があつたとしても、稼働してないっていうか、そういう組織、地域っていうのも、自治会や町内会というのもあるように思います。やっぱりそこは、その長の方の意識なのかどうなのか、ちょっと私にも分かりませんけれども、やはり、1年に1回でも、そういう防災の日っていうふうに制定がされて訓練があるのであれば、年に1回ではなく、毎回でも受けながら、市民の皆さんに防災意識を高める、やっぱり長の思いかなっていうふうにすごく感じました。しっかりとまた担当課のほうからも、その防災訓練への参加の促進とかいうのも含めて、今度、お願ひをしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次の質問に移ります。2014年、2月5日の付けの西日本新聞になんんですけど、住用地区の4年前の10月20日の豪雨災害での内容で、ちょっと抜粋をさせてもらいますが、その中にですね、14集落のうち、4集落しかそのときはなかったと。高齢者や体が不自由な住民の安否確認に手間取った。事前に管内の避難困難者を把握していなかったのがひびいたのでは。支所は災害後、自主防災組織の結成を急いだと。住用では春と夏の年2回、集落と消防団で合同訓練が恒例となっている。消防団の9割が会社勤めで、団員が昼の災害に対応できないため、その妻が団員の代わりをすることも決めたというふうな記事がございましたが、そういうふうに私も、ちょっと記事を見て、そうだったんだなということ、思ったんですが、そこで質問でございますが、奄美豪雨からの教訓を生かして、住用地区で実際に実施していると認識してますが、要援護者の見守り対象者のリスト作成っていうのを行っているふうにというふうに認識しております。そして、DIGとかですね、図上訓練ですね、実際にこう地図を広げながら、要援護者がどこでどこでっていう、具体的なそういう訓練もされているとふうに、図上訓練も開催されていると聞いております。このような訓練が他の組織でも、自主防災組織でも実施しているかどうか、現状を伺いたいと思います。

総務部長（東美佐夫君） 議員御案内のとおり、住用のほうにおきましては、平成22年の10月の豪雨災害を教訓に、要援護者等の見守りリストの作成、及び図上訓練を自主防災組織単位で行っているところでございます。また、昨年5月におきましては、県の総合防災訓練がございましたが、ここで自主防災組織のリーダー、青年団、婦人会の皆さんに参加していただき、奄美市全域で図上訓練を実施したところでございます。見守りリストの作成ということでございますが、名瀬地区におきましては、自主防災組織率が若干低いということもあって、6団体の作成ということになっております。リストの作成につきましては、豪雨災害を教訓に、住用地区が先に先行しておりますが、名瀬地区、笠利地区と順次作成に取り組んでいく予定でございます。この見守りリストですが、平成25年度6月の災害対策基本法の改正により、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられているところです。国のほうでは避難行動、要支援者の避難行動支援に関する取組指針というのを作成しておりますが、本市におきましてもこれに基づいて避難行動の要支援者名簿の作成を、現在、進めているというところでございます。以上です。

4番（栄ヤスエ君） ありがとうございます。これもやっぱり市町村の義務ということが裏付けられて、義務付けられたということで、どんどん進んでいくものと思いますので、しっかりとこの分も進めていただきたいと思います。

昨年9月なんんですけど、豪雨災害を経験した住用の、住用地区のあの体験交流館の中で、大島郡全郡の消防団の合同訓練に、私もちょっと見学をさせていただいたんですけども、そのとき、山口大学の瀧本准教授を講師にセミナーですとか図上訓練、DIGが行われたんですが、その中で、やっぱり防災の危機、危機意識等を私も学ばせていただいたところです。その中で、住用支所の職員から、その要援護

者のリストの紹介、活動報告というのもありましたけれども、実際作成するまでの過程として、やっぱり、個人情報って部分が入ってくるので、とても相手とのこうやり取りの中で、すごく難しい部分があったというふうにお聞きしとりますけれども、この個人情報の問題から、今、義務付けられたというお話をがありましたけれども、作成までにいろんな課題があり、今後、他の地域でも要援護者のリストが作られていくっていうふうにおっしゃってますけども、どこが担当して、こういった個人情報に対するその危機意識というかですね、そういう部分の見守りのですね、どこまでされるのか、そして、この個人情報に対するリストは、どこまで配付、配付というか、どこまで持つことができるのかということまで、ちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

総務部長（東美佐夫君） もう、おっしゃるとおりで、援護の登載には本人の同意がいるということでございます。それで、自治会、各自治会等もその同意を本人に取る際に、やはり、自分は載せてほしくないということで、その使用名簿の作成にちょっととまどっているというところでございます。リストの配付につきましては、現在、ちょっと、今、情報私持っておりませんが、同意を取るその作業をですね、もう少し、丁寧に分かりやすくするように心がけて、リスト作成の早急な完成にですね、持っていきたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

4番（栄ヤスエ君） はい、ありがとうございます。迅速な、また、作業等をよろしくお願いいいたします。

次の質問に入りますけれども、避難所への食料、水、毛布等の備蓄の現状を伺うってことなんですが、先日、中学校のひかり議会がこの奄美市議場でも行われましたけれども、中学生の中からも同じような質問が出ておりました。そこで、前にも私も質問させていただきましたが、住用支所と笠利支所は防災拠点、また避難所の機能というのも備えておりますので、災害時には20名が3日過ごせる程度の備蓄はされているというふうに、私も認識をしておりますけれども、ここら辺について、奄美市の現状ですね、本庁においてもですけど、現状を伺いたいと思います。

総務部長（東美佐夫君） 備蓄の関係について、お答えします。避難所への食料、水、毛布等の備蓄についてでございますが、現在、奄美市における避難所につきましては、105か所、内訳のほうは名瀬地区が45か所、住用地区が21か所、笠利地区が39か所というふうになっております。備蓄用品につきましては、車イスや自家発電機、リアカー、畳などを準備しておりますが、毛布などの寝具類や間仕切り用のダンボール、応急救護品につきましては、避難所の開設状況に応じて、保管してある市の施設がございますが、そこから各担当者が準備をすることになっております。食料、水につきましては、現在、奄美市では備蓄を行っておりませんが、平成21年4月に民間事業者、これはダイエーさんでありますけど、災害時における食糧供給等に関する協定というのを締結しております、食料品はもとより衣料品、寝具類、日用品等の保有物資の優先供給について協力を要請していることでございます。今後とも、地域の方々の防災、減災についての御意見、情報をいただきながら、防災対策の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

4番（栄ヤスエ君） はい、ありがとうございます。今、ダイエーさんですか、スーパー等の協定を結んでいるっていうことでございましたけれども、ちなみに、こう防災会議等ですね、前も1回質問したんですが、スーパー等の在庫で市民がその惨事、災害があったときに何人もつとか、具体的な、何日もつかとか、そういう具体的な例っていうのは示されているのか。また、航路、航空路が遮断された場合など、そういうのを想定して、そういうのものも、そういうときはどうするのかとか、細かい、ちょっと、そういう内容ですか、方法ですね。そういう防災会議でも協議がなされているのか、改めて伺いたいと思います。お答えできます。

総務部長（東美佐夫君） 量的にどれぐらい必要かというところまでは、まだ、詰めてないと思います。そのケースバイケースというのもございますので、その辺については、また、防災訓練を通してですね、市民の方々の御意見を聞きながら、想定できる範囲内で、また、議論をしていきたいと思いますので、御理解ください。

4番（栄ヤス工君） ありがとうございます。しっかり、また、防災会議等も行われると思いますので、その中でも、そういう細かいところまで目の届くような、具体的な会議、内容とかも議論もされていただきたいと思います。

次の質問に入りますけれども、市民の生活についてということで、本市における妊娠期からの母子ケアについて。本市においては女性の妊娠時期から出産後、そして新生児訪問から始まり、3歳児健康診断、予防接種等、様々な取組が細かくされているというのは認識しております。妊娠が分かると、役所の担当課で母子健康手帳の交付を受け、また手帳とともにいただけるのが、その中にこう、いっぱい袋に入つてましたけども、出産後の副読本ですとか、健康検査受診票綴、マタニティパスポートですとか、これから出産を迎えるまでに必要な情報が、その中にいろいろと入つております。その後、女性は妊産婦検診、14回ございますけれども、受けて、母親になる準備をこうしていくんですが、出産後、通常は1週間で退院をし、体力が十分回復しないまま家に帰つたり、戻つていくんですけども、それに手伝う人がいなければ、家事をせざるを得ない人もおります。その中で、出産により女性の心身というのは大きな負担が生じるわけなんですが、特に出産直後から1か月間がホルモンバランスの変化で精神的にも不安定、出産直後の女性80パーセントが、情緒不安定、いわゆるマタニティブルーっていう産後のうつになる場合もあるようでございます。そこで質問であります、本市における産後ケアの現状を伺います。産後、新生児訪問ですとか、こんにちは赤ちゃん訪問とかは具体的にどのように、どのような内容で受け、行われているのか。また、育児不安ですとか産後うつ、児童虐待につながるような事案の相談支援体制についても伺いたいと思います。

保健福祉部長（泉賢一郎君） 栄議員がおっしゃしましたように、出産後はホルモンの影響や慣れない子育てで育児不安を抱えやすく、落ち込むなど精神的にも不安定になりやすい時期であります。近年は特に核家族化が進み、周りに協力者がいない場合も多いことから、母親が安心して子育てができるよう、地域とのつながりの構築も含め、産婦に寄り添う丁寧な訪問を心がけております。まず、妊婦として最初に関わる母子健康手帳交付時に、妊娠、出産、育児、そして産後の母親の心身の変化等について、正しい知識の啓発を行い、出産後における不安の軽減に努めております。産後につきましては、生後1か月未満の新生児に対しまして、新生児訪問を行つております。また、2か月から4か月児のすべての乳児を持つ家庭に対して訪問を行う、こんにちは赤ちゃん事業を行つております。訪問内容につきましては、新生児訪問は助産師、保健士が行つており、子どもの状況や母親の身体面に加えて、精神面も把握できるような質問票をもつて行つております。具体的には、母乳が足りているか心配、よく泣くので眠れなくてきついなど、母親が不安に思つてはいる、思つてはいる状況を傾聴し、具体的なアドバイスを行い、不安の軽減に努めております。訪問の状況で不安が大きい方や、相談者が身近にいない方については、継続した訪問を行つております。こんにちは赤ちゃん訪問につきましては、支援の必要性が高い方は保健師が対応し、そのほかの方々については地域の母子保健推進員が行つております。訪問では、現在気になることや不安に思つてはいることの聞き取りや、子育てに関する情報提供を行つながら、母子保健推進員が、今後も身近な相談相手となれるよう、関係づくりを心がけております。また、対象とする子どもだけではなく、上のお子さんの状況や家の中の様子、お母さんの表情など、気になることについてはすぐに報告をしていただき、保健師が対応する体制をとつております。訪問の状況等から、養育環境が十分でないと考えられたり、適切な育児や世話をしていないなど、虐待につながると思われるケー

スにつきましては、関係各課や児童相談所など、関係機関と連携を取り、情報を共有し支援の方向性を確認しながら、支援を行っているところでございます。

4番（栄ヤスエ君） はい、ありがとうございます。お聞きしますときめ細かな支援体系を組んでいるということで、安心はしましたけれども、先日のニュース報道で、生後7か月の乳児が、19歳の母親、そして、23歳の父親からの虐待を受けて亡くなるという、痛ましい事件が伝わってました。一時期、その乳児は児童相談所で保護を受けたようですが、その後、両親の元へ帰り、このような痛ましい事件が起こったと聞いております。どのような背景があったか分かりませんが、抵抗ができない乳児、幼児を、大人がしつけや泣きやまない等で死に至しめる事件が、本当に多くなっていると思います。このような若年夫婦も増えているようありますので、やはり、この大島児童相談所の相談件数、先ほどありましたけど、ネグレクト、育児放棄ですね、も多いように聞いておりますので、今後、こういった乳児時期から、本当に若いお母様方も、今、増えているようでございますので、しっかりと支援体制と気づきをお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。母子保健推進員の役割について。先ほど紹介もございましたが、本市には地区ごとに何人の推進員がいらっしゃるのか、具体的にどのような活動をしているのかをお伺いします。

保健福祉部長（泉賢一郎君） 本市の母子保健推進員は市全体で72名、内訳は名瀬地区53名、住用地区5名、笠利地区14名となっております。母子保健推進員の役割としましては、安心して子育てができるよう地域の中の身近な相談役として、また行政とのパイプ役として、訪問活動や乳幼児検診などの活動を通して、地域の子どもたちやお母さんたちを見守り支援する役割を担っております。具体的な活動としましては、乳幼児健診の声かけ訪問や、未受診者の訪問、また、健診時のお手伝い、教室や健康まつり時の親子遊び等が各地区共通する活動でございますが、住用・笠利地区は子どもが、子どもたちが絵本と初めて出会うブックスタート事業への協力もいただいております。また、地区による特徴としまして、住用・笠利地区は地域柄、推進員が地域の情報をよく把握しております、日頃から情報の提供があること。名瀬地区は乳児全戸訪問事業であるこんにちは赤ちゃん訪問を通して、地域の中で孤立しがちな母親の相談相手としての役割を果たしております、母親と地域をつなげる重要な役割を担っております。以上です。

4番（栄ヤスエ君） はい、ありがとうございます。半ばボランティアで地域のために日々推進をくださっている、本当に保健推進員の皆様、本当に大重要な役割だと思いますので、しっかりと、またそういったところもですね、していきながらいきたいと思います。この前お聞きしたところで、保健推進員の方たちが家庭訪問するときに、いろんな記録、その人の状態を記録するような報告、家庭訪問をして、気付いたところを全部書いて、また保健師の担当課のほうに報告をするっていう、連絡票みたいなものを見せていただいたんですが、本当にこと細かく書いてあってですね、しっかりと入られているんだなというのが分かりましたので、また、今後とも、そういった活動を続けながら、1人でも多くのお母さんと子どもたちを、しっかりと支えていただきたいと思っております。

次の質問ですが、平成25年度の出生数ですね。新生児訪問の、先ほども重複しますが、新生児訪問の現状と、その年の新生児に対する訪問は何人体制でできているのか、そこら辺を伺いたいと思います。

保健福祉部長（泉賢一郎君） 平成25年の出生数は402名となっております。平成25年度というお尋ねですが、全国的に統計が曆年になっておりますので、御了承ください。新生児訪問は生後1か月までの新生児や産婦に対して、助産師2名、保健師4名で対応をしております。訪問対象は基本的に出生

連絡票により訪問を希望された方となっておりますが、妊娠期からフォローを行っている10代の妊婦など、支援の必要性が高い、あるいは低体重児を出産された方、医療機関から情報提供があつた方、こういった方などは必ず訪問を行うようにしております。また、不安を抱えやすい第1子を出産された方については、訪問、若しくは電話での状況確認を行つておられます。

4番（栄ヤスエ君） ありがとうございます。重ねて、ありがとうございます。出産直後の母親の精神的な、また身体的なサポートっていうのは、本当に欠かせないものと現状、なつております。女性も晩婚化ですか、晩産化も進んでるということもありまして、出産する女性の年齢も高くなり、またそれを支える親も高齢化していくっていう現状もあります。そこには、やっぱり父親とかパートナーの役割も大切になってまいりますので、また、今後とも担当課の保健師、助産師、そして、母子保健推進員のきめ細かな家庭訪問を通じて、産後の母親に寄り添つての心のケアも含めて、お願いをしたいと思いますので、今後とも、切れ目ない妊娠から出産までの支援を要望いたします。ありがとうございました。

次の質問に移らせていただきます。これは、本市でのファミリーサポートセンター事業についてなんですが、これは、6月の議会のほうで、師玉議員よりファミリーサポートセンター事業への、その奄美市の取組についてっていうことで質問がありまして、福祉部長の答弁の中でも、近年の核家族化の進展によりこの事業の必要性が増しているっていうことも分析をしているという答弁もございましたし、奄美市に合った子育て支援の仕組みづくりがどのような方法でできるか等の検討をただいま進めているところですというふうにおっしゃつてましたけれども、実際、6月の答弁から検討は進んでいますか、お伺いします。

保健福祉部長（泉賢一郎君） ただいまのファミリーサポートセンターにつきましては、前回、師玉議員のほうへお答えしたとおり、今、おっしゃつたとおりでございますが、その後、どうなつてあるかということで、まずもって、今年度ですね、地域少子化強化交付金、これを活用いたしまして、子育て支援員の養成を行うことになっております。お尋ねのファミリーサポートセンター事業につきましては、担当部署としては前向きに考えておりまして、今後、子ども子育て会議の中で、計画を具体的に作っていくことになろうかと思います。

4番（栄ヤスエ君） はい、ありがとうございます。じゃ、進めていくっていう方向性で認識してよろしいわけですね。ありがとうございます。私も鹿児島のファミリーサポートの「なかまっち」とリボン館を訪問させていただいたんですけど、リボン館では子どもを遊ばせながら、保護者は別室のマッサージルームで日頃の疲れを取つたりとか、室内の砂場もあって、雨や灰が降つても遊べるような状況になつてました。そして、薩摩川内市のファミリーサポートセンターでも、ちょっとお聞きしましたら、市民のニーズにしっかりと合つており、利用者数もどんどん増えているというふうにおっしゃつてました。ですから、ひとり親世帯とか、また、共働きの世帯等、利用者のニーズは高いと考えますので、保育園とか幼稚園児等の送り迎え、また、産前、産後の家事支援等にもメニューが含まれているようですので、是非、本支援の設置を要望いたします。ありがとうございました。

次の質問に入らせていただきます。奄美市男女共同参画基本計画について、伺わせていただきます。平成24年から33年の10年の基本計画で、奄美市男女共同参画基本計画、そして、配偶者からの暴力の防止及び被害者支援計画が策定をされております。昨年の9月定例会でもこの件は取り上げさせていただきましたが、配偶者暴力防止法が平成25年、一部改正をされて、法律名が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律というふうに改正をいたしました。また、同じ年にはストーカー行為等の規制等に関する法律っていうのも、同じく改正をされております。2012年には全国の警察が認知した、そのDVですね、配偶者からの暴力、DVの件数は4万3,950件で、前年比にすると28パーセント増、2004年以降の9年連続で過去最多を更新しているというふうに聞いております。

また、交際相手などが多いとされるストーカー被害の事案に関しては、1万9,920件、これも前年比に比べて36パーセントと大幅に増えていると聞いております。内閣府の男女共同参画局の調査においては、2011年に実施した調査で、配偶者から身体に対する暴力を受けた女性は25.9パーセント、そして精神的な嫌がらせを感じるような脅迫を受けた女性は17.8パーセント、そして性的な行為を強要された女性は14.1パーセント、そして、日常的にこうDVに晒されている女性は、その中で10.6パーセントに至っております。そうした中で、配偶者からのDVが41.4パーセント、交際相手からのDVについては34.2パーセントが、相談をできなかつたっていうか、しなかつたっていうふうに回答をされているようでございます。理由に関しては、相談しても無駄だと思ったとか、自分が我慢すればやつていけると思ったなどなど、交際相手からのDVでは、どこに相談していいのか分からなかつたとの回答も多かつたというふうに、新聞記事にございました。家庭においても、夫婦やパートナーが相手に対するこう暴力を、また、子どもの前で見せることも、本当に、子どもに対する心理的なDVにもなると、被害者になるというふうに聞いております。テレビや新聞等でも、本当にストーカー被害、またDVの被害が最悪の悲しい結果になつてしまうニュース報道が、多々、今、あります。国で2010年に策定した第3次男女共同参画基本計画には、女性に対するあらゆる暴力の根絶っていうふうに設けております。そこで、質問でございますが、本市における配偶者暴力相談支援センターの設置について伺います。全国には237か所ございます。鹿児島県には12か所、そのうち、市町村での設置は鹿児島市、そして、知名町、薩摩川内市の3か所にありますけども、本市への設置予定はないかっていうのを、端的に伺いたいと思うんですが、また本市における過去3年間のDVの相談件数等も併せて、そして相談支援体制にする現状についても伺いたいと思います。

保健福祉部長（泉賢一郎君） お答えいたします。配偶者等からの暴力は個人の尊厳を傷つけ、犯罪となる行為をも含む人権侵害であります。また、男女共同参画社会の実現を阻害する行為でもあり、根絶すべき重要な課題であると認識しております。県ではすべての地域におけるDV被害者の相談支援体制の充実を資するよう、各地域振興局、各支庁の保健福祉環境部を配偶者暴力相談支援センターとして指定しております。奄美管内では、大島支庁保健福祉環境部が指定を受けており、郡内市町村との連携を図っているところです。本市におきましても、福祉政策課内に婦人相談員を配置して、相談受付を行い、各種の情報提供や助言を行っております。相談への対応にあたりましては、庁内関係各課、関係機関と連携し支援体制を取っているところでございます。なお、過去3年間のDVに関する相談件数は平成23年度が19件、平成24年度が13件、平成25年度が8件となっております。本市における配偶者暴力相談支援センターの設置につきましては、男女共同参画基本計画にかかる審議会意見にもありますように、広報啓発の推進による相談窓口の周知や相談員のスキルアップ、庁内関係各課でも情報共有のための連絡会議など、支援体制の充実を図りながら、今後の検討課題とさせていただきたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

4番（栄ヤスエ君） ありがとうございます。確かに、県の大島支庁のほうとか、保健局ですか、のところにも、県にそれぞれに配偶者暴力相談支援センターですね、センターの機能ができるっていうのは認識しているんですけど、そこにもやっぱり、相談員は1人ですし、ちょっとその方にも、私もお聞きしてきたところなんんですけど、やっぱり県に、県のほうに配暴センターっていう看板もありますので、相談が来ると。来ても、いろんな書類とかですね、住民票ですとか、各書類を取るときにも、やはり、どうしても、その相談者の住んでいる市町村の担当のほうに電話しないといけない。そのときに、どうしても理由を言わないといけないので、とても大変なんですよねって、具体的な話でしたけれども、そういういた具体的なお話しもあり、また、向こうに電話があったとしても、結局は市町村に、つないでいくって言うか、向こうで解消できることもありますけど、市町村につないでいったりとかする場合もあるっていうふうに、お話しを聞いております。先ほど、審議会の中でもその配暴センターについての話が

なされているっていうふうに聞きましたが、その認識でよろしいでしょうか。なされてるってことなんですね。センターの話が、設置の話があるってことですね。

保健福祉部長（泉賢一郎君） 先ほど申しましたのは、男女共同参画基本計画の中での審議会のまとめの意見としてですね、そういった市に窓口を、センターを作ったほうがいいのではないかという意見も出されているということで申しました。

4番（栄ヤスエ君） ありがとうございます。その前向きな検討を、また具体性を持って進めていただきたいと思います。私も知名町と薩摩川内市のそのセンター、配暴センターっていうところを視察をしてまいりました。人口6,000名の知名町におきましては、保健センターで併設をしておりまして、それが支援センターも兼ねるということで、相談支援センターは、相談員は保健師の方がされてるんですね。知名町オリジナル作成のDVに対するパンフレットですとか、虐待に関するパンフレット等もですね、しっかりと知名町オリジナルのものを作つて、市民、町民の方に配布をしているという努力もされております。本当に、遠隔のほうからも相談が、実際に看板を建てるありますよっていうお話しも聞いておりますので、そこら辺もお願いします。そして、支援センターを設置したから、広域の自治体からの問い合わせもあるということで、あと、薩摩川内市におきましては、市民福祉部の中の子育て支援課がその支援センターを所管しております、子どもと婦人相談員の方が相談支援業務をそのまま引き継ぐ形でスタート、昨年度からしたそうです。相談員の中には警察のOBの方もいらっしゃいます、警察との連携、男性なんですけども、男性相談者、若しくはその追っかけて来る方もいらっしゃるので、その相談者の対応をされているというふうに聞いております。また、開設が1年だけですけども、延べで100件以上の相談件数、電話とか来所とかであるように思いますので、本当にこう、潜在している相談者とか悩んでる方もたくさんいると思います。奄美は外海離島でありますので、危険度の高い被害者への支援体制も検討していただきたいと思い、また、実際、奄美の近隣町村からも奄美市への相談もあるようでございますので、そのDVの正しい知識や情報が市民へ広がると、身近で起こっていること、またDVや子どもの虐待の通報で救済できる被害者も増えるのではないかと思います。支援センターを設置し、市民の皆様への周知も図りながら、本当に潜在している被害者の皆様の相談支援にもつながっていくと考えます。市民の皆様の安心・安全、そして、命を守るためにも、本市にも、プライバシーと安全に配慮した配偶者、配暴センターの設置を是非とも要望いたします。そしてもう、市民に分かりやすく、ワンストップで、とても窓口も分かりにくいくらいという声がありますので、しっかりと分かりやすい、こう、ワンストップで相談支援ができる。ここに行けば何でもこうできるっていうふうに、そういったワンストップの相談支援体制の窓口も、体制も併せてお願いをしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。基本の計画の中で、重点的に取り組む分野7の132番に性に関する教育、学習機会の充実の項目で、性に関する正しい知識を持ち、自分と他者の心身を大切にする意識を育むために、学校で性と生殖に関する健康と権利、そういった概念を基盤とした教育の充実を図りますとの内容がございました。現在、児童・生徒を取り巻く環境も、今、日々刻々と変わっております、携帯電話ですかスマートフォンなどで、のサイトで、LINEですね、LINE等を使用してのいじめとか、また、犯罪へこう結びついてくる件も、もう、都会のほうとかも、奄美はあれなんですが、都会のほうでもたくさんあるようです。また、現在はこの子どもたちの中で、付き合っている相手を暴力でこう人権を傷つける等の、デートDVっていう言葉も聞くと思うんですが、デートDVも増えているように聞いております。そこで、質問ですけれども、本市における学校現場での、そのデートDVですか、性に関する教育の現状を伺いたいと思います。

教育長（要田憲雄君） 学校現場でのデートDVや性教育などの現状について、御質問にお答えいたしま

す。まずははじめに、DVとはドメスティックバイオレンスの略称でございまして、簡潔に申し上げますと、特に10代、20代の交際中の若いカップルの間で起こる暴力のことでございます。これまで、奄美市の学校現場での小、中学生に関するデートDVの事例は発生しておりません。

次に、学校現場における性教育の現状について御説明を申し上げます。以前は性教育と呼ばれておりましたが、現在は性に関する指導に名称を改めまして、各学校で工夫して指導がなされているところでございます。具体的には、保健の時間、学級活動の時間、道徳の時間を中心に、性についての正しい理解を深めたり、相手の人格を尊重したりする学習を実施しております。養護教諭が加わって共同授業を行ったり、また、産婦人科医等の専門家を招いて事業を実施したりしている学校もございます。また、万が一、デートDVや性に関する問題行動が発生した場合には、各学校では児童・生徒の相談担当の教職員が決められておりまして、周知されておりますので、すぐ相談できる体制が整っております。さらに、各学校の生徒指導委員会及び生徒指導部会において、原因の追及や対応の検討など、組織的な対策も整っているところでございます。問題の程度に応じましては、教育委員会が中心となり、学校カウンセラーを派遣したり、関係機関と連携しながら、対策を講じたりできる体制を整えているところでございます。今後も、性に関する問題行動が発生しないように、学校における指導が更に充実していくよう、関係部局と連携を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

4番（栄ヤス工君） はい、ありがとうございました。本当に大事な時期、小学校、中学校、高校と、本当に思春期を迎える子どもたちが、心とともに体もどんどん成長していく。その中で、やっぱり、男性、女性ってありますけれども、本当にこう相手をしっかりと、本当に人間として思う人権の大切さがしっかりと分かっている、また生命の大切さも分かっていれば、相手に対する心遣いというか、思いやりも、幾ら付き合っていても、お付き合いをしている場合であっても、できてくると思いますので、早期のそういった教育ですね、そういったものもすごく大事になってくると思います。今、学校現場においても、保健体育の授業ですか、そういったもので学習をされているようでございますけれども、外部の民間団体とかですね、そこから講師を招いてのセミナー等を通して、教職員ももちろんすけれども、子どもさんももちろん、その間に保護者もしっかりと入っていただいて、そういった学習の機会を、本当に一体となって学べるような機会も、どんどん、また学校のほうでも、教育現場のほうでも作っていただきたいと思います。1人でも多くの子どもに、自分も他人も大切にできる、そういった人権意識を早いうちから学べる、学習環境をつくりをお願いしたいと思います。

それでは、次の質間に移ります。次に、男女共同参画の市民への啓発のためにも、市民講座やワークショップなどを開催するための助成ができるのかということで伺いしたいと思いますが、奄美市においては、任意団体の民間組織が20年にわたり活躍をされております。先月、市民向けの、奄美市も共催をしていただきまして、男女共同参画フォーラムが奄美市共催で開催されているわけなんんですけど、その中の講評の中で、鹿児島県の男女共同参画審議会副会長のたもつゆかり氏は、男女共同参画の取組では、性別にかかわりなく多様な一人一人として個人を捉え、個人が主体的に選択して生きていけるような社会づくりを、ということと、また、仕事など様々な場面で個人の人権が尊重されなければならない。そして、今の社会の在り方に疑問を持ち、もう若い世代の方々が自分らしく生きていけるような社会の枠組みが求められているというようなお話しも、総評でされてらっしゃいました。鹿児島県のほかの自治体でも、市単独で基礎講座ですか、の開催ですか、また民間団体による活発な啓発活動も行われております。これは、若い大学生ですか、男女問わずなんんですけども、大学生などにも講座としてワークショップなども行っております。今後、奄美市においても、一人でも多くの方にこの男女共同参画に関する確かな理解を広げるためにも、引き続き市民や学校現場等への講師を招いてのセミナーやワークショップ等を開催していく啓発をするための予算というかですね、そういった前向きな予算を望みたいと思いますが、伺いたいと思います。

市民部長（前里佐喜二郎君） お答えいたします。ご承知のとおり、奄美市は奄美市男女共同参画推進条例と基本計画に基づき、男女共同参画社会の推進に取り組んでいるところでございます。その目指すところは、一人一人の人権が尊重され、性別に関わりなくその個性と能力を十分に發揮することができる社会の実現でございます。その施策は、市政全般にわたる総合行政であります。各課所管のそれぞれの施策の中で、男女共同参画の視点を盛り込むことで、市民への実質的な事業の成果と併せて啓発にもつながるように努めています。また、直接的な啓発事業につきましても、基本計画に沿って、順次取組を進めてまいります。一方、民間における地域における動きとしては、男女共同参画推進団体であるあまみ会議の企画で、月に1回、あいあいカフェが実施されています。また、今年8月には市民が実行委員会を組織して男女共同参画フォーラムを実施したところでございます。この際は衆議院にも副実行委員長として協力をいただきました。ありがとうございました。また、昨年は奄美会議が市の助成事業を導入して、DV講座を開催いたしております。このような日々の生活目線から提起された企画は、男女共同参画の核となる視点が豊富に反映され、その効果は大なるものがあります。このような認識の下に、今後とも民間団体とともに、基本計画にてらしながら、市としても啓発事業に取り組んでまいりたいと考えております。

4番（栄ヤスエ君） ありがとうございます。今後とも、このような場をしっかりと広げていただけるような、啓発活動をですね、できれば本当に、市民、市民向けのそういったセミナー等も、年に1回でもいいですし、活発な、また民間団体に依頼してもいいですので、そういったものも含めてお願ひをしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（竹田光一君） 以上で公明党 栄ヤスエ君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前10時27分）

○

議長（竹田光一君） 再開いたします。（午前10時45分）
引き続き、一般質問を行います。
次に、公明党 叶 幸與君の発言を許可いたします。

14番（叶 幸與君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。私は公明党の叶 幸與でございます。

質問に入る前に、少し所見を述べさせていただきます。先月8月20日未明に発生した広島市土砂災害からちょうど23日が経ちました。9月10日現在、死者73名、不明1名、また避難所暮らしを続けている方が100名もいるそうです。この場をお借りいたしまして、亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。また、あとお1人の不明の方が一日も早く見つかりますとともに、災害に遭われた方々の一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

本日9月11日は、ちょうど、13年前にアメリカ同時多発テロ事件が起きた日でもあります。世界中で戦争のない平和な社会が訪れる事を祈ってやみません。それでは、通告に従い一般質問に入らせていただきます。

まず、1、市長の政治姿勢について。

1、陸上自衛隊の警備部隊の誘致について、どのような話し合いがもたれたのか。台風11号の影響で延期されていた武田良太防衛副大臣が8月12日に来島し、奄美市と瀬戸内町の両首長と会談したとの報道がありましたが、どのような話し合いがもたれたのか。具体的な話の内容をお聞かせください。

次の質問からは発言席からいたします。

議長（竹田光一君） 答弁を求めます。

総務部長（東美佐夫君） それじゃ、お答えいたします。8月12日の具体的な内容についてということで、昨日、市長のほうから詳細な答弁がございましたので、私のほうからは概略、要点のみをお答えさせていただきますので、御了承ください。

今回の陸上自衛隊の配置計画は、新中期防衛力整備計画に基づき、南西地域における自衛隊配備の空白状況を早急に解消する必要があること。防衛省は平成25年度から今年度にかけて候補地の検討を行ってきたこと。このことを受けて、小野寺前防衛大臣、武田前防衛副大臣が本市を訪問し、南西地域における安全保障環境や同地域における警備部隊等配置の必要性について丁寧に説明していただいたこと。そして、去る8月12日、武田前防衛副大臣が本市を訪問し、奄美カントリークラブの一部が配置候補として選定され、約350人規模の部隊を配置することについて説明をいただいたこと。市長から選定結果については、国策の下において決定されたことについて大変重く受け止め、奄美市として様々な角度から熟慮、検証した結果、受け入れを表明するとし、その主な理由について、市長からその場で申し上げたということでございます。さらに、副大臣との会談終了後になりますが、記者会見、これは10社程というと把握しておりますが、を開催し、会談の内容及び受け入れを表明した理由と、市長コメントをまとめた資料を記者に配付の上、記者に報告及び意見交換の場を設定させていただきました。その際に、報道を通して市民へ、まず、知らせていただきたい旨をお願いしたところでございます。後段、この点については昨日の答弁にはございませんでしたので、改めて補足をさせていただきたいと思います。以上がこれまでの経緯と話し合いの内容ということでございます。以上です。

14番（叶 幸與君） まず、会談の時間は何分ぐらいとったのか、ちょっと、お尋ねします。

総務部長（東美佐夫君） 濑戸内のほうに行かれるということでございましたので、約30分程度ということでございます。ただし、30分の以降に、副大臣のほうは、これ、ぶら下がりの記者会見という話をしますが、ぶら下がりの記者会見を行っておりますので、約35分から40分だというふうに理解しております。

14番（叶 幸與君） 昨日、竹山議員と同僚2人の、同僚議員の話で、中身のほうは大体分かりましたんですが、例えば、まず一つは、笠利町への誘致要望、これがあったとも思うんですが、市長はなぜ大熊を選んだのか。また、朝山市長は2期目のマニフェストに入っていない、この誘致計画をこの決定した最大の理由というのは何であるのか。また、いつの段階で、先ほどの答弁ではそのときにその話を聞いて、分かったというふうな形で決定したような、そういうニュアンスの取り方だったんですが、約3か月間、その去年からの話でありますら、1年近くありますんで、いつの段階でこの判断したのか、ちょっとその辺をお聞かせください。

市長（朝山 毅君） 叶議員に、まず、お断りいたしておりますが、市当局として誘致活動をいたしましたわけではございません。平成25年度から国においては、中期防衛計画等において、この国防警備の乏しい地域においては、やはり、十全な体制を取ることが必要であると、国の防衛上の観点から南西諸島地域を調査し、その調査した中において、奄美市、瀬戸内町は防衛、警備を置く選定として、場所として適当であるという観点から、調査の結果を持って、先ほどのお話になったわけであります。その前段として、調査を、奄美市と瀬戸内町、調査していますというお話しが、防衛副大臣の一番最初にいらしたときにお話しがありました。そして、防衛大臣が御来島いただきました。最終的には、防衛副大臣がその調査の結果を持って、私どものほうに場所を具体的に申し上げて、また、内容についてもお話ししたり、人員体制についても350名程度、瀬戸内町においては200名程度というふうになった、時系

列的に言いますとそういう形であります。その中において、私が判断いたしましたことは、竹山議員にお話しいたしました六つにわたる思いからいたしました。そして、時間的な余裕については、ということであります。それについては、議員御案内のとおり、概算要求は各省庁8月末を持って、9月に予算の裏付けを持って、財政当局に申請するということになっております。したがって、8月12日に御来島いただいたときには、この調査の結果に基づいて、来年度の防衛計画に基づく予算を財政当局に提出したいという、その時間的な中においてありましたので、私も、やはり、それについては判断を、決断をしないといけないと思いました。その決断の内容については、いろんな御意見がありましょうが、12団体の多くの各団体の皆さん方が連名で、しかも名瀬市議会においてもそのような決議がなされた形を持って、各省庁、関係機関を回られたという、この事例と言いますか、について、やはり私は判断をしたわけであります。もとより、反対の署名をいただいていることもございますが、少数を否、多数を是ということではありませんが、私なりに判断をした結果、そのような経緯を辿ったということを御理解いただきたいと思います。

14番（叶 幸與君） はい、分かりました。笠利町の要望があったけど、笠利町のほうはほとんど念頭にはなかったということで、よろしいんですか。

市長（朝山 毅君） このことについては、少し、私の話が乏しかったかもしれません、地政学的に、専門的に、防衛上の観点から選定されたということですので、個々の要望はそれぞれ各市町村にあるかもしれません、やはり高度な経験と言いますか知識と言いますか、そういう防衛上の観点から、そういう適地を国の方で選定したということでございまして、笠利町に自衛隊を誘致する会からの申請もあったことも事実であります。それらのことを総合的に判断して、国が決めたということをございまして、私どものほうからどの地域にというふうな誘致活動はいたしておりませんので、御理解をいただきたいと思います。

14番（叶 幸與君） 分かりました。市長はこの誘致計画を聞いてですね、その地元側からとして、こういう誘致をするんであれば、我々としてはこういった要望があると、いうよう、いうようなそういう話し合いなどは、この中ではなかったのかどうか。

市長（朝山 毅君） 先、昨日も申し上げましたが、今回の場合は、用地取得等に関する経費を約34億円、財政当局は防衛省は申請したということであります。その中身については、その隊舎、庁舎、若しくは宿舎などなどについては、これから詳細的な場所などが話し合いをなされると思います。したがって、今日に至るまでの中において、どの地域にどういう形を作るという、言わば官舎、庁舎、家族が住まうであろう、そういうことについての具体的な話は、まだありません。

14番（叶 幸與君） 分かりました。ここの部分は、また、次にまた、質問をしていきたいと思います。

次に、ミサイル部隊も配置するそうですが、有事の際の市民へのこの影響はないのか、中距離地対空誘導弾運用部隊ということを併せてこの誘致すると言われております。この、いざ誘致の際、この影響について、この市長はその場で考えなかったのかどうか、ちょっとお尋ねをいたします。

市長（朝山 毅君） 私個人としては、有事が起こらないような警備体制をあらかじめシフトしていくということが大切であろうと思っております。平和にしろ、また、安全を確保にしろ、備えというものはある程度必要である。しかも、国防と、災難と、災害ということについては、やはり、あらゆる事例が示すとおり、あらかじめ整えておくことが平和と安全と確保する一つの手段ではないかと思っており

ますので、そのような仮定のことは、私はその場において考えておりません。まず、備えをしっかりとするということが、第一義であろうという思いであります。

14番（叶 幸與君） はい、分かりました。この件はここで留めておきたいと思います。

次に、改正奄美群島振興開発特別措置法について。航路を削除してください。航空運賃軽減事業が7月19日から実施になったが、効果と今後の検討課題はあるのかということでありますが、改正奄振法の目玉である奄美群島振興交付金を活用し、航空運賃軽減事業が7月19日からスタートいたしました。航空の新運賃は従来の離島割引の2倍、54パーセント拡充をし、奄美大島、鹿児島間片道1万2,500円の割引額となり、しかも格安航空会社バニラエアの就航もあり、今年の夏は奄美にとって、観光客や里帰りツアーデ大賑わいでありましたが、その効果と今後の検討課題があれば、お示しください。

商工観光部長（菊田和仁君） 議員御案内のとおり、今回の奄振法改正により、奄振交付金を活用した離島割引制度が拡充され、航空運賃が大幅に安くなりました。その事業効果について、JAL奄美営業所の調べによりますと、7、8月の鹿児島県内で発券された離島割引利用者数は今年度が3万8,713人で、前年度と比較して1万1,370人増加しており、多くの方が制度の恩恵にあづかったものと認識しております。この制度の趣旨である割高な移動コストの軽減による離島住民等の負担軽減が十分に図られたものと考えております。なお、現段階で特に課題とすべきことはありませんが、10月26日以降、奄美群島交流需要喚起対策特別事業が展開されることにより、交流人口の拡大に更に拍車がかかるものと期待いたしております。以上です。

14番（叶 幸與君） この2か月間で1万1,370名近くの増ということで、すごい効果があったんじやなかろうかなと思います。

次に、格安航空会社LCCバニラエア便がこの7月1日から、成田、奄美間1往復が就航して2か月と10日になります。7月下旬から8月初旬にかけて、台風12号、11号の影響で、予約キャンセルが多くみられたとも伺いますが、この間の搭乗率や料金体系等の経過、また、経済効果についてお尋ねします。搭乗率と経済効果については昨日の議員質問で分かりましたので、今回は料金体系等について伺いをいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） それでは、バニラエアの料金体系についてお答えいたします。就航時の搭乗期間の7月1日から10月25日までにつきましては、4月24日から航空券をバニラエアのホームページや予約センターにて販売いたしております。料金体系につきましては、片道8,000円からのシンプルバニラ、これは変更ができないタイプでございます。片道1万500円からのコミコミバニラ、こちらは変更ができるタイプでございます。この二つが基本的なバニラの料金となっております。そのほか、成田・奄美大島線の航空券の発売開始を記念して、座席や曜日限定の特別運賃、片道4,000円のわくわくバニラなどの価格設定となっているようでございます。また、運賃は定額設定ではなく、現在の上限、片道2万9,000円の範囲内で、時期や曜日など残席数によって価格が上がるのも特徴でございます。なお、先ほども申し上げましたが、10月26日以降については、奄振交付金を活用した奄美群島交流需要喚起対策特別事業が実施されることとなっており、現行より更に低価格の片道5,500円からという料金が設定されております。以上です。

14番（叶 幸與君） 今、もう4,000円、また5,000円で10月の利用ができるというような、そういう話もありまして、どういう料金体系になっているのかということで、一応、質問をいたしました。とにかく、利用が大きくなれば、どんどん安くなるんだなど、今まで、あの高い料金は何だつ

たのかなという思いがしてなりません。

続けてまして、次に、奄美空港のこの出発保安所のバニラエアの入口とJALの入口が分かりづらいので大きく表示していただきたいということですが、今年の夏、東京在住の娘がバニラ便を使って帰郷し、送迎をいたしました。バニラ就航後、初めて空港に来ましたが、人、人、人の波、来る人、帰る人、迎える人、見送る人の波また波、嬉しい感動がいたしました。一方で2階の出発保安所が、これまた大混雑がありました。あとで係員に聞いて分かったのですが、バニラエアの入口とJALの入口が左右に分かれています、出発セキュリティゲートは交互の入っていくということで、出発も1時間ほど遅れました。また、JALの東京からの到着便も、駐機場でバニラエアが出発するまで長時間待機するなど、利用者に大変な迷惑をかけてはいないか、今後ともこのようなことが毎日続くと、観光にも影響が出ないか心配であります。まず、2階出発保安所のバニラエア入口とJAL入口の表示を大きく分かりやすくできないか。

続けて、④の出発セキュリティゲートと到着便の手荷物受け渡しゲートの増設は考えられないか、お尋ねいたします。これは第1回定例会で、向井議員が同じ質問をして、当局から平成26年3月末までには要望書を提出する準備を進めていると答えておりますが、その後、進展はあったのかどうか。来年度、奄振の概算要求も、もう提示されましたのでお尋ねをいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） 議員御指摘の奄美空港2階の保安検査所へのアプローチでございますが、8月についてはバニラエア便利用者とJAL便利用者の通路を分けて御案内いたしておりました。これは議員のおっしゃるとおりでございます。このことにつきましては、バニラ便の出発時刻が14時10分でしたが、同時間帯には鹿児島便が14時15分発、それから喜界便が13時45分発、羽田便が15時10分発と路線が混雑したことによる航空会社側の自主的な対応でございます。9月に入り、バニラ便の出発時刻が17時55分となり、路線の混雑が回避されたことから、現在、入口は一つとなっております。しかしながら、今後の運行時刻の変更により、再度、アプローチが2か所になる可能性もあり、議員御指摘の大きな表示のことにつきましては、航空会社にしっかりとお伝えいたしたいと思いますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（竹田光一君） ④は。

（「ああ、ごめんなさい」と呼ぶ者あり）

商工観光部長（菊田和仁君） すいません、引き続きお答えいたします。空港2階出発口の保安検査所の増設と、1階手荷物受取所の増設に関する対応についてお答えいたします。今年の3月にJAL、JAC、RACの3社に対し、繁忙期における保安検査所の増設に関する要望書を、奄美大島商工会議所、奄美大島観光物産協会をはじめとする、商工観光機関9団体の連名で提出いたしております。また、手荷物受取所の拡張についても、先ほど同様、9団体の連名で、ビルを管理する奄美空港ターミナルビル株式会社に要望書を提出してきたところです。現在、保安検査所、検査所の増設につきましては、空港ビルを管理する奄美空港ターミナル株式会社においてスペースをこれまで以上に確保し、保安検査に必要な機材も整備されておりますが、機材を使用するにあたり、航空会社における新たな従事者の確保にいたっておらず、現在、使用できない状況でございます。なお、この件につきまして、JAL奄美営業所は人件費等に伴う経費の面から、現段階において早急な回答はできないということございました。また、手荷物受取所の増設につきましては、奄美空港ターミナル株式会社からは、5月の取締役会において要望書の報告をしており、会社としても必要性は感じているものの、多額の経費がかかるため、引き続き取締役会等で検討したいとの回答をいただいているところでございます。以上です。

14番（叶 幸與君） 今後は、観光にどんどん、観光客が流れてくるんじゃないかなと、もう、このバニラ効果というのはすごいんですね。若い若者が今日来て、次の日には帰るとか。1泊して帰る。そういうこのフラットな感じで来るような、そういう話も今回見えてるんですよね。そういった部分では、この乗客の利便性、こういった部分をしっかりと、また、当局のほうから航空会社のほうに、また空港ビルのほうにも、しっかりと伝えていって、1日も早い改善をしていただきたいなと、こういうふうに思います。

次に、（3）の、消費税8パーセントの部分は、今、奄美市のほうではこの分析がないということありますので、これは割愛をいたします。

次に、（4）中心市街地について。①、現在の進捗状況について、末広・港土地区画整理事業の現在の進捗状況について、お聞かせください。

建設部長（砂守久義君） 末広・港土地区画整理事業の現在の進捗状況について、お答えいたします。今年、8月末現在での進捗率につきましては、事業費ベースでは約59パーセントとなり、契約済みの棟数ベースでは138棟中95棟で、約69パーセントとなっております。また、今年度末までの進捗率につきましては、事業費ベースで約68パーセントを見込んでおり、建物については9月以降、年度末までに14棟の移転契約を予定しておりますので、棟数での進捗率は約79パーセントになる見込みでございます。事業は平成30年度に完了予定ですので、完了年度から遅れることがないように、精一杯事業推進に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

14番（叶 幸與君） 今の数字では、その計画どおりにいっているということありますか。

建設部長（砂守久義君） 各年度の事業費ベースで計画どおりに、今、推移しています。

14番（叶 幸與君） 分かりました。計画どおりということですが、素人目には、なかなか空き地ばかりで、建物がどんどん建ってこないというふうなことと、道路が見えてこないというふうな部分で、本当に計画どおりにいってるのかなという心配もあります。5月1日から6月10日まで、約1か月で大型クルーズ客船が計8隻寄港しました。市内の観光に大きく寄与したと考えます。大型クルーズ船の寄港や格安航空バニラエア就航により、市内観光がより活発になってくるものと思われますが、名瀬中心市街地が穴ぼこで空き地や駐車場だらけでは、せっかくの観光客も南国奄美のイメージダウンにもつながり、今後の世界自然遺産登録への弾みにも悪影響及ぼすのではないかと危惧をいたします。南国奄美のイメージダウンが出ないうちに、当局におかれましては、積極的に末広・港土地区画整理事業の推進を図っていただきたいと思います。これは答弁はいりません。

次に、②の8番街区、その後はどうなっているかについては、昨日の同両議員の質問、また、答弁で分かりましたので、今回は割愛をいたします。まだ、継続中ということでありました。

次に、③の末広市場、永田橋市場の将来構想はあるのかということですが、古い市場も昔の面影が残って、情緒的ではあるが、耐震化等を考える場合は非常に危険な建物と言えます。また、二つの市場が2列へ移行して並んでいますが、お客様の立場から見ると、不便で、しつくりこないようにこうにも思います。場所としては最高の場所にあるだけに、造りが非常にもったいない。この際、二つの市場を併せて、永田橋市場の後ろになる土地までまとめた敷地なら、もっとよい市場構想ができると考えますが、市としてどのような将来構想を持っているのか、お尋ねをいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） 6月議会でも答弁いたしましたが、市場の将来構想については、商業の活性化を図る上からも、重要な施策と考えております。現在、永田橋市場では11店舗、末広市場では7店舗が営業しております、今年度から創設した空き店舗家賃補助制度や店舗リフォーム補助金を利用する方

も含め、新規出店者が増えている状況でございます。議員も御承知のとおり、永田橋市場と末広市場は、土地、建物とも本市の所有財産ではなく、民間の所有物となっております。したがいまして、将来構想を考える際は、所有者の方の御意見も尊重する必要があろうかと思います。いずれにいたしましても、市場の将来構想については、今後、府内で協議し、通り会連合会や中心市街地活性化協議会の御意見もいただきながら、議論を深めてまいりたいと思います。

14番（叶 幸與君） 本当に、活性化協議会、これも質問にも、どなたかの質問にもありますが、やっぱり活発なこの協議会の中で、こういう、この市場の問題とか協議していただいて、市のものではないということで、私はちょっと勘違いをしていたんですが、ここは、やっぱ地域活性のために、また中心市街地の活性ということで、市のほうとしても、いろんな形でバックアップをしていただきたいなと、こういうふうに思います。

次に、防災行政について。今年度の海難事故、まず、まず1番に、今年度の海難事故の経過と課題について。7月29日の笠利町用安海岸で今シーズン初めての海難事故が発生しました。それから1週間後の8月4日に、またも、笠利町土盛海岸で男女2人が亡くなるという事故があり、昨年の土盛海岸での死亡事故の教訓が生かされたのか含めて、今回の事故の経過と今後の課題と対策についてお尋ねをいたします。

総務部長（東美佐夫君） お答えいたします。御案内のとおり、大変残念ではございますが、笠利地区におきまして今年度2件の海難事故が発生しました。その経過及び市の対応状況についてということで、御説明をいたします。

1件目は、7月29日に笠利町神の子集落近くの海岸で発生しております。これはマリンレジャー中の男性1名の方がお亡くなりになっておられます。2件目は8月4日に、笠利町土浜海岸で発生しておりまして、男女2名の観光客がお亡くなりになっております。笠利地区におきましては、平成22年度に笠利町土盛海岸で発生しました、海浜事故を受け、平成23年度から、土盛海岸、用安海岸に監視員を配置をいたしております。また、毎年奄美大島北部海浜事故対策連絡会を開催しており、海難事故の未然防止に努めているところでございます。この2件の事故発生を受けまして、翌8月5日の、5日に笠利町駐在委員会において、水難事故防止の周知を図るとともに、町内の監視員の配置状況等の再確認、各集落の海岸で海水浴客を見かけた場合に対する安全対策及び観光客、帰省客等に対する周知の依頼を行ったところです。また、笠利総合支所のほうで、海水浴客等に対する事故防止啓発のちらしをホテル、ダイビングショップ、飲食店等の海水浴客、あるいは観光客等が利用するところに掲示をお願いして、水難事故防止に対する啓発を行った次第でございます。更に、監視業務を委託している奄美ライフセービングクラブと変更契約を行いまして、8月の11日から用安海岸のほうで監視員を1名増員し、2名体制としたところでございます。この変更により、笠利地区の監視員体制はあやまるの海水プールが2名、土盛海岸が2名、用安海岸が2名というふうになっております。先ほどからバニラの就航で観光客が増加をしているということでございますので、地元の住民、今後、そういった点を含めて、海難事故防止に努めてまいりたいというふうに思います。

14番（叶 幸與君） せっかく奄美に観光に来た方が、喜んで帰るんじゃなくて悲しみで帰って行くということがないように、しっかりと海難事故防止に尽力していただきたい。昨年の、これ昨年じゃなくて平成22年とかおっしゃいましたんですが、土盛海岸の事故後にボート2隻を笠利と住用に配置したと思いますが、このボートのこの配置はこれでいいのかどうか、あと、また笠利漁協との漁船の出動提携というのは、これは、できていたのか、ちょっとその辺だけ、ちょっと、聞かしていただきたい。

総務部長（東美佐夫君） ボートの配置の件でございますが、市のほうでの救助の場合、救助用のボート

の配備はございませんが、大島地区消防組合のほうで、名瀬消防署及び住用消防分署所のほうにボートを配備しております。もう1点の漁協との連携ということでございますが、奄美漁業協働組合との漁船の出動提携ということですが、本市では奄美市救難所を設置しておりますので、水難事故等が発生した場合、民間漁船等の出動要請ができる体制を整えているところでございます。なお、この漁協の出動要請ですが、これはあくまでもボランティアの出動ということになりますので、御理解をいただきたいと思います。

14番（叶 幸與君） 今回の土浜では、この協定に基づいて、漁船の出動というのはあったんですか。

総務部長（東美佐夫君） 1隻、依頼をしているところです。

14番（叶 幸與君） はい、分かりました。よろしくお願ひします。

次に、防災無線の難聴地域は解消されたのかということであります。8月20日未明に発生した広島土砂災害から23日が経ち、9月10日現在で73名の方が死亡、1名が不明、100名の方が避難所暮らしを続けておるということで、自然災害の恐ろしさは平成20年の奄美豪雨を思い起こさせる思いであります。特に、今回の災害は夜中の3時頃に発生したとのことで、これだけの被害が起きたのではなかろうかと。災害はいつ起こるかわからない。防災、そういう中で防災無線の重要性が再認識させられます。そこで、奄美市では防災無線が各集落にひかれておりますが、防災無線があるもの何を言っているのか聞こえない、サッシ戸を開けても聞こえないといった市民の声が聞かれます。奄美市に防災無線の難聴地域は何箇所ぐらいあるのか。また、市は市民からの要望に対して把握されているのか。また、その対策はどのようにしているのかをお尋ねします。

総務部長（東美佐夫君） お答えいたします。防災無線の難聴地域ということでございますが、名瀬・笠利・住用の全地域に難聴地域が存在しているというふうに理解をしていますが、その解消については、防災において大変重要な課題であるというふうに認識しております。難聴地域の把握と対策ということでございますが、3地区の防災無線とも、現在、老朽化が進んでいることと、併せて地形、建物の構造等の条件などから、詳細な難聴地域の把握は、現在、困難な状況にあると、そういうところであります。そのため、本市においては平成25年度から平成27年度にかけて、防災行政無線のデジタル化整備事業を進めております。今年度中に笠利地区、住用地区、来年度に名瀬地区の整備を予定しているところでございます。その際にですが、屋外の拡声子局の増設や放送時の雑音の軽減、戸別受信機の設置、また放送が聞き取れなかつた場合、先ほど議員のほうがおっしゃった件ですが、そういう場合には電話による放送内容の確認が行える自動応答装置を整備するなど、難聴地域の解消に努めたいというふうに考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願ひします。

14番（叶 幸與君） 市民からのこの要望なんかがあったと思うんですが、この辺は把握しているんですかね。それと、あと、戸別、デジタル化なつたら、戸別にも、また、やると。あるいはまた、そういった自動電話システムで、何があったかをすぐ聞こえるような、そういうことも導入するということなんですが、そこの周知徹底をですね、しっかりとしていただきたいなと、そういうふうに思います。

総務部長（東美佐夫君） デジタル化のメリットについては、今後、周知をしていきたいというふうに思います。難聴地域からの件で、住民からの御相談があった場合はですね、現場に職員が出向いて、個別確認、対応を、現在、行っているところでございますので、そういうところを、また、しっかりと対応してまいりたいというふうに思います。以上です。

14番（叶 幸與君） 永田町のですね、上之岸橋から永田橋の、この永田川沿い、ここは昔はおがみ山のほうから、無線、防災無線があったということで、そのときはよく聞こえたと。ところが、今は庁舎の上のほうに設置しているもんですから、ほとんど聞こえんというような、こういう話があります。また、鳩浜町の5班、みなみみ袖から大山弁当のこの裏側のほう、ここ一体も4、5年前までは聞こえていたんですが、今は指し戸を開けても全く聞こえない、こういうふうな市民からの苦情の話がありました。相談がありました。町内会長に何回も頼んでも聞いてもらえないということで、この調査をしたことがあるのか、また、この設置場所の変更ですね、そういった部分は考えられないのか、お尋ねします。

総務部長（東美佐夫君） 先ほど、個別個別のほうは御相談いただいた際には、現場に職員が出向いて対応させていただいているという状況でございますが、先ほどの老朽化ということもございます。もう一方では、最近、住宅の防音化というのも進んでおりますので、そういう面で、やはり、聞きづらくなっているという点もあるかと思います。来年、名瀬市内のほうも、デジタル化のほう、整備をいたしますので、そういうところで十分対応できればなというふうに思ってます。変更のほうは、御相談いただければ、来年度のデジタル化の際に検討してまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

14番（叶 幸與君） はい、よろしくお願ひをいたします。

次に、3、③の8月31日の防災訓練の状況と課題、これはですね、昨日、渡議員が質問をしましたので、今回は割愛をいたします。

次に、それともう一つは、避難場所のハザードマップ、これはできているのかということですが、これはできているということですが、私としては、旅行者に対してはどういうふうな対応を取るのか、周知させられるのか、ちょっと、その点、1点だけをお伺いします。

総務部長（東美佐夫君） 観光客に対してということでございますが、旅行社や旅行代理店等から問い合わせがある際に、ホームページ上のハザードマップを案内するなど、その都度、対応させてもらっております。そういう情報が、情報って言うんですか、問い合わせがあれば、観光施設、関係機関を連携してですね、周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

14番（叶 幸與君） 携帯電話等での調べることというようなのはできないんですかね。

総務部長（東美佐夫君） ホームページのほうに載せていますので、携帯電話からホームページを通してから確認できると思いますが、最終確認はまた後ほど報告させていただきたいと思います。

14番（叶 幸與君） はい、分かりました。できればそういう機能ができるような形も、今後、検討していただきたいなと思います。

次に、一時避難場所としての高層ビルとの契約、これはどのようにになっているのか、現在の状況等をお聞かせください。

総務部長（東美佐夫君） お答えいたします。一時避難場所としての高層ビルとの協定についてでございますが、平成26年4月の現在で9件の津波発生時における緊急避難場所等の使用に関する協定を締結をしております。

14番（叶 幸與君） 市街地にはどれぐらい高層ビルがありますかね。ちょっと、その辺なんか掘んで

おりますか。その辺、ちょっと、もし分かりましたら。

総務部長（東美佐夫君） お答えをいたします。奄美市の地域防災計画のほうでは、津波、地区別の津波避上高については、奄美大島、これは想定ですが、奄美大島の東の近海で発生したマグニチュード8.0の地震を想定、想定ということになりますが、名瀬の港町のほうでは4、8メートル、笠利町の大笠利では7.1メートル、住用山間で4.5メートルということになっております。そういうことで、対応するビルということになりますが、市街地のほうで協定及び協力をいただいているビルというのがございます。それを含めると8棟ですか、8件あるということになります。以上です。

14番（叶 幸與君） 次に、公共施設等、公務員宿舎はこの避難の際の利用は可能であるのか。特に夜中の災害時の対応のときにですね、例えばオートロック等がされておれば、そういう部分の県との話し合い等はなされているのか。ちょっと、お尋ねします。

総務部長（東美佐夫君） それでは、お答えいたします。公共施設、これは御指摘の公務員宿舎ということでだろうと思いますが、津波避難所、避難場所としての利用ということでお答えしますが、公共、公共施設ということですが、職員の住居という施設でございますので、防犯上の観点から、共用玄関にオートロック方式を採用しているところもございます。また、住宅として建築された建物でございますので、上層部の階段部分の収容可能人数が少ないということもあって、避難場所として適切かどうか、適切であるかどうかということですね、そういうのを精査する必要があります。避難場所として該当しる場合には、所管する行政機関のほうに協定計画のお願いをしたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

14番（叶 幸與君） 一時避難として、夜中にもしあつた場合ですね、そういう場合のやっぱり対応等も、やっぱ考えておく必要がないかなあと、こういうふうに思います。

次に、AEDの活用と点検について。公明党が全国で普及を推進してきた自動体外式除細動機、いわゆるAEDの使用が一般人にも認められるようになって、今年7月で10年が過ぎました。現在、全国で45万台を超えているとされていますが、奄美市での設置の状況は、現状はどのようになっているか伺います。

総務部参事（吉田鐵芳君） AEDの設置の状況について、御答弁いたします。前日の渡議員と重複いたしますが、平成26年1月31日現在で、当消防組合が独自に調査しました結果、大島地区消防組合管内で220施設、237台が設置されております。うち奄美市におきましては、118施設127台が設置されております。名瀬地区83施設91台、笠利地区25施設26台、住用地区10施設10台。奄美市の施設ごとの設置状況を申し上げますと、スポーツ施設5施設5台、老人保健施設等7施設7台、学校、教育機関等40施設40台、老人保健施設等を除く医療機関21施設28台、その他、各大型店舗、事業所など遊技場等ですが、45施設47台となっております。以上でございます。

14番（叶 幸與君） はい、ありがとうございました。ここ、今、おっしゃったところは大体公共施設関係が多いんですが、特にこの民間企業、施設、また商業施設等のこの設置の状況は掴んでいるのか、現状、どのようになっているのか、ちょっと伺います。

総務部参事（吉田鐵芳君） 先ほど申し上げましたが、スポーツ施設、老人ホームと、その他の施設のところでホテルとか銀行、遊技場等、こういうものを含めまして、先ほど申し上げました45施設の47台であります。そして、大島地区消防組合管内では、ちょっと数が増えまして、86施設の91台でご

ざいます。

14番（叶 幸與君） ありがとうございました。結構な数が入ってるなというふうに感じはいたします。そこで、次に行きます。

AEDの設置は公共の場で広がってきたが、救急搬送される心肺停止の患者の約7割は一般家庭からが多く見受けられます。消防庁は今年7月、全国の消防本部に対し、市民からの通報時に自宅付近の設置場所を知らせ、使用を促すよう求める通知が出されております。そこで、携帯電話などのGPS機能を使ったAED設置場所検索システムを導入、これは考えられないのか、ちょっとお尋ねします。

総務部参事（吉田鐵芳君） お答えします。AED設置場所検索システムにつきましては、スマートフォンのアプリケーション、何かをするためのプログラムにおいて、日本全国AEDマップというものがございます。地域ごとに無料で閲覧できるようになっております。そこで、奄美市のAED設置場所も確認できるようになっておりますので、御利用ください。また、消防本部通信司令室の災害出動指令図面にも、AEDの設置場所が表記されておりますので、119番入電時に現場が特定できた場合には、消防職員がその通報した方にAEDの設置場所などを指導する場合がございます。今後、なお一層住民に対しましても、AED設置場所及び検索要領等の情報を提供してまいりたいと思います。以上でございます。

14番（叶 幸與君） はい、ありがとうございます。

次に、AEDの設置については、この10年間で日本は世界一になっておりますが、AEDの使用については、2012年の心肺停止による救急搬送数2万3,797件中881件が使用されており、使用率は何と3.7パーセント止まりであります。また、使用したがバッテリーが切れて、作動しなかったという例もたくさんあります。更に、使用者の操作が悪くて機能しなかった場合も考えられると言わっております。このようなことがないよう、日頃から管理責任者は管理義務を行ったことによる損害賠償義務を負うことのないよう、AEDの誤作動等のための定期的な点検講習訓練をしたらどうか、どうでしょうか、お尋ねをいたします。

総務部参事（吉田鐵芳君） AEDの点検等に関する御質問でございますが、現在、救急講習、指導等の中で、AEDの取り扱い要領等の指導等と併せて、各施設、あるいは事業所等に設置されていますAEDの取り扱い要領及び点検時期確認要領などの指導も併せて行っておりますので、今後も各施設、あるいは事業所に対しまして、救急講習等の開催促進に努めてまいりたいと考えております、おります。また、AED点検の目安、目安は各製造業者及び使用頻度にもよりますが、約4年から8年ごとに点検を受けた方が望ましいとされておりますが、自動的に不具合が、不具合または電池切れ等の表示がされるようになっておりますので、設置者には定期的に点検されるようお願いいたします。参考までに、AEDとは突然心臓が止まって倒れてしまった人の心臓のリズムを心臓に電気ショックを与えることにより、再び正しいリズムに戻し、蘇生するための医療機器でございます。心室細動とは心臓の筋肉がけいれんを起こしている状態の傷病者に対してだけ、AEDによっての治療が可能でございます。心室細動以外の心臓停止の傷病者に対しては、AEDは有効ではございませんので、心臓マッサージなどの処置を併せてほどこす必要がございます。以上でございます。

14番（叶 幸與君） ありがとうございます。9月9日に仮称救急AEDの日を決め、県と連動した運動の推進を図ったらどうかと。AEDの普及が、使用率がまだ3.7パーセントと少ない中で、こう、普及を啓発をするためにも、この救急AEDの日を決められないか、ちょっと、その辺お願いします。

総務部参事（吉田鐵芳君） 平成16年7月1日に医療機器であるAEDの使用が市民に認められたことは御承知のとおりでございます。これを記念して平成23年7月1日をAEDの日と命名されております。AEDの日は市民の一人一人がAEDの重要性を理解し使い方を学び、設置場所を確認して倒れた人にすぐ使えるような、準備することを願って設置されました。また、全国的に救急の日、行事の一環として、救急医療週間行事の中で心肺蘇生法及びAED取り扱い指導等を行い、各種事業所等に対してAEDの設置促進と併せて、住民へAEDの点検確認要領等も指導してございます。またまた、AED使用に対しては普及推進中でございますので、管内においても過去10症例ほどのAED使用によって、後遺症なしで社会復帰しているという奏功事例もございますので、住民の安全・安心のため、なお一層推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

14番（叶 幸與君） はい、ありがとうございました。

4番、松くい虫対策については、ちょっと時間の関係上、今回、割愛いたします。

次に、教育行政、子ども議会が開催されましたが、1、経過と今後の課題。2、傍聴人は何名ぐらいいたのか、議員への案内はしたのか、これを一緒に質問をいたします。私は昨年9月議会で取り上げ、提案した子ども議会が、早速取り上げていただき、感謝をいたします。今年も奄美群島では7月30日、第9回知名町子ども議会と第2回大和村子ども議会が開催されたのを始め、7月31日には徳之島子ども会議と天城町児童会、生徒会代表ミニ議会が、8月25日には和泊町子ども議会が開催され、8月26日の奄美市中学生ひかり議会を含めると6市町村で開催されました。大変喜ばしいことだと思います。そこで、今回の議会の経過と今後の課題、反省点等があればお聞かせください。また、傍聴人は何名ぐらいいたのか、議員や市民等への案内をしたのか、お尋ねします。

教育長（要田憲雄君） 子ども議会の経過と今後の課題についての御質問について、お答えいたします。昨年9月議会におきまして、叶議員から子ども議会の開催についての御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

議長（竹田光一君） 以上で叶 公與君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午前11時45分）

○

議長（竹田光一君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

新奄美 多田義一君の発言を許可いたします。

6番（多田義一君） 議場の皆さん、市民の皆様、こんにちは。新奄美の多田義一でございます。第3回定例会にあたり、一般質問を行います。今回、私の質問は主題を一つに絞りました。この質問は2010年、4年前にも取り上げました。覚えている方もいらっしゃると思いますが、土盛海岸での若者が2名、沖に流れ、家族連れによる通報により、海保、警察、消防、それぞれの問題が浮き彫りとなったことがスタートでした。現場に一番早く到着するのは消防。しかし、海での活動が資機材不足等によりできない。また、海の活動、救助のプロの海保は陸での緊急車両を許可されていないため、一般車両としてしか通行できず、現場到着は通報から1時間以上かかり、人命救助はほぼ不可能との現実を見て、通報者の思いや現場の皆さんとの思いがあり、日本で初の海保と消防の業務連携による覚え書き協定書を交わしたことは、奄美での海の安心・安全の大きな一歩となったのは、大変すばらしいことであり、のちに日本各地で海保と消防の協定書は広がりました。最初の事例を奄美からできたことは大変意義があると思います。その後、消防には海難救助用のボートや浮き輪を飛ばす資機材等の整備がされました。また、海保との海での訓練などをを行い、新たな分野での取組をスタートさせたことなど、奄美ならでは

の消防の在り方に力強く感じる一人です。その後、民間では奄美ライフセービングクラブが発足し、奄美市の予算により2011年度から土盛海岸2名、用安海岸2名の監視員を配置、ライフセイバーの皆さんのが時間内はずっと海での安全を確保するために頑張っていました。しかし、2012年では土盛海岸に2名の配置のみで、用安は0でした。その間も、用安海岸では事故は起きてます。2013年、土盛海岸に2名、用安海岸に1名の配置。この年も事故は起きております。そして、2014年。同じく2名、2名、1名体制でスタートしました。そんな中、7月の29日、用安海岸の監視区域外、監視地点から西に800メートルの地点で男性が海底に沈んで亡くなられました。8月4日、ホテル前の、これも監視区域外ではありますが、男女2名が岸に戻れなくなり、それぞれお亡くなりになられました。改めて3名の方々の御冥福をお祈り申し上げます。このようなことが起きなければ一番いいのですが、どのような手を尽くしても100パーセントとは言い難く、また、また事故は起きるかもしれません。しかし、私たちの奄美市は産業振興の柱として、奄振での4本の柱のメインでもある観光に力を入れてきているのは、誰しもが御承知のとおりで、今年は国立公園指定に向け、また2年後には世界自然遺産登録を目指している奄美にとって、最近、よく耳にしますが、まさしく追い風の中にあるのは間違いないかもしれません。確実に入り込み観光客は増えていきます。今も増えてます。そのような背景の中で、当たり前ですが観光客の皆さん的安全・安心のサポートは奄美を挙げて取り組んでいくべきものであると思いますので、今回、私はこの1本で質問させていただきます。

それでは、質問に入りたいと思います。産業振興からの安全対策についてであります、今年は島民にとってすばらしいスタートの年であります。航路・航空路運賃の軽減、また、農産物輸送コストなど、奄美の経済を支える新しい制度が始まり、同時にバニラエアの就航により、成田奄美間を低価格で飛ぶLCCが毎日飛んで、確実に観光客は増えています。また、大型客船の寄港やその他施策等により交流人口は増えていると思いますが、昨年比較で、現段階での見込みはどのようになっているかをお示しください。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（竹田光一君） 答弁を求めます。

商工観光部長（菊田和仁君） それでは、答弁いたします。バニラエアの利用者数と利用率ということで、質問を捉えておりましたが、これまでお答えしましたとおり、バニラエア、7月が9,090人、利用率が84.2パーセントです。8月が9,862人の91.3パーセントとなっております。なお、交流人口につきましては、このバニラエア就航後の交流人口が約2,500人増加していると試算いたしております。以上です。

6番（多田義一君） 先輩方の一般質問等で、この人数は確かに拝見、聞きましたので、おおよその人数は掴んでおりますが、そこで、皆さんも御承知のとおり相当数の数がこの7月、8月に集中しているってことは分かると思います。その中で、今までの、次の質問にいきますが、今までの水難事故からの対策ですね、過去、2010年からかけて、死亡事故も、また死亡にいたらなかった事故も多く発生しておりますが、そのような事故を受けて、水難事項等の対策、どのようにとってきたのか、それをお示しいただきたいと思います。

総務部長（東美佐夫君） それでは、水難事故の対策ということでございます。少し長くなりますが、以前の質問で平成21年までお答えしているようですので、平成22年からということで、御了承いただきたいと思います。そこで、22年からの事故の対策等を含めて、時系列に御説明をいたしたいと思います。午前中の答弁と少し重複するものもありますが、御了承いただきたいと思います。

平成22年の7月19日に、先ほど御案内のとおり、笠利町土盛海岸において水難事故が発生してお

ります。これは遊泳中に沖に流されたものでございますが、友人が浮き輪で救助をしております。この事故を受けまして、同年の7月27日に関係機関において事故防止の協議を行い、その対策といたしまして、海上保安部と共同で危険区域の周知及び啓発のため現場の写真に潮の流れを記載した看板を4か所設置しております。同時に救命の浮き輪を現場に4個配備をいたしております。また、同年8月の27日には海上保安部の呼び掛けで第1回の奄美大島北部海浜事故対策連絡会を開催して協議を行っております。参加機関ですが、奄美海上保安部、奄美警察署、奄美市、大島地区消防組合、奄美漁業協働組合、名瀬漁業協働組合、奄美群島地区スキューバダイビングクラブ安全対策協議会、そして、先ほどの奄美ライフセービングクラブの8団体であります。この対策連絡会につきましては、その後、毎年情報交換会と水難、水難救助訓練を開催しており、関係機関と協議し、海浜事故の未然防止と事故発生時の迅速な対応に努めているというところです。その後、平成23年に第2回の事故対策連絡会を開催し、事故防止対策の更なる強化を図る必要があるとの協議の結果を受け、笠利地区の土盛海岸及び用安海岸に監視員を配置したというところです。平成24年度は市の臨時職員として土盛海岸に監視員を2名配置し、平成24年7月20日に事故対策連絡会の8団体のうち5団体が参加した土盛海岸監視員の安全講習会を実施しております。併せて、平成24年度には、土盛海岸、用安海岸、大浜海浜公園に救助用の資機材としてレスキューポートセット、双眼鏡、トランシーバーを配備しまして、平成25年度監視期間からはAEDもそれぞれ配置をしております。

次に24年度ですが、24年8月1日に土盛海岸におきまして、監視員が波に呑まれ死亡するという大変残念な事故が発生しました。この状況を受けまして、8月13日に事故再発防止を目的に、第3回目の事故対策連絡会を開催しております。平成25年度になりますが、平成25年度は奄美ライフセービングクラブに監視業務を委託しまして、土盛海岸2名、用安海岸1名の監視員の配置をしているところです。同年の7月25日、26日の2日間、大島地区消防組合と奄美市監視員が参加して、水難救助の訓練を行っておりますが、平成25年の9月5日、神の子近くの海岸において、遊泳中の男性が死亡する水難事故が発生をいたしております。これを受け、11月28日に第4回目の対策連絡会を開催をしているところです。平成26年度になりますが、平成26年の7月18日に、第5回の事故対策連絡会を開催しまして、ライフセービングクラブへ引き続き業務委託により、土盛海岸2名、用安海岸1名の監視員を配置したところでございます。今年また、7月29日に神の子の集落近くの海岸にて、マリンレジャー中の男性1名が死亡する水難事故が発生しました。更に、8月4日に土浜海岸にて男女2名が沖に流されるという大変な残念な事故が発生いたしております。この2件の事故発生を受けまして、翌日の8月5日、笠利町の駐在委員会において、水難事故防止の周知を図るとともに、町内の監視員の配置状況等の、これはもう再確認の説明の会を開いております。併せて、各集落の海岸で海水浴客を見かけた場合に対する安全対策の周知、観光客、帰省客等に関する周知の依頼を行ったというところでございます。市のほうで、これは笠利総合支所のほうで中心になって行ってもらいましたが、海水浴客等に対する事故防止のチラシ、今、ちょうど手元に持っておりますが、こういうチラシをですね、こういうチラシをホテル、ダイビングショップ、飲食店等の海水浴客、観光客等が利用する場所に掲示を依頼しまして、水難事故防止に対する啓発を行ったというところでございます。更に、監視業務を委託しているライフセービングクラブのほうと変更契約を行って、8月11日から用安海岸の監視員を1名増員をいたしまして2名体制としたところです。この変更により笠利地区の監視員体制はあやまるの海水プール2名、土盛2名、用安2名ということになっております。更に、これまで以上にライフジャケットの着用を呼び掛けるということを努めて行っておりまして、今後の事故防止対策に一層努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

6番（多田義一君） 数多くの対策と言いますが、話し合いをもって、今後、事故に対する啓発活動、その安全対策によるですね、そういうことを行っているということですが、まずその周知、先ほどから集落の方が海に入る人に対して周知ということですけど、その周知の内容って、どういうふうに何を伝え

てるんですか。海にはいるのが危ないですよ、なのかな、そういうことは言ってないと思うんですけど、どういうことを伝えているのか、その内容は、分かればちょっとお示しください。

総務部長（東美佐夫君） 先ほど、ちょっとお見せいたしましたが、こういうチラシですが、海水、ちょっと読ませていただきます。海水浴をされる場合はライフジャケット等を着用して安全に楽しみましょう。奄美の海岸は波が穏やかでも潮の流れの早いところがたくさんあります。海水浴等をされる場合は、海の状況をよく確認して、安全を十分に確保して楽しみましょう。ライフジャケット、浮き輪、監視体制、潮の確認、きれいな海で楽しい奄美の休日をという、こういうチラシを各掲示をさせてもらっているということでございます。

6番（多田義一君） 確かに、的を絞っている内容ではあると思いますが、皆さんも、多分担当させていける方はよく分かると思いますけど、助かるためには二つしかないんですよ、もう。必ず浮いていること、それと、通報されることなんですね。この二つがなければ助からないんですよ。そこを、念を押して書く必要があるんじゃないでしょうか。今、聞いた感じでは、観光地として、こう、どこにでもありそうな感じですよね。事故が多発している現場で、もっとやっぱり安全確認、安全対策をしっかりとさせていただくためには、僕はその大事なことを、やっぱり伝えていく必要があると思うんですよね。これはまた、全く別です。これは、奄美ライフセービングクラブが独自で作って、笠利を拠点としてホテル、若しくは集落、そういう施設にお配りして話をしている内容なんんですけど、海水浴での三つのポイント。主題1は大切な家族、友達を亡くさないために、ライフジャケットを着用する。特にシュノーケルを使用する場合、必ず着用しましょう。奄美でも死亡事故を含めたシュノーケル事故が多発しております。最低でも浮き輪等の浮力のあるものを持って海に入りましょう。自分は絶対に溺れないという泳ぐ力に自信のある方も、近くの溺れている方がいらっしゃったら、サメ等の危険とけがを負われたり、予想できない潮流に流されたりすることで、命を落とす確率が高いです。浮力を携帯することでそれらのリスクを軽減できます。子どもだけでは入水させないでください。十分な浮力を携帯し、大人が必ず監視を行いましょう。溺れている人は助けを呼ぶ声は出せず、子どもの場合は1分以内に静かに沈みます。飲酒後に海に入らない。溺れるリスクを上げます。更に、大切な人を守るために、家族が溺れても飛び込んではいけない。溺れた人を救助しようと浮き輪を持たずに飛び込んだ人のうち4割が命を落とすか、一緒に溺れることが分かっています。飛び込みます、助ける方法を学びましょう。いざというときの対処法。浮力を与える。浮き輪を溺れている人に投げ与えてください。浮き輪、ペットボトル、クーラーボックス、ビーチボールなど、どんどん投げ入れてください。助けを呼ぶ。そのライフセーバーや消防、海上保安部の出動を依頼しようと。更に繰り返しますが、大切な人が溺れても、特別な訓練を受けた人でない限り、決して飛び込んではいけません。少し内容的に言うと、現実的に大変重要なポイントを押さえて、確かにこれをぱっと見るとですね、少し細かくっていう部分もあるかもしれません、私はこれぐらいすることによって、やはり、見た人の危機意識が高まると思うんですよ。今、さっき部長が言われました、その周知をしていると。じゃ、地域の人に周知をしました。入る人に読んで聞かせたとしても、どこまで、その方が危機感を持って、海は危ないんだ。どうしたらいいんだ。その方法までしっかりとやっぱり分かるような形でしていく必要があると思うんですよ。これは、これが僕が決して100パーとは言えませんよ。ただ、やっぱりもっといい方法があると思いますので、その辺は、また今後ですね、このシーズン内にやはり協議をして、いろんな団体等と話をして、進めていく必要が、僕はあると思いますので、そこはまたそこで、お願いをしたいと思います。

そしてもう1点、先ほど部長の答弁の中で、大浜海浜公園にレスキューボードを整備したってありましたよね。そのレスキューボードは誰が使うんですか。そこを、お聞かせください。

総務部長（東美佐夫君） 監視員がそれを利用するというふうに伺っております。

6番（多田義一君） 監視員が利用する。確かに、そのために整備をしていると思います。では、その監視員とは大浜海浜公園の監視員は、そういう特別な訓練なり資格を有しているのか。そもそもレスキューボードって言っても、多分、一般の方は何を示しているのか分からぬですよね。そういうものを使いなさいって置いても、実際に使えるかっていうと、使えないですよ。一つ、ここで紹介しますが、実はライフセービング、これは資格がありまして、段階的に四つぐらいに分かれてるんですよ。実際に、資格要件として、50メートルを泳ぐ時間です。40秒以内、これは一番取りやすい、程度の低い資格ですが、50メートルを40秒以内、800メートルを8分以内、潜っている段階での進む距離が20メートル以上、立ち泳ぎが5分以上、実際にこの資格を取るのに5日間かかります。5日かかる。標準時間で28時間、更に、この間の訓練はこれをワンスパンとして何度も繰り返します。これは体力だけでなく、当然、 CPR、心肺蘇生、ライフセービングのセイバーの心がけ、海の知識、安全管理ですね、そういうものもすべて行っているのがライフセイバーなんですね。そのライフセイバーが使うレスキューボードを資格者がない海に置いて、僕は、誰が使うのかということです。実際に大浜海浜公園のその監視の方は、資格者要件とはなってないですね。なってないんですよ。大浜の監視員はですね。なってなくて、その夏の期間だけの簡単なアルバイトという認識を持たれてるんですよ。でも、実は簡単なバイトではないんですよ。人の命がかかっているところに、このような市もレスキューボードもいれて、なぜ、じゃ資格者の募集をしないのか。そこは僕は整合性がとれてない矛盾点だと思うんですが、その辺は部長、今、聞いてどうですか。

総務部長（東美佐夫君） 大浜の監視員がその資格を持っているかというところは、ちょっと、今、把握をしていないので申し訳ないですが、仮に持っていないとすれば、そういう整合性、ちゃんと使えるような体制、そういったのは協議をしていきたいというふうに思います。

6番（多田義一君） はい。是非ですね、物を買ってそれで済むとか、浮力体をおいたからそれで安全だとか、そういうことでは決してないということだけは、是非、御理解をしていただきたいと思います。それで、次の質問にいきますが、その今、先ほど部長も答弁の中におっしゃいましたが、監視員のいるビーチ、先ほど、あやまる、土盛、用安、2名、2名、2名、これは聞きました。あと、大浜含めて、その人数を、大浜の人数をまず、出してほしいのと、先ほど2名、2名、2名と大浜の監視員含めて、どういう理由でその人数が確定しているのかですね、その算出根拠をちょっと示してください。

総務部長（東美佐夫君） 先ほど、配置の人数を申しましたが、この監視員の人数の算出根拠というのはございませんで、これも法令規則に基づいて試算しているわけではありません。この監視員の人数につきましては、有効な監視、救助活動に影響するものと認識をいたしておりますので、実際、業務を行っている監視員の意見を参考にしながら、決定するということにしております。以上です。

6番（多田義一君） じゃ、業務に携わっている方からの意見で算出していると。先ほど、僕は冒頭聞きましたが、今までの水難事故からの対策の中で、過去いろいろやってきてますけど、その2011年に土盛海岸2名、用安海岸2名、恐らくあやまるも2名ですね、2名でスタートした体制が、2012年には用安が0になったっていう、この経緯はじゃあ何ですか。なぜ0になったのか。現場の声を聞いて、現場の方がいらないっていう判断だったのか。ここが僕はどうしても分からんんですよ。どう考えても理解できないんですよね。なぜ0になったのか。そこをちょっとお聞かせください。

総務部長（東美佐夫君） お答えいたします。当初、2名、1名で、これは緊急対策の事業費で措置をしたということです。緊急対策の事業が切れたところで、一応2名ということにしていると思います。

そのあとに、やっぱり必要ということで市の単独予算で1名追加をしているという経緯だというふうに理解しております。

6番（多田義一君） 予算上の問題も、いろいろあるかと思いますけれども、先ほど来言つうように、やっぱりこれ、人の命がかかってるんですよね。単純な事務作業じゃなく、人の命が関わる現場で、対策を取ってきたっていう話の中でですね、翌年に突然用安0って、これはどう考えても、じゃここはもう、いいですよとしか捉えないですよね。分かる人が聞いたらですね。もう一つ、ちょっと出してほしいんですが、奄美市の臨時職員数を提示してもらっていいですか。何名いらっしゃるか。

総務部長（東美佐夫君） お答えをいたします。これは平成26年の4月1日現在ということでお答えをいたしますが、全体で312名ということでございます。これの内訳を申し上げますが、一般非常勤職員ということで、資格を持つ、保健師とかですね、保健師とかという一般非常勤で179名、繁忙期とか、常勤職員の補助をする職員で、臨時的任用というのがございますが、これで133名、合計で312名というところです。

6番（多田義一君） 今、合計312名で、その内訳を聞きましたけれども、ここでちょっとはっきりさせたいことがありますて、そもそもじゃ、これは関連しますから聞きます。そもそも、この臨時職員は何で必要なんですか。何のために必要なのか。そこをちょっと、部長、お答えください。

総務部長（東美佐夫君） 先ほど、内訳のほうで申し上げましたが、一般職非常勤職員、これについての採用は特定の資格、いわゆる技能を要する職種、長期の期間要する職種ということで雇用しております。内訳を申し上げれば少し理解できると思うんですが、幼稚園の教諭、保育士、ケアマネージャ、保健師、看護師等ですね。こういう場合に、雇用しているということです。臨時的任用のほうは、ちょっと詳しく申し上げますが、先ほどの申し上げたとおり、常勤職員の補助的な業務に重視するということで、これは半年以内ということで採用をしているところです。そういう必要なところに、配置をすることです。

6番（多田義一君） 僕は、むしろそれが必要じゃないっていうお話しじゃなく、要は臨時職員312名の方、その中で特殊技術を持っている方、また非常勤が133名でしたっけね、臨時が133名ですね、臨時職員133名。この方たちも、要は皆さんに例えば何月までにこう仕上げないといけない仕事があるけども、今のままだったら間に合わないと。どうしても人手が足りないと。事務量が多すぎる。そういう理由があって、恐らくお願ひをして入れてると思うんですよね。そうすることによって、やはり役所としても効果があるわけですね。その背景には市民の皆さんに還元されている、予算執行もそうでしょうし、いろんなものがあると思います。だから、決して無駄じゃない人員の中でやっているわけです。これが適正かどうかっていうのは、また別の問題でしょうけども。必ずその背景には費用対効果と言いますか、結果、成果がでているわけですね。そう捉えると、この皆さんにとって土盛、用安、ここに対する人員配置が本当に適正だったのかどうか。もっと必要じゃないのかどうか。細かいここまで、考える必要性が本来、ないですか。ここに二人つけたから、ここを一人つけたから、そういうふうな形で、このような配置されても、やはり、実際携わる人たち困るんですよね。その辺は、総務部長、どのようにお考えですか。

総務部長（東美佐夫君） 先ほど、多田議員のほうからも100パーセントはありえないというお話しを伺いましたが、やっぱりその、そういうことを踏まえますと、何人、どれぐらいというのは、やはり難しいところがございます。ただ、今回の場合についてはですね、セービングクラブのほうと協議をして、土

盛にはやっぱり 2 名、 ばしや山のほう、 そうですね、 ばしや山のほうには 1 名、 それは、 ばしや山施設がそこで民間の施設があると、 民間の方々の協力いただけるということで、 当初 1 名ということで、 協議の上に配置をさせていただいたというふうに聞いておりますので、 その上で今回の 1 名、 不幸な事故がありましたので、 緊急的に 1 名追加したというところでございます。

6番（多田義一君） はい。ここで、もう一つ、私紹介していきたいと思います。2011年、遊泳人数ですね。監視期間中でありますが、2011年は土盛が 1, 544 名、用安が 2, 961 名。これが 2011 年です。そして、これは 2013 年、2012 年のデータはちょっとありませんが、土盛海岸が 4, 238 名、用安が 6, 355 名、これが 2013 年です。2014 年、これは、まだ監視は 9 月 20 日までの監視なので、終わってないですが、実がカウントが不可能となっております。と申しますのも、遊泳客が急増しすぎて、全数のカウントが不可能となった。これが現場の実状です。この、今までビーチに入った人のカウント数が先ほどカウントです。海に入った人、ビーチに入った人のカウント数ですが、9 月当時の現在で、海に入った人だけの人数ですね。用安が 4, 449 名、土盛が 3, 942 名。ビーチに入った数まで合わすと相当数います。9 月 20 日までにはまだ増えます。これが今までの現実です。現状です。市長、2011 年より 3 倍ですよ。3 倍。しかも、カウントができないような状態。これが来年、再来年、まだ続くんですよ。その中で、先ほど部長がいった適正人数という部分からすると、2 名で可能ですかという部分の議論も、今後、していかなくちゃいけないと思うんですよ。8 月 11 日から、用安に関しては 2 名体制になったと。そこは、もうやっぱり、すごく僕は評価される点だと思いますけれども、今後、今の数字を聞いて、来年、多分もっと上がります。と思います、僕は。そういうのも踏まえた上で、今後の、その体制づくりをしっかりやっていただきたいと思います。ここは本当に、何度も言いますが、人の命がかかってます。更に、この業務の中でありました、僕が最も注意するべき点。その、今回の 2 件の件は、もう触れません、ここでは。が、1 件紹介したい例があります。これは 2014 年、今年です。7 月の 20 日、日曜日、3 時 20 分です。15 時 20 分、土盛海岸の監視区域内において、波打ち際 1 メートルの場所で 3 歳の女の子が波に呑まれて仰向けに沈んでいた。パトロール中のライフセーバーが発見し、すぐに引き上げ、救助をした。女の子はしばらくむせ込んだが、しばらくすると元気を取り戻し、大事には至らなかった。更に、浜辺には親がいたが、携帯電話を操作しており、波に呑まれたことに全く気付いていなかったと。女の子はライフジャケット未着用、浮力体も持っていないかった。こういうことって、起きえるんですよ。これは、ライフセーバーの監視がなかったら、確実に死亡しています。間違いなく。皆さんのがやってきた、この監視っていうのは、すごく大きな効果が出てるんですよ。現実に。出てて、先ほど部長が言った、この注意喚起の紙ですよ。もう、どういっても、やっぱり親の危機感、周りの危機感がなければ、救える命も救えないんですね。そういう部分からして、これは非常に大切なことだと思うんで、是非、念頭に入れて、ライフセイバーの皆さんができる訓練を受けているのか。この監視員がいるによって、どんだけの人が助けられたのか。助かった事例、ほかにもたくさんあります。僕、全部資料をもってますが、それを一つ一つ紹介すると時間がないので、僕は、今、紹介しないといけないと思った重大になりつつある事故の前例を少し紹介しましたが、これは絶対忘れないでください。必ず役に立っているということです。

それでですが、次の質問です。その現場からの報告はどこに行くんでしょうか。その監視、ビーチ全部です。全部の報告です。どこに行くのかお示しいただきたいと思います。

総務部長（東美佐夫君） お答えいたします。現場からの報告はということですが、通常時におきましては、土盛海岸、用安海岸の監視員は笠利の地域総務課へ、あやまるの海水プールの監視員は笠利の産業振興課へ、大浜海浜公園の監視員につきましては、指定管理者である道の島公社へ業務報告がされるということです。ただ水難事故等の緊急時には、消防、海上保安部のほうへ緊急通報ののちに、各所管課のほうへ連絡がいったあと、総務課の危機管理室のほうに集約されて報告されるという体制になってお

ります。

6番（多田義一君） 今、結局笠利の中で2か所、産業振興課と地域総務課、それと大浜に関しては道の島に毎回報告をしていると。この大浜のほうからの毎日の報告とかってのは、定期報告はどこに行くんですか。大浜から来る報告っていうのは。

商工観光部長（菊田和仁君） 奄美市のほうが道の島公社へ指定管理をいたしておりますので、道の島公社から奄美市紹観光課へ連絡体制が来るということでございます。

6番（多田義一君） 分かりました。もう、今までのことはいいとしてですよ、これからもっと人は増えんんですよね。観光客も増える。大浜に行く人だって、恐らく増えてると思います。その人数って捕まえきれますか。そういう報告って来ますか。大浜にシーズンでどれだけの人が来た。そういう報告とかあるんですかね。人数は出さなくていいですから。

商工観光部長（菊田和仁君） 大浜の管理人のほうで、毎日、業務日誌みたいなのをつけておりまして、一定の期間なりましたら、報告が上がってまいります。

6番（多田義一君） これはちょっと、やっぱり、点在をしそぎてるんですよね。こういう危機管理、次で聞きますけど、僕はこれを一つにするべきだと思うんですよ。観光と監視、安全・安心・安全っていうのは、僕は分けるべきだと思うんですよね。観光関連施設は観光関連施設でいいですよ。大浜の施設もあるわけですから。ただ、この監視に関しては、やっぱり先ほど来、何度も言いますが、人命にかかる大切な部分で、この連絡体系が結局1, 2, 3, 最低でも三つ、若しくは四つに分かれているわけですね、今。それぞれの予算の中でですよ。それを、やはり、ちゃんと、やっぱり一つの部署にそういう大切なことは報告を直で行くように。対策はすぐとれるような形で、僕は進めていく必要があると思いますので、これ、僕、今回だけ言っている話じゃないんですね。実は数年前の予算か決算の中でも言いました。体系が分かれているのがおかしいと。これは、皆さんがどう考えているのか分かりませんが、今後、必ず必要になります。僕はそう思ってますので、是非、早急に部内での話を進めていただきたいと思います。

それで、次の質問お伺いしますが、担当している課の業務ですよね。その、今言う安心・安全危機管理室ですか、の業務の内容を示してください。

総務部長（東美佐夫君） それじゃ、危機管理室の業務の、これ事務分掌ということでお答えいたします。ちょっとたくさんありますが、一つ目が危機管理の総合調整に関すること。二つ目が防災に関すること。三つ目が地域防災計画に関すること。四つ目が自主防災組織に関すること。五つ目が防災行政無線施設の管理及び運用に関すること。六つ目が防災情報システムの整備に関すること。七つ目が部内における総合的な市民協働の推進に関すること。八つ目が国民保護計画に関すること。九つ目が避難船舶の救護及び漂流物の補完に関すること。十ですが、消防署、警察署及び海上保安部並びに気象庁との連携に関すること。最後になりますが、自衛隊に関することということになっております。

6番（多田義一君） 今の業務内容を何名でやってるんですか。人数は。

総務部長（東美佐夫君） 現在、3名体制で行っております。

6番（多田義一君） ここに、実際、この海の安心・安全入るわけですよね。この業務の中に入ってくる

んですね。考えると、今、多岐にわたって、僕ももうメモしきれないんですけど、ざっと聞いても、今、九つ以上、大きく分けて九つ十で、細かく分けると更に多いですね。これを3名でやる中で、僕が取り上げているこの海に関しての、ここだけでも、実は大変な業務ですよ。実際は。もう一つ伺いますが、その予算を付けているわけですから、当然、監視員の人数に関わるものが出で中で、例えば、その係の方って現場を見に行ったりとか、そういうことって行ったことがありますかね。

総務部長（東美佐夫君） 担当のほうでは、現場のほうに随時出かけていっているということです。

6番（多田義一君） 部長、僕は、もう、これ非難するとかそういうわけじゃないんですけど、純粹に、仮に僕がこの中にいるとしたら、とてもじゃないんですけど、今までのやり取りのほうになってしまかもしません。圧倒的に人数が少ないと思いませんか。この業務を3名ですよ。自衛隊も含めて。3名体制でやってるっていうのが、やはりどれだけじゃ力を入れているか。冒頭言いましたが、観光を伸ばしていくこうと、市長、観光を伸ばそうとしているわけですよね。奄美大島、奄美市って柱としてですよ。その観光で波及する効果って計り知れないものがあります。だから、それはどんどんやるべきですよ。もう片方での安全対策って、これも怠ったらいけないことですよね。奄美に来てください。でも何があっても知りませんよ。そんな観光地には行きたくないですよ。実際に。そう考えると、そこまで含めた業務を、この一つに集中しすぎて、実質、業務が多い。これ改善できませんか、部長。

総務部長（東美佐夫君） 先ほど、連絡体制のところで少し申し上げましたが、一般時の報告体制、それと緊急時の報告体制、二パターンあるということで、緊急時のほうは、今の危機管理室が集約するということで、全体のほうに連携を取っていくような調整をしているということですが、一般時の場合、一般時の場合は、やっぱり施設の状況によってはその運営管理体制も異なりますので、その施設の実態を熟知、よく知った施設の所管課のほうがより好ましいということで、今の体制を組んでいると。これは一般体制の場合ですね。ということです。今、3名体制で多いか少ないかって話をされましたか、確かに、今年から自衛隊の関係も入ってきました。そういう意味じゃ、3名体制というのが非常に厳しいかなというふうには思っておりますが、これは、今年から始まつたことありますので、来年以降については、また査定を含めてですね、議論を進めていきたいと思いますので御理解をください。

6番（多田義一君） はい、分かりました。これはもう、多分、来年はより忙しくなる年だと思いますので、来年、再来年ですね。当然、自衛隊の件も同じく継続してこの課が見ていくわけですから。動き出したばっかりなので、まだ業務は増えていくと思うんですよ。そこを十分考慮した上で、体制の確立というのはやっていただきたいと思います。

次の質問にいきますが、奄美市内、若しくは群島内、群島内は外しても結構ですが、奄美市内の宿泊施設内の、その海に対してのとか、山に対して指導状況はどのようにになっているか、お示しをいただきたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） 市内で発生しました2件の海難事故につきましては、観光振興を重要施策に掲げる本市にとって重大な事故と受け止め、このような参事が、今後、起こらないよう、関係団体と連携して再発防止に努めたところでございます。台風11号が接近した際には、あらかじめ観光客に対し、海はもちろんのこと、山や川への外出を控えるよう、奄美大島観光協会を通して、宿泊施設へ注意喚起の協力依頼を行ったところです。また、観光協会の会員でない宿泊施設についても、電話でその旨の連絡をいたしております。また、当日ですが、奄美空港、奄美パーク、マングローブパークに設置しておりますデジタルサイネージの画面上でも注意を喚起する情報を流しております。今後とも、観光協会や関係団体との連携を密にし、事故防止に努めたいと考えております。

6番（多田義一君） もう、細かく言いませんが、予防は絶対大事なんですよ。今回の件もホテルから出でるわけですから、ホテルでもし何かしらのその注意喚起があれば、こういう事故は起きてなかつたかも知れません。そういうのも含めて、やはり、そういうホテル関係と連携を密にするっていうのは、今後、大事だと思うんで、是非、やっていっていただきたいと思います。

それでは、次の質問にいきますが、北大島の、北大島事故対策協議会、名称はこれは正しいかどうかは別として、事故対策協議会の機能的な部分を少しお示しいただきたいと思います。

総務部長（東美佐夫君） 正式には、先ほどちょっと触れましたが、奄美大島北部海浜事故対策連絡会という名称になります。この目的、役割、機能ということでございますが、この事故対策連絡会は平成22年の7月に笠利町の土盛海岸で発生しました水難事故を契機として、奄美海上保安部の呼びかけで始まったものということでございます。連絡会の目的ですが、先ほど申し上げた8団体ですね、8団体が毎年情報交換と水難救助訓練を開催することで、水難事故の未然防止及び関係機関の連携、連絡体制の確立を図ると、そういうことを目的にしてるということでございます。役割、機能につきましては、各機関の情報交換を元に具体的な事故対策を検討するということで、訓練や資機材の整備、啓発活動をどういうふうに行うか、そういうことで水難事故の未然防止向上を図っていくということに努めているということでございます。

6番（多田義一君） はい。今の中で、海上保安部の呼びかけで、海保の呼びかけでスタートした集まりというのは分かりました。実は僕、去年、海上保安部さんには行って、この協議会どうなってるんだと、聞いてますかと言ったら聞いてないと。ちょっと、時間が空いてますね、という話だったんですよ。一昨年です。それで、事故の前とか、事故の後とかですね、ばかりにやるんじゃなくて、シーズンの初めとシーズンの終わりにやってくれと。これをやって、例えば行政の皆さん、そこに入ってるわけですから、そこで何が必要だとか、こういうことをやっていきましょう、そういう話し合いを隨時やってほしいというお願いをしたんですよ。そうすると、担当が口に出して言ったのは、奄美市さんに開催を呼びかけてもらわないと、自分たちだけでは動ききれないと。そういうことを言われたんですが、実際、どこがやろうと言ったらこの会は始まるのか。開催にあたって、いつやりましょうと、その呼びかけは誰がやってるんですか。

総務部長（東美佐夫君） スタートは海上保安部ということで聞いておりますが、その後、事務局を奄美市のほうに移したということでございます。そういうことでは、奄美市のほうが呼びかけて開催することになると思います。

6番（多田義一君） はい、分かりました。先ほどから検証の件もいろいろ僕も聞いてきてますので、是非、この協議会ですよ。せっかくこうして立ち上げて、事故が、事故に対してだけじゃなく、予防とか、その繁忙期を通じて反省点とかいろいろあつたらですよ、各組織が集まって、その次年度に生かしていくのはここが一番ベストだと思うんですよ。もうプロが集まっているわけですから。これもう、多分ここの中でみんなで議論したところ、分かんないんですね。現場の状況が。なので、現場の皆さんに入ってるこの連絡協議会、この事故対策連絡会、ここが僕は一番ベストだと思いますので、この活用をしっかりしていっていただきたいと思います。これはもう、要望で結構なので、お願いしたいと思います。

次に、笠利に、北大島のほうに事故が集中しているわけですが、ボートの配備計画等は、笠利では考えられてないのか。今後、北大島のほうでですね。そこをお聞かせください。

総務部参事（吉田鐵芳君） お答えします。水難事故対応といたしましては、御存知のように海上保安庁の118番と消防の119番に事故情報が入ることになっております。当消防組合においては、入電と同時に特命救助ボート隊員への出動準備、救助ボート搬送準備指示を行い、救助工作車及び救急車で出動することになりますが、奄美海上保安部と当消防組合ではどうしても陸上を移動する関係上、消防が先着することがほとんどです。海の専門官が到着するまで、我々消防は持てる資機材、人員を活用して、救助しようとするのが原則でございます。そのため、月1回ペースで奄美海上保安部と合同の水難救助訓練をいたし、御指導を仰ぎながら、現場においてはその他の関係機関と合同で救助活動をしている現状でございます。御質問のボート配備につきましては、消防としましては、大島地区消防組合の他の町村との関係もございますので、配置先、配置機種等を含めたことを構成市町村の関係部局と協議中でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

6番（多田義一君） 今の、そんな僕は難しい話をしてないですよ。そこまでの難しい話じゃなく、関係機関との協議って、今、おっしゃいましたけれども、今、持ってるわけじゃないですか。持ってますよね。名瀬と住用、ありますよね。僕は配備計画と、今、言って質問しますけど、実際あるものを、何で笠利に行けないんですか。事故が集中している。僕、実際見たんですよ。名瀬からボートを引っ張って。僕、行きましたよね。行きましたけども、より円滑に本当に救助しようと思うのであれば、近くに置くのが僕は原則だと思ったんですよ。シンプルに。名瀬署から引っ張るよりか笠利から引っ張ったほうが早いですね。どうしたって。それは、何で笠利に置けないのか、その協議中っていうのが、何についての協議なんですか。そこが、ちょっと僕は、今、理解ができませんでした。お願いします。

総務部参事（吉田鐵芳君） 御質問のことにお答えします。現在ですね、消防本部としましては、名瀬消防署に水難救助ボートがあります。住用分駐所にもゴムボートを置いてございます。笠利のほうは、現在のところは、議員御案内のとおり、置いてございません。これは、22年、23年の豪雨災害のときに、住用のほうは先に配置されたところです。今のところですね、本部の名瀬消防署のほうに、ボートを配置してございまして、笠利であっても南であっても本部から出動する、要するに人的関係で、救助隊員が本部にありますもんで、その関係で本部から笠利のほうにも、今回の水難救助も出動いたしました。以上です。

6番（多田義一君） はい。もうちょっと時間がありません。次の自衛隊に僕はどうしてもいきたいので、まず、端的に言います。名瀬からもっていったボートは海に入ってませんよね。入れなかつたんですよ。実際に波が荒れてた。リーフが近かった。それと、干潮だった。このような理由で入れなかつたんですよ。実際に救助に来れたっていうのは、通報から1時間半に来た巡視船いそなみですね。あれぐらい大きい船だと大丈夫なんですけども、もう1個入ってきてるのが、水上バイクですね。水上バイクが2機、入れるんですよ。どんなに浅かろうが。ペラで人を巻き込むことはないんですよね。是非、ここも考慮していただいて、次の配備に関しては、どういう資機材が一番ベストなのかというのも、議論を初めて、是非、僕は消防のほうで持っていただきたいんですよ。笠利のほうに。もう、わざわざその船を引っ張っていくとかではなく。実際に現場で溺れてる人って1分1秒大事ですけど、それは正直通報からでは間に合わないんです。どの機関にも。間に合わなくて、やっぱり監視が一番有効な手段なんですね。もう一つは、先ほど浮いて待っている人がいるとしたときに、長時間浮って待てないんですよ。長時間は。岩に掴まる、何をする、やっぱり体力はじわりじわり減っていきますから。と考えると、消防が現場に早く着くって、今、おっしゃいましたよね。確かにそうなんですよ。どの現場でも一番先に来ているのは消防なんですよ。これだけの機動力を持っているわけですから、あとは、どういう方向、方法、そういうものを、やっぱちゃんと、今後、こう部内の中で議論して、僕は先ほど、冒頭言いました消防と海保のこの協定書というのは、奄美が初だったんですよ。日本の中でも。実際にレスキ

ユーボード、先ほど言った、大浜に配備してるレスキューボード、あのボードなどを、消防車両が持つて、消防の職員の皆さんが、若い人たちが、そういう資格を持っていたら、一番強いはずなんですよ。ちなみに、ここまでやっている消防っていうのは日本でもまだありません。ないんです。是非、僕はそういう観光地としての取組ですよね。先ほど言いました悪いイメージっていうのは、広がりますとなかなか払拭できません。が、奄美大島、こういうところで力を入れていると、安全だよ、安心だよってなると、それを見た観光客って、また来ようと思うんですよ。僕はそういう情報発信のためにも、是非、幅広い考え方でやっていただきたいと思います。

次なんですが、自衛隊との連携っていう部分で、実際にこの間も海上保安部のヘリが来ました。ヘリが来たんですが、あれも大島には配備されてないんですよ。されてなくて、実際来たのは鹿児島なのか、沖縄なのか分かりませんが、来たのは、到着、大分遅れてからですね。もし、自衛隊が奄美に配備されたとして、ヘリがあると思うんですよ。そういう、自衛隊ヘリを使った海難での救助ができれば、ものすごく早いと思うんですよね。その辺の連携がとれるのかどうか。まあまあ難しいでしょうけど、お答えできますか。

総務部長（東美佐夫君）　自衛隊が配備されたらということでですが、将来的にその自衛隊の救助、捜索活動ですか、の参加が可能なのかどうかっていうのは、まだ我々もよく分かりませんので、もし、それが可能であればですね、要請をしていきたいというふうに思います。

6番（多田義一君）　是非、離島の不利性生かして、救急も救難も、全部、今まで自衛隊がヘリで飛んできてやってるわけですよ。海難に関しては今まで事例がないと思うんで、是非、その辺もですね、今後の研究と言うか、課題にしてほしいと思います。

ちょっと、一つ残ってしまいましたが、以上で質問を終わります。

議長（竹田光一君）　以上で、新奄美　多田義一君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午後2時30分）



議長（竹田光一君）　再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

無所属　川口幸義君の発言を許可いたします。

3番（川口幸義君）　市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。私は無所属の川口幸義と申します。第3回定例議会にあたり、一般質問をいたします。

質問に先立ち、先月の台風11号、12号により、亡くなられた73名の方々、まだ、行方不明者1人、心から哀悼の意を表しますとともに、御遺族と被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。このような災害からの復旧や復興が1日も早く進むことを願ってやみません。

さて、本題に入る前に、私の所見を少し述べさせていただきます。第2次安倍内閣が発足し、安倍首相は先の記者会見において、元気で豊かな地方の創成を政権最大の課題として掲げ、人口減少や超高齢化社会など、地方の直面する課題に真っ正面から取り組む、若者が将来に夢や希望を持つことができる、魅力ある地方を作り上げていくと述べました。新政権のこうした地方重視の姿勢、離島に暮らす我々の追い風になるように、大いに期待を寄せるものであります。今後の動向を注目してまいりたいと思います。

これより、質問に入りたいと思います。まずは、近年、テレビなども話題のふるさと納税についてであります。平成26年現在、ふるさと納税の寄附金額のトップは、やはり首都圏である東京都、神奈川県、大阪など大都市である。特産品の人気ランク、ランクで見ると、福岡や佐賀に次いで北海道が挙が

っているようでございます。大都市において、1件の寄附金が1億円を超える大口な寄附を獲得したためである。特産品で上位に食い込んでいる福岡などの実績を見られます。我が奄美市の取組について、伺ってまいりたいと思います。

このあとは質問席にて、順次、質してまいりたいと思います。当局の誠意ある答弁を求める。

それでは、ふるさと納税について、取組について、①を質してまいりたいと思います。

それから、寄附された方の特典、②金額によるポイント制など、③納税者に特産品を送るようなシステムはないか。以上、順次質してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（竹田光一君） 答弁を求める。

市長（朝山 毅君） それでは、早速、川口議員にふるさと納税について、その3点の御質問について、お答えさせていただきます。

まず、ふるさと納税寄附金につきましては、毎年、出身者や奄美ファンの皆様方から多くの御厚意をいただきしております。最近の状況を申し上げますと、昨年度の実績では奄美市へ直接寄附されました件数は43件、金額にいたしまして714万円、鹿児島応援寄附金として鹿児島県を通じて寄附された件数は23件、寄附金額として38万円、合計で752万円となっております。また、ふるさと納税制度がスタートいたしました平成20年度から、昨年の平成25年度までの6年間の累計では、282件の約2,600万円の寄附をいただいているところであります。本市のふるさと納税への取組といたしましては、本土で東京事務所や大阪事務所の職員が出身者が集まります郷友会などの場でPRをしているほか、ホームページや広報紙、更には新聞紙面で特集を組むなど、島内外で広くPRしているところであります。その特典等についてでありますが、寄附された方への特典につきましては、まずはお礼状とともに、最近の奄美の情勢を伝えることとして、市政要覧、広報紙、シマ博等の観光情報パンフレットなどを送付いたしております。また、毎年度奄美の行事等を記載した、奄美カレンダーを、更に、今年度からは本市作成のコクトくんのピンバッジを送付しているところであります。また、1万円以上の寄附をいただいた方々には、パッション等の、パッション並びにタンカン等の季節のフルーツや観光品等の特産品セットなどを贈呈しており、大変喜ばれているところでもあります。ただ、議員御案内のポイント制による特産品の交換等は、現在のところ行っておりません。納税者には特産品を送る仕組みについてでありますが、申し上げましたとおり、現在は1万円以上の方々に奄美の特産品を贈呈している取組を行っているところでありますが、最近の全国他自治体の取組を見ますと、今、議員がお話しになりましたとおり、寄附額に応じて特産品を選び贈呈する取組などにより、ふるさと納税額が増加している自治体も見られることは、議員、お話しのとおりであります。このようなことから、本市におきましてもふるさと納税に御賛同いただいております出身者や奄美ファンの皆様の、奄美に対する思いを大切にしながら、現在、行っております特産品贈呈なども十分にPRされていない点もありますので、今後、様々な機会を通してそのPRに努め、ふるさと納税の拡充に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を、そしてまた、御支援を賜りたいと思います。よろしくお願ひします。

3番（川口幸義君） 1万円以上のいわゆる寄附者については、ふるさと納税者に対してコクトくんとか、そういうもののいわゆるお返しをさせてるとか、そういうことと思うんですけど、できればですね、もうちょっとこう金額の高い、こういう方々にいわゆるポイント制を設けることによって、出身者じゃなくてもですよ、全国的に、今、そういうブームに乗ってますので、できればそういう方々にも寄附を仰いでいただいて、奄美の宣伝を兼ねた、いわゆるポイント、そういうものを将来的に考えられたら、何かいいアイディアではないのかなと、このように考えたから質問いたした次第であります。平成21年ごろはですね、鹿児島県がトップだったんですよ。ところが、今、段々これがブームになりまして、首都圏の大口寄附者が増えましてですね、段々ランクは下の方に落ちておりますけれども、そういう

ったことを、我々もしっかりと、出身者はもちろんありますけれども、大いに地方へ、そうしたその寄附行為についてですね、ふるさと納税、これを便乗して、多くの方に賛同していただければありがたいかなと、このように思ったから質問させていただきました。

それから、この納税者が一番問題点が一つだけあるんですよ。確定申告についてですね、納税された方が確定申告を行わなければ、そういう特典があるのかないのか、奄美市はどのように考えておられるんですかね。

総務部長（東美佐夫君） 確定申告の件ですが、これは全国的にふるさと納税をされる方が面倒だということで、市長会、全国の市長会を通じて、国のように確定申告の手続きの簡素化ということで要望しております。最近、少しその簡素化ができるような方向で、国のほうも、今、考えているようすで、しばらくその制度のなりゆきを見てみたいと思いますので、それができましたら、またPRを努めていきたいというふうに思います。ちなみにですね、先ほど市長が申し上げた金額ですが、鹿児島県43自治体ございますが、7位と、県下で7位ということですので、どっちかというと、上のほうに奄美市あるのかなというふうに思います。これは補足で申し上げておきます。以上です。

3番（川口幸義君） 奄美市は、今、部長のほうから7位の、かなり上位にいらっしゃると、上位、そのランクであると思われますけれども、更にですね、この1万円以上と限定せずにですよ、2,000円以上の、こうした1万未満の方々のいわゆる確定申告の免除ができればですね、割と簡単に、いわゆるふるさと納税の方々が賛同できるのではないかと思ってですね。それで、部長、これは国に対しての陳情ですか、こういった制度見直しについては、いつ頃が予定をしていらっしゃいますか。

市長（朝山 毅君） この事務の簡素化については、4年前ですか、私奄美市のほうから県の市長会に提案をいたしまして、企業者の場合の確定申告時における税金の控除などなどについては、事務的になされていると。ただ、面倒な一面があります。もう一方、サラリーマン、公務員等の給与所得者の事務手続きについて簡素化していただきたいと。東京や大阪に行きますと、サラリーマン、公務員が納税したいんだけど、その年末調整で非常に面倒があると。ああいう事務作業を簡素化しないと、サラリーマンや一般のサラリー所得者の皆さんには面倒がってやりませんよというふうなお話しなども伺っておりましたので、それを県の市長会に出し、また全国の市長会等においてもそのような事例があるようでございまして、今、そのことを受けて国においても、そのサラリーマン等におけるその確定申告、若しくはその年末調整などにおける事務の簡素化を図って、このふるさと納税制度を拡充していく、PRしていくという動きがあります。この動きについては、この近々1年以内にはできるんじゃないかという、これは私の感触でありますけれども、そういうふうな手続きが簡素化されますと、広く納税者が増えてくるんじゃないかなというふうな思いをしております。加えまして、当初は鹿児島県を通して納税する方が割といらっしゃいましたが、鹿児島県を通して鹿児島県が4割いただきます。あの6割をということでありますので、そういうことも納税者において浸透なさったようで、やはり自分の本籍地、若しくは親戚や友人やいろんな思いのある地方に直接したいんだという機運も高まっているようありますので、このことについては、今以上の形で、納税者、ふるさと納税者が増えてくるんじゃないかなと、内心期待もしておりますが、その制度の改革がそれに後押しをするんじゃないだろうかというふうに考えているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

3番（川口幸義君） ふるさと納税の一つの問題点はですね、要するに鹿児島県に入るもんですから、県が4割をいただいた残りを市町村の配分として60パーセントが降りてくるということですから、この制度をですね、変えていただくのであれば、指名したふるさとに直に入っていただくような、そういう制度に改めていただければ、よりよい出身者が財政難のこの奄美に対して、より多くの方々がふるさ

と納税に協力をしていただいて、また、その代わりといってはなんですが、島の特産品をどんどん送ってですね、お互いにいいように、相乗効果があるような格好で進めていただければ、私は非常にこれはいいやり方だなとこのように思っております。それでですね、このふるさと納税については、もう、この辺で一応締めていきたいと思います。

このあとは、奄美市の市有墓地についての管理状況、永代使用権について説明があれば、伺いたいと思います。

市民部長（前里佐喜二郎君） それではお答えいたします。奄美市有墓地は墓地、埋葬等に関する法律及び奄美市有墓地条例や規則に基づき管理を行っております。主な内容といたしましては、永代使用権の売買、譲渡、貸与の禁止、それから墓を管理している方、これは、祭祀の主催者と言いますけれども、この事務手続きなどを行っております。平成23年4月から、市有墓地台帳の整備のため、墓地対策室を新たに設置し、職員2人、臨時職員1人の3人体制で墓地の実態調査及び戸籍追跡調査のほか、安全管理、維持管理、環境保全、永代使用権の管理などの業務を行っております。永代使用権とは、土地の所有権に準じた強い権利であり、使用権者は当該区画を墓地として使用する目的の範囲内で、独占的、排他的に使用することができ、また正当な継承者が市の許可を受けて継承、使用できます。墓地は土地の所有権を取得するのではなく、墳墓を建立するための区画の使用権を取得するものであります。この使用権は正当な継承者が続く限り、永代にわたり継承されるものです。この権利は、当該区画及び墓石などを自己責任において管理する義務も生じてまいります。また、墓地を移転することにより使用しなくなったときは、墓地、区画を更地にして市に返還しなければなりませんし、墓地の売買、譲渡、貸与はできないこととなっております。

3番（川口幸義君） よく、この世間で田舎のほうに墓地ができたということで、長年使用しておりました永田墓地辺りですね、信頼をおける方に権利として譲っていかれる方、よくそういうお話を聞かれるんですけども、市としては、この権利関係については、きっちと周知徹底をして、利用された方々にはそういったものは、何か契約書とか、そういったものが市とはできるんでしょうか。例えば、使用者と市との間の。そういったのはあるんでしょうか。

市民部長（前里佐喜二郎君） お尋ねの契約書のようなものはあるという確認はしておりませんが、今、先ほど申し上げました台帳で整理をしていると、御理解をいただきたいと思います。

3番（川口幸義君） そうすると、いわゆる使用料というものはいただいていらっしゃるんですか。例えば、年払いとか、そういった。

市民部長（前里佐喜二郎君） 現在は、墓地の使用料はいただいておりません。

3番（川口幸義君） それでですね、一応、無料で利用させていただいていると、そういうことでありますので、例えば今、管理、管理不明の墓地、そういったものがどれぐらいの規模であるのか、それから、管理がきっちとできている墓地の数、使用者がきっちとできている、そういったものはそちらで把握はできませんか。

市民部長（前里佐喜二郎君） 市有墓地には旧墓地と新墓地がございます。まず、旧墓地ですが、96基、墓がございますが、管理不明墓地がそのうちの85基でございます。それから、新墓地につきましては、2,168基ございますけれども、管理不明墓地が419基ございます。以上でございます。

3番（川口幸義君） それでですね、この管理不明墓地についてでありますけれども、これを将来的に整理をして、例えば、1か所に納骨堂を設置してですよ、そこに納めると。そうすることによって、市民の皆さんがたくさん、この空いたところに利用できるのではないかと思って、私はこれを敢えて取り上げたんですけど、そういう計画をしようと思いますか、どうですかね。できるかどうかですけど。その法的なものがいろいろあると思うんですよね。この管理不明だと言っても。明治の初めぐらいから利用されている方もいらっしゃると思いますので、こちら辺りの追跡調査などはなされておられるんですか。

市民部長（前里佐喜二郎君） この管理不明墓地につきましては、今、墓地対策室でいろいろ対策を取っているところでございます。先ほど申し上げました数字などを元に、墓地の情報が得ているもの、これについて継承者に対してこれをきちっと管理してくださいよという情報の確認をいたしておりますが、議員おっしゃる管理不明墓地を将来どうしようか、その空いた土地をどうしようかということについては、墓地の市有墓地整備に関する年次計画を立てております、今、この整備を墓地台帳の整備を整えつつあるんですけど、これが台帳が整って、使用権が消滅したりするものがきれいに整理した段階で、墓地のことについて検討委員会を設置した上で、いろいろ判断していただこうと考えているところでございます。

3番（川口幸義君） そういうことは、①のですね、墓地管理調査専門委員会の役割についてと書いてありますので、こちら辺りでいわゆる審査をして、取り決めをするということなんでしょうか。この役割は、どういう方々が委員になっていらっしゃるのか。それまでよろしくお願ひします。

市民部長（前里佐喜二郎君） それでは、2の墓地調査専門委員会の役割についてということで、お答えをいたします。墓地対策室では市有墓地の整備について、先ほども申し上げましたように、年次計画を基に作業を進めております。その年次計画では、墓地調査専門委員会は現在実施している墓地、市有墓地の実態調査が終了して、無縁墳墓数が確認され、墓地台帳が整備できた段階で設置する予定でございます。これは先ほど申し上げましたとおりでございます。この役割については、無縁墳墓の法的改葬、改葬遺骨の補完に必要な納骨堂の整備、法的改葬による空き墓地の利用方法、それから使用料、管理料の徴収などについても検討していただく予定でございます。この設置に必要な規則、要項等についてはまだ整備されてございませんので、これを今後設置したあと、メンバーということですけど、今予定しているメンバーは宗教界、それから葬祭業界、自治会、市議会などの代表者で構成をしたらというふうに考えているところでございます。

3番（川口幸義君） よく分かりました。今、このメンバーは現在継続して、例えば年に1度、そういう会合をもたれる団体なのか、行政側から要請しなければそういう会合はもたれないのか、ちょっとそれをお聞き願いたいと思いますが。

市民部長（前里佐喜二郎君） 先ほどちょっと申し上げましたけれども、結論から先に言いますと、現在、この委員会は設置されておりませんので、会合は今のところ開かれておりません。先ほど申しましたように、この設置のための規則、要項を準備いたしまして、これができた段階で、そして台帳が整理できたり条件が整った段階で、条例、ごめんなさい、規則、要項を設置した上で、委員会を設置して集まつていただくという段取りになります。

3番（川口幸義君） このいわゆる、このいわゆる専門員の皆様については、現在はその組織はないということですよね。だから、これからですね、もう、明治維新からずっと長年、今度は亡くなられた

方々のいわゆる無縁仏としてあるのもたくさんあると思いますので、こういったものを1か所に整理をして、そして大きな納骨堂を造ることによって、たくさん、市民の皆さんが利用できるような方法付けをですね、していただければ、大変ありがたいかなと思っておるんですけど。将来的には、そういうお考えもあろうかと思いますが、その点について、もう一度お願いたいと思います。

市民部長（前里佐喜二郎君） 共同納骨堂のことだろうと思いますが、そのことも含めまして、先ほどの検討委員会の中で、専門委員会の中でいろいろ揉んでいただくべき事項だろうと思っています。その中で、どの規模の納骨堂が必要だろうかということも、検討されるものだと思っております。

3番（川口幸義君） はい、よく分かりました。それでですね、この市街地からちょっと離れた、旧市町村と言いましょうかね。我々の奄美市の中にあってもですよ、個人で、自分の財産の中で大きな納骨堂を設置したりする、こういった方も見受けられますけれども、こういったものについては、これは以前は保健所の管轄がありましたけれども、今、市町村にそのあが移管されておりまして、奄美市の環境課の中でこちら辺りの取組をなさっておられると思うんですけども、こういったものについては、届けがない場合にいろいろと御指導せんといかんと思うんですが、その点については、こういった案件がありますか、現在。

市民部長（前里佐喜二郎君） お尋ねの、墓地や納骨堂、今、納骨堂のお話しですけれども、この設置につきましては、墓地、埋葬等に関する法律により、市町村長の許可をうけなければなりません。奄美市においては国の通知、墓地経営管理の方針に基づき、奄美市墓地、埋葬等に関する法律施行細則運用指針を定めておりまして、墓地、納骨堂の設置ができるのは、地方公共団体、それから宗教法人、墓地経営のみを目的とする公益法人、そして古くから集落に既存する共同墓地を集落が無縁化対策として整理、統合する場合に限られており、市の許可を受けなければなりません。既存の墓地内に共同納骨堂を設置する場合も、市の許可を受ける必要がございます。更に申し上げますと、自己所有の土地、宅地内、畠、山林に個人で設置することはできないこととなっております。

3番（川口幸義君） よく分かりました。要するに、自分の財産であろうと、墓地を作ることができないということがよく分かりましたので、これはあくまでも奄美市の、いわゆる許可が必要であるということ。これでいいんですよね。はい、分かりました。

それでは、議長、次はですね、建設行政について。この墓地についてはこれで終わりたいと思いますので、建設行政について、第2四半期の、いわゆる発注率をちょっと伺わしていただきたいと思います。

総務部長（東美佐夫君） 第2四半期の発注率ということでございます。第2四半期の発注率については、第2四半期では9月末までということになりますので、8月末現在の発注率ということで御理解をいただきたいと思います。8月末現在で101件の発注がありまして、約43パーセントということでございます。ただ、これ全体は238件中ということでございます。以上です。

3番（川口幸義君） 私もちょいちょい資料を見させていただいておりますので、それで、今、建設業の、いわゆる奄美市の、いわゆる要件を満たすためには、A級業者と申しますかね、県単ではちょっと総合点が低い、市は市のいわゆる考えが、基準があろうかと思いますので、市が一応A級業者に認定をしようと思う、この企業の総合点、いわゆる経審はどの程度までだったらA級に上げてもいいですよという線引きがあると思うんですけど、ちょっと聞かせていただきたい。

総務部長（東美佐夫君） 総合点では、そのランク判断しますが、総合点が何点というところは判定をしませんで、全体の工事数に関して、A級がその年度どれだけ発注できるか、B級がどれだけ発注できるかっていうバランスを取って、ランクの業者数を決めているということでございます。

3番（川口幸義君） この資料を見ますとですね、大体、経営事項、いわゆる経審ですよ。主観点、技術点を除いたものが経審になるんですけども、これがこの企業の体力なんですよ。長年のね、キャリア。それを見ますと、大体800点を超えたものがA級、奄美市がA級として上げてるんですよ。これは妥当であろうかなと私は思ってるんですよ。それで、私が最も懸念するのは、いわゆる現場を二つ、2、500万円以上の現場を二つ持ったときに、そこに1級土木の管理者がやっぱり2人以上いなければ、一つの現場、二つの現場1人の管理者が掛け持ちをするということは、ちょっと問題があろうかなと思いまして、今、こうして見ますとですね、一時は2級土木の3人おられた方は、こうして見ますとB級に格下げされております。もちろん、これは1級土木管理者は1人しかおりませんのでね。そういうものの見ますと、奄美市も一生懸命取り組んでるかなと、私は一応理解はしております。それで、できればですね、A級業者というのは、やはり技術力も長年のキャリアもいるし、それから職員も技術者も抱えらんといかんから、二つ以上の現場を持ったときには、やはり最低でも3人以上の1級の現場の施工管理者が必要であろうと私は思ってるんですよ。そういうふうな形でやっていただければ、技術力もかなり上がると私は思ってるんですよ。それで、このA級業者のこのランクを見ますと、一応は大分、是正されているかなと、このように、一応安心はしております。それですね、これ、A級業者が22社ほどありますけど、建築については、まだ点数が総合的にはちょっと低いんですよ。総合点の判断材料となるものが。だから、鹿児島県がいわゆる認定する建築のA級というのは1、200点以上だからね。これは、奄美市は900点だって、技術的には問題ないと思ってるんですよ。そういう業者が一応おられるということで、私はこれ、かねてからよく見ておるんですけど、じゃその第2四半期については43パーセントと、部長が、今言われましたので、これはこれでよしとして、それから、②平田浄水場の更新事業の入札の結果が出ましたけども、この過程をちょっと聞きたいんですが、よろしくお願ひします。

上下水道部長（上島宏夫君） では、平田浄水場更新事業の入札結果の件について、述べたいと思います。平田浄水場更新事業は浄水処理方式としては最新の技術であります膜処理施設を主設備として整備する事業であります。全国ではこのような浄水場更新事業には当該事業の特殊性、専門性の観点から、民間の経営能力及び技術能力を最大限に發揮させる上でも、設計、施行を一括して委託するDB方式、デザインビルト方式を採用するとともに、民間事業者からの技術提案に基づき落札者を決定する公募型一般競争入札を実施しております。また、技術提案を審査するために、事業者選定委員会を設け、選定委員については技術提案に対する専門性を持った学識経験者や地域代表者を約5名程度選任しています。本市はこの全国の事例と同様な入札方法を採用するとともに、事業者選定委員としては、学識経験者に九州大学大学院の工学研究所の教授、鹿児島大学工学部の准教授、公益財団法人水道技術研究センターの浄水技術部長の3名を、地元委員としては、平田浄水場更新事業の事業評価を審議していただいたときの水道事業運営調査会の会長と市の職員の計5名を委員として、平成25年7月に選任しました。審査方法としては、公平・公正な審査を図るため、プロポーザルの審査のすべての過程において、応募した各企業名が分からないように伏せて審査を進めてまいりました。平成25年12月中旬に3グループから入札の参加表明があり、平成26年3月に技術提案書、提案価格を提出し、平成26年6月13日に技術提案書のプレゼンテーションを経て最優秀提案者を決定いたしました。評価方法については、技術評価と化学評価があり、最優秀提案者がすべての評価で他のグループを上回った結果となりました。選定委員長の審査講評によると、最優秀提案者は1、地元エンジニアの活用や育成を図るなど、地域貢献度が高かった点。水位高低計画等の配置計画、高濁度に対応できる処理フロー、膜の寿命や損

傷対策、電力費や薬品費、膜交換を含む年度ごとの維持管理費の低価格などが評価されてました。以上が結果です。

3番（川口幸義君） 部長、よく分かりました。それでですね、この評価についてですよ。これ九大の久場という人がこれ、この5人を束ねてこの方が評価してるんですよ。例えば、Aグループ、Bグループ、Cグループと地元の大手が、地元の大手が皆下請けに入って、ゼネコンが頭に乗っかって、ゼネコンは3社来た。そして、地元の業者は4社ずつ入って、5社だから、3組ありますから15社になりますよね。それでですね、まず、その前に奄美市がこれ、500点満点でしょ、これ。これ、選考するにあたっては、500点満点の奄美市はこのAグループに何点くれましたか。幾ら点数上げた。

上下水道部長（上島宏夫君） これ、あくまでも審査は奄美市が審査したわけではなく、選定員の方が選定してますので、点数については、Aグループは500点満点中477.3点となっています。

3番（川口幸義君） これは、違うんじゃないの。これ、大学、あの審査員の5名の方は、持ち点は350点しかないと思いますよ。500点満点はその委員の皆さんのが持ってるんですか。奄美市が150点持ってるでしょうが。違いますか。僕の間違いかな。

上下水道部長（上島宏夫君） すいませんでした。実際的の技術評価については350点満点。それについては、審査員、選定員の方が審査します。それで、残りの150点については、提案価格での提案、価格、評価ですので、それについては一番低いところを150点満点という形で評価しております。

3番（川口幸義君） それでね、これ、奄美市が持っている150点、これがね、Aグループに150点、いきなりついたわけよ。それで、その九大の先生を中心とした5名の委員の皆さんのが、これ350点あるわけね。ところが、これは要するに、Aグループがね、327点いただいているわけ。トータルして477点がいわゆるAグループ、これ落札業者なんです。それで、この事業に、事業計画にする提案とか、これ26項目、これ全部採点が入ってるわけ。そうすると、Aグループ、Bグループ、Cグループ、これみんなゼネコンついてるわけよ。●●●●●●●●●●●●●●●● ところがこの26、何項目すべてAグループが点数が高いんです、これ、みんな。一つたりともね、これに勝ってるようなあれがないんですけども、ここら辺りは大学の教授を信用してもよろしいですかね。これ、なぜかつて言つたらね、Bクラス、このBグループの中には、世界に名を轟かせた東レが入ったんの、東レ。これ、落札業者はAグループの中、これは何とかスイングかな。これ、名前言つてもいいでしょ、落札したんだから。水i n g、これ荏原、荏原のポンプ屋じや。このグループがね、点数が20何項目全部リードをして評価されたというところに、僕、ちょっと疑問があつたから聞いてるんですよ。例えばBグループ、Cグループはね、ほとんど点数が負けてるわけ。20何項目、全部点数が付けてある。ということは、もう初めからこのAグループが、もう走る前から、もうあんた勝つよと、そう言わんばかりのこういった評価だが、これは、あなたがこれ、あんまり知る由でもないと思うんだよ、これ。ちょっと総務部長、それ分からぬか。こっちがちょっと具合悪いよ、これ。

総務部長（東美佐夫君） この件に関しては、我々ほとんど関心、関係してませんので分かりません。

3番（川口幸義君） 彼もこれは知る由もない、この話によって、これ。あんたこれ知らないよ。知ってたらおかしい。それでね、じゃこれはこれで深追いはいたしませんので、もう決定してるから、深追いはいたしません。それでは、これまでの奄美市が最低価格を表示、公表しますよね、奄美。この時、この入札は最低価格は90パーセントですよという、公表する。公表しますか、部長。予定価格の入札前

の段階。

総務部長（東美佐夫君） 公表しているということです。はい。

(発言する者あり)

予定価格はですね、予定価格は公表しているということです。

3番（川口幸義君） 一応ですね、今回のこの落札の経緯を見ますと、このAグループはですね、この他のゼネコンの2社、これは90パーからちょっと超えてると思うんだよ。入札の札の入れ方。ところがこのAグループはどういうわけかね、86.16パーセントでね、こっちが落札をしているわけよね。だから、この今回のいわゆる最低価格のこの組み方、これが、今回はなぜ、85パーぐらいだと私は想定してるんだけど、こういったものはどういう手品があったのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。いや、だからこれは、知ってるからこのAグループは86パーセント入れてるわけよ。他のゼネコンは、やかましいね、他のグループは91パーからそこそこで、皆、失格になってるんですよ。これがかねての常識だと思って入れてるわけ。これまでの実績から見て。だから、今回は86パーセントという、かなり低いところでAグループが入札をしてるんですけど、これが見事に宝くじ当たったわけですけれども、これを、今回、そういう設定をなされたときにですよ、やっぱり同じ土俵に業者を上げると思えば、皆さんに今回は90パーから上限がありますよというぐらいのヒントは与えてもよかったです。

上下水道部長（上島宏夫君） 最低制限価格につきましては、普通の、通常の工事と同様に設定しております。特別に90とかそういう数字じゃなくて、しっかりととした普通の手続きをとって、制限を、最低制限価格を設定しておりますので、御理解ください。

そういうふうにしないようにするために、どうしたらいいかということをね、ちょっと市長、知恵を貸してほしい。ということは、次からこの5名のいわゆる委員、委員をもう1組ぐらいこさえていただいてね、大した金はかかるんと思うから、そして、その人が疑惑と思われるものについては払拭しなければならん。行政として。だから、あと一組、大学教授を別の学校から据えて、また、地元の人2人ほど上げ

て、そこで審査をしてもらうということになればね、お互いは納得するのではないかなど、僕は思ってるんだが、こういったことはこれは市長が考えることだと思うんですけど、どうですか、市長。将来的に。

市長（朝山 毅君） ただいまの平田浄水場の件については、初めてそう言うことを伺いました。私は公正、透明の下、行われたと私自身は思っておりますが、かりそめにもそのようなことがあったということにつきまして、であれば、担当課によく聞いてみたいと思います。そして、今、御提言の、今後、想定される大規模な事業等については、やはり、公平性、透明性の下に、市民の税金を投入してする事業でありますので、そこを念頭に置きながら、誰もが納得できるような形で事業が遂行されるように努めていきたいと、考えているところであります。

3番（川口幸義君） これも一つの、私はね、勉強だと思ってるんですけども、いわゆる役所のほうは、自分たちは妥当であると思われても、業界というのは、みんな、これ小さな業者でも、みんなプロですからね。この見積もりするについては、誰もごまかそう思ってもごまかしはできない。こういう人たちが、もう初めから勝負あったよ、こういう噂を聞くようでは、僕はもう一つね、公平さが欠いているのかなと思っておりますので、そういうものを払拭するためにはどうあるべきかということは、もう1組審議の皆さんを立てて両方でやれば、鬼に金棒かなと思って、今日、これは敢えて取り上げたんすけれども、入札は入札、きっちりできたわけだから、これは消費税別個に25億円ということで、ちゃんと書類に書いてありますので、我々の奄美市民のいわゆる命、生命にかかわる水の問題ですから、どの業者が来ても甲乙付けがたい一流の業者だと私は思っておりますので、ひとつ、こうした疑念を持たれないようにですね、もうちょっと考えたほうがいいかなって思いまして、質問を、これについては終わりたいと思います。

次は、本場大島紹共同組合の債務状況について伺いたいと思います。これはですね、①、②、もう一緒にになって質問したいと思いますので、よろしくお願ひします。

商工観光部長（菊田和仁君） 最初の紹組合の債務状況ですが、平成25年度の決算状況で申し上げたいと思います。損益計算では単年度収支が1,396万2,000円の赤字、累積で8,031万円の赤字となっております。資産評価などを含む貸借対照表では、純資産合計が6,836万7,000円のマイナスとなっております。借入金の状況につきましては、平成25年度末時点で販路開拓資金借入金として2億9,745万円、県の産業振興借入金が1億2,149万8,000円、これと別に長期借入金が2,842万9,000円の計4億4,737万7,000円となっております。それから、市が補償する債務の状況でございますが、本市は販路開拓借入金に関しまして、取り扱い金融機関である商工中金との間で損失補償契約を締結しております。損失補償の限度額は4億円と設定しておりますが、先ほど申し上げましたとおり、平成25年度末の借入額は2億9,745万円となっております。平成23年度の職員派遣以来、財産処分に加え担保商品の販売及び引き出しなどの取組を進めてきた結果、販路開拓資金の借入額は減少傾向にございます。今後も紹組合に対し、計画的、継続的に借入額の圧縮に努めるよう求めていく考えでございます。以上です。

3番（川口幸義君） 徐々には減ってきているということですけど、この、もう約3億円近い、いわゆる商工中金に対しての奄美市が債務保証しているわけです。それで、毎回、毎年これは年度末になると、商工中金に対しては金利なるものを支払って、書類上の切り替えをなさっておられるのか、あるいは現金はないと思うからなどのような形でその商工中金との債務の切り替えですよ、なさっておられると思いますか。

商工観光部長（菊田和仁君） 商工中金とはですね、毎年毎年年度で契約の更新をしていきますが、書類をもって新しい年度との更新になるということでございます。

3番（川口幸義君） それでですね、議長ね、議長じゃなくて部長。この、もうなかなか紹も、皆さん御存知のとおり、今、紹の正組合員は25年度現在、何名ぐらいおりますか。

商工観光部長（菊田和仁君） 25年度末で116名でございます。

3番（川口幸義君） じゃ、その全盛時代はどのぐらいの数おりました。

商工観光部長（菊田和仁君） 昭和55年がピークでございますが、1,755人でございます。

3番（川口幸義君） これでですね、紹はもう、衰退の一途を辿っておりまして、なかなか作っても売れないという厳しい状況にあるんですよ。組合員も116名ということは、もう、町村別に言うと何名ぐらいしかほとんどいない。となると、この、この債務をいつまで経っても我々はその保証で、書類上の切り替えをしなければなりませんが、いっそのことですよ、紹組合に貸してあるあの港町の400何10坪土地があるでしょ、市の土地。だから、あの組合の建物を市が買い取ってですよ、ワンフロアだけ組合員に貸してあげると。その中に商工会議所ももちろん貸してあげて、賃貸でやるとかいう、こういったことも将来は考えられませんか。更に、あの朝戸のほうに給食センターが建ってますけど、これは紹組合の土地でしょ。この2,500坪以上あると思うんですが、これも奄美市が買い取って、その両方を買い取ることによって2億以上、残りの借金が商工中金に対して清算できるんじゃないかと思つて、今この問題取り上げましたけど。

議長（竹田光一君） 以上で、無所属 川口幸義君の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって、散会いたします。（午後3時46分）

第 3 回 定 例 会
平成 26 年 9 月 12 日
(第 4 日目)

9月12日(4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 西 公郎 君	2 番 安田 壮平 君
3 番 川口 幸義 君	4 番 栄 ヤスエ 君
5 番 師玉 敏代 君	6 番 多田 義一 君
7 番 橋口 和仁 君	8 番 向井 俊夫 君
9 番 渡 雅之 君	10 番 戸内 恭次 君
11 番 関 誠之 君	12 番 大迫 勝史 君
13 番 与 勝広 君	14 番 叶 幸興 君
15 番 奥 輝人 君	16 番 平川 久嘉 君
18 番 竹田 光一 君	19 番 渡 京一郎 君
20 番 元野 景一 君	21 番 里 秀和 君
22 番 伊東 隆吉 君	23 番 竹山 耕平 君
24 番 崎田 信正 君	

○ 欠席議員は、次のとおりである。

17 番 栄 勝正 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長 朝山 育毅 君	副市長 福山 敏裕 君
教育長 要田 憲雄 君	住用総合支所長 澤 修平 君
笠利総合支所長 吉富 進 君	総務部長 東美佐夫 君
総務課長 森山 直樹 君	企画調整課長 三原 裕樹 君
財政課長 前田 和男 君	市民部長 前里 佐喜二郎 君
税務課長 柴 一夫 君	市民課長 元 優 君
市民福祉課長 得富 一博 君	市民課参考事(笠利) 佐藤 次男 君
保健福祉部長 泉 賢一郎 君	福祉政策課長 山田 和憲 君
商工觀光部長 菊田 和仁 君	商水情報課長 久保 信正 君
紳觀光課長 島名 享 君	産業建設課長 納 保敏 君
農政部長 山下 修 君	地域農政課長 新納 一一 君

9月12日(4日目)

建設部長	砂守 久義君	土木課長	戸田 正利君
建築住宅課長	備 孝朗君	上下水道部長	上島 宏夫君
下水道課長	市田 利郎君	水道課参事	林 茂穂君
水道課参事	山下 一弘君	教育委員会 教務委員会 会長	安田 義文君
教育委員会總務課長 兼行革調整監兼給食 センター整備対策監	保浦 正博君	学校教育課長	益山 富誉君
生涯学習課長	大郷 哲也君	農業委員会事務局 参事	中尾 豊和君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	橋本 明和君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	大江 和典君
議事係長	前田 賢一郎君	議事係主査	麓 浩登志君

議長（竹田光一君） おはようございます。ただいまの出席議員は23名であります。会議は成立了しました。（午前9時30分）

議長（竹田光一君） この際、御報告いたします。

昨日の川口幸義君の一般質問中、平田浄水場事業ジョイント・ベンチャーに関する部分において不適切な発言がありましたので、議長において会議録から削除いたします。

議長（竹田光一君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は、答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。当局におかれましても答弁については、時間の制約もありますので制約もありますので、できるだけ簡潔・明瞭に行われますようにあらかじめお願ひをしておきます。

通告に従い順次質問を許可いたします。

最初に無所属 安田壯平君の発言を許可いたします。

2番（安田壯平君） 皆様、おはようございます。無所属の安田壯平です。平成26年第3回定例会の一般質問に入る前に、今、全国各地で大雨による災害、土砂災害で苦しむ皆様に心よりお見舞い申し上げます。私たち奄美市民も4年前の10月20日を忘れることはできません。今も時々、大雨が降れば胸がドキドキします。全国で起こっている災害も決して他人事ではありません。自分たちに何ができるのか。今、市役所内でも広島の被災者の方々のために募金活動が行われているようです。市議会内でも何かしらできることはないかという動きがあります。4年前、私たちが全国からいただいた御恩を忘ることなく自分に何ができるか。お互いに考えてまいりましょう。

さて私は、昨年の第3回定例会から1年間にわたり経済産業政策一本に絞って質問をしてまいりました。それほどこの分野の課題が、経済、産業、雇用、この分野の課題が、本市にとって、とても大事であるという認識に基づいてのものです。ちなみに前回の一般質問のおさらいをしますと、新規特産品開発支援、クルーズ船の受入体制構築、商店街の再生という三つのテーマで質問をいたしました。

新規特産品開発支援については、特に、県やその関連団体の様々な事業や予算をもっと活用すべきではないかと問い合わせましたが、それについて是非連携を深めていきたいとの前向きな答弁があり、また今後は、大島工業高校跡地や浦上の県大島紹技術指導センターの有効活用についても検討を進めること。また来年度から具体的に始まる予定の農産物加工センター建設については、市内の食品加工の状況を今、調査しており、多くの事業者が必要とする機能を備えた加工センターが実現をしていくのではないかという期待を持っております。

また、新規お土産品開発のために奄美群島広域事務組合などによるコンテストを既に実施をしており、今後は周知が課題であること。また、商品パッケージのデザイン改良のために島内の若手デザイナーとのマッチング事業も今後、検討し得ることなどをお示しいただきました。

クルーズ船の受入体制構築については、その経済効果をより的確に把握するために関係業者へのアンケートを実施するなどして詳細なデーターを収集していくこと。ボランティアガイド育成のために島コンシェルジュ育成講座などを通じて人材育成を図っていくこと。名瀬市街地街の街歩きルートを作っていくために地域資源の掘り起こしにより一層力を入れて努めることなどが示されました。そして商店街の再生については、郊外の個人商店の廃業に伴い、いわゆる買い物弱者が増えていると予測される中で末広商店街を主体として宅配サービス等の事業実施に向けて話し合いを進めていくこと。また、本市が行う空き店舗対策事業を活用して子育てや介護について情報交換をしたい方々が気軽に集まり語り合え

るコミュニティーカフェを設置することもでき得ることなどをお示しいただきました。いずれも経済、産業の活性化に向けて小さな取組ではありますが、大事かつ必要なことだと考えております。このような小さな取組を積み重ねてこそ大きな成果がもたらせるということを行政の皆様にも深く御理解いただき、様々な活動を前に推し進めていただきたいと存じます。と言いますのも、今、本市をはじめ多くの同僚議員の方もおっしゃっていますが、奄美群島全体への大きな追い風を感じているからです。政治的にも経済的にもこの追い風を一過性のブームにしてはなりません。地元が主体となって成すべき地道な取組、基礎的な取組、これが必ず将来の本市の力強い経済、産業の基盤、足腰となってまいります。今回の一般質問もこのような思いを込めて行いたいと存じます。

まず、1番の奄美市の将来についてですが、先ほども申しましたように本年度に入りLCCの就航や度重なるクルーズ船の来航、奄美群島振興交付金による航路、航空運賃の低減化と農林水産物輸送コスト支援、本市を舞台として映画の国際的な発信、大規模な学生インターンシップの実施、そして自衛隊の配備決定など本市の振興発展にとって大きなプラスとなる状況が続いていることを実感します。

本市総合計画にも明記されていないような国や企業等の施策、事業を活用し、その効果を一過性に終わらせるのではなく継続的に維持していくためにも本市としても明確な中長期的な将来像を描いていく必要があると考えます。ここで付け加えておきますが、私は、外交防衛は国の努めの中でも最重要事項だと考えますので、自治体として協力を要請されたら、それを受けするのが基本的な在り方だと考えております。以上のこと踏まえ平成32年度までの総合計画を参考にした上で10年後の平成36年に目指すべき本市の将来像について人口、主要な産業とその産業における就業人口の割合または概数、市民所得などの論点を含めてお示しください。次の質問からは発言席にていたします。

議長（竹田光一君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは安田議員にお答えさせていただきます。まずお断り申し上げますが、総論的に私のほうで申し上げまして、具体的な議員が御質問の内容については、担当部長に委ねますので、まず御理解をいただきたいと存じます。現在、国内外の情勢は、あらゆる分野で議員が、おっしゃるとおり変革の波が押し寄せており少子高齢化の進行、人口の減少、近隣アジア諸国の台頭などと刻々と社会は変化を続けております。

奄美を取り巻く環境につきましても例外ではなく社会の変化に対しての柔軟な対応が求められますことは御承知のとおりでございます。一方、島内に目を向けてみると近年の交通アクセスの改善により移動時間の短縮が図られ島内60分の生活圏域が形成されつつあります。また、今年度から始まりました奄振交付金による条件不利性改善事業は、群島内の交流、更には都市圏からの交流人口を後押しするもので生活圏域のみならず経済圏域もますます縮まっていくものと考えております。

こうした昨今の奄美を取り巻く環境状況を考えますと、自治体を超えた広域的な視点で奄美の良さ、強みを活かす施策の展開が必要であることは御案内のとおりでございます。そのことを踏まえ国・県、市町村、更には産業分野の民間の方々が市町村の総合計画をベースに様々な観点で議論され10年後の将来像を描いたのが成長戦略ビジョンであると理解をしております。

御案内のとおり、その時々の時代に合わせた数値目標の設定のことでもあります。これは当然、計画があれば目標に沿って数値を示すのが当然であろうかと思います。しかしまずは、現在策定されております総合計画を着実に実現し、足腰の強い基礎自治体をしっかりと構築しながら今年度スタートいたしました奄美群島成長戦略ビジョンの広域的な施策の実施を図ることが肝要であると考えております。これらの事業の成果を評価、検証しながら御指摘の件を含め次へのステップをさせていただきたいと考えているところでございます。数値目標等については、担当部長に委ねますので御理解いただきたいと思います。

総務部長（東美佐夫君） おはようございます。それでは私のほうからは、御質問いただきました論点ということで御理解をいただきたいと思います。まず人口につきましては、総合計画におきまして昼間人口5万人、交流人口45万人という目標を掲げております。これは全国的な傾向ではありますが、総人口及び生産年齢人口は減少。そして、老人人口の割合は増加という厳しい現状であります。今後、どう維持、増加させるかということになりますが、市長から申し上げましたとおり生活圏域が縮小していく中で、U I ターン者の職、住、遊の選択の多様性ということを考えますと奄美市の都市機能を活かした奄美大島という広域的連携の中で定住促進、企業誘致等を含めた雇用の場の創出を図るそういう諸施策展開を構築していくことが必要になってくるというふうに考えております。島内でパイの奪い合いにならないよう島外から島全体で転入させるようなそういう仕組みを奄美本島全体で考えることが重要かというふうに考えております。

次に、交流人口につきましてですが、L C C の就航やクルーズ船の寄港、大学生のインターチェンジなど、今、議員が御指摘になったとおりこのような要因により観光客数が増加するなどの明るい兆しが見えてきております。これらのプラス要因を一過性に終わらせずに長期的な視点に立って観光客の満足度を高めるほか、サービス産業の雇用の増加に結び付ける施策展開を構築することが重要です。また就業人口のほうでは、平成7年から平成22年までの奄美群島の就業者数、引退者数、新規参入者数の増減というところで見てみると、新規参入者よりも引退者数のほうが多い傾向にあります。特に、農業、建設業、製造業などは高齢化による引退者数が多く、このことが就業者数の総数の減少につながっている要因となっております。一方、小売業、飲食業、サービス業などは就業者、新規参入者数ともに増加をしておりますが、これらサービス部門のほうにおきましては、世界遺産登録や航空運賃の低減化によって観光交流人口の拡大が見込まれておりますので、今後、伸びる可能性が大きい分野だと考えております。

御指摘の追い風を受ける分野でもあります、正しく強みの部分でありますので、こういう3次産業を更に伸ばし雇用の場の創出を図りながら就業人口の増加につなげていきたいというふうに考えております。さらに、このサービス産業の拡大を1次産業、2次産業に波及させる仕組みが必要だということになります。特に、特産品のサトウキビ、タンカンなどの原材料供給分野や大島紬、黒糖焼酎、食品加工品などの加工産業に波及させて生産額の拡大や雇用の増加につなげていきたいというふうに考えております。

また、1人当たりの市民所得という観点から見まして、今後、交流人口の拡大による消費活動の活発化で生産額が押し上げられ個人所得や企業所得の增收が期待できます。一方、人口は厳しい状況にありますが、市民所得推計という手法で見ますと、現状の推移のとおり市民所得は向上するのではないかというふうな予測が立てられます。厳しい分野もございますが、地元原材料を用いた新たな商品開発も生まれておりますので、いかに島外に売り出し規模を大きくしていくか、そのことで6次産業として確立できれば観光と産業が、うまくマッチングできるものと、そういうふうに考えております。先ほど議員のほうからもありましたが、今回の自衛隊の配置により生活関連施設の連携や隊員家族等の消費活動なども新たな消費層として捉えることができますので、そういったものを活かしていくべきと考えているところです。以上です。

2番（安田壯平君） ありがとうございました。そもそもですね。この質問をした目的と言いますか、考えるところは、朝山市長も奄美市長となられてもう2期目ということで、そしてまた、前笠利町長時代も含めてですね、長年、その首長という立場にあられるわけでして、是非これからは、そのそういった国とか企業の動き、それをうまくこう取り込んでですね、そして地域、運営というよりは、やはり地域経営というような観点と言いますか、コンセプト、概念ですね、是非、奄美市の将来像をしっかりと見据えて、そしてまた市民の皆様にもですね、将来、奄美市が良くなると、明るくなるというようなビジョンというか姿をイメージさせていただいて進めるような、そういう市政運営を是非ともしていただ

きたいなという思いからなんですけれども、やはり経営という観点でいけば、その多くの大企業、また中小企業も、その経営目標ですとか、本当に将来目指したい、目指すべき企業の業績の在り方、そしてまた、その会社自身の在り方というのも考えて、それをまた社員に何度もこう何度も伝えていくわけなんですけれども、そういう場合、やはり奄美市も職員の数600人以上、そしてまた、それにかかる臨時職員ですとか、様々な関与する方々の数を考えればですね、本当に奄美群島内でも随一の企業とも言えるわけでして、だからこそ、そしてまた300億円余りの一般会計、特別会計ではもっと多くのお金、予算を扱うわけで、是非ともこの奄美市の地域経営、将来どうなるというのをですね、是非、見える形で示しながら進めていただきたいと思うわけであります。その観点でいえば、ちょっと奄美群島の成長戦略ビジョンというものは、もちろん数値目標もいくつか出てくるんですけども、なかなか分かりづらいというのと、一般の市民の皆様には分かりづらいというのと、そしてまた、本市の総合計画との整合性と言いますか、どのようにこう結びついていくか。というところもですね、ちょっとまだ見えづらい部分があるかなというふうに思っています。

ちなみに総合計画に載っている、その6年後ですね、平成32年の人口は定住人口は恐らく4万3,000人だろうと。そしてまた、その国の機関が出している総合計画で言えば10年後に近い平成37年は4万人ぐらいになっているだろうということなんですが、この機関が去年出した最新の情報では、それよりも一段と減少の速度が加速をしている状況であります。それをいかにして、それを交流人口で補うか。これはあくまでも経済的な観点からの補足ではあるんですけども、そうした場合にいろいろな数字がありますが、例えば、その定住人口一人の減少分を交流人口25人で補えると、その辺25という数が前後しますけれども増減しますけれども、そういう計算で言えばですね、人口が5,000人減れば、じゃ12万5,000人の交流人口を呼び込めばですね、何とか今のこの平成26年時点のこの経済力を維持することはできるんじゃないかと推計されるわけであります、そうした場合に10年後ぐらいは大体47万5,000人くらいの交流人口を呼び込めばですね、何とか今の経済状況を維持できるだろうというふうな計算になってまいります。

総合計画でも平成32年45万人というのを掲げていますので、47万5,000人と比べてもこれは十分達成できる数字じゃないかと思いますので、引き続き様々な効果を活かしながら進めていただきたいというのと、そしてまた、その交流人口に伴い、また地元の地場産業というのも、もっともっと強化していかなければなりません。そういうことを考えれば平成22年の国勢調査の数字ですけれども農業の就業人口は今、3.2パーセントということあります。これを奄振3本柱の一つの大産業に据えているわけですので、じゃこの就業人口をあと5パーセント増やそうと、10年後にはですね。そうした場合、今、就業人口全体で2万人ですので、2,000人でちょうど10パーセントになるわけですが、じゃ5パーセント増やすためには1,000人増やすと10年間で1,000人増やすということで、1年間で100人増やしていくということですね、もっともっとこう真剣に考えていくべきじゃないかと。確かに高齢化、そして担い手不足というのはあるんですけども、これもせっかく奄振の大産業の一つに据えているわけですので、いかにして確かにその農業の生産額も増やしつつ担い手もまた同時に増やしていくこともですね、もっと真剣に取り組むべきじゃないかというふうに思います。

情報通信産業にしても、また製造業などについても同じような考え方ですね、10年後を見据えて応援していくべきではないかと。そしてまた市民所得におきましても平成22年度では、212万円ということで対県で89パーセント対国で78パーセントということで、この212万円を10年後に230万円ぐらいにしていければですね、対県との比率が現段階ですけれども、95パーセント以上になっていくということで県本土と比べても遜色のない1人当たりのその収入と言うか家計の潤いになっていくわけでありますので、こういった目標をですね、もっともっといろいろ数値も研究をして、そして市民の皆様にお示しをしながら、その市政運営、地域経営というものを進めていくべきではないかと私は考えるわけでありますが、その点について市長、何かお考えがありましたらお示しをお願いします。

市長（朝山 穀君） 安田議員が経営というお話を御質問いただきました。私が就任して約5年になります。経営には内的要因、外的要因があろうかと思います。内的要因については、議員がおっしゃるように職員自ら、組織自らが企画立案をして、それをピーアールしながら、やはり士気を喚起し、また景気を喚起していくという問題。外的には、やはり我々は、外界離島でありますので外的に奄美にいらっしゃる経済活動、若しくはいろんな形での観光産業含め、来ていただきながら触発をしていただく。喚起をしていただくという要因もあろうかと思います。そういう中において5年を経験した結果、いちばん大きな問題として奄美市が設立された平成18年3月20日当時、予算要求の予算編成の時期がありました。14億円を超える基金を取り崩して予算編成をいたしました。その後、3年間にわたり、当初7億円、3億円という形で予算編成時において基金取り崩しのやむなきに至りましたが、市民の御理解、議会の御協力、そして職員のいささかの努力により基金を取り崩すことのない予算編成ができるようになりました。

数値で申し上げますと、経常収支比率は、平成18年度、100.1パーセントでありました。現在は91パーセント台に、まだまだ足り得ませんがあります。起債制限比率についても18.7ぐらいありました。それこそ県の指導や了解を得なければいけないような環境であります。これも今これから皆さん方に25年度の決算をお諮りすることになりますが、11.4パーセントぐらいなっていると思います。そのような数値的な観点から見ますと経済的には少し落ち着いてきたかなと思い。まだまだ十分ではありません。しかしながらそのような数値としては改善されてきていると。

現金、預金、行政を運営するにおいて、最も大切である資金収支の中における現金、預金も50億円弱でしたが、現在ようやくすべての預貯金を合わせると100億円になります。そういうことを考えますと、今申し上げたそれぞれの三位の皆様方の御理解に御協力により少しほ落ち着いてきたと、さあ、これからどういうふうな発想、企画、立案をして奄美市は元より、奄美全体の核となるような自治体を構築していくかということについて考えていかなければならない。そのことを今次、奄振法の改正時において奄美群島、大きくは五つの島々の産業構造、そして、いろんな環境、風習というのも違うわけですから、それらの思いを一つにして奄美群島の進むべき将来ビジョンというものが、奄美群島成長戦略ビジョンの骨子となり、それらが異口同音に言われたことが、まず大きなものが離島のコスト高、運賃、物流などなどのそういうことを何らかの形で離島の条件不利性と言われるこのまず経済コストである物流のコストを下げていこうというのが、大きな目標であった。そういうことによって国の御理解を得て、4月からこのようになったわけであります。バニラ・エアさんについても、その交付金が投資され、そのことを含めますと、お互いの思いが一つずつ、こう課題として共有されてきたかという緒に就いて、これが走り出したという思いがいたしております。そういう意味において自ら構成する一自治体としての奄美市はどうであるかと考えた時に、やはり奄美本島7万人、奄美群島全体12万人、その内奄美市に4万5,000人とやはり大きな核を成している地域でありますので、消費購買力は元よりあらゆる機能を備えたいわば奄美では都市部と言われる地域でありますので、その核として今後何をなすべきかということをしっかりと考えていかなければならないと今思っているところであります。そういう意味において議員がお話をした奄美群島のグローバル化、またその中における奄美の位置付け、奄美市の位置付けということをしっかりとしなければいけない。

議会の御理解をいただいて総合計画を10年後作りました。これもやがて折り返しの約5年近くになります。それらも検証しながら新しい時代に向けての奄美市のビジョンの洗い替えもしながらやっていかなければならないと。同時に経済環境、社会環境も既に同じように変わっていっているので、その流動化に即応できるような体制づくりも必要だという思いがいたしているところであります。

要を得ない御答弁になったかもしれません、意のあるところを御理解いただきまして、いずれにしろ奄美市のしっかりとしなければいけないと。そして、それが核となり大きな奄美全体を作り、ひいては奄美全体の所得を高じていくための産業構造、人口交流等々の外的要因、内的要因をしっかりと踏まえて

自治体を構築していくことが肝要であるという思いがしているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

2番（安田壮平君） 今の、市長、奄美市の職員の皆様のその財政面でのそういった取組というものは、もちろん非常に高く評価すべきことであると思いますし、そしてまた、行政というものは企業の経営と違って様々な国の法律や国の事業そういったものも踏まえてしないといけませんし、いろいろな制度的な制約がある中でしないといけませんので、そう自由が利かないということも存じているところではあるんですけれども、だけどもやはり高い目標を掲げると、それを明示するということは決して地域にとってマイナスにはならないだろうと。そしてまた、もちろん政治は結果責任とも言われますが、それと同時に説明責任そしてまた、その目標達成に向けたその途中の努力と言いますか、普段の努力が大事でありますし、そういったものもこう説明しながらやっていけば必ず市民の皆様も一定の理解と評価をしていただけるものと思いますので、是非とも引き続き、様々な研究を経て、このような観点、念頭に置きながら市政運営を続けていただければなというふうに思います。

続いて観光交流の拡大に関してバニラ・エア就航による交流人口の増加なんですけれども、これももう昨日までたくさん言われています。経済効果についても新聞にも載っています。1か月で2億9,000万円近くの経営効果があったということあります。先ほども申しましたが、定住人口一人分の消費額を交流人口、国内の交流人口25人ほどで賄えると言うか、補えるということですので、毎年奄美市の人団が、平均500人ずつ減っていますので、これが1万2,500人増えればですね、何とかその経済力は維持できるということなんですが、バニラ・エアの目標は、10万人、年間10万人、搭乗率80パーセントという目標ですので、更にそれを上回る経済効果、具体的に期待できるなと思います。

一つ、①をとばして②にいきますが、この経済効果を継続していくために本市として取り組むべきことは、どのようなことが考えられるか。お示しいただきたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） 御質問の趣旨がクレジットカード等を含めたというふうにお伺いいたしております。バニラ・エアの路線あるいは交流人口の拡大をしていくための取り組むべき課題の一つにクレジットカード決済の普及がございます。外国籍クルーズ船の相次ぐ入港によりカード決済の必要性は、益々高まっているものと認識いたしております。それによりクルーズ受入協議会や奄美大島観光物産協会においても重要な課題として取り上げてきたところでございます。

また、バニラ・エアの就航により外国人の利用者が今後、増加すると考えられ世界自然遺産登録を見据えると、益々カード決済の需要が高まるものと認識いたしております。平成26年度の奄美大島商工会議所事業計画の基本方針にも観光客に対応できるクレジットカード決済の導入を掲げており、市も協力する中でクレジット普及を目的に現在、事業所アンケートを実施しております。

また、千葉県成田市との連携につきましては、バニラ・エア就航に合わせ、奄美市長、奄美大島商工会議所会頭、奄美大島観光物産協会会長などとともに、成田市に表敬訪問させていただきました。また、バニラ・エア初便の際には、成田市長も搭乗し奄美大島へ御来島いただき交流を深めたところでございます。

また、成田市のイオンモール及び成田空港では、コクトくんと成田市のキャラクターうなりくんというのがございますが、で就航ピーアール活動を行うなどゆるキャラの交流も実施したところでございます。成田市との交流と連携を含めて答弁させていただいておりますが、今後ともバニラ便が安定した継続路線になるよう空港でつながる成田市との連携を深めてまいりたいと存じます。以上です。

2番（安田壮平君） ありがとうございます。経済効果をバニラ・エアもそうですし、またクルーズ船もなんですけど、もっともっと波及させていくためには、一つには、このクレジットカード利用というも

のも普及していかないといけないと。だけれどもなかなか地元の商業者の皆様の間でなかなかその理解が進んでいないんじやないか。普及が進んでいないんじやないかという状況も伺っていまして、今、アンケートを実施しているということなんですけれども、是非、こちらも市のほうからも何らかできること、後押しをしていただきたいと。例えば、様々な何と言うんですかね、もっともっとそのクレジットカードが、都会ではもう当たり前のように一般的になってきて、コンビニでの料金の支払いもコンビニでジュースとか買うものももう今クレジットカードでやったり、いろいろ電子マネーもありますが、そこまでいかなくても、今よりは一段とですね、クレジットカードが普及をしていく。まずは地元の方が、奄美市民の方が、このクレジットカードになじんでいく。利用が増えれば恐らくその地元のお店の方々もですね、導入をこう前向きに考えていくんじやないかというふうに思います。

今、その専用の端末がなくても例えばスマートフォンでの決済というものもできますので、そういうた情報の提供、研修会というのも一つ考えられますし、もう一つ考えられるのは、やはり本市がですね、本市が、いろいろ公共料金、水道料金からいろいろなものがありますけれども、それをクレジットカード使えるようにしてみてはどうかと。例えば電気やガスは、もうクレジットカードで決済できます。水道は、できないという状況。何とかこれ改善していくべきじゃないかと思うんですが、それについては、いかがでしょう。

上下水道部長（上島宏夫君） 現在、水道料金の徴収方法として口座振替が73パーセント、振り込みが20.8パーセント、集金が6.2パーセントとなっております。水道料金等のクレジット払いについては、料金システムの改修も含めて高額な費用がかかること。カード会社に支払う取り扱い手数料が口座振替に比べて高いことなど将来にわたり経費の増加が見込まれ経営上の負担となる懸念がありますので、現在はまだ導入していない状況であります。

県内では、水道料金等のクレジットカード払いをしている市町村はありません。しかし、全国では、東京都水道局をはじめ導入をしている市町村もありますので、今後、他の市町村の動向を見ながら検討してまいりたいと思っております。

2番（安田壮平君） 確かに手数料は、かかるんですけれども、支払う側に、利用者にとっての利便性をどれくらい重視するかというところ非常に大事な価値観になっていくと思いますので、是非これも検討していただいて、県内ほかの市町村は、やっていないのでしたら、まずいち早く奄美市がやるというのも一つのピーアールになるかと思いますので、それがまた、その島内のクレジット利用、市民の皆様もそしてお店でもですね、できていく事になるんじゃないかと私は思いますので、御検討をいただきたいと思います。

そしてまた、バニラ・エアもですね、やはり直接的なその継続のための支援策としては、関東などの奄美会へのピーアールでしたり、また、空港関連使用料の減免でしたり、あるいは冬の時期などスポーツ合宿との連携というのもいろいろ考えられますので、是非このバニラ・エア効果が長く続くために市がやるべきこと。いろいろ考えられると思います。双方向の努力が、やはり必要だと思います。僕自身は、バニラ・エアが来ることによってよかったですと思うことは、ちょっとこういうのを企業名で出して恐縮なんですが、全日空の関係者もですね、ちょっと奄美に目を向け始めたというのを感じるわけあります。僕の友人にその関係者がいまして、今度、来てくれるということになりましたので、やはりそういう片一方のそのJAL系列というものがあり、全日空系列というものがあり、その両方のですね、その利用者、愛好者の方々を奄美に取り込んでいくことができるようになるというふうに思いますので、是非とも今後もこの二つをですね、うまくなるべく中立な立場でというか、公平な立場ですね、取り込んで、そして競争を促していただきたいなど。ただでさえ奄美市は、本当はJACというところに出資をされていますので片寄り過ぎずにバランス良くと言いますか、是非ともバニラ・エアへの2か所の協力というのも意識をしながら進めていただきたいと思います。

続いて大学生のインターンシップ事業についてなんですかけれども、このインターンシップ、言い換えれば実践的な職場体験あるいは職場実習、職場研修というふうになるかと思いますが、去年、安倍首相が、企業等の業界団体へ要請したこともありまして、今の大學生3年生から就職活動の時期が具体的に始まる時期が遅くなるわけでありまして、この遅くなった時期を埋めるかのようにですね、今、大学生が、インターンシップというものをですね、非常に積極的に取り組んでいます。このインターンシップが、地元奄美の企業などでも行われて本土から若い学生たちが奄美に来て、様々な就業体験をしているということで、私自身は、このことは非常に将来大きな効果が期待できると感じています。そして、本市においてもそのインターンに来る学生や受入企業に旅費や受け入れに伴う費用を一部助成しているという事業を数年前から始めていますが、これ非常に先見性のある良い取組だと思います。そこでまずは、これまでのその実績や成果について伺いたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） それでは本市の取組の実績、成果についてお答えいたします。本市では、平成24年度からインターンシップを実施する学生及び受入事業所に対して補助金を支給する制度をスタートいたしました。補助制度の概要といたしましては、学生に対して旅費上限額1万円に加えて宿泊費1日3,000円の上限7泊分までとした最大3万1,000円を支給し、受入事業所に対しては、一人受け入れるごとに1万円を支給いたしております。

これまでの実績といたしましては、開始当初の平成24年度は、3名と少なかったのですが、平成25年度には、29名の学生が制度を利用しており、増加した要因としまして学生への周知時期を早めたことが結果に表れたものと考えております。インターンシップで本市を訪れる学生は、自主性や社会貢献意識、目的意識が高く、また何より島に興味を持って来島しており、積極的にソーシャルネットワーク等を活用して情報発信を行っております。

また、受入事業所は、そのような学生の真摯な取組姿勢に感化され職場が活気づくようござります。本市としましては、インターンシップ事業が、交流人口の増加や奄美のピーアール、受入事業所の活性化に多少なりともつながっており、波及効果も大きいものと考えております。

2番（安田壮平君） インターンシップ、学生のインターンシップ事業の様々な効果が考えられますが、私が感じているところは、その学生さんたちがですね、奄美をピーアールしてくださると。今持っている情報端末を通じてですね、どんどん口コミ的にですね、ピーアールをしてくれると。そしてまた、奄美に来て、そういう就業体験をした学生さんたちがですね、本当にいい体験を積むことができれば、それは奄美のファンになったりリピーターになったり、あるいは奄美を第二の故郷と思ってもらって、将来、成長してからもまた奄美に来てもらえるような、定住までいけば本当は、もっと最高の形かもしれません、そういう可能性があるというふうに感じています。

私今、35歳なんですが、ちょうど私の大学生の頃ぐらいですね、13年ぐらい前からですね、このインターンシップというものが、始まったようなことを覚えているんですけども、実は、私自身も大学4年生の時に就職活動が終えた時だったんですけど、その時は北海道のほうへ、帯広のほうへ農業インターンというものをしまして、一生懸命じやがいもを掘る作業をですね、手伝って、2週間だったんですけれどもしたんですけども、やはり非常にいい体験をさせていただいて、今でも受入農家さんとはやり取りをしていますし、その後も私も実際に帯広を尋ねました。社会人になってから尋ねました。やはり、そういう効果が必ずあるなど、自分の経験照らしてもですね、思いますので、これを是非今後も奄美市でですね、定着させていきたい事業なんですかけれども、それを踏まえてなんですかけれども、そしてまた、今年度の民間の事業、本市の事業なども踏まえて、今後この奄美市でのインターンシップ、どのように進めていくか。お示しいただきたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） 本市において学生が、体験できるインターンシップにつきましては、先ほ

ど議員がおっしゃいました奄美市が取り組んでいる制度のほかに島キャンがございます。これは島のキャンパスの略称ですが、今年8月からカケハシスカイソリューションズという民間企業が、奄美群島を主として実施しているインターンシッププログラムでございます。

8月から9月末までの予定も含め奄美群島全体で160名余りの学生が、インターンシップ生として訪れ、うち本市には、30名が訪れる予定でございます。期間中の職場の様子や島での食事、風景、文化などについてインターンシップ生が積極的に情報発信しており、インターネット上においても関心を集めているようでございます。

本市といたしましても地域への波及効果が大きい取組であると認識しており、本市の受入事業所を紹介するなど情報提供を行っております。以上のように本市におけるインターンシップの取組は、広がりを見せておりますが、課題もございます。

一番の課題は、インターンシップを望む学生に対して受入事業所が少ないことでございます。この点も含めて今後の動向に注目するとともに制度の見直し等も検討しながら引き続き積極的に取組を推進してまいりたいと考えております。

2番（安田壮平君） ありがとうございます。課題として受入事業所が少ないということで、私自身は、私自身も実は、この島キャンというインターンシップ事業を通じて3名の学生を受けさせていただきました。市議会議員事務所としてですね、受入させていただいて、いろいろ活動を共にしたんですけども、非常に良かったのが、やはり自分自身の仕事、活動を見直すきっかけになったなど。もっともっとこう質を上げないといけないというようなことでしたり、そしてまた、その若い学生さんたちからの若い、そして外から見た意見というのもですね、いろいろいただくことができたと。こういうのもまた将来の自分の仕事であったり、また島に対する意見は、島の何かしらのこう改善と言いますか、というものに活かせるんじゃないかというふうに感じています。やはり私自身もまずはですね、やはりまず隗より始めよということで、奄美市役所でもこのインターン生を受け入れてはどうかというふうに思ふんですけれども、これについては、いかがでしょうか。

商工観光部長（菊田和仁君） その件でございますが、現在、本市でもですね、博物館、マングローブ公社、海洋展示館などにおいてインターンシップ生の受入を行っております。それから更に、インターンシップ生の受入の拡充につきましては、学生のニーズあるいは各課における受入の可能性などについて検討を重ねた上で積極的に取り組んでまいりたいと思います。

2番（安田壮平君） 是非この島キャンを通じてですね、例えば与論町役場では、役場としてインターン生を受け入れていますし、沖永良部の役場でもですね、受け入れていると。そしてまた、私自身受け入れた学生さんたちも将来、市議会議員になりたいということではなくて、実は、市役所に将来、就職したいというような思いでですね、選べる先を探して選んでいただいたということですので、やはり公務員志向と言いますか、市役所に、地元の自分の地元の市役所なり役場に入りたいという学生さんも多いわけでありますので、是非一つの受入先としてですね、奄美市役所もその本体が受け入れていただければなど切に要望させていただきます。そしてまた、他の同僚の市議会の皆様もこれは機会がありましたら是非受け入れというのも、また考えていただきたいというふうに思います。

続いて空き家、空き地対策について伺います。これが本当に国家的な課題となっていますが、どのような早急な対応を取っていくかなんですかけれども、まず、現在の市内の空き家件数、直近の状況。そしてまた、平成20年度より国土交通省が、空き家の撤去に補助金を出していますが、これは3年前の与議員の質問でも取り上げられていますが、本市における活用状況、そしてまた、これ参考までに空き家、空き地に関する固定資産税の徴収状況は、いかがでしょうか。お願いします。

総務部長（東美佐夫君） 私のほうからは空き家についての答弁をさせていただきます。空き地のほうは市民部のほうでお願いをしたいと思います。本市における空き家状況でございますが、大島地区消防組合において調査を実施しており、直近調査では、平成20年度前後にまとめられたもので名瀬地区が17件、住用地区が102件、笠利地区が185件、404件ということになっています。これは20年度ということですが、今年度において、大島地区消防組合において空き家の実態調査を実施しております。10月末をめどに終了する予定でございます。

現在、名瀬地区のほうは、47地区を設定しておりますが、既に22地区が終了をしているところです。住用・笠利については、11月をめどに終了するという予定になっているようです。空き家の活用についてということでございますが、御案内のとおり、空き家の改修や除却を対象とした省庁として国交省、おっしゃったとおり国交省、そして総務省の所管の補助事業もございます。本市のほうでは、総務省の補助事業を活用して、空き家の教員住宅や民間の空き家等を借り受けた活用しながら定住促進住宅として整備を行っているところでございます。

実績ですが、平成20年度からの昨年度までの実績で25戸の整備を行っております。一方、空き家の除却のほうですが、公共施設の緊急性等を考慮し対応しているところですが、今年度におきましても今回の9月議会に経済対策事業として予算を上程させているところでございます。

公共以外のものにつきましては、あくまでも個人の財産でございますので所有者が責任を持って対応することが基本でありますので、空き家の実態調査や地域住民から寄せられた情報などにより早急な対応が必要とされる場合には、所有者に対して文書の指導なども行っているところでございます。

条例のほうまで、じゃよろしいですか。じゃ以上です。

市民部長（前里佐喜二郎君） 空き家・空き地の固定資産税の徴収状況ということでございますけれども、空き家・空き地に特化した情報というのが残念ながらありませんので把握していない状況。と申しますのは、固定資産税の課税及び徴収につきましては、空き家・空き地ということにかかわりなく課税の対象となる固定資産すべてに課税をして徴収するとこれが原則でございます。

また、地方税法上も空き家・空き地という区分はなく固定資産税台帳上に記載された固定資産について、その納税者に課税して徴収することとなっております。したがいまして空き家・空き地という項目に絞った情報は持ち合わせていないということで御理解いただければと思います。

2番（安田壮平君） 固定資産税については、現状そういうことではあると思うんですけれども、やはりこの空き家・空き地対策を進める上でですね、やっぱりそういった情報あったほうですね、たぶんより一層進んでいくのかなというような観点からお伺いしました。

今、10月末までに取りまとめをするということなんですけれども、先般、発表されたデーターでは、全国の空き家率が13.5パーセント、7軒に1軒は空き家ということで、奄美市が2万3,000世帯ありますので単純に計算をすれば、3,000軒以上は本当は空き家あるだろうというふうに想像されます。鹿児島県は、全国の空き家率より更に高い空き家率を示していますので、是非この10月の取りまとめをですね、次第また、いろいろまた情報をお知らせいただきたいなというふうに思います。

今、全国でも350ほどの自治体ですね、空き家の解体や適正管理を進める条例を制定していますが、そしてまた、国のほうでもですね、この固定資産税の優遇の見直しなど含めたですね、法の改正、法の制定をですね、作業を進めているなんですけれども、そして群島内でも和泊町や瀬戸内町が、県内でも先頭を切ってこの空き家に対する条例を制定していますが、本市としてこの空き家に関する適正管理を求める条例、どのように進めていく方針なのか。伺いたいと思います。

総務部長（東美佐夫君） 条例の制定ということでございますが、県内の状況では、2市4町、群島内で

は、御紹介がありました2町ですね、制定をされているようです。現在、進めている空き家の実態調査を踏まえてですね、併せて国のはうの空き家対策特別措置法の制定が、この秋の国会に上程されるということでございますので、そこらを見ながら制度のはうを検討していきたいというふうに思います。

2番（安田壮平君） 是非、この作業をですね、進めていただくようにお願いします。そしてまた、奄美ならではと言いますか、奄美市ならではの事情として空き家だけでなく、その住宅地周辺の空き地、農地も含めてなんですか、もう今その後継ぎの方が奄美を離れていたりして荒れ放題の土地があって、そういうものが本当に住宅街に近接しているということで、虫でしたり、あるいは、やっぱりハブの危険性というのも指摘されて、そういう事例がですね、今後、増えていくかというふうにも思いますので、空き家だけでなく、その空き地に対する目配りと言いますか、その対応、対策というのもですね、是非併せて検討していただきますように要望して次の障害者優先調達の推進について伺いたいと思います。

昨年4月から国の法律ですね、こういった地方公共団体にも障害者就労支援施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務が創設されましたが、本市における調達方針や実績についてお尋ねをいたしますが、調達方針いろいろホームページなど見る限りないと、現状まだ十分に整備をされていないということなんですか、是非これを前向きに進めていただきたいんですけども、是非ともこの法律の精神に則った取組ですね、今後の取組、何かお考えのことありましたらお伺いしたいと思います。

保健福祉部長（泉賢一郎君） 議員御案内のとおり、障害者優先調達推進法が、昨年の4月に施行されまして、国の方針、県の物品等の調達推進方針が示されているところでございます。これを受けまして、本市におきましても全庁を対象とした物品等の調達推進方針を検討をいたしているところでございますが、まだ実績としてはございません。

現在、奄美大島本島には、県が示しております物品等調達の対象となる障害者就労施設は、4事業所で、その受注可能な物品あるいは役務の内容としましては、食料品、飲料、小物雑貨、クリーニング、清掃などとなっており、このような状況の中で発注可能なものの洗い出しや調達を推進する物品をどのように規定するか。調達推進法方針の目標設定などについて、ただいま検討を進めているところでございます。

なお、趣旨にあった取組なども今、御質問ですが、この法律の対象となるわけではございませんが、例えば庁内のロビーで障害者施設の皆さんのが食料品を販売をしています。非常に職員や議員の皆さんにも好評で、12時ちょっと過ぎには、もう全部売り切れるということで、こういった障害者施設の物品販売に対する場所の提供、そういうことは取組可能だと思います。

それからもう1点は、この法律には、障害者施設だけではなくて障害者雇用推進法という法律があります。なるべくたくさんの障害者を雇用しなさいということですが、残念ながら奄美市内には、そういう何百人以上という企業はありませんが、この法律の趣旨は、障害者をなるべく社会参加をさせて障害があろうがなかろうが生きがいを持った暮らしをさせたいというのが趣旨でございますので、是非ですね、この趣旨に沿った取組をこれからも進めていきたいと思っています。

2番（安田壮平君） 是非そういう障害者の施設の方々ともコミュニケーションを深めながらですね、進めていただきたいと、いろいろな加工品も作っていますので、そういういろいろな施設を集めればですね、一つの大きなチャレンジドショップというのも街中につくることもですね、十分検討可能だと思思いますので是非それを活かしていただきたいと思います。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（竹田光一君） 以上で無所属 安田壯平君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。 （午前10時31分）

議長（竹田光一君） 再開いたします。 （午前10時45分）
引き続き一般質問を行います。
次に、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

11番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。私は、社会民主党社民党の関 誠之でございます。一般質問の前に若干の所感を述べさせていただきます。安倍首相は、9月3日に安倍改造内閣を発足させました。2012年12月に発足した第二次安倍内閣は、1人の閣僚の交代もなく職務を全うしたと自画自賛しています。政治が安定することに異論はありませんが、安定を背景に国民の合意を得ながら議会を運営するという姿勢でなく私的懇談会の報告を受けた与党協議による急な議論の進め方は、既成事実の上に議論や検討をする時間は与えず、少数意見を見解の相違だと切り捨てるにつながり民主主義を否定する行為であります。

政治の場においてあってはならないことであると考えます。今回の改造は、政権の足を引っ張りかねない閣僚の一掃、ライバル封じ込めと首相に近いと言われるお友達といわれる人材やタカ派に属する人材を積極的に起用した戦後レジームからの脱却、世界でいちばん企業が活動する国づくりの基本は変えない右向け右内閣ではないでしょうか。今、なぜ、何のために改造するのか。その理由もはつきりしない改造で国民のための政策を遂行するというよりは政権基盤の確立と強化だけを考えた布陣のように思われます。

今回の改造は、国民にとって百害あって一利なしであり、改造されるべきは安倍首相自身であります。社会民主党は、集団的自衛権行使容認や原発再稼働、消費税増税、労働法制改悪などの安倍政権の暴走を食い止め国民生活の向上と平和で安心して暮らせる社会の実現に向けて全力で対決する決意であります。市民の皆様の御理解と御支援をお願い申し上げます。

さて、朝山市長は、1期目の自己評価の公約の達成度で8割であると総括をしています。私も平成25年度第3回定例議会で就任以来、防災、減災など市民の安全・安心を第一を考えた施策を優先させながら人口減少への歯止め対策、雇用の場の確保、産業基盤の整備、観光交流人口増施策に対して積極的な対策を図り有効求人倍率は0.28から0.54と2倍に改善され航空機利用者数が平成22年度比較で平成23年度は約2万人増加するなど一定の成果が上がっていることを取り上げ、大いに評価をいたしました。

2期目においても人口減少問題、奄振法の延長、内容の充実、世界自然遺産登録に向けた取組、定住、防災、財政の健全化など山積する課題に着実に取り組んでいることに心から敬意を表しています。

市長は、無投票で当選された市長・首長インタビューで声なき声にも耳を傾けていく必要がある。現在進めている市長とむんばなし語る会をフランクな形にして地域の声を吸い上げ、行政に反映したいと語っています。しかし今回、降って沸いたような陸上自衛隊警備部隊中距離地対空ミサイル部隊の配置問題に対しては、このことが実現されているように見えません。このような問題こそきめ細やかに丁寧な説明と検証の上に立って結論を出すことが必要ではないかと考えます。

市民も議会も市長からは、いまだに何の説明も聞いておりません。そこで質問をいたします。前竹田防衛副大臣から陸上自衛隊配備について、どのような説明があったのか。詳細にお答えください。次の質問からは発言席にて行います。

議長（竹田光一君） 答弁を求めます。

総務部長（東美佐夫君） 防衛副大臣との会談を詳細にとのことでございますが、昨日以来、お答えして

おりますところですが、8月12日の具体的な内容については、先般来、市長が、御答弁をされたところでございます。私のほうからは、その要点をお答えをしたいというふうに思います。今回の陸上自衛隊の配置計画は、新中期防衛力整備計画に基づいて南西地域における自衛隊配備の空白状況を早急に解消する必要があるということ。

防衛省は、平成25年度から今年度にかけて候補地の検討を行ってきたということ。このことを受けて小野寺前防衛大臣、竹田前防衛副大臣が本市を訪問し、南西地域における安全保障環境や同地域における警備部隊配置等の必要性について丁寧に説明をいただいたこと。

そして去る8月12日、竹田前防衛副大臣が本市を来島され、奄美カントリークラブの一部が配置候補として選定され、約350人規模の部隊を配置することについて説明をいただいたこと。

市長から選定結果については、国策のもとにおいて決定されたことについて大変重く受け止め奄美市として様々な角度から熟慮検証した結果、受け入れを表明するとし、その主な内容について市長から申し上げたということです。

更に副大臣との会談終了後ですが、記者会見、これはもう10数社程度だというふうに記憶していますが、開催をして、会談の内容及び受け入れを表明した理由と市長のコメントをまとめた資料を配付の上、記者に報告をさせていただいたというところでございます。

その主な内容でございますが、よろしいでしょうか。そういうことが今回の経緯ということでございます。以上です。

11番（関 誠之君） 市長にお尋ねをいたしますけれども、今の状態でね、この市長としての説明責任を果たしたというふうに思われるかどうか。ということと。このまちの形やイメージが大きく変わり、島の将来も変えるかもしれない。これ重要な件だと思いますが、捉え方としてそのような重大な事項だというふうに捉えているのかどうか。この2点について少し市長の見解をお願いします。

市長（朝山 毅君） 少し御質問の意図が、ちょっと私なりに解釈させてお答えさせていただきますが、説明責任は、済んだと思うかということに対して様々な御意見があろうかと存じますが、今、総務部長が話ましたとおり、7月から8月にかけて副大臣、大臣がいずれも前大臣でありますが、いらっしゃいました。そして、前段においては、奄美市と瀬戸内町が、候補地として調査をしておりますということでありました。

8月12日については、奄美市を調査した結果、お話のとおりの奄美カントリークラブの一部を適地といたしましたということです。その際ににおいて、大臣並びに副大臣いずれも御来島の折には、記者、新聞記者、マスコミの皆さんと何と言ふんですか、会見をなさっております。8月12日の会見を受けましては、大臣の会見の後、私は応接室において、お集まりいただいた記者の皆さんに、お集まりいただき、私の思いは、こうですということを述べてまいりました。そのことによって時間的に短期間の中で結論を出したということの御質問かと存じますが、私においては、奄美市議会において既に自衛隊誘致について議決がなされていること。そして、同時に情報については、私どもが秘匿するものは何もない中で、同様な情報源を持って市民と我々とが同時的に受けているということ。

そして、この問題は、特に国防という大切な国家的事業であること。そして、奄美の現状において私なりに考え、結論を出したわけであります。同時に7月の23・24日において奄美経済団体を含め12団体が、市議会は元より自衛隊誘致についての要請活動を行っているという諸々のことを踏まえ、私なりに誘致に向けての歓迎の意を表したところであります。そのことについて時間的に若しくは短兵急というお話でありますようが、私なりには、情報は一にして、しかも国家的見地であるという観点から結論を出したところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

11番（関 誠之君） まず2番目の市長は副大臣と、これは9月の2日が締め切りでありましたので、

9月2日、締め切りでありましたので一般質問の前というふうに書いてございませんが、そこをお断りを申し上げておきます。副大臣と面接直後に受け入れを表明したと、今、おっしゃいましたが、10分後ぐらいだそうですね。その速さに驚いたと。今、私一人だけじゃないというふうに思います。その受け入れの理由が、今、言いました国家の重要課題であるということで、12団体の民間団体が連名で議会と誘致活動を行っている。議会と誘致活動を行っているということで、今、その他6項目ぐらいありましたけど、これがね、民意が反映されたというふうに言っておりますが、この議会では、民意が浸透しているという言葉に変わっておりますけれども、その辺が、この12団体の連名でこういうようなこと非常に強調されているように聞こえますが、この12団体というのはですね、自衛隊関係の3組織を除いて、議会もそうですけれども、市からの補助金や市の退職者が要職に就いており、市とのかかわりが深い組織であるわけですね。中には基幹会議も開かず主な役員だけで電話連絡で誘致活動のこの確認をしたというようなことを確認しておるわけでありますけれども、そういうことについて民意の取り方、こういうことであるわけですが、その辺について市長のこの民意が浸透していると、こういうような話なんですけれども、この説明責任を果たしていないし、民意が果たして、それで採れたのかどうか。

瀬戸内に至っては、説明をちゃんとしているわけですね。節子のほうで、そういうことで、この今、話ました市長のコメント、これは既に会談前に用意をされていたんではないか。対談の前に用意をされていたんではないかと、コメントがね。コメントを会談の前に用意するということは、その内容が、しっかりと分かっていたんではないかと。閲知していませんと市長の6月議会における発言、副大臣や大臣が、直接ここにお越しいただいて全く何も分からぬということはないとおっしゃっていました。と、私が言ったことですね。そういうことはないと明言しておきます。説明しておきますと、まず20分から30分の間で国家外交、防衛という最も大切な記述に対して、マスコミや多くの皆さんがいる前で言うことがありますか。私は、そういう大きな条件提示であれば、当然、議会にお伝えしますし市民の皆様方にも当然広げていかなければならぬと思っております。こんな大切なことを私、秘匿するわけにはいかないと肝に銘じております。これが発言なんですよ。この議会での発言をどのようにね、重く受け止めているのか。であれば当然、市民に議会にまず説明をして、記者は記者でいいですよ。当然、全協を開くなり、そういう中で、今、大臣からこういう、副大臣からこういう話がありましたという、その次に、あなたのコメントが、市長のコメントがね、出るのが順序ではないかと。この発言をしっかりと理解をしたとすればですよ、このことについて、どのように市長が思っているのか。また、総務部長は、現時点、具体的な話ではございませんので、警備部隊配備について、防衛省は、調査結果がまとまり、その方向が出た段階で改めて地元に経緯の説明をしたいということですので、その結果を踏まえた上で市民の皆様や議会の方々の御意見も伺いながら対応していきたいというふうに考えております。これも議会での発言ですよ。このことについていかがでしようか。

市長（朝山 毅君） 私は、3回ほど副大臣、そして大臣、そしてまた、3度目に副大臣と会いました。いちばん最初の時には、自衛隊の中期防衛計画等についての話と南西諸島における警備の乏しい状況にある奄美市及び瀬戸内町が、調査の対象になっておりますよというお話をしました。初めて伺いました。したがって、いちばん議員が読み上げたのは、私が、最初に会った時のコメントだと思います。全く初めて調査をしていると伺いましたので、大事なことであるから、これらについては議会並びに市民の皆さんに開示をするようにいたしますというようなお話をしたはずであります。

2回目には、大臣がいらっしゃいました。同じように現地を初めて訪れると、その場所を現在、調査中でありますので、調査の結果が出た時には、まとまった時には、皆さんに御報告しますというお話をしました。

3度目に8月12日、副大臣がいらしていただいて、一応調査の結果を以前のコメントのとおり、調査の結果が出た時には、お話をしますというマスコミをはじめ我々に申し上げたとおり8月12日になつたわけであります。その際に、350人ほどと、そして内容についてもお話をいただきました。あの30

分の中で、それ以上のお話はありません。しかも議員がおっしゃったその前に何らかの話があったんではないかという話は全くありません。これは正式に話を受け、そして正式に結果を聞き、私は、そのコメントしたとおりであります。その中で時間的に、どれだけの時間をおけば適当だと思うのか、私は分かりませんが、その間の中における国家の国が施工者となって国がする、国が設置する場所を選んだいただいたことには感謝いたしております。同時に奄美群島12万人の人口であります。奄美本島7万人の約人口であります。その4万5,000人は奄美市に所在している市民であります。諸々のことを考えて国が選定していただいたということに対し、私は、8月末をもって各省庁財政当局に概算を要求しなければいけない時期、切迫になった時期、その中において、私なりに熟慮したつもりであります。その熟慮の背景には、やはり議員の思いからでは遠いかもしれません、12団体そして議会の等々を踏まえて、ある程度市民にも浸透して理解をした形が、その賛成誘致の姿に現れるということで私は、それを純粋に思い、私の決断の一つの背景になったわけであります。加えて先ほど申し上げましたその団体は、市から何らかの恩恵を受けた何らかの形の人が存在するかということをおっしゃいました。私は、そういうことは毛頭考えておりません。民意というのは、いかなる職制においても素直な気持ちで反映されるもの信じておりますので、私は、そういうことは考えていないということを言明しておきます。

11番（関 誠之君） 何もね、今の民意の問題を否定をするというわけじゃありません。ただ検証してみたら普通は大事なことは基幹会議を開いて、しっかりと下部に伝える。これが当たり前の組織の在り方ですよね。多くの団体が、電話でね、役員に電話をして、こういうことですが、いかがでしようかというぐらいのね、ある団体に至っては、次の質問ですけれどもミサイル部隊まで何も考えていません。ただ災害でお世話になったし災害の時に自衛隊があれば便利だね。それぐらいの感覚で賛成をしておるわけですから、この3番目の市長のね、中距離地対空ミサイル部隊について、市長は、どのような、その受けた時の感想をもって、また、このミサイル部隊のどのような理解度をしているのかね。これについてお聞かせいただけますか。

市長（朝山 穀君） その専門的な知識はないことは、まず申し上げておきます。ただ以前に北朝鮮の何と言うんですか、ミサイルが、この南西諸島近海に飛ぶかも分からぬといった時に、近くの地域で整備された迎撃ミサイル等々ということがありましたが、それ相当のものかなという思いしかございません。したがって、詳しい御答弁はできないかもしれません、いずれにいたしましても、この南西地域が警備上、防衛上大変乏しい地域であるということを国の調査の結果、明らかであると、その明らかになった結果、やはり、この地域を万全なものにすべきであるという国のことに対しては、私は国を信じ、ありがとうございます。平和も安全も安心も座して待つものではないと、何らかの形で警備、備えをすべきものだと私は、基本的に考えておりますので、そういう意味で申し上げているつもりです。

11番（関 誠之君） これだけの重要なことを決定するにあたって、やはり内容をしっかりと把握をして受け入れを表明するというのが首長の態度ではないかなというふうに思います。この迎撃ミサイルというのは、攻撃してくるミサイルを撃ち落とすというミサイルだそうです。やっぱり攻撃をされるという国が想定をして、この自衛隊を配備すれば、攻撃されるかもしれない。配備されなくても攻撃されるかも分からぬという認識でしょけれども、この辺が、市民に対してしっかりと説明をしていかないと納得ができないと。大熊の方々にも何名かお聞きしました。市から何の説明もありません。防衛省から何の説明もありません。だから、なかなかコメントできませんが、ミサイルが當時頭の上にると夜も落ち着いて寝られませんねという方もいらっしゃいました。そういう人に市長が、安全・安心を言うならば、しっかりと説明をしていただきたいと思うが、民意の取り方が今までよろしいんですか。市長。

市長（朝山 毅君） この整備の内容等については、これから順次詳細について、私は防衛省から説明があるものと思います。したがって、それらのことについては市も同時に地域住民の皆さん方、その当該場所の隣接する住民の皆さん方には、それなりの広報、そして理解活動はすべきだと、しなければいけないと私自身も思っております。いつでも要請があつたりすれば出向いていきたいとも思っております。ただ、その中で、今、どのようなどういう形というのは、具体的なされていないわけじやありませんが、ただ用地を購入する費用、建設をする費用を概算要求に出したということで、もし概算要求が成立いたしますれば、来年度からその具体的な実施事業が始まっていくと。その中において話はなされるということです。最初から賛成であり反対であるという議論の論旨では私は、始まつていいかと思つております。その中で私は、皆さんにも申し上げましたが、まず国を信じると、防衛をしっかりとしていただきたいと、安全を確保していただきたいと。そして、災害の多い地域であるから、もし、いかなる災害が発生した時でも従前のように率先して奄美住民の生命・財産を守っていただきたいと、そういう理念は変わらないつもりであります。

11番（関 誠之君） 議論が並行するかも分かりませんが、その国を信じて、まずは受け入れを表明して、それから説明と。住民は受け入れる前にどんなものかという判断をして、それを受け入れるかどうかを確認したいというのが、普通の方々ですよ。それは国を信じる。それはそれなりに当たり前のことだというふうに思いますが、沖縄の現状を見てください。違うかもしれません、国を信じると言うから、そういうようなこともあるわけですから、そういう意味でやはり情報の開示が遅れていたんではないか。というふうに私は思いますけれども、そういう中で自衛隊の誘致、この観光立島ね、この整合性をどのように考えるのか。また市長の公約にもありません。総合計画にもありません。そういうものの整合性を災害のどうのこうのと、この間ありましたけれども、それはこじつけであって、しっかりとやるんであれば自衛隊の誘致も含めて総合計画に明記をすべきだと思いますけれども、そういう意味で奄振法やこの奄美群島成長戦略ビジョンですか、の基本が、定住の促進、自衛隊誘致でこれが後退するのではないかというふうに思いますが、この重点3分野、農業、観光交流、情報、こういったものに含めて整合性をどのように考えるか。御回答ください。

市長（朝山 毅君） 重点3分野、農業、観光交流、IT、そして今次の奄振法の課題には、定住、文化というのも入れてあります。その中で自然遺産等についての整合性ということだと思いますが、そのことについては、やはり国にも申し上げました。奄美市に奄美群島においては、自然遺産登録に向けての観光保全継承という生態系を保護するということがありますと。そういう棲み分けの中において、国は、十分に、私は、考え方理解しているものと考えております。

同時に総合計画に戦略ビジョンに自衛隊のことが書いていないということでありましたが、これは国の中期防衛計画等において、唐突とは申しませんが、この最近出てきたことで、そのことについて、私は、事前に自衛隊が、奄美群島にということを知り得なかった。私の勉強不足も反省しながら、その当時、総合計画作成時、また奄美群島成長戦略ビジョン作成時においては、そのような情報はなかった。知りえなかった。ただ国際社会は、近隣諸国は、いろんな形で日夜動いております。これも短兵急に、この1・2年の大きな動きであります。そういう状況下において、国は、国防という観点から施策は展開されているというふうに私は認識いたしておりますので、5年前、10年前、2年前、3年前にそのような、今のような南西諸島を取り巻く政治的また防衛的環境ではなかったと。今にわかつてそういう形で社会が動いていると、流動化しているという中において、なされたことだと私なりに理解しているところです。

11番（関 誠之君） 整合性についての答弁ありませんけれども、私どもは、この奄振をバネにね、観

光でまちおこしをしていくんだと、その今緒に就いたばかりじゃないですか。そういう中で自衛隊がね、ここに来る。本当に前、防衛省が配慮するということを言っていましたけれども、何の配慮をしたんでしょうかね。

市長（朝山 毅君） 自衛隊は、全国各地で基地を持っているところがあります。知床の近くにも自衛隊があります。霧島市の近くに国分自衛隊があります。沖縄も観光立島 700 万人の人が訪れているといわれる地域も御案内のとおり日本の防衛力 70 パーセント以上確保した沖縄の防衛基地等があります。そのような中において、国が、高度な専門的な技術から奄美においてもということについては、十分に奄美の実態をそして生態系を自然を歴史を熟知した上でのやはり防衛という高邁な理念に基づく、私は選定作業過程であったと信じております。

11番（関 誠之君） 議論してもね、市長の考え方として本当にこの奄美市をどのように持っていくか。その辺が全然見えてこないんですよ。国を信じますとか、出てきてから説明しますとか。それでは遅いんじゃないですか。物事というのは、こういうことありますから条件を与えて、この条件に対してどう思いますか。という判断をしていかなきやいけないわけですから、その条件提示がなければ判断のしようがない。先ほど大熊の方の話をしましたけれども判断のしようがないんですよ。市民は。ですから僕は、何も情報を早く取るのが悪いとは言っていないんですよ。奄美市のためには逆にここから出かけていって情報を取ってしっかりとその情報を市民に伝えて、それを判断するのが最終的には市民ですから、そういうことが、どうも市長には欠けているのかなと思わざるを得ません。

それと今までの議論の中でも市長が自らね、国を信じて、しっかりとこの自衛隊問題については、受け入れをいたしますという言葉を一度も聞いたことないんですよね。市長の言葉で受け入れをして、この将来の責任は私が取りますというぐらいの気構えを持って。というのが伝わってこないんですが、それでスケジュールのことは、恐らく分からぬと思います。それで最後にこの 3 項目について市長の見解をしっかりと聞きたいと思いますから、賛成の理由が人口増、景気対策、そして市民の安全・安心の担保ということを言っていますので、具体的に市長の言葉でこの 3 点について、しっかりと考え方を示していただきたい。人口増、活性化、市民の安全・安心、ミサイル。

本当にこの今見てみますと、この間、沖永良部行きました。大山基地でレーダーの大新設が行われております。ここは鹿児島の業者が入って人夫は、沖縄から来ております。今度の南日本にもありました、奄美市と瀬戸内の調整をするのに、鹿児島市のほうに事務所をおくという報道がなされておりましたが、そういう中で本当に活性化とか言っておりますが、人口増について具体的に何名の方が、これ住民登録していただけるのか。その自衛隊が何名ここにいるということが、市のほうで把握できるのかどうか。するのかどうか。景気対策、地元業者が、基地建設に参加できますか。災害対応、どんな災害時にも自衛隊は対応してくれますか。国防衛については、もうこれは平行するところですから、今の 3 点について、まず考え方をお示しいただきたいと。そして、大きな二つ目は、南西諸島の軍事基地化、これは、米軍と共同演習するのが当たり前になっております。ですから、この米軍は、こちらのほうに奄美市にオスプレイが飛んできて着陸することはない断言できますか。お答えください。住民に説明をやっぱり最終的には、住民に説明をして誘致活動を知らなかつたという市民が出ないような方策をどのように考えているのか。この大きな 3 点についてお願いをいたします。

総務部長（東美佐夫君） 活性化、人口増加、ちょっと聞き取りにくい部分がありましたので、人口増加と活性化、その点について私のほうからお答えをしたいと思います。財政的な効果も含めてですね、私のほうからちょっと答えたいと思います。自衛隊の施設が所在するという市町村においては、固定資産の減収というのも一方では考えられますので、それに対しては、代替的な性格を基本とする基地交付金、これが交付されるということでございます。参考までに喜界町の場合は、平成 25 年度に 1,500

0万円程度の基地交付金が交付されているそうです。一方では、補助事業が、75パーセントから100パーセントという高率補助の支援があるということです。人口増は、一次的なものかもしれません、こういった手厚い支援を活用しながら人口増加、先ほどの戦略ビジョンですね、そういったものを含めて人口増加につなげていきたいというふうに思います。

それとプラスの効果ですね、プラスの経済効果のほうですが、先ほど言った固定資産の減収の影響の部分もあります。隊員が、どれくらいかという話でしたが、350名ということは、もう公表されておりまますので、家族が、仮に100世帯とすれば、かける2でございますので、約700名くらいの人口は、当然増えるだろうというふうに思います。この700名の人口増加ですが、普通交付税で算定しますと、約1人当たり25万円という交付税措置がありますので、それからいきますと、それ相応の約2億円程度ですか、2億円程度の普通交付税が増えるということになります。あるいは消費効果というのも当然これはありますので、商店街の活性化そういうのにもつながると。更には、これ隊員が、奄美の出身者の隊員であれば、これはもうUターンされてくるということになりますので、お父さん、お母さん、じいちゃん、ばあちゃんですね、介護のほうにもやっぱりこれはなりますので安心・安全、家庭の安心ですか、老後の安心というふうなことも考えられると思います。地域行事のことはもう盛んに我々のほうで答弁しておりますので、そういう活性化も見込まれるということでございます。

人口増加のほうで、もう1点ですが、基地交付金をもらっているところ全国で297自治体ございます。297自治体の中で沖縄県は御存知のとおり、全国的人口は減少していますが、沖縄県のほうの所在市町村のほうは、ほとんど人口は増えています。熊本県のほうもですね、これは当然ありますが、人口増えているというところです。これは人口増加だけを活性化というふうに基地交付金イコール活性化というふうに見るわけではございませんが、こうした実態もありますよということですので、基地と共存しながらですね、我々のほうも活性化を工夫すべきだというふうに考えますので、今の御質問の部分でちょっと聞き取りにくい部分ありましたので、今の部分でお答えをさせていただきたいと思います。以上です。

11番（関 誠之君） 歯の治療をしておりますので聞き取りにくい部分は、お許しをいただきたいと思います。それでですね、先ほど言いました、この市長に是非、確認をしておかなければいけませんが、この負の遺産を残すことにはならないのか。南西諸島の軍事基地化、米軍、こういったのが共同演習をして、いつの間にか、米軍とオスプレイが飛んできたり、奄美空港が、こういった基地化ならないというふうに市長は、断言をできるかどうか。その辺を聞いておきます。

市長（朝山 毅君） 世界の流動する状況を私は、責任を持って述べる立場にはありません。ただ奄美群島民の安全・安心・平和ということを願っております。仮定のことは話す立場にありません。

11番（関 誠之君） その辺が、議論がずれるところなんですね。安心、そういうのは誰でも願うんです。首長として、こういうふうに基地を持ってくるけれども、こういうことでこうこうやっているから、こう大丈夫なんだというものが、僕は足らないと思いますよ。だから早く情報開示をして説明をして、住民が安心・安全で暮らせるようなものをつくってほしいというふうに思っています。最後に聞きますけれども、先ほど、要請があれば行きますということでありましたけれど、この住民説明は、皆さんが、技術的にできなければ自衛隊を呼んでやればいいですから、そういうことも含めていつ頃からどういうふうに考えられるのか。市長、責任を持って答弁してください。

市長（朝山 毅君） あなたは、まだ予算が設立もしていない状況の中で、私に責任を持って答えよということがありますが、この自衛隊を設置するのは、配備するのは、国の責任であるんですよ。そのまず原点、そして、その誘致する、誘致というよりも配備する場所が、奄美市であると。奄美市の私なりの

責任において、国を守り、地域を守るために私は、自衛隊を信じますと。国を信じます。しっかりとあとのことばはやつていただくように、あとのことについては、私が責任を持って市民代表として自衛隊に物を申すのは、やぶさかではありません。それは、堂々と私は、申し伝えます。ただ、その中において、今、スケジュールはとか、どういう配備の内容とか、それは具体的なことは分からぬということを私は申し上げているわけであります。したがつて、自衛隊配備について国が責任を持って配備する以上、地域の皆さんにお話をすることができますでしょう。その際には、私も出向いて同時に参ります。以上です。

11番（関 誠之君） 私が、申し上げたいことは、ちゃんと自衛隊、今、計画的なものは、あるわけじゃないですか、自衛隊の。こういう説明をされたわけでしょう、市長に、市長のほうに説明をしたわけですよね。そのことについて、市民にもしっかりと説明する義務は、あるわけですよね。そういうことも含めて、今、予算をこういう形で、こういうような予算を今概算で要求しておりますということも住民説明をすれば、住民は、そこで、そのものは何ですかという質問もあるわけですから、そういう中でお互いの意見が噛み合って理解をしていくものだというふうに思っておりますが、そこもなかなかやつていただけないもんだから住民のほうは不安をあおるわけです。そういう中で最後になりますが、私は、やはり、そういう意味から見れば、議会や住民への説明責任の欠如があるんではないかというふうに思っております。

それと、やはり議論や意見集約の場、そういうのも必要ではないかと。議会の皆さんに聞きますと、賛成する皆さんに聞きますと、議会は議会で説明責任を果たしますということありますから、こちらがでけて市長ができないというのもね。ないというふうに私は考えます。そういう中で冒頭も申し上げましたが、声なき声を吸い上げて、市長、これ自分で言われた言葉ですよ。少数意見をしっかりと大切に議論して市民に知らせながら最後は多数決でありますから、そういうふうに民主主義はなってというふうに思いますので、このことをしっかりと肝に銘じるということありますから、是非実現をしていただきたいということをお願いして時間ございませんので自衛隊問題は終わりたいと思います。

次に、子ども子育て新制度の本格実施に向けてについて質問をいたします。子育て関連3法の成立に伴い、奄美市は、昨年12月に子ども子育て会議を発足させ、2015年4月からの本格実施に向け、子ども子育て支援事業計画の策定が進んでいることだというふうに思っております。現在の子育て支援制度を今回の支援制度の導入により、どのように良い制度に変えていくかは、それぞれの自治体の取組により大きな各差が出てくるのではないかというふうに思います。

そこで奄美市における子育て支援制度の現況についてお示しをいただきたいと思います。

保健福祉部長（泉賢一郎君） 奄美市において、現在、実施しています子育て支援制度は、保育所、病時・病後時保育、一時保育、子育て支援センター、児童館、放課後児童クラブなどの施設型の事業。それから乳幼児やひとり親医療費助成、児童手当、児童扶養手当、出産祝い金などの給付があります。このほかに鹿児島県の事業でございますが、鹿児島子育て支援パスポート事業も本市が窓口となり、協賛企業や店舗で支援サービスを受けることができることになっております。

11番（関 誠之君） 市長ですね、この子育ての関係の制度が、一生懸命取り組んでおられますけれども、奄美市では、大変弱いんではないかというふうに皆さんも言う方が多いんです。それはですね、少子高齢化、これをしっかりとサポートするには、こういった子ども子育ての制度を充実をすると。例えば乳幼児医療制度の問題にしても近くの町より遅れておるとか、いう話をよく聞かされます。そういう中で平成26年の2月にニーズ調査というのをやっているようです。これを基に、この子ども子育て支援制度のこれから取組をどうするかということを決めるんだろうと思います。そこで質問でありますが、このニーズ調査の中で暫定ニーズも含めた住民のニーズ、需要の見込み、そういったのが、どうい

うふうになっているのか。これに対する提供体制と言いますか、計画的に実施し整備の方策はどのようにになっているのか。

また、これをしっかりと取り組むには、人材の育成と言いますか、そういったのが必要だというふうに思います。具体的には、保育の質の改善、向上と保育士の処遇改善、こういった中で、もしデーターがあれば正規職員、非臨時がどれくらい、小浜保育所、公立でいいですからをお示しをいただきたいと。あとでまた私立の部分については、今日、時間ないですから、お願いをいたしますけれども、以上の点について、お答えいただけますか。

保健福祉部長（泉賢一郎君） 子ども子育て支援新制度へ取組状況ということでございますが、昨年からこれまで子ども子育て会議を6回開催し、平成27年度からの子育て支援事業策定について協議を進めているところでございます。新制度の対象となる施設につきましては、幼稚園や保育所、認定子ども園ですが、待機児童解消の手立てなどの支援策として新たに0歳児から2歳児を対象とした定員19名以下の地域型保育の施設が市長村の認可により導入することができるようになります。

ただいま現状とニーズ調査の結果や人口推計を基に子育て世代が、どのような子育て支援を希望しているか。幼稚園、保育所等の量の見込みを想定し、保育所あるいは地域型保育などの提供体制を計画的に整備するための協議を子ども子育て会議の中で進めているところでございます。

具体的な量の見込みや確保方策につきましては、今後、おおむね月1回程度行われる会議において精査をしていくことになります。保育士の処遇改善ということでございますが、平成25年度から民間の保育士に対しましては、保育士処遇改善事業により賃金のアップが図られておりますが、さらなる賃金水準の向上について知事や市長の連名で国に要望をしているところでございます。また今後は、保育士の臨時の雇用職員などの処遇改善も課題であると認識をいたしております。また、保育の質の改善と向上につきましては、保育にかかわる皆さんの研修の機会が必要と考えますので、大学や短大など関係機関との連携など様々な機会を捉え研修ができますよう検討をしてまいりたいと思います。

先ほども申し上げましたように、今後、子ども子育て会議を重ねてまいりまして、27年から31年までの5年間の計画期間として、今年度末までに策定をいたすことになっておりますので御理解をお願いいたします。

11番（関 誠之君） 公立の正職と臨時の人事の分かれます。小浜。

保健福祉部長（泉賢一郎君） 小浜保育所の正職員と臨時職員の人数ですが、正確な数字がつかめておりません。

11番（関 誠之君） 聞いたのはですね、恐らく逆転をしているんじゃないかと。臨時職員のほうが多いのではないかというふうに思いますが、これが各私立の保育所もそのような状況になっているというふうに聞いております。ですから、やはり質を高めるためには、正職員でしっかりと雇用をして、市が関与をして、その研修とか、もちろん独自ではやっておりますけれども、そういったものもやっていただきたいというような趣旨でございますので、あとでまた資料ください。

それで3番4番目、新制度の実施でどのように保育の場が増え待機児童は、どれくらい減るのかということと。地域子ども子育て事業の実施は、どのような事業を考えているのか。そういうことについてお答えください。

保健福祉部長（泉賢一郎君） 新制度の実施でどのように保育の場が増え待機児童が減るのかというお尋ねですが、現在、子ども子育て会議の中で待機児童解消に向けての計画策定について協議を重ねています。平成26年4月1日現在の待機児童数は、25名でございますが、入所申し込み年間通して、隨時

受け付けている関係で8月現在では、待機児童数は、64名となっております。国から示された目標といたしましては、平成29年度までに待機児童をゼロにすることとなっております。そのため市の確保方策は、今の段階で進めている方策といたしまして、既存の保育園の定員を30名増やす計画がございます。このほかの確保方策につきましては、幼稚園や認定子ども園、地域型保育園の導入なども含めまして検討し、現在、策定中であります事業計画の中でお示ししていくこととなると思います。

11番（関 誠之君） 今、計画の途中だということで、なかなか具体的なものが上がってきませんでし
たけれども、この今年の2月にニーズ調査をやったのがありますと、271通の意見が出ております。
それを読ませていただきましたが、市長ですね、いちばん困っているのは、子どもを生んで預けられる
人はいいけれども、ちょっと何か用の時に預けられる人がいない。こういった声が非常に多く出ており
ます。そして、その子どもたちを雨の日でも、島は雨が多いから雨の日でも安心して遊べる屋内施設が
できなかという声が非常に多かったんです。ですから5番目の後で答えていただきたいと思います
が、その中で特に出てきているのが、ファミリーサポートセンター事業ですね。奄美では行っていま
せんけれども、延長保育の事業、子育て支援拠点事業、乳幼児家庭全戸訪問、そして利用者支援というよ
うな形でやっていただきたいという声が非常に、この調査の中で明らかになっておりますので、5番目
の雨の日も安心して遊べる屋内施設は造れないか、についてお願いをいたします。

保健福祉部長（泉賢一郎君） 昨年実施いたしましたニーズ調査の中でも要望が多かった意見の一つでござ
いました。奄美市内の現況を申しますと、港町子育て支援センターの平成25年度の利用者数は、1
万6,487名となっています。また、末広町にA i A i ひろばがございますが、その中の1階と3階
にキッズコーナー、キッズルームが設置されておりますが、たくさんの親子が利用しているようでござ
います。議員御提案は、子どもたちの健全育成のために大変有効なことであると思いますので今後検討
課題とさせていただきます。

11番（関 誠之君） 時間がありませんが、この奄美（2）番目、幼稚園保育料の徴収条例について改
定。これは、どうなったのか。簡潔にお願いをいたします。

教育委員会事務局長（安田義文君） このことにつきましては、以前より同様の御質問をいただいており
ますが、繰り返しになると思いますが、合併後の平成19年3月に奄美市として保育料等については、
現行のとおりとするとの調整を行い現在に至っております。合併後の調整におきまして、幼稚園のニ
ーズ、少子高齢化の進展度合い、子育て環境などについて両地区を比較検討し慎重に議論を重ね結論を得
たことについて御理解を賜りたいと思います。このようなことから現状では、保育料の改定について
は、慎重な対応が求められていると思いますが、新制度におきまして、公立幼稚園のまま移行した場合
には、所得割による保育料の改定も見込まれますが、今のところ国から具体的に示されておりません
ので示された時にその場において議会のほうに上程をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいた
します。

11番（関 誠之君） ありがとうございました。また具体的にやりたいと思いますので、あとその他の
施策は、この産業振興促進計画でしたけれども、ここで私の質問を終わらせていただきます。ありがと
うございました。

議長（竹田光一君） 以上で社会民主党 関 誠之君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時45分）



議長（竹田光一君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

新政会 渡 京一郎君の発言を許可致します。

19番（渡 京一郎君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。新政会の渡 京一郎でございます。平成26年第3回定例会一般質問11人目でございます。質問に入ります前に少々所見を述べたいと思います。

近年の雨の降り方は、異常であり毎日のように全国で災害が発生をしております。奄美市も他人事とは思えない気がいたします。8月20日発生の広島市土砂災害で被災をされた方々、また、お亡くなりになった方々に心からお見舞いを申し上げ一日も早い復旧を願うものでございます。

では、通告に従って質問に入ります。1. 市長の政治姿勢について。（1）奄美市住宅リフォーム等緊急経済対策事業で一次募集、すみません。4月8日と書いてありますけれども、4月10日に訂正をお願いいたします。1次募集で4月10日から8月末150件予定が、2か月で終了しており、2次募集が、9月1日から11月末までということで、50件ほどとなっておりますが、例年、締め切り前に受付が終了するほど市民ニーズは高く、今後の対策についてを質問いたします。

まず、同事業は、住居環境の整備や地域の活性化を目的に4年前から実施をされておりますが、現在までの名瀬、笠利、住用地区の件数もいっしょに伺いたいと思います。また、二次募集が9月1日から11月までということで受付が始まっているわけですが、現在の申し込み状況とこれほど人気度が高い要因をどのように捉えているのか。また今後、併せて今後の対策と取組についてもお伺いをいたします。次の質問から発言席にて行います。

議長（竹田光一君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは渡議員に早速、御答弁させていただきます。議員が、お話のとおり、奄美市住宅リフォーム助成制度は、平成23年度から緊急経済対策事業として実施し、今年度で4年目を迎えております。

平成23年度からの実績を申し上げますと、平成23年度は、予算額が、4,800万円に対し409件、24年度は、予算額3,000万円に対し297件、平成25年度は、事業費2,000万円に対し195件、今年度は、1次募集時点で155件と今までの4年間の累計で1,056件の交付となっております。

地区別の状況を申し上げますと、名瀬地区が、753件、住用地区が、33件、笠利地区、270件となっております。件数といたしましても平成24年度以降は、いずれの年度も予算に対する満額の受付件数となっております。

今年度の状況につきましても、議員が、ただいまお話になりましたとおり、まず、一次募集として150件対象に4月から受付を開始し、6月までの間に受付終了となっております。また、今月1日からは、二次募集として50件の受付を行いましたが、開始当日の午前中で限度件数に達し受付を終了となつた状況であります。このように住宅リフォームは、快適な住まいを整備したいという思いから、市民ニーズも高く、また本助成制度の創設によりリフォームを行うきっかけづくりになっているとも思われます。

同リフォーム工事は、設備や建具、塗装など幅広い分野において大工さんなどの個人事業者への仕事にもつながるなど本助成制度の事業効果は、非常に高いものと考えております。したがいまして、本住宅リフォーム助成制度の継続につきましては、財源確保等の課題もございますが、市民サービスの向上や事業の波及効果からも可能な限り次年度も継続できるように検討してまいりたいと考えますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

19番（渡 京一郎君） ただいま市長から答弁をいただきまして4年間の実績とまた、今後の対策に併せて前向きな答弁をいただきました。実際に一次募集でもみられるように4か月の予定が、2か月で締め切られ、また今回、9月1日から50件に対しての二次募集が始まったということで、私も住用のほうで2、3人相談を受けておりましたので、翌日、役所に問い合わせをしましたら一日で終わりましたということでございました。約9月1日から11月の末まで3か月あるわけですので一般市民は、せめてひと月ぐらいは大丈夫だろうという準備をして実際に申し込みに移るわけですが、一日目の午前中で50件に達したということは、職員の皆さんも議員の皆さんもびっくりをされると思います。やはり役所に近い方、また若い方は、それなりの準備をして申し込みをされると思いますけれども、やはり住用・笠利地区の年いった高齢者の皆さん方は、周りの皆さんや周りの業者に相談をして申し込みにかかるわけですが、一日で申し込みが締め切られるということは、大変ショックなことでございますし、それほど人気があるということでございますので、大変すばらしい事業じゃないかと思います。

また、この事業は、完成後10年以上経った住宅の延命処置として大変有効であり、特に話を聞いてみますと、高齢者の皆さんが喜んでおられるということをよく耳にしておるわけでございます。是非市長、この事業は、大変目玉商品と言いますか、市民が注目をして、これからというところでございます。やはり高齢者の皆さんは、周りがやって、そして、その話が耳に入ってきて、じゃ私も私もという実際に行動するまでには時間もかかるわけでございまして、先ほど数字が出ましたけれども、住用の33件というのも非常に少ないんですけども、やっと周りの方々から話を聞いて私もしようかなという思いが、現在動き出したところでございますので、是非ですね、継続をお願いし要望を強くして、この件については、終わりたいと思います。

続きまして2番目のほうに移りたいと思います。（2）陸自部隊配備決定で、奄美市は、名瀬大熊の奄美カントリークラブ西コースの一部民有地約35ヘクタールとなっておりますが、隊舎、官舎等は、学校に近い市街地、また、分散をして要望を考えられないかという質問でございます。この件につきましては、先日から同僚議員の質問にも重複している分がありますけれども私なりに質問したいと思います。

奄美市の民間12団体で組織をする、奄美市に陸上自衛隊を誘致をする連絡協議会は、7月23日、防衛省や政府自民党などを訪れ、陸上自衛隊駐屯地の奄美市誘致についてを要望活動を行ってまいりました。私も参加をした一人でございます。翌日には、7月24日、市議会の有志の会のメンバーは、熊本市の西部方面隊総監部に寄りまして誘致活動を行ってきたところでございます。

8月12日来島されました前武田防衛副大臣が、奄美市長と会談をし、正式に配備が決定したところでございますが、18年度までの整備計画を進める中で用地取得の交渉も含め進展させるとなっておりますが、官舎、宿舎等は、学校に近い市街地、また奄美市に分散をして要望できないか。伺いたいと思います。

総務部長（東美佐夫君） それではお答えします。誘致の関係については、もう既に答弁をしておりますので、議員の隊舎の関係をお答えしたいと思います。議員おっしゃるとおり、隊員の中には、家族で赴任する方もいますし、小学校・中学校などに通学する子どももいるかと思います。宿舎の立地場所については、家族の福利厚生、教育や生活面などを考慮しながら防衛省のほうでは検討されているものと理解しております。

今回の予算要求については、用地取得、施設整備に伴う調査、基本検討等にかかる経費を計上したということで承知しております。先日の平川議員で市長のほうからも答弁ありましたとおり、国の計画も当然あるわけですが、議員から御提案がありましたそういうことを含めて国と連携を密にしながら、その状況に応じて地域の活性化、奄美の活性化につながるように適切に我々のほうも対応していきたいというふうに思います。そういうことで御理解をいただきたいと思います。以上です。

19番（渡 京一郎君） 分かりました。ただ分かっていることは、大熊のカントリークラブの一部と350名の人数だけが分かっておるわけでございますので、随時また、どれだけの所帯持ちが来るのか。また、どれだけの家族が来るのかも、まだ数字的につかめていないわけでございますので、是非、学校関係、地域活性化のためにですね、分散をお願いしたいと思います。また、先日の瀬戸内町の議会でも節子だけではなく古仁屋のほうにも分散をお願いしたいという議会での一般質問も出ておりましたし、今朝の新聞にも龍郷町が、宿舎等を龍郷町にもお願いできぬかということで各種団体の皆さん方が、昨日、町長を訪れたということで、今朝の新聞に載っておりましたが、是非、地域活性化のためにですね、また、教育現場、学校関係いろいろと問題点もございますけれども、できれば笠利にも住用にも分散をしていただければと思いますので、要望をしておきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

続きまして2番目に入りたいと思います。2. 教育情勢についてでございます。（1）市内の学校を回って、学校と地域のつながりや郷土教育の在り方をどのように指導されているのか。また、特に力を入れている点がございましたらお聞きしたいんですが、教育長は、6月3日付けで就任をされて3か月を過ぎたところでございます。学校現場は、2学期を迎えたところでありますけれども、就任後直ちに市内の学校を回られて、学校と地域のつながりや郷土教育の在り方の大切さを痛切に感じられたとのことでありますが、学校現場の取組、また、指導等について、どのようになされておるのか。特に力を入れているところがございましたらお伺いしたいと思います。

教育長（要田憲雄君） 議員も述べられたとおり、私は就任後、市内すべての学校、これまでに2回ないし3回訪問いたしました。また、奄美市教育委員会では、毎年、学校訪問を定期的に実施して、終日張り付いて指導しているところでございます。今年度は、8校、訪問いたします。現在は、6校、終了いたしまして、2学期に2校、実施の予定でございます。

学校訪問では、校長の学校経営や学力向上に伴う教職員の授業の展開の仕方など授業力の向上について、特に私どもの学校教育には、優秀な指導主事が揃っておりますので、細かく具体的に指導しているところでございます。私は、地域に開かれ地域に根差した地域とともに歩む学校をつくるためには、学校と保護者が、そして地域が連携して一体となった教育を推進することが、必要であると考えているところです。そのためには、まず教職員が、積極的に地域に出かけて保護者、地域の方々と交流することが肝要だと思っております。そこで学校訪問や管理職の研修会などで機会を捉えまして、学校と地域とのかかわり方や教職員が、地域行事に積極的に参加していただくことを指導しているところでございます。

郷土教育につきましては、先人の生き方に触れ奄美に育ったアイデンティティーを確立し誇りを持って奄美を語れる児童・生徒を育成するためにも、その充実は欠かせないと考えております。そこで、小学校は平成23年度から中学校は平成24年からあまみっ子ふるさと学習を導入いたしまして、各学校で郷土教育に取り組んでいるところでございます。それぞれの学校で充実した郷土教育がなされておりますが、多くの学校で地域の方々の御協力をいただいているという報告を受けているところです。地域とのかかわりなくして学校は成り立たません。今後とも地域とともに歩む学校として地域とのつながりを大事にした学校づくりを進めるように指導していく所存でございます。御理解を賜りたいと思います。

19番（渡 京一郎君） ただいま教育長から答弁をいただきましたけれども、私もこの3か月、学校が、どのように変わったのか。楽しみにしていたところでございます。新教育長になられてですね、すぐに新聞に地域とのつながりなくして学校は成り立たないということもおっしゃっておるわけですが、本当に学校は、教育現場は、学問は当然のこと、いろいろと問題も山積をしているわけでございますが、教育長が、今、言われたように、やはり学校と地域をしっかりとすることによって、いろいろなことが前

進をするのではないかと思っているわけですが、実際に私が、一般質問に取り上げて、ここまでなぜするのかと申し上げればですね、教育長。実際に私、住用ですけれども、地元の学校が、変わってきております。先日、私のところまで川島教育委員と田中地域教育課長、そして集落の潤区長さん、それに校長先生が付き添って、一軒、一軒回って、今回的小・中学校の運動会に参加をしてくださいと、こういう校長も行政もいっしょになって地域もいっしょになって一軒一軒を回ってお願いをするということも初めてのことございますし、また、先日行われました集落の敬老会においても両方の校長先生方が、先生方が参加をし、夜の八月踊りまで夫婦で参加をされるということは、いまだにかつてなかったことがありますね、実際に校長先生が動いて学校が変わったような気がいたします。ここに運動会の案内状がございますけれども、この案内状一枚見てもですね、現在まではなかったことですけれども、児童・生徒の体育学習の成果及び保護者、地域の方々の雄姿を御覧いただきたいと、地域が入っていなかったわけですが、今年から地域の皆さんもいっしょになって運動会をやるということの案内状でございます。この案内状もですね、今年から市民だよりの中にいっしょに入って各戸数にも配られているのも事実でございまして、確かに学校が、動きだしたということを周りでですね、よく最近耳にするようになりました。

山間集落も先日は、小学校に出向いて八月踊りの練習とかですね、今度、給食会に試食会に参加をするとか、いろんな面ですね、いいほうに進んでおりますので、是非今後ともですね、学校に対しては、やはり民間企業で言えば、校長が変われば会社も変わるし、会社を立て直すためには、社長も変わるわけでございますので、新教育長の体制で、そしてまた、校長先生方もまた考え方、指導の在り方いろいろと変わってきておりますので、今後とも地域の学校としていい方向に向かわれますように全力で取り組んでいただきたいと思いますが、意気込みを教育長、あればお願ひしたいと思います。

教育長（要田憲雄君） 大変大事なことをお伺いいたしました。学校教育は、地域との連携なくしては成り立たないというのは、ずっと私も現職の時もそういう方向がありましたし、地域の協力をあるいは保護者の協力をいただきながら郷土教育の推進を更に進めてまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

19番（渡 京一郎君） では、2番目の体験交流学習についてを質問いたします。体験交流学習つきましては、名瀬地区、笠利地区でも取り組んでおるところでございますけれども、今回は、住用町と長野県小川村との交流について伺いたいと思います。

この事業は、平成10年度から両地区の小学校6年生を主として全員を対象に友情と交流を目的に体験交流学習が始まり、今年で17年目であります。今回も小川村の児童23名が参加して行われました。12月には、住用児童9名が、小川村を訪れる予定でございます。関係をする関係者の皆さんや両地元からは、もちろんございますが、今回訪れました小川村の教育長が、お互いに財政は、厳しいけれども、この事業を子どもたちのために是非継続をしていただきたいという強い要望がございましたが、この交流学習と今後の取組、今後の対策について、どのように考えおられるのか。答弁をお願いします。

住用総合支所事務所長（澤 修平君） 住用町と長野県小川村との体験交流学習についてお答えをいたします。この交流事業は、議員御案内のとおり、平成10年度から始まり今年度で17回目を迎えております。小学校6年生を対象に自然環境や生活環境が異なる地域間での体験活動、人的交流活動を通して生活様式や習慣などの共通点、相違点を理解させ、郷土の良さを見直し郷土を振興しようとする気風を育てる目的で毎年7月に小川村小学校から奄美群島へ12月には、住用町の児童が、長野県小川村へそれぞれ訪れております。

議員御指摘のとおり、小川村では、今後も住用町との交流事業を継続してまいりたいと強く希望して

おられると伺っております。本市といたしましても小川村同様お互いの児童の成長のためにもこの交流事業を継続させていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

19番（渡 京一郎君） ただいま所長の答弁に今後とも継続をしていきたいという答弁でございますので、私も小川村の教育長に電話をしてですね、継続していただけるものと理解をして電話を入れたいと思いますが、是非、市長、教育長、是非この事業に対してはですね、住用村時代のお土産の一つでございますので、是非お願いをしたいと思います。

今回は、ちょうど4月に来られたわけですが、台風にかち合ってしまってですね、3泊4日の予定が、2泊住用の住用公民館で飛行機は飛ばずに2泊追加ということで大変周りの皆さん方にお世話になったということで、8月18日付の南海日日新聞社に小川村の教育長福島 誠の名前で住用町の皆さん、ありがとうございました。というお礼の言葉が記載をされております。今回は、大勢の皆さんにお世話になり心に残る体験学習となりました。ということで12月には、住用町の子どもたちが、小川村を訪れるわけですが、精いっぱいおもてなしをしたいと思います。と書かれております。

教育長も小川村の教育長もですね、役所の職員時代に何度か奄美入りをしているわけですが、今回は、新教育長として引率をして来られまして大変喜んでおりましたので、その中で是非とも継続をしていただきたいという強い要望でございましたので、是非この事業を継続ということで、お願いをして要望をして終わりたいと思います。

次に、（3）住用へき地保育所についてを質問いたします。現在の保育所は、住用中学校前を通る国道58号線沿いにありますが、道路から約1.5メートルほど下がった土地に建設をしてあるために今まで数回水害に遭っている大変危険な場所にございます。3月までは、隣に消防分駐所もありましたが、本庁舎に移ったために、現在、保育所だけが残っている状況でございます。早急に安全・安心して子どもたちが保育を受けられる場所に移すべきと考えますが、その計画があるのか。また、どのようになっているのか。お伺いいたします。

保健福祉部長（泉賢一郎君） 御案内のとおり、住用へき地保育所につきましては、道路より低い位置にあることから平成22年の奄美豪雨時に床上浸水したことなど水害対策が必要なことは、十分に承知をいたしております。その対策といたしましては、現地をかさ上げして施設の再整備を行う方法。また、別の安全な場所に新たに整備を行う方法のいずれかが必要でございます。ただ、現地で再整備する際には、その間の代替施設の確保が。また、移転を考える場合にもあらゆる災害を想定した上で安全とされる場所の中でまずは、既存の公共施設などを活用できる場所はないか。また、保育所として必要な敷地面積が確保できる場所は、どこにあるのか。さらには、普段の保育所の送迎など利用者の利便性から位置的には、どこが適当な場所なのか。等々から、まずは、候補地の検討など整理すべき課題があるところでございます。

いずれにいたしましても整備を伴う抜本的な対策にあたりましては、相当の予算と整備期間を伴いますので当面は、応急的な対策と緊急時の対応として近くの住用小学校や住用中学校への避難を指導しているところでございます。

住用地区では、現在、住用観光プロジェクト計画や住用川改修事業とその事業に合わせた公営住宅の整備計画など、西仲間地区のまちづくりについて協議を進めているところであります。このようなことから質問の住用へき地保育所の整備につきましては、住用地区におけるまちづくり事業の動向を見つつ、また、今後の住用地区における保育所の入所状況、将来の住用地区全体の保育所の在り方等、あるいは、ただいま進めております子育て支援法の新しい制度などを勘案しながら、今後更に検討してまいりたいと考えますので、御理解をお願いいたします。

19番（渡 京一郎君） いろんな方面から考えておられるようでございますが、実際にですね、危険な

場所でございます。ちょうど保育所の上のほうには、住用中学校横にですね、小川がございまして砂防もありますけれども、奄美豪雨の時に砂防から溢れだした土砂で学校の一部も埋まっていますので、早めに取り組んでいただきたいのですが、現在、住用地区には、へき地保育所が3か所あるわけでございまして、東城地区も奄美豪雨の時に土砂がだいぶ入ってきて、山下にあるために非常に危険であります。また、市保育所にしても市集落の公民館の一部を使って保育所をやっているわけですが、これも年数も結構いっておりますし、今回の住用へき地保育所もですね、今、部長が言われたとおり、非常に危険な場所にあるために将来的に考えて、統合ということも考えなければいけないのではないかと思います。

また、保育所ですので、子どもたちが一人で走るということも非常に危険でございますので、小学校・中学校とは、また条件が違いますので、できれば、どこかの集落ですね、例えば総合支所のある西仲間集落内のどこかいい高台とかいうことを考えたほうが、安全ではないかと思います。是非ですね、やはり行政は、子どもさんを預かる立場ですけれども預ける親の気持ちとして安全で雨が降っても子どもを預けることができる場所に移っていただきたいのが、親としての思いでございます。やはり子どもを預けて名瀬に出る方もおられるわけですが、雨が降ったらどうしても引き返して子どもを迎えに帰らなければいけないというのが実情でございまして、やはり預けた以上は、安心してですね、仕事もできて家事もできるような場所にですね、一日も早く建設をというのが地域住民の皆さん方の願いでございますので、是非その辺も考慮されて早めの結果を出していただきたいと思いますが、もう一度部長のですね、思いを聞かせていただきたいと思います。

保健福祉部長（泉賢一郎君） 議員おっしゃいましたように、いろいろ笠利地区も含めまして今後の保育所の在り方、検討会などの意見もあったところでございますが、その具体的な実施にあたりましては、十分地元の方々の御意見を十分聞きながら具体的なことについては進めたいと思いますので、今の渡議員の御意見なども十分考慮に入れて進めていきたいと思っております。

19番（渡 京一郎君） ありがとうございます。来年度から始まる子育て支援制度も始まるわけでございますので、その事業等にも含めてですね、前向きに動いていただきたいと思いますので、要望して終わりたいと思います。

最後に3. 土木行政についてを質問いたします。1. 住用町の市集落から青久集落までの林道管理と指導管理についてとなっておりますけれども、林道管理を削除していただきたいと思います。青久集落までの道路管理について質問をいたします。この道路管理については、合併直後から一般質問で何度か取り上げ、要望しておりますが、この間に奄美豪雨があったために危険箇所が数か所増えています。現在、大雨が降る度に重機借り上げで補修をしておりますけれども、一次的であり、また雨が降れば元に戻るという繰り返しの連続が、いまだに続いております。青久集落には、数十年間と集落を守り続けておられる方がおられます。その方の生活道路であるわけでございますので、是非ですね、簡易舗装でもよろしいわけでございますので、考えておられないのか。計画に入っていないのか。また今後、計画に入れてもらえないのか。答弁をお願いしたいと思います。

建設部長（砂守久義君） 市道青久線の管理についてお答えいたします。市道青久線につきましては、延長7, 390メートルの市道で、うち4, 487メートルは、舗装済み区間でございます。残りの2, 903メートルについては、未舗装となっております。未舗装区間につきましては、排水溝が整備されていないため工事には、路面の洗掘やのり面の崩壊等が生じ、その都度、補修等を行い、維持管理に努めているところでございます。

現在、青久集落には、1世帯一人の方が、居住しており、生活道路として利用されている道路でございます。議員御質問の現状での簡易舗装で考えられないか。とのことです。市道青久線につきまして

は、平成20年度生活基盤整備事業で延長150メートルの区間におきまして排水溝の整備やコンクリートの舗装を一部実施した経緯がございます。整備の必要性については、認識いたしております。コンクリートの舗装等につきましては、来年度から限られた予算の中で年次的に整備ができるように検討を行いたいと考えております。今後とも通行に支障を来たさないように維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

19番（渡 京一郎君） ただいま来年度から年次的に計画に入れるという答弁をいただいたわけでございますが、道路も非常に狭いためにですね、いろいろと条件があるわけすけれども、現在、住用町の西仲間、神屋地区のほうに住用発電所のダムへの取り付け道路がございますが、ちょうど道路の条件が、青久の道路と似ている部分がございまして、向こうのほうも道路幅が幅員がないために側溝を入れずに簡易舗装で道路の真ん中を下げる排水代わりに道路を使用するというやり方で何年かは見ておりますけれども、非常に利用価値がなくて側溝もいらない。道路も崩れない。壊れないということで大変いい工法だと思いますので、是非その辺も見ていただきて1メートルでも先のほうに進むようにお願いできればと思います。

先日ですね、テレビで7月の29日ですね、全国放送で青久集落が、出ましたけれども、見られた方もおられると思います。7月29日の南日本放送の放送で7時から9時までの2時間、番組がございまして、そちらで限界集落にただ1軒残る民家、山奥に住む82歳老女に密着取材ということで、大変いい番組がございまして、住んでおられる方が、牛とヤギと一緒に生活をしている様子が、全国放送されまして、私も神奈川や鹿児島の友達から電話をいただきまして、今度帰る時は、是非青久に連れて行ってくれという電話も入っております。このようにテレビで放送して、ぜひとも、その自然遺産登録をされる奄美、住用に行きたいという方々がおるわけでございますが、どうしても道路の条件が、第一条件でございまして、また併せて瀬戸内町の節子のほうに自衛隊も決まったわけでございますが、節子に行くには、瀬戸内町の古仁屋の本線が、通行止めになった場合には、う回路として、どうしてもこの道路を通って嘉徳に入らなければ節子には行けないというそういう道路条件が変わっていきますので、将来的に車の台数もですね、非常に増える予想もできるわけでございますので、現在も行ってみたんですけれども、台風のあとで、石の落石やら木の枝で道路は、大変散らかっている状況でございますので、この辺も含めまして管理をしっかりしていただきたいと思います。

最近、部長は、この道路を見られたのか。また、通ったことがあるのか。伺いたいと思います。

建設部長（砂守久義君） 先ほどお話がありました神屋の林道は、確認に行ってきました。それと市は、この間の大雨の時にも一部路肩が決壊したというのを住用支所から連絡を受けまして、写真等も見させていただいております。

19番（渡 京一郎君） 両方とも部長が、現場確認をされたようですが、是非ですね、奄美豪雨の時に崩れた場所、危険な場所が、まだ大きくはないんですけど、2・3箇所残っておりますし、観光客のレンタカーが、よちゅう通っておりますので、事故が起こらないうちに、この辺も点検をしていただきたいと思いますので、要望して終わりたいと思います。

次に、最後になりますが、2の住用支所前と住用公民館前に水銀灯の設置は、できないか。という要望でございますが、支所には、診療所と消防分駐所があるために職員だけではなく、町民の出入りが夜間もあります。隣の住用公民館でも夜間の会合や生涯学習などがあるために人の出入りがあるわけですが、両方とも駐車場まで明りがなく庁舎前と公民館横に取り付けられている民間の自動販売機の明りを利用しているのが実情でございます。

非常に危険であるわけですが、前のほうには横断歩道も支所前も公民館前もありますけれども、国道で直線になっているために車がスピードを出しておりますし、また以前に大きな事故もありましたの

で、是非ですね、庁舎のほうに水銀灯若しくは明りをつけていただけないか。伺いたいと思います。

建設部長（砂守久義君） 住用支所前と住用公民館前に水銀灯の設置ができないか。との御質問ですが、新庁舎も今年3月に完成し夜間において各種会合等における市民の出入りが以前にも増していると感じているところでございます。また、住用公民館前においても夜間公民館講座の講座生や各種会合等で利用される方が多い施設でもございます。庁舎や診療所、住用公民館の各施設から駐車場に移動するには、国道を横断しなければなりません。横断歩道は設置されていますが、議員御指摘のとおり、市民が夜間の暗い中、各施設へ移動されるのは非常に危険であり、街灯の設置の必要性も十分認識しているところでございます。今後、道路管理者や関係機関とも協議の上、街灯設置に向け補助事業導入も視野に検討したいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

19番（渡 京一郎君） 部長から前向きな答弁をいただきましたが、是非お願いをしたいと思います。西仲間集落の高齢者の女性の方がですね、横断歩道で車にはねられるという重大事故も起きておりますので、また、夏場には、非常に足元が悪くて大変困っておりますし、また冬場は、6時を過ぎれば真っ暗になるわけでございますので、是非とも早急にですね、取り組んでいただきたいと思います。この件も前回も一般質問で質問をしてございますけれども、そのあと何もなかったわけですが、新庁舎建設ということであったわけですが、新しい庁舎の前に明りが点ければ、なおさら地域も元気も出るのではないかと思います。是非真剣にですね、取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。時間が残りましたけれども私は、これで一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（竹田光一君） 以上で新政会 渡 京一郎君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時22分）

○

議長（竹田光一君） 再開いたします。（午後2時40分）

引き続き一般質問を行います。

日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

24番（崎田信正君） 日本共産党の崎田信正です。第3回定例会の一般質問の最後を努めることになりましたが、よろしくお願いをいたします。さて、災害列島と呼ばれる日本ですけれども、今年も各地で大きな被害をもたらしました。8月20日未明に広島で発生した土砂災害は、死者73名、そして懸命な捜索活動にもかかわらず今も1名の方が、行方不明という大惨事となりました。亡くなられた方に心からのお悔やみを申し上げますとともに被害に遭ったすべての方にお見舞いを申し上げます。一日も早い復興を祈念をいたします。

さて、消費税が、8パーセントへと増税となり半年が過ぎようとしておりますけれども、テレビや新聞などマスコミが盛んにアベノミクスを取り上げ、持ち上げ、景気回復ムードを醸し出そうとしておりますけれども、数字は、冷厳にその効果についてクエスチョンマークをつけたのではないかでしょうか。消費税増税後の4月から6月期の国内総生産は、先に発表された速報値で年率6.8パーセントの減。内閣府が、9月8日に発表した改定値では、7.1パーセント減と下方修正されました。消費税は、あらゆる商品やサービスに課税をされ低所得者ほど負担が重いもので、所得水準が、全国平均より低く離島に住む私たちには、生活破壊税とも言うべきもので、来年10月の消費税10パーセントへの増税などは、とんでもないことだと申し上げたいと思います。このような状況の中で市民生活を守り支える生活防衛の政策に全力を上げることこそ求められるものであります。しかし今、自衛隊基地配備という大きな課題が、浮上してまいりました。集団的自衛権行使容認の安倍政権の下での自衛隊基地配備に対し

て集団的自衛権行使容認されている安倍政権の下での自衛隊基地配備に対してこの面での議論が、あまりにも不足しているのではないかと感じているところであります。奄美の将来にも大きな影響を与える重大問題と考え質問通告を出しております。それでは通告に従って順次質問を行いますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは市長の政治姿勢についてであります。自衛隊の部隊配備についてお伺いをいたしますが、一般質問のトップバッターで自衛隊問題を取り上げられた元野議員は、いろんな角度から大いに議論しようと述べられました。大いに賛成であります。既に同僚議員からそれぞれの立場から一般質問で取り上げられておりますけれども市民の皆さんも、疑問に思っていること。また、この間のやり取りの中から疑問に思ったことにも触れて質問をさせていただきたいと思います。答弁によって再質問で深めていきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

まず最初に、警備部隊と中距離地対空誘導弾部隊を配備し、350人規模と報じられておりますけれども、これらの部隊の日常的な活動は、どのようなものか。訓練はどうなるのか。どのような訓練が行われるのか。具体的な内容をお示しいただきたいと思います。

議長（竹田光一君） 答弁を求めます。

総務部長（東美佐夫君） それではお答えいたします。配備される部隊の訓練についてということでございますが、これまで防衛省のほうから具体的な説明は、現在ございません。警備部隊との配備に関し日常的な活動、訓練ということについては、これから具体的な内容が決められていくものとそのように伺っております。これまで再三申し上げましたが、得られた情報については、議会等で報告をいたして市民の周知を図ってまいりたいと今後思っておりますので御理解をお願いいたします。

24番（崎田信正君） この間、同僚議員からも質問があつてですね、ちょっと解せないなと思う点が、何点か出てきていますので、それについて質していきたいと思います。一つは、今、答弁がありましたけれども市長が、コメントを出したこの文章ですね、部長もここで紹介をされておりますけれども、ここで奄美市として様々な角度から熟慮・検証した結果だということがありますので、私は当然、いろんな角度から検証していると。熟慮しているということですから、そういう検証に耐え得る資料などは、当然届いている。それを熟慮・検証したというふうに思って、後の質問、構成しているんです。ところが、その状況じゃないということであればですよ、どういった立場で熟慮したのか。これは熟慮と言えないんじゃないですか。与えられた資料の中で考えただけですと。これからいろいろ考えるということになるのではないのかなということで、言葉の使い方ですね、今後、いろんな議会が、ある時にですよ、熟慮したことですから、それを真に受けて、いろんなことやつたなと思ったら、実は、あれが抜けていた、これが抜けていたという結果になりかねないから、そのところをきちんとちょっと答弁をお願いしたいと思います。

市長（朝山 毅君） 私が、熟慮、検証したと言いますのは、国が、南西諸島地域を国の責任の下において、防衛という観点から、また災害という観点から守りたいということに対する理解であります。当然、それらの平和・安全・安心を確保するためには、当然のことながら、それに伴う資機材は必要であろうと。その資機材の内容とか、その使用方法とかについては、私も専門的な知識は全くございません。そういうことを含めてのことではありますが、まず、この地域を安全・安心な地域として国の責任において守りたいということに対する思いであります。そのことに対して理解をしたと。今後、それらが理解していただき、また予算等が成立をし、事業執行ということになりますれば、その中において訓練の方法とか内容ということは、隨時国の責任の下、我々に地元の皆さんに示していただくものと思っております。以上です。

24番（崎田信正君） 市長がですよ、その防衛の問題とか国防の問題とそれと防災の件でという思いをされるのはいいんですけども、ここで新聞社に通じてですよ、様々な角度から熟慮という内容には值しないのではないか。ということをお尋ねしているわけですから、それについてはどうですか。

市長（朝山 毅君） 様々な角度というのは、6点ほど申し上げました。それらのことあります。今、議員が、持っていらっしゃると言った私が、思うそれらのことを主に主としてそれらのことを考えて判断をしたということあります。

24番（崎田信正君） それですよ、350人規模の部隊が来るのは、奄美では初めてですよね。やっぱり日常の景色が変わるわけじゃないですか。それに対して日常的などのような活動をするのかということも答弁できないわけでしょう。今。そういう中でさっさと受け入れを表明したということ自体が、本当にものの手続きの進め方でね、いいのかなと、これは自衛隊問題ですから大きな問題ですけれども、これからいろんな問題があっても同じような感覚で、どんどん進められていくべきですよ、市長の独断先行ばかりがなっていくという心配は出てくるわけですね。だからきちんと私の後の質問もそういったことで、もちろん熟慮・検証した結果、市民の方からもいろんな要望が出されていますよね。要望と言うか誘致の申し入れですね。その市民の方の誘致の申し入れというのは、人口増になる。あるいは経済対策が活性化するということですから、そういったのが、どういう検証の下で、これだけの人口対策になるというようなことも検証されているということで質問を組み立てております。

当然、この間の答弁の中でですよ、去年から平成25年度ですね、から防衛省は、土地の問題などでやっているということで、これ民間業者に委託してやっているようありますけれども、中では、防災のことも言わせてありますよね。防災のことで地元のことをね、検証・調査する中で地元の自治体に問い合わせがないというのは、おかしいんですよ。防災で自衛隊が、いちばんやって、どこが危険だというようなことやるわけですから、そういった問い合わせはなかったんですか。事前に。

総務部長（東美佐夫君） お答えいたします。防災の関係からのその誘致というか配置に向けての問い合わせということで理解をいたしましたが、その件に関しての問い合わせは、向こうからはなかったということでございます。

24番（崎田信正君） だから防衛省のこれは民間業者に委託をして調査をさせたと。当初は、2月に報告書が出る予定だったけど、諸般の理由で遅れたということになっているようすけれども、その防災の関係であれだけの大被害を受けて、そして毎年、台風銀座と言われるこの地域にあってですよ、地元の意見なしに調査をするような内容が、本当に信頼できるのかどうかということもあるわけですね。そんなこと当然、検証して受け入れを表明するということが、市民に対する最低限の責任ではないのかなというふう思いますけれども、だから武田副大臣が、8月12日に来られて、すぐその場で受け入れを表明されておるわけです。その時の文言が、熟慮・検証した結果だということですね。この時系列的に見ればですよ、さっきから出ていますけれども、5月19日に読売新聞あるいは毎日新聞で、そういった報道があった。5月21日に武田副防衛大臣が、1回、こちらへ来島している。6月8日には、小野寺防衛大臣も来て、奄美と瀬戸内にも行っているんですよね。その後、7月26日の地元新聞で一部報道で防衛省は、奄美市に部隊を配備する方針を固めたと伝えられたことに対して、総務課のほうはですよ、防衛省からまだ何も説明は聞いていないというふうに言っているわけですね。こういう何も説明を聞いていない状況で市民の方から自衛隊誘致が出てね、人口対策になるとか、地域経済の活性化になるといった時に何を根拠にこれを判断したのかということになるわけですよ。当然、それぐらいの試算はして、これだったら地域の要望に応えることができるという判断をされたわけでしょう。これだ

けの大問題で自衛隊が来たら何か地域が経済の活性化になるんじやないかというような程度の判断ではないと思うんですよ。ほかの企業誘致だったら来てもらつたら助かるなということがあるかも分かりませんけれども、言われているように国防が絡んでいるわけですよ。国の国防に対して、市長は、国がやっていることですからもう無条件に賛成みたいな答弁されていますけれども、本当に信頼できる今の国防体制かと、集団的自衛権の問題でも意見を二分して、二分どころか反対の意見が強い中で自衛隊を配備しているというようなことですから、そういったのは慎重に検討されてしかるべきだと思いますけれども、その具体的に話があったのは8月12日の武田副防衛大臣が来て、15分か20分ぐらいの会見でしょう。そこで、それだけのいろんなミサイル部隊を配置して、これがどういう役割を果たすのか。そういったことですよ。また、テロの対象になるんじやないかとか、そういう心配はございませんかとかいう質問もされるわけでしょう。それで、じゃ安全だと。市民の皆さん方も自衛隊誘致で、これだけ安心が、保てるんですよという説明をしなきやいかんじやないですか。そういったことが、いちばん肝心なところが、ポンと抜けてるんじやないかなと思いますけれども、いかがですか。

総務部長（東美佐夫君） 私のほうから、ちょっと時系列に申し上げたいと思います。まず、5月の21日に武田防衛副大臣のほうが、来島されました。その際に市長とお会いになって奄美市と瀬戸内のほうが、有力な候補地ということで、5月21日の時点で、そういう話を伺っていると。これは、もうマスコミでも報道されているので、その通りということです。今、調査を行っている段階だと、詳細については後日ということでございました。6月8日です。防衛大臣が来島されて、更に市長のほうに表敬されたということです。これは恐らく副大臣、大臣が来られて、やはり市のほうに、やっぱり丁寧に説明をしたいという国の思いだというふうに理解をしております。その際に、やはり同じように、奄美市と瀬戸内町のほうに自衛隊は配備したいと、有力な候補地であるというふうに伺っております。その際に大臣のほうも今、調査を行っているので決定次第説明に伺うという話をされております。その後、議会もございましたが、議会のほうで7月3日だったか、2日でしたか、意見書を提出されたということです。それを受け7月12日に民間の皆さんと議会の皆さんが、意見書を提出、併せて誘致活動を行ったということです。先ほどの7月26日は、その後の地元新聞のたぶん報道だろうと思います。

その間に、市のほう、市長のほうは、奄美市の誘致ということは、もう頭のほうにありますので、その間にいろいろな検証角度から熟慮したことだというふうに理解をしております。そういうことで8月12日、その間の市長の思い、そういうものを防衛大臣のほうにお伝えをしたということだろうと思います。経緯については、そういうことです。ですので、その間に、突然にですね、突然に8月12日、いきなり30分の間で受け入れを表明したことではございませんので、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

24番（崎田信正君） その時系列を私が説明しましたよね、最初ね、読売新聞の報道から始まって、武田副大臣が来て、小野寺大臣も来たと。私が問題にしているのは、検証に値する熟慮に値する資料は、何も基にしているのか。ということですよ。それは何にも出ていないじゃないですか。

市長（朝山 毅君） まず、視点の違ひではないかと、失礼ながら思います。私は、国防という観点から地域の平和・安全・安心を確保するための国の責任における防衛というものに対して敬虔な畏敬の念を捧げる。そして、しかも副大臣、大臣が直接、いらしていただいて奄美市が、有力な候補地あります。奄美市の調査をしています。その結果については、後日しっかり場所も含めて述べます。ということでありましたので、その経緯の中において、私は、わざわざ責任ある防衛の立場の方が、二度も三度もいらして、まあ20・30分でありましたが、つぶさに話をしていただいたことに対して、私は、まず経緯を表した。その中で奄美近海においては、以前、海上保安部の巡視船と北朝鮮の船籍と思われる船のドンパチがありましたと。また、未然に密輸取引と想定される事案等も発生しておりますと。尖閣

を含め南西諸島、非常に社会は流動化しておりますと。平時であり以前であれば、このような自衛隊の誘致というのはなかったかもしれません。国際社会は流動化しております。しかも身近な私ども近海、領土近辺において社会は流動化しております。そういう関係、環境の中において、国は、国の責任として、それらのことを考えたと。私は理解をしておりまして、当然、我々身近な問題として災害の時期に、とてもではないが、今、奄美市における行政また海上保安部、消防、警察、等々の力を持ってしても大変な災害であったと。それらのことを考えると、やはり自衛隊の災害応急的な災害に対する支援というのは、大切である。そういう高度な技術と経験を持つ部隊が、隣に近所にいるとすれば、ある面安心ができる環境がつくれるというふうな思いから私は、自衛隊の奄美市に選定したことに対して誘致について、ここに配備されることについて、私は是ということを申し上げたつもりであります。何ら私は、その中で350人来たらどれくらいの行政に対して市民に対して経済波及効果、財政波及効果があるかということは、試算の使用もございません。これは、まだそういうことをまず大まかに想定しているということでありましたので、今後、それが具体的に予算の裏付けで事業が執行されていきますと、当然、計算をし、どれくらいの波及効果が想定されるであろうということは、当然、試算をして、皆様方にもお答え申し上げるつもりであります。現状において、それを計算して結果を出してするということは、これはまず、こういうことのプロセスの中においては、私は、あまりないような気がいたします。ということで、私は、したところです。

24番（崎田信正君） だから防衛副大臣が来られて、いろんな状況をね、資料なんか出されて、試算なんかをきちんとして、それで奄美市として受け入れをすると。市長が、受け入れしたいというのは、構わないですよ。だけれども、それは奄美市の姿勢ということになるわけでしょう。そういう住民の皆さん方の多数の合意を得るというのは当然のことではないですか。それが、そのプロセスが、欠落をしているということを言っているわけですよ。それと、住民団体から12の団体ということですけれども、この要望が出た時にミサイル部隊ということは、何も出ていなかつたですよね。これ8月の12日に初めて出てきた問題でしょう。そういうことで、ミサイル部隊ということですけれども、有事の際は、真っ先に標的になるのが、ミサイル部隊じゃないのかなというふうに思います。安全・安心というのであれば、こういったところも当然、検討されての受け入れ表明になっているかなと思いますが、ミサイル部隊というのは、どういった時に動き出すのか。どういう事態を想定されているのか。検討しているのかどうか。お伺いをします。

市長（朝山 毅君） そういう有事が、あってはなりませんが、先般の事例から申し上げますと、北朝鮮から南西諸島に向けて、若しくは東シナ海に向けてミサイルが、飛ぶと言われた時には、南西諸島において緊張感を持ち近海において、それをもし日本国土上にまた洋上にした場合の迎撃ミサイルが備えられたということは、新聞等において議員も御承知のことでありましょう。そういうことだと、私は理解しております。専ら防衛に努めるという日本の根幹を成す憲法平和主義であります。専守防衛であります。そういうことから観点いたしますと、これは迎撃であり発射するためのものじゃない。いうふうに理解をしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

24番（崎田信正君） だから冒頭申し上げましたよね、日本の自衛隊は、専守防衛という枠組みの中でこれまでやってきたと。だけど今回は、違うんですよと。集団的自衛権の問題それから中期防衛力整備計画の中でもアメリカと一体になって戦争に出ていくような予算づくりになっているじゃないですか。そういう中での自衛隊配置ですから今までの自衛隊配置とは、また違うんだということで、もっとそういったことも市民に知らせて情報を公開して、それでもやるんだということで受け入れ表明ということになるのではないですか。

市長（朝山 毅君） そこが私のもし崎田さんの御批判をいただいたとすれば、私は、それを甘受しなければなりませんが、今申し上げたプロセスの中において、私は、判断したということは事実でありますので、崎田さん個人のいかなる批判も甘んじて受けさせていただきますが、まず、防衛ということをどういうふうに考えるかという観点から起点からお話ししてまいりませんと見解の相違が生まれるんじゃないかというふうな感じがしてなりません。私は、戦争放棄、平和主義、専ら専守に努めると、専守防衛そういう中において、国際社会は、流動化している。しかも我々の身近な社会の中において流動化している。そういう社会にじゃ我々の国防を担う国は、どのような形で体制を整え整備をするかということは、国家国民を守り市民の生命財産を守るにおいて、私は、有形無形の責任だと思っております。それをこの地域においては、防衛力が乏しいと言ひながらも何の手も打たない国であるとすれば、それは私は、日本の国は、国家国民の責任を守っていないと言わざるを得ません。そういう国際社会が、しかも近海で流動化しているからこそ、このような体制を整えて、いかなる事案にも備えるべき体制を整えていきたいということは、私は、地域住民に対する、奄美群島民に対する、国の責任の一つだと私は、思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

24番（崎田信正君） 国の防衛計画の受け入りみたいな感じになりますけれども、民意の反映といったところでですね、この市長が、コメントを出された文章では、老人クラブ、女性団体、若い方々など幅広い年齢層や経済団体である12の民間団体がということに書いてありますね。この12の民間団体というのは、どこか。教えていただけますか。

総務部長（東美佐夫君） まず、お答えします。奄美大島商工会議所、奄美商工会、奄美大島観光協会、奄美漁業協同組合、名瀬漁業協同組合、公益社団法人奄美大島青年会議所、奄美市社交飲食業組合、陸上自衛隊を奄美市笠利町に誘致する陸自誘致会、奄美大島へ自衛隊誘致を推進する会、奄美市老人クラブ連合会、奄美市地域女性団体連絡協議会、自衛隊を誘致する奄美市議会有志の会ということで12団体ということです。以上です。

24番（崎田信正君） これらの団体で、市民のどのくらいの組織をされているんですか。市民は、4万5,000人市民がいますけれども、これが市民のすべての総意を表しているとは思えませんけれども、老人クラブありますが、老人クラブに加入していないお年寄りの方もたくさんいる。女性団体と言いますが、そういったところに入っていない女性の方もたくさんおられますけれども、そういったことで、そのクラブとか女性団体あるいは、そのほかの団体も含めてですね、市民の総意を表していると判断した根拠を示してください。

総務部長（東美佐夫君） 今の12団体に加えても先ほど来、申し上げておりますが、議会の意見書というのがございます。これは、やはり議会のこれは議員の皆さんには、市民の代表という立場で、この意見書が出されるというふうに理解しておりますので、議会のその意見書については、我々は、尊重すべきことだらうというふうに思います。そういうことで民意が、十分に浸透されているというふうにしたところでございます。以上です。

24番（崎田信正君） 団体の中でね、女性団体とか老人クラブの団体というのは、毎回、総会とかそういうこともやっているかと思いますけれども、その中で国防などというのが議題になることはないんじゃないですか。と思いますよ。これは自分の判断で言つたらいけませんけれども、そういった中でですよ、命を生み育てる女性団体が、この中期防衛計画とか、そういった中で配置される自衛隊の役割について、情報を示されない状況で、議論をされないままで、ただ誘致というようなことでは違和感を感じるんですが、それでもって市民団体が、要請を出しているという判断も拙速ではないのかと。

老人クラブということになるとですよ、あの復帰運動を戦って直接戦争体験された方も老人の方ですから多いと思うんですが、そういった人たちも含めてですね、こういう状況の中で本当に自衛隊誘致だという総意でもって決議をされたのかどうかですね。また、ある女性団体のある一人からですね、自分は、自衛隊は、やっぱり疑問に思うと。だけど、まともに説明も何もないまま自衛隊誘致の賛成派にされてしまったということで嘆いているわけですよね。こういった状況もありますので、それと12団体ということですが、そのほか教育関係とか宗教関係とか、そういったところも幅広い市民の組織の一つだと思うんですが、ここでは幅広い年齢層や経済団体という表現で幅広い市民の団体ということには、なっていないんですけども、そういったところから見ても、それでもって受け入れの理由にするというのは、やはり当たらないんじゃないかなと思いますけれども、その辺りの御見解は、いかがですか。

市長（朝山 毅君） その12団体の皆さん方が、すべての市民の総意をしているかという視点からの御質問じゃないかと思いますが、私は、これらの各種団体が、集って一挙になって市宛て、若しくは国宛て要望するということは、あまり聞いたことがありません。したがって、それほど関心があり若しくは、ある面において、トータルしてすべてとは申しませんが、多くの皆さんの意識は、そこに網羅されている。集約されているというふうな、私は感じがし、その6項目述べました私の検証した結果の6点の中には、それらの多くの皆さんの意見が反映されているという一つの何と言うんですか、決断の判断の材料であったことは間違いません。

24番（崎田信正君） それでですね、私の想いというのは、これらの団体からの要望というのは、まともな情報が、提示されていない中で判断をされているわけですね。まともな状況が、資料がないわけですから、ただ自衛隊誘致というだけでやっているということですから、逆に言えばですよ、いろいろこういう防衛省から、こういう資料がくるから、それから判断してもいいんじゃないかと、それでどうですかというふうに、逆に、こう市民団体に説明すべき内容だと思うんですけども、こういう状況の中で簡単に結論上げていいのかと。皆さん方は、本当に団体でちゃんとそういう決議とか話し合いなんかされて上がってきたのかというようなことの心配もして然るべきだと思うんですけども、そういうふうな心配はしなかったですか。

市長（朝山 毅君） そういう諸々の心配をしたからこそ、やはり高度な技術や豊富な経験を持つ組織、しかも国の責任において、それらの形が配備されるということは、地域の安全・安心を守る一つの私は姿だということあります。したがって、議員とこうまず最初からの論点が、違うような感じがしてなりませんが、もし私の意見が、一方的な解釈であれば、また別の場を変えてでもいくらでも御議論をさせていただきたいと思いますが、そういう観点の視点が、まずありきだと。私は、思っているんです。したがって、先ほどの12の団体の皆さん方についても、それはその思いを大切にしたい。もちろん反対の皆さんからの意見も一つ二つございました。その団体との傾聴を私は、申し上げているわけじゃないんですが、私の想いとその想いとが、絡まったということありますので、どうか御理解をいただきたいと思います。

24番（崎田信正君） これ自衛隊問題だけじゃなくてですよ、これからいろんな問題で市民と協議をして市民の意見を聞くといった時にもやっぱり波及するような内容だと思うんですよ。例えば、関議員も質問されましたけれども、6月18日の関議員の一般質問の答弁で現時点で具体的な話はございませんので警備部隊配備について防衛省は、調査結果がまとまり、その方向性が出た段階で改めて地元へ経緯の説明をしたいということですので、その結果を踏まえた上で市民の皆さんや議会の方々の御意見も伺いながら対応していきたいと。これ市民の皆さんのお意見と議会の方々の御意見というのは、先の陳情・要望で済ませたという解釈なのか。地元への説明というのは、いつあったのか。お伺いをいた

します。

市長（朝山 毅君） そのことが、先ほど私が申し上げた短期間の中において私が判断した諸々の6点は、そういう意味であります。市民への情報の提供若しくは開示ということは、確かに議員の6月議会において、私は、申し上げております。情報の内容については、私共と一般の方とマスコミの皆さんとほぼ同時期に同様の内容を私は、情報受けたと思っております。私どもが、秘匿している情報などはありません。そのことについては、以前の議員にも申し上げたつもりであります。そのように同時に並行に与えられた状況の中において、その状況を知り得た情報を知り得た一般の12団体の皆さん方が、既に事を起こしたと、行動を起こしたということは、私は、大きな市民の関心若しくは防衛に対する思いが、如実に表れた即行動された一つの私は、その姿だと思います。その姿が、私にある思いを抱かしたことでもございます。

そのように知り得た情報というの、皆さんとほとんど変わらないということだけは、これは信じていただきたいと思います。私どもが、秘密裏にそのようなことをやり取りをしたことは、全くないと。情報は一であるという意味の中でそれぞれ思いを持って行動を起こした方がいらっしゃる。反対の方も行動を起こしたわけじゃないですか。賛成の方も行動を起こしたわけじゃないですか。そういう意味において、私の言葉足らずのこともありましたが、防衛大臣が、8月12日にいらした時には、マスコミの皆さんが、都会からも大勢いらっしゃいました。そして、大臣のほうにもぶら下がりという言葉ですか、使わせていただきますが、大臣のお話がありました。その後、私は、改めて応接室でマスコミの皆さん方には、私の思いを発表させていただきますと、こうこういうことで、あれしました。ただ情報については、同じような情報しか持ち得ません。どうかマスコミの皆さん方におかれても、この情報を広く宣伝していただきますようにお願いいたします。ということを申し上げたつもりであります。そのように決して意図的なものはなかったということだけは、崎田議員におかれても御理解をいただきたいと思っております。

24番（崎田信正君） 隠していたということじゃなくてですよ、市長が、受け入れを表明するのに、それが、よかったですのかどうかと、市民が判断する材料がないということを言っているんです。市民がね、市長が、言ったことだから拍手喝さいだというばかりじゃなくて、市長は、そう言ったけど本当にそななのかなということを検証できる材料がないまま、市長は、受け入れを表明したと。そういう方向性でいいんですかと。議会での答弁ですから、議会の答弁は、その程度の重みというふうな感じを受けちゃうわけですけど、今後の議会活動にあってもね、そのような答弁があっても、よく言われるように、言いっぱなし、聞きっぱなしというのを正に絵に描いたような形で今後、進行していくんじゃないかなと。そうなれば車の両輪だというふうに表現される議会と当局の関係ですから薄めていくことになるんじやないかという心配もするわけですけれども、そういった心配はないですか。この答弁の重みというの

市長（朝山 毅君） 私は、議会を軽視したことは毛頭ないつもりであります。議場で答弁をする場合においては、自分の責任において申し上げているつもりであります。したがって、すべての通告質問は、私にまいります。しかしながら、議会を尊重し厳正にして正確な言質をしなければいけないという思いから事務を担当する部課長に委ねているところであります。それだけ私は、議会に対しては敬けんな尊敬の念を持っているつもりであります。軽視したことは毛頭ありません。

24番（崎田信正君） 軽視したつもりはなくとも結果として議会軽視に見えるというふうには指摘をしておきたいというふうに思います。それで地元の人たちが言われる経済効果ですけれども、基地交付金、先ほど議員の時にも出ていましたけれども、基地交付金の今度の自衛隊の配備が対象となるの

か。どの程度の交付金を見込んでいるのか。お伺いをいたします。

総務部長（東美佐夫君） 先ほどの関議員の時に少し説明を申し上げましたが、改めて説明させていただきます。自衛隊の配置によって固定資産の減収が見込まれるということを想定して総務省のほうでは、基地交付金が交付されるということになっております。先ほども申し上げましたが、喜界町のほうでは、平成25年度の例ですが、1,500万円程度、知名町で700万円ちょっとですね、交付されているということです。一つずつちょっと経済効果について申し上げたいと思いますが、まず今、お話をした基地交付金、二つ目が隊員家族の税収効果というものが、当然見込まれます。これは350名のこれは国家公務員ですので、国家公務員の税収増というものが、当然見込まれます。併せて家族の方々の税収増も見込まれると。これについては、まだ試算はしていませんが、たぶん市役所の600名、これに相当する2分の1程度ですが、350名ということですので、相当の税収が見込まれるというふうには期待はできると思います。

三つ目が、消費効果です。350名の方々が、これ総務省の統計からの推計ですが、月に5万円使うと試算しますと、約2億円の消費効果が上がります。併せて100世帯、これも推測ですが、100世帯の家族が、入ってこられたとしますと、これも統計局の数字ですが、1世帯当たり26万円という数字が出ますので、3億円の年間の消費効果が生まれると、合わせて5億円の消費効果ということになります。

四つ目が、駐屯地内のこれは食堂というのが整備されるというふうに聞いておりますので、物資の供給、農産物の供給ですね、こういったものによって、これは年間の供給ということになりますので、農産物の生産拡大につながるということも期待されます。もう一つは、施設の整備に関する資材の購入、運搬こういたるものも、今度は、市内の関連企業への貢献が期待されます。

五つ目は、小・中・高の維持存続。六つ目が、地域行事の参加ということになります。七つ目が、先ほど申し上げましたが、できれば今回の自衛隊配置においては、地元出身者の隊員を配置優先させたいというお話を伺いました。となればUターンがありますので、これは取りも直さず両親のこれは安心度というふうには絶対つながると思います。八つ目が、これはもう災害時の即時対応ということは、もう当然のことあります。九つ目が、財政面の交付税増収効果ですね。先ほど申し上げました1人当たり大体25万円という普通交付税の見込まれますので、約700名の人口増があった場合には、2億円程度の普通交付税の増収が考えられるということでございます。以上です。

24番（崎田信正君） 経済効果というのは、地元でも大いに期待をしているところですけれども、その基地交付金ですけれども、今、喜界島と沖永良部の大山レーダー基地ですね、そのところを紹介されましたけれども、あれ、ちょっと調べてみると、自衛隊が使用する飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫及び通信施設の要に供する固定資産それ以外の固定資産が、入ってくるところですね。が、基地交付金の固定資産は、入らないですからね。それに代わっての基地交付金だということになると、例えば官舎などとか、今、言われてますけれども、これは交付金の対象になるんですか。確認しておきたいと思いますが、喜界島は、レーダー。大山もそうですから通信基地という施設ということで対象になっていると思いますけれども、今度配備される自衛隊のも基地交付金の対象になるということですね。

総務部長（東美佐夫君） はい。そのようにたぶん基地交付金、交付されるということになると考えています。

24番（崎田信正君） インターネットで調べると、さつき言ったね、飛行場とか演習場とか、例えば、官舎などは対象外だというふうになっているもんですから本当に大丈夫なのかなと思いますけれども、それは確認した結果ということで、交付金の対象になるという断言でいいわけですね。

総務部長（東美佐夫君） これは我々も直接、正式にそういうことを伺っているわけじゃないですが、そういう措置はされるというふうに間接的に聞いておりますので、ネット上で我々も調べましたが、対象施設になるというふうに認識をしているところでございます。

24番（崎田信正君） それと、いろいろ地元商店街などについても、これで売上が伸びるのかなというのがありますけれども、自衛隊が、物品を調達するのに全部、全部とは言わないけど、ほとんど日常生活の買い物は、地元のお店を利用していただけだと、自分たちで、いろんなね、物資をごそっと持ってきて、そこで消費をするというようなことにはならないでしょうね。そういうことになると本当に期待感が薄れちゃうわけですけれども、どうですか。

総務部長（東美佐夫君） 我々、そこら辺は期待しているところです。できるだけ地元の資材、食材を購入していただくということで、これはお願いをする立場にあると思います。是非そういうふうにでもらいたいと思います。

24番（崎田信正君） ある文書では、自衛隊自己完結型ということで、まとまって仕入れをして、そこで消費をすると。だから地元での買い物は、そりやあるでしょうね、言われるような効果があるのかということも心配をされるわけですから、そういうこともきちんとみていただきたいと思います。

次に、自衛隊基地は、米軍は、自由に使えるというふうに聞いておりますけれども、奄美の場合は、そこまでいかないとは思いますが、米軍との共同使用あるいはオスプレイの配備などの心配もされるわけですね。普天間に配備をされて、今度は、佐賀県に陸上自衛隊が70機ですかね、アメリカの軍事産業儲けさせるためにするのか分かりませんけれども、それは、九州全域を網羅するということですので、オスプレイの配備などの心配はないのか。そういうことも一応、想定検討されたのかどうか。

総務部長（東美佐夫君） 質問の通告の中で米軍との共同使用とオスプレイの配備についてということをございましたので、これらについては、防衛省からの説明は、現在のところ受けてはおりません。いずれにしても警備部隊の配備に関しては、整備される施設の詳細等については、これから具体的な内容が詰められていくというふうに伺っておりますので、そういう情報については、先ほど申し上げましたが、議会等のほうに報告をして市民の周知を図っていきたいと、そういうふうに考えております。

24番（崎田信正君） 今後の規模の拡大などは想定されなかったのか。ということですが、安倍内閣によって集団的自衛権行使容認で戦争できる国に踏み出したわけですね。新たな軍拡競争の始まりとも言える状況ですが、そうなれば今後更に規模が拡大されていく心配もするわけですが、受け入れ表明に当たっては、こういったところの検討は、されなかつたのかどうか。お伺いします。

総務部長（東美佐夫君） これも繰り返しになるかもしれません、向こうからの情報としては、カントリークラブの一部が、部隊配置の候補地であるということを承っております。それ以上の情報については、現在のところ、こちらのほうには届いておりませんので詳細な情報が入り次第ということになりますが、議会のほうにも報告をさせていただきたいとうふうに思います。

24番（崎田信正君） オスプレイについてはですよ、目撃情報、今も後が絶たないんですね。だから、これから先、自衛隊配備すれば、2年3年という期間限定じゃありませんから、これからずっと続くわけですね。それがオスプレイは、どんどん配備が、各地に展開しようとされている中で、今どのよう

に把握し対処しているのか。お伺いをいたします。

総務部長（東美佐夫君） オスプレイについてですが、オスプレイなどの航空機の目撃情報が、市民の皆様から寄せられている。これら目撃情報を基に低空飛行に該当する情報については、低空飛行情報連絡票により鹿児島県へ照会をしております。照会を受けた県では、低空飛行情報を基に空港管理事務所、海上自衛隊鹿屋航空基地、陸上自衛隊国分駐屯地へ問い合わせをして、民間機及び自衛隊機の有無を確認後、確認が取れなければ九州防衛局へ米軍機の飛行事実の確認を照会し、それらの結果が市町村へ回答されるというふうな流れになっております。市民からの情報は、平成26年から1月からですが8月まで5件の情報があったということでございます。

24番（崎田信正君） オスプレイについては、安全運航する日米合意も取り交わされておりますけれども、これは、ほとんど無視されているというのは全国の実態であります。こんどは佐賀県は、米軍じゃなくて陸上自衛隊として、今度、配備しようということですから、この合意とは、また別の関係になろうかと思いますけれども、世界自然遺産の件については、時間がありませんので先ほど閔議員も取り上げておりましたので、次、自衛隊の部隊配備で市民生活への影響についてですね、自衛隊基地の存在は、これまでとはやっぱり異質の状況と言えると思いますが、基地が存在するということで市民の日常生活に何らかの制約が出てくるのか。あるいはないか。どのように考えているのか。お伺いをいたします。

総務部長（東美佐夫君） 市民生活に影響はないかということでございますが、防衛任務のほかに部隊の期待するところということで申し上げますと、平成22年の10月の豪雨災害。これを痛感したことは大規模災害の対処については、自治体のみの対応では限界があるということでございます。そのことを踏まえますと台風常襲地帯であり災害に弱いこの奄美において、災害、緊急搬送活動など迅速に行えること。国民保護の観点から迅速に対応できること。こういうことを考えますと今以上に地域の安全・安心の確保につながるということでございますので市民生活のほうには、影響はないものというふうに考えております。

24番（崎田信正君） 子ども子育て支援制度とあと店舗リフォームについては、先に同僚議員が、やつておりますので割愛をさせていただいてですね、最後に市民生活の状況ということについては、例えば、佐世保などで迷彩服を着た隊員が、軍事パレードということでアーケード街を1キロ行進すると、迷彩服を持って小銃を担いでですよ。そういう事例もあるということで、これは観光客を迎える立場でね、やっぱりいい光景ではないとすぐにそういうことが起こるとは思いませんけれども、そういうことがあった時には、市長としては、やっぱり熟慮して市民の意見なんかも聞いて判断してもらいたいと。

それともう一つですね、そういったことがあるということと。それとこの間、防災訓練をいろいろやつてきた時でもやっぱり自衛隊の体験、搭乗体験とかいろいろやってきていますけれども、あるところでは、小銃、武器を触れさせてというようなこともやっています。この間、自衛隊は、ここにおればですよ、そういった日常のそういった行事というか、取り組まれることもあるうかと思いますけれども、やっぱり教育上よろしくないということもしっかり、こういうと自衛隊誘致が促進しているみたいになりますけれども、もしそういうことが、あったらいけないということをですね。

最後にやっぱり市長は、防衛のことを言われますけれども、私はやっぱり今の日本の防衛には、クエスチョンマークをやっています。今後5年間に24兆円を超える軍事費を投入するわけですよ。その中で弾道ミサイル発射手段等に対する対応能力を検討して必要な措置を講ずるということも中期防では明記しているんですね。このことは、さっきから言われている自衛隊の役割を専守防衛を建て前とする軍

隊から海外派兵の軍隊と明確に変貌させるものだと。米国と肩を並べて戦争できる国を目指すものとなっている状況の中での今度の問題だということですね。じゃどうするのかといった時にですね、今、必要とされているのは、やっぱり平和外交、軍事力で対抗するそういう考え方から脱却を図るとともに、今、アジアには、6か国協議というのもあるし、ASEAN、そういったところもありますので、そういう平和外交に委ねることが肝要かと思います。

議長（竹田光一君） 以上で崎田信正君の一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

17日午前9時30分本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。（午後3時40分）

第 3 回 定 例 会
平成 26 年 9 月 17 日
(第 5 日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 西 公郎 君	2 番 安田 壮平 君
3 番 川口 幸義 君	4 番 栄 ヤスエ 君
5 番 師玉 敏代 君	7 番 橋口 和仁 君
8 番 向井 俊夫 君	9 番 渡 雅之 君
10 番 戸内 恭次 君	11 番 関 誠之 君
12 番 大迫 勝史 君	13 番 与 勝広 君
14 番 叶 幸與 君	15 番 奥 輝人 君
16 番 平川 久嘉 君	18 番 竹田 光一 君
19 番 渡 京一郎 君	20 番 元野 景一 君
21 番 里 秀和 君	22 番 伊東 隆吉 君
23 番 竹山 耕平 君	24 番 崎田 信正 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

6 番 多田 義一 君	17 番 栄 勝正 君
-------------	-------------

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長 朝山 毅 君	副市長 福山 敏裕 君
教育長 要田 憲雄 君	住用総合支所長 津澤 修平 君
笠利総合支所長 吉富進 君	総務部長 東美佐夫 君
総務課長 森山直樹 君	企画調整課長 三原裕樹 君
財政課長 前田和男 君	市民部長 前里佐喜二郎 君
国保年金課長 上原公也 君	福祉政策課長 山田和憲 君
保護課長 中元幸立 君	商工觀光部長 菊田和仁 君
商水情報課長 久保信正 君	紹觀光課長 島名享 君
農政部長 山下修 君	農林振興課長 大海昌平 君
建設部長 砂守久義 君	上下水道部長 上島宏夫 君
水道課長 佳元保輔 君	教育委員会長 安田義文 君

9月17日(5日目)

教育委員会総務課長
兼行革調整監兼給食
センター整備対策監

保 浦 正 博 君

監 査 務 委 員 長
橋 口 隆 明 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 橋 本 明 和 君

議会事務局次長兼
調査係長事務取扱
大 江 和 典 君

議 事 係 長 前 田 賢 一 郎 君

議 事 係 主 査 麓 浩 登 志 君

議長（竹田光一君） おはようございます。ただいまの出席議員は22名であります。会議は成立了しました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（竹田光一君） 本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程第2号のとおりであります。

日程に入ります。日程第1、議案第60号 平成26年度奄美市一般会計補正予算（第3号）から、議案第73号、奄美市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例及び奄美市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの14件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました議案14件に対する質疑に入ります。

なお、質疑に際しては所見を差し控えられますようお願いいたします。

それでは、通告のありました順に発言を許可いたします。

はじめに、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

24番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。議案第69号 奄美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第70号 奄美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第71号 奄美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、若干質疑を行いたいと思います。

実は、一般質問でも通告を出してありましたけれども、時間の関係上できませんでした。その点について、質問したいと思いますが、この3本の条例というのは、いわゆる子ども子育て支援新制度に関するものですけれども、8月号の奄美市だよりで紹介をされております。そこでちょっと気になったのがですね、財源について、消費税が10パーセントになった際の増収分から毎年7,000億円程度が当たられると、当てられることになりますと説明をされてあります。もともと、政府が新制度発足にあたっては1兆1,138億円を必要としていたものを、消費税増税分の7,000億円だけにした。その結果、職員配置などの質の向上は結局先送りにされた格好になりますが、この法の施行というのが来年の4月1日からでありますけれども、10パーセントへの増税が予定されているのは10月からです。しかも、増税の判断はまだ示されておりません。消費税増税後の4月から6月の国内総生産は落ち込んでおり、来年10月の10パーセントへの消費税増税はできる環境にはないと思います。そこで、消費税が10パーセントにならなかった場合、これはどういう具合になるのか、1点お尋ねをします。

平成22年12月に新たな保育制度に反対し、現行の保育制度の維持拡充を求める意見書、これは全会一致で採択をしているものでありますけれども、その中に保育所と利用者との直接契約、直接補助方式、パウチャーなどの導入は行わないことという項目がありました。この関係とは今度の新方式ではどうなるのか、お伺いをいたします。

最後ですが、条例では最低基準が決められるということになりますが、上回る努力が当然求められておりますけれども、現時点で国基準を上回っているものは何か、お示しをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（竹田光一君） 答弁を求めます。

福祉政策課長（山田和憲君） ただいまの崎田議員の質問に対してお答えいたします。

まず最初の、消費税が10パーセントにならなかった場合、どうなるのかという御質問でございますが、予算の範囲内で実施することになると考えられます。市としましては、国が定めた制度の範囲内において市民に最も有効な政策を行うことが地方公共団体としての責務だと考えております。

2番目の質問でございます。保育所と利用者との契約、直接補助方式等の導入は行わないこととしているが、どうなっているかという御質問でございますが、直接補助方式は導入いたしておりません。契約と保育料の支払先は事業によって異なることとなっております。公立保育所、幼稚園、地域型保育、認定こども園の場合は、利用者は施設事業者との契約をし、保育料は施設や事業者に支払いいたします。公立保育所の場合は事業者が市となってきますので、市への支払いという形になります。私立保育園の場合は、利用者は市と契約をし、保育料を市へ支払うという形になります。新制度におきましては、当分の間、市町村が利用の調整を行うこととなっておりますので、すべての事業において市が関与するという形には変わりはございません。

3番目の条例で最低基準が定められるが、上回る努力があるのか、現時点で国基準を上回っているものは何かということでございます。お答えいたします。現状では、国の基準を上回っている定めはございません。参酌事項についてはすべて取り入れておりますので、御理解いただきたいと思います。

それと、法律では自治体の裁量がかなり認められております。その中で市としては対処できるものは対処してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

24番（崎田信正君） 国の基準を上回るものは、現時点では何もないということだったですね。よその自治体では、これが制定されることによって、この基準として実施するというような懸念もあったということでお伺いしましたが、これからは基準を上回る努力がされるということになりますが、例えば、学童保育はおおむね40人以下とするように、今度の条例でもなっておりますけれども、これを上回るということになればですね、支援員の数は大体2名以上という数字なんですね。これをもっと細分化してですね、20名以下は小規模になるんですが、例えば、25、30名までは3人以上とか、40になれば4人以上というように、具体的に決めていくことは可能なことなのか、お伺いをしておきます。

それと、もう一つは、最低基準を定めるということですから、これからいろいろ保護者、あるいは関係者からいろいろな要望があったときに、この基準に沿っているからとか、そういう答弁は、もうなされないと、できないというふうに思いますけれども、ここは確認をしておきたいと思います。

基準どおりやっているからとか、基準に沿っているからとかいう答弁は、当然成り立たないというふうに思いますので、そのところは確認をしておきたいと思います。

それと、契約方式については、当分の間ということに表現されますけれども、いずれはそうなるということになるわけですけれども、これなども、保護者、あるいはこの子ども会でなく、

（発言する者あり）

子ども子育て会議などがありますので、そういったところの意見が十分反映をされるということで期待をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

福祉政策課長（山田和憲君） 学童保育の人員配置の件でございますが、こちらについては基準の予算といいますか、補助基準がございます。それらの範囲内において考えて、適当に対処してまいりたいと考えております。

それと、保護者からの要望については、その事象に応じて対処してまいりたいと思います。

（発言する者あり）

独自の保育内容でございますが、地域に合った内容について、更に検討をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

24番（崎田信正君） 新制度ということで、来年の4月1日までちょっと時間がありますので、しっかりと保護者の意見を聞いてですね、いい制度になるように期待したいと思いますが、あと、関議員が質問する、質疑を出されておりますので、私もその答弁を楽しみにしたいと思います。終わります。

議長（竹田光一君） 次に、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

11番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。社会民主党、社民党の関誠之でございます。早速質疑に入らさせていただきます。

まず、議案第60号 平成26年度奄美市一般会計補正予算（第3号）について、一つ目は2款1項15目緊急経済対策事業、15節の工事請負費350万円について、これは当初予算に計上された朝日中学校グラウンド整備だと思いますが、緊急経済対策の予算に計上しながら、なぜこの時期に減額をしたのか、お答えください。

二つ目、2款1項15目緊急経済対策事業、18節備品購入費の1,902万6,000円について、説明の機械機器費、自動車購入、大型テント購入費の具体的説明をお願いをいたします。

また、財源内訳について具体的説明をよろしくお願ひします。

あと7款1項10目中心市街地活性化対策、19節中心商店街店舗リフォーム補助金1,150万円について、当初予算での予算措置はなかったと思いますが、既に行われ終了したという事案もあるということであるが、募集が予算執行の現況と何を根拠として支出をしたのか、御説明ください

一般質問で、概要是分かっておりますので、中心商店街区域上限50万、また区画整理事業区域の上限が80万に分けて、件数金額の御説明をいただきたいと思います。

次に、議案第68号 奄美市保育の必要性の認定に係る条例の制定について、現在、ダブルワークや短時間労働等求人活動を行っているなど、様々な実態がある中で、（1）いわゆる保育の必要性の事由、第3条において、より広い軸を認めるために、その他上記に類する状況として、市町村が認める場合を追加すべきと思うが、見解はお聞かせください。

二つ目、優先順位の事由、第5条において9項においては、保護者が障害を有する場合は認められるのか、その他にはどのようなことを想定しているのか。

議案第69号 奄美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、第5条のその他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要な事項とあるが、具体的にどのような事項を想定しているのかお示しください。

第6条2項の当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考、その他の公平な方法とあるが、施設設置者の恣意が入り、特定の保護者を優先に利用されることにはならないのか、お尋ねをいたします。

第7条及び7条の2項、できる限り協力しなければならないの文言は、市が行うあっせん及び調整、調整及び要請に際して、特別な理由がなく、施設が協力しない場合は、市の実施責任を發揮できるようにしたほうがよいと思うが、見解をお示しください。

議案第71号 奄美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例を定める条例の制定について、ここで訂正をお願いいたします。（2）8、9条というのをですね、7条を8条に訂正してください。

一つ目、第5条4項の公表は、具体的にどのような項目を想定しているのか。第7条、8条に放課後児童健全育成事業の知識及び技能の向上等が記載されているが、従事する職員全員が免許資格を取得できるような市の支援は、どのように考えているのかお示しください。以上であります。

議長（竹田光一君） 答弁を求めます。

教育委員会総務課長（保浦正博君） おはようございます。それでは、関議員の一つ目の御質疑にお答えします。

まず、当初予算2款1項15目の緊急経済対策事業において奄美小学校と朝日中学校の校舎防水改修事業として、それぞれ350万円を計上いたしました。

なぜこの時期に全額減額なのかということでございますが、設計発注段階において改修規模、工法を更に検討した結果、1校分の予算で2校を一括発注したことにより、今回、朝日中学校分の350万円を減額するものでございます。

農林振興課長（大海昌平君） 御質問の件についてお答えいたします。

備品購入費1,902万6,000円のうち、機械購入費279万8,000円につきましては、朝戸地区にございます農業研修センター加工室の業務用冷蔵庫購入費42万2,000円を計上いたしております。この加工室につきましては、一般市民を対象に使用料を徴収している施設でございますが、これまで使用していた冷蔵庫が、修繕しても使用できなくなったことから、新規に購入をするものでございます。また、その他の機械購入費につきましては、市の指定管理で運営している小宿地区にあります奄美市農林産物直売所の多段式ショーケース190万7,000円及び製氷機46万9,000円を計上いたしております。

次に、自動車購入費946万4,000円につきましては、たい肥の原料やたい肥の運搬用4トントラックの購入費を計上いたしております。現在、使用しております4トントラックは、平成2年購入で20数年を経過しており老朽化したため、新規に購入をするものでございます。以上でございます。

総観光課長（島名 享君） 同じく緊急経済対策事業備品購入費の説明欄、大型テント購入費についてお答えいたします。

大型テント購入費676万4,000円につきましては、主に大型クルーズ船寄港時の臨時の観光案内所や特産品販売ブース用として、名瀬港観光バースにおいて設置する大型テント2棟分の購入費でございます。詳細につきましては、縦10メートル、横10メートル、軽量鉄骨テント2棟、テント固定用の重石12個、横幕6枚などとなっております。以上です。

財政課長（前田和男君） おはようございます。2款1項15目緊急経済対策事業の財源についてでございますが、補正額1,432万4,000円に対しまして、地方債が1,430万円、一般財源が2万4,000円となっております。地方債につきましては、有利起債である辺地対策事業債が充当可能な6月補正予算で計上させていただきました名瀬米飯給食センター、教職員住宅、健康体験交流施設、大浜海浜公園及びICT人材育成センターにつきまして、現時点での借入可能額との差額を計上させていただいております。また、一般財源につきましては、既に交付金を原資とした基金繰入金は6月補正予算までに全額計上しておりますので、補正予算額と地方債の差額を計上させていただいたということでございます。以上です。

商水情報課長（久保信正君） おはようございます。御指摘の当初予算での予算措置がなかったと思うとの質問でございますが、中心商店街の活性化のスピードアップを図るため、新たな支援制度の導入について、今年の3月19日の全員協議会で店舗リフォーム支援制度の説明を行ったところであります。その説明の中で、予算については7款1項10目中心市街地活性化対策費、19節中心市街地魅力アップ事業補助金等から対応し、不足分については補正予算での対応を考えたいと説明させていただきました。この制度については4月1日から対象になるように中心商店街店舗リフォーム補助金交付要綱の整備を行い、7月の中旬から募集を開始しております。現在、事務手続きを進めているところでありますが、補助金については、まだ支出されておりません。申請の状況につきましては、8月末現在8件の申請がありまして、補助総額は438万円、内訳といたしまして区画整理事業区域が2件の160万円、それ以外の中心商店街区域が6件の278万円であります。

福祉政策課長（山田和憲君） それでは、議案第68号の条例制定の件でのお尋ねでございますが、その

他上記に類する状況として、市町村が認める場合を追加すべきという、第3条においてということでございますが、議員のおっしゃる内容につきましては、第3条第2項にあります子ども子育て支援法施行規則第1条第10号に定めてあるものと理解をいたしております。

続きまして、第5条において、9項において保護者が障害を有する場合は認められるのか、その他の場合はどのようなことを想定しているかということでございます。保護者が障害を有する場合の優先利用につきましては、保育の必要性にも保護者の障害が上げられることから、優先利用を認めるものと理解しております。また、その他につきましては、災害等の緊急突発的な理由等が考えられる者と思われます。

続きまして、69条、その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要な事項とあるが、具体的にどのようなことかという御質問でございますが、奄美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、これの20条において、これは設置基準が全部で11項目定めてございます。これらの引用規定と理解しております。この場合においては、施設においては運営基準を11項目定めて、その内容について利用者に説明をして同意を求めるという形になるかと思います。

同じく2番目の当該教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針に基づく選考その他、構成の方法とあるが、施設の設置者の恣意が入り、特定の保護者を利用を優先させることにならないかということの御質問でございますが、今後も議員が心配することのないように、公正・公平な方法により対処してまいりたいと存じております。

続きまして、69条の第3項目でございます。できる限り協力しなければならないとの文言が、市が行うあっせん及び調整、要請に対して特別な理由がなく施設が協力しない場合にあっては、市の実施責任を発揮できるようにしたほうがよいと思うが、見解を示せということでございます。このことに関しましても、公正な立場で事業を実施してまいりたいと存じております。

続きまして、議案第71号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例についてでございます。公表の具体的な項目はどのように想定しているかということでございますが、事業実施施設の設備に関する事項、事業目的及び運営方針、職員に関することなどを公表する予定でございます。

最後の御質問でございます。放課後児童健全育成事業者の知識及び技能の向上が記載されておるが、従事する職員全員が、免許資格取得できるよう市の支援はどのように考えているかということでございますが、放課後児童健全育成事業に係る職員が必要な免許、資格を取得することはとても重要なことであると考えております。これまで職員が研修を受けるために必要な経費につきましても補助の対象としております。この件については今後も変わることはないと思います。以上でございます。

11番（関 誠之君） ありがとうございました。あと、教育委員会の朝日中のグラウンド、ちょっと最後のほうが分からなかつたんですが、最後、ちょっと言つていただけますか。座るとだめですか。その辺。いいですか、議長。答弁があつたんだけれども、ちょっと聞き取りにくかつたもんですから、その説明だけ、ちょっとお願ひできませんか。

教育委員会総務課長（保浦正博君） それでは御説明申し上げます。今年度の当初予算の緊急経済対策事業で計上いたしましたのは、奄美小学校と朝日中学校の校舎防水改修事業でございます。2校分計上しました。設計、発注の段階において更に検討した結果、1校分の予算、つまり350万円で一括発注ができました。この結果、1校分を減額するものです。

11番（関 誠之君） その辺がね、後の予算の編成の関係もあるんですが、予算を組んで2校分が1校分で済むという予算の在り方ね。そのときに検討がされなければいけないというふうに思うわけすけども、少し、やっぱりそういうところはしっかりと組んでいただきたいなというふうに、いわゆる予算の

組み方、執行の在り方をしっかりとしていただきたいというふうに思います。

(4) のリフォームの関係ですけれども、柔軟性のある取組というの、大変必要なことだというふうに私も思いますが、これはやっぱり年度当初に、先ほどと同じでしっかりと議論をして予算化をすべきだったんではないかなというふうに思っております。恐らく要綱というのが作られたんだろうと、条例は出てきませんから、その辺はいつごろ、どういう形で作ったのかね、それを作ったときに、ある意味説明があれば、よく理解ができるんですけれども、こういうことをやっておりますと、予算とはなんぞやという気がしてなりません。あと、議案第69号の先ほど具体的な想定はやっているかどうか分かりませんが、条例、規則または要綱、こういったのを、要綱規則を見ていませんから分かりませんが、私が申し上げていることは具体的にやはり規則なりに募集要項には職員の免許、資格の保有状況とか、常勤、非常勤の別、経験年数、それから離職率などを明確に書いて、業者に申し込みの段階で公表すべきではないかなというふうに思いますが、この件について、これは71号の(1)も同じだと思いますから、その件について見解をお願いをいたしたいと思います。

あと、71号で職員の資質向上、補助金を出して研修を進めておるということですが、非常に大切で大事なことだというふうには思いますが、やはり市も一緒になって研修の在り方を考える。例えば公立の幼稚園、保育所、そういった人たちが中心になって、また市からの研修補助をいただいてですね、やればどうかというふうに思います。この件について、あれば、見解をお願いいたします。

商水情報課長（久保信正君） 要綱の件ですけども、先ほど説明させていただきました3月19日の全員協議会において要綱を新しく作って進めていきたいと説明させていただきました。要綱につきましては、7月に公布しております。以上でございます。

福祉政策課長（山田和憲君） 運営の設置規定の件でございますが、職員の職種、人数及び職務の内容等がこの中で定めて公表するような形で記載をさせてございます。それとまた、免許取得、研修等につきましては、職員の資質向上等を図るためにできる限りそういう形で対処してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

11番（関 誠之君） 最後にお願いがありますが、現在、公立、私立を問わず正職員より臨時非常勤の職員が多くなっているというふうに聞いておりますが、今回の条例の趣旨を実現をするためには、原則正規職員を増やして、生活が安定する中で資質向上が図られるんではないかというふうに思っておりますけれども、この辺の市の施策として、対応として何か考えられることはないのか、最後にお伺いいたします。

議長（竹田光一君） 答弁を求めます。

福祉政策課長（山田和憲君） 人員、職員の管理等につきましては、当局、所管の担当部署にも相談をして対処してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（竹田光一君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終いたします。

議案第67号 奄美市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第60号 平成26年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中の関係事項についての2件は、これを総務企画委員会に、議案第61号 平成26年度奄美市国民健康保健事業特別会計補正予算（第3号）から、議案第63号 平成26年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）までの3件及び議案

第68号 奄美市保育の必要性の認定に関する条例の制定についてから、議案第73号 奄美市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例及び奄美市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの6件並びに 議案第60号 平成26年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中の関係事項についての以上10件は、これを文教厚生委員会に、議案第64号 平成26年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）から、議案第66号 平成26年度奄美市水道事業会計補正予算（第1号）までの3件及び及び議案第60号 平成26年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中の関係事項についての以上4件は、これを産業建設委員会にそれぞれ付託いたします。



議長（竹田光一君） 日程第2、議案第87号 産後ケア体制の支援強化を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

4番（栄ヤスエ君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。公明党の栄ヤスエでございます。産後ケア体制の支援強化を求める意見書の提出について、提案理由を述べさせていただきます。

子育て支援は国や各自治体の取り組みにより、妊娠、出産、育児と切れ目のない支援策が講じられてきましたが、現在、大きな議題になっているのが出産前と直後の対応です。特に妊娠中から切れ目がない継続的な支援が必要です。出産により、女性の心身には大きな負担が生じます。特に出産直後から1か月間は、身体的な負荷に加えて急激なホルモンバランスの変化で、精神的に不安定になる傾向が強く、十分な休養とサポートが必要です。近年、晩婚、晩産により女性の出産年齢が年々高くなってきています。出産する助成の親の年齢も高齢化しており、十分な手助けを受けられない状況があります。また、核家族化が進み、地域との交流も希薄化している中で、不安を抱えたまま母親としての育児がスタートするケースが多くなっています。良好な母子の愛着形成を促進する上で、出産直後の1か月間が最も大事な時期であり、更には産後早期の親子関係が虐待や育児放棄の予防、早期発見などの役割を果たすといわれております。したがって、出産直後の母親への精神的、身体的なサポートは欠かせないものとなってきております。国は、平成26年度の予算にこれまで支援が届かなかった出産後の女性の心身をサポートする妊娠出産包括支援モデル事業を計上しました。少子化対策を進めるにあたって、産後ケア対策は喫緊の課題であり、早急に確立する必要があります。

よって、以下の項目の実現を国へ強く求めるものです。

一つ、妊娠出産包括支援モデル事業を着実に実施すること。その上で、本事業の成果を速やかに検証し、全国の自治体で円滑に産前産後の支援、特に産後ケアを提供できる体制を構築すること。

二つ目、モデル事業の展開に当たっては、経済的な理由により産後ケアが受けられないことがないよう、利用者負担軽減策を同時に実施すること。

三つ目、単なる家事支援ではなく、出産後の母子の心と体の適切なケアが提供できるよう、産後ケアを担う人材育成を目的とした研修を行うこと。

以上を提案理由といたします。

議長（竹田光一君） これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、文教厚生委員会に付託いたします。

この際、御報告いたします。

本定例会において受理いたしました陳情及び請願は、お手元に配付しております文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので、御報告いたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査及び報告書整理のため、明日 18 日から 25 日まで休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、明日 18 日から 25 日まで休会することに決定いたしました。

9月 26 日、午前 9 時 30 分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午前 10 時 11 分）

第 3 回 定 例 会
平成 26 年 9 月 26 日
(第 6 日目)

9月26(6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 西 公郎 君	2 番 安田 壮平 君
3 番 川口 幸義 君	4 番 栄 ヤスエ 君
5 番 師玉 敏代 君	6 番 多田 義一 君
8 番 向井 俊夫 君	9 番 渡 雅之 君
10 番 戸内 恭次 君	11 番 関 誠之 君
12 番 大迫 勝史 君	13 番 与 勝広 君
14 番 叶 幸與 君	15 番 奥 輝人 君
16 番 平川 久嘉 君	18 番 竹田 光一 君
19 番 渡 京一郎 君	20 番 元野 景一 君
21 番 里 秀和 君	22 番 伊東 隆吉 君
23 番 竹山 耕平 君	24 番 崎田 信正 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

7 番 橋口 和仁 君	17 番 栄 勝正 君
-------------	-------------

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長 朝山 育君	副市長 福山 敏裕君
教育長 要田 憲雄君	住用総合支所長 澤 修平君
笠利総合支所長 吉富進君	総務部長 東美佐夫君
総務課長 森山 直樹君	企画調整課長 三原 裕樹君
財政課長 前田 和男君	市民部長 前里 佐喜二郎君
市民協働推進課長 金森 広子君	保健福祉部長 泉 賢一郎君
福祉政策課長 山田 和憲君	商工観光部長 菊田 和仁君
商水情報課長 久保 信正君	農政部長 山下 修君
土地対策課長 奥 正幸君	建設部長 砂守 久義君
都市整備課長 本山 末男君	上下水道部長 上島 宏夫君
水道課長 佳元 保輔君	教育委員会長 安田 義文君

9月26(6日目)

教育委員会総務課長
兼行革調整監兼給食
センター整備対策監

保 浦 正 博 君

選挙管理委員会事
務 局 長 圓 和 之 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 橋 本 明 和 君

議会事務局次長兼
調査係長事務取扱 大 江 和 典 君

議事係長 前田 賢一郎 君

議事係主査 麓 浩 登 志 君

議長（竹田光一君） おはようございます。ただいまの出席議員は21人であります。会議は成立了しました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（竹田光一君） 本日の会議はお手元に配付しております議事日程第3号のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1、議案第60号 平成26年度奄美市一般会計補正予算（第3号）から、議案第73号 奄美市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例及び奄美市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの14件及び議案第87号 産後ケア体制の支援強化を求める意見書の提出についての以上15件について、一括して議題といたします。

ただいまの15件に関する各委員長の報告を求めます。

最初に、文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（多田義一君） おはようございます。御報告申し上げます。文教厚生委員会は9月18日の1日間開会し、慎重に審査をさせていただきました。

当委員会に付託されました議案第60号から議案第63号まで及び議案第68号から議案第73号まで並びに議案第87号の11件の主な質疑について審査結果を報告いたします。

議案第60号 平成26年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中関係事項について、当局より補足説明を求めました。

説明は福祉政策課分関係分として、3款民生費、2款児童福祉費、1目児童福祉総務費、13節委託料の368万5,000円の増額は、地域少子化対策強化事業を行うもので、100パーセント国の補助事業とのこと。2目児童福祉費、13節委託料の60万円は、今年の12月から児童扶養手当の支給者拡大に伴うシステム改修の委託料。3目保育所費、19節負担金及補助及び交付金の2,639万5,000円は、春日保育所改修の費用が確定したため、増額分の補正をするものであるとのこと。5款労働費、1項労働費、3目緊急雇用臨時特例基金事業、7節賃金、9節旅費、11節需用費及び18節備品購入費については、平成27年度から施行される生活困窮者自立支援制度準備のための事業費150万円を計上しており、これも100パーセント補助事業のこと。

健康増進課分で4款衛生費、1項保健衛生費、2目予備費、13節委託料800万円は、高齢者の肺炎球菌等の予防接種が10月1日付けて定期予防接種になり補正計上した。3款1項9目介護保険事業、19節負担金補助及び交付金の144万円は、笠利町辺留にある小規模多機能ホーム家族の家かかりのスプリンクラー設備に要する費用を助成するものであるとのこと。

生活保護分で3款3項1目13節委託料の150万円については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の公布により、予定されている社会保障税番号制度の導入に向け、生活保護システムの改修を行うための委託費との説明がありました。

委員より、児童扶養手当の拡大の内容はとの質疑があり、当局より、公的年金を受給している方は児童扶養手当はもらえないという制限があったが、12月からの法改正があり、年金額と児童扶養手当の金額を比較し、児童扶養手当が高い場合にはもらえる制度に変わるので、増額になったとのこと。

また、委員より、3款2項1目13節委託料の縁結び事業とはとの質疑があり、当局より、縁結び事業は地域少子化対策強化交付金の中で行われる事業で、縁結びの達人と仲人的な役割を何人か男女を推薦し任命をして、結婚を望んでいる男女を結婚に結びつけるというお手伝いをしてもらうもので、縁結びの達人を任命したいというのが一つ、達人の手伝いをしてもらしながら結婚に対するスキルアップセミナーということで、男女を主に対象としてセミナーをするもの。年度内に2回開催予定で、市内NPO法人に委託する予定のこと。

委員より、春日保育所の改修工事は具体的に何をするのかとの質疑があり、当局より、1階部分を増

築し、定員 90 名となっているものを 120 名に 30 名増員すること。

次に、教育委員会に係る補足説明があり、老朽化が著しい笠利公民館の改修工事として 962 万 2,000 円、太陽が丘運動公園体育館の照明点灯システムの改修として 320 万円、東城中学校教職員住宅の浄化槽改修に係る事業費 230 万円を計上、伊津部小学校教員住宅解体工事から小湊小、大川小、崎原小、赤木名小、赤木名中、東城中までの 7 件の教員住宅の解体工事に係る予算合計 1,360 万円を計上。10 款 2 項 1 目 18 節備品購入費は、笠利町手花部出身者の御遺族から教育行政寄附金を財源とした校具、教具購入費 10 万円を計上。次に、学校教育課分として、幼児期の運動に関する指導参考資料作成事業に 159 万 9,000 円計上。文科省の委託を奄美市が受け、幼児期における適切な運動、遊びを通して体力、体格を作っていく取組を推進するとともに、データを蓄積し全国に資料として配付できるようにする事業である。次に、実践的防災教育総合支援事業は、文科省の委託を奄美市が受け、大川小中学校と小湊小学校を指定して、防災教育の推進を図る事業であります。文化財課分として、貸付金 285 万円は、奄美遺産活用実行委員会が国の補助金を活用して、奄美博物館等の所蔵資料や文化遺産の啓発を目的としたホームページの作成及び旧暦カレンダーを作成する事業に係る経費の補助金が交付されるまで、資金等のない民間組織に市からお金を貸し付けることにより実施できるよう進めるための予算であり、国の補助金が交付されたのち、市へ返済されることのこと。

委員より、七つの教職員住宅の解体後の敷地の活用はとの質疑に対して、当局より、今のところは決まってない。今後検討していくとのこと。

その他にも奄美遺産活用実行委員会の役割については、小湊フワガネク遺産や学校防災、合理的配慮協力員などの多くの質疑がありましたが、省略をさせていただきます。

次に、議案第 61 号 平成 26 年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）については、委員より特段の質疑はございませんでした。

次に、議案第 62 号 平成 26 年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 1 号）については、これも質疑はございませんでした。

次に、議案第 63 号 平成 26 年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、当局より補足説明があり、委員より、高齢者元気度アップポイント業務について、追加が見込まれるということだが、利用者数は、との質疑があり、当局より、平成 25 年度は名瀬・笠利・住用合計で 440 名の対象が、平成 26 年度見込みで 3 倍以上の 1,576 名を予想しているとのこと。

ほかに自動車借上料についてや旅費への組み替えの件などの質疑がありましたが、省略をさせていただきます。

次に、議案第 68 号から議案第 73 号までの 6 件の議案については、一括で審査をさせていただきましたので、御報告いたします。

当局より、補足説明があり、議案第 68 号 奄美市保育の必要性の認定に関する条例の制定は、子ども子育て支援法が制定されたことに伴い、所要の規定を整備しようとするものです。

議案第 69 号 奄美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、議案第 70 号 奄美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第 71 号 奄美市放課後児童健全育成事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、子ども子育て 3 法の制定に伴う新制度の開始により、認可保育所、学童保育、子育てに関わる施設事業等について、市から市が条例で定めることとされているものについて、所要の規定を整備するものです。

議案第 72 号 奄美市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 73 号 奄美市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例及び奄美市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、法律の名称が改正されたことに伴い、所要の規定を整備するものであるとの説明があり、委員より、議案第 72 号の奄美市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に等が入ることによって、何が変わるのがとの質疑に対し、当局より、これまででは配偶者に限定されてい

たものが、等が入ることによって離婚した後の配偶者や内縁関係とかにも対象が広がること。また委員より、議案第71号 奄美市放課後児童健全育成事業設備及び運営に関する基準を定める条例について、現在ある学童クラブはという、どう変わらのかとの質疑に対し、当局より、これからは条例を制定することによって、市町村がより関与が強まっていく形になる。新しい条例の中では、これまで小学校3年生までが対象であったが、6年生までに広がるということになり、運営しやすくなること。

その他にも、認定こども園のことなどの質疑があり、現在では平成27年度当初には予定されてないことで、予定されてないとのことでありました。

以上でこれら報告を終わりますが、これら11件の議案につきましては、お手元に配付いたしましたとおり、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で文教厚生委員会の審査報告を終わりますが、御質疑がございましたらほかの委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（竹田光一君） 次に、産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（奥 輝人君） 議場の皆さん、うがみんしようら。産業建設委員会は、9月の18日木曜日、1日間開催し、本会議において当委員会に付託されました4件を審査しました。

4件の議案につきましては、お手元に配付しました産業建設委員会審査報告書のとおり、すべて全会一致で可決すべきと決しました。

以下、議案審査の中で主な説明及び質疑について報告いたします。

最初に、議案第60号 平成26年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中関係事項について、2款総務費について補足説明があり、2款総務費、1項総務管理費、16目緊急経済対策事業費大型テント購入費676万4,000円は、主に大型クルーズ船寄港時の臨時の観光案内所や、特産品販売ブース用の大型テント2張り分の購入費。同じく2款1項総務管理費、16目好循環実現経済対策事業費、15節工事請負費6,897万2,000円のうち2,740万円につきましては、城住宅1・2号棟給水設備改修工事、大熊住宅フェンス改修工事、春日住宅8号棟給水設備改修工事と老朽化に伴い居住不可となった市営住宅8団地9棟20戸の解体工事の行うもの。次に、歳入について、16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、2節利子及び配当金の株主の配当金1,918万3,000円のうち、1,840万6,000円は、日本エアコミューター株式会社からの配当金であり、これは本年6月に開催された第31期定期株主総会にて剰余金の配当が決議され、配当総額に対する奄美市の特株比率10パーセント相当額の1,840万6,000円が市への配当額となりましたので、今回計上したこと。委員から、今年度、来年度のクルーズ船寄港の予定はと、大型テントと運用法についての質疑があり、今年度は、今後、10月の29日、飛鳥II、来年3月29日、日本丸の2隻の予定があります。平成27年度の予定は、27年5月7日、コスタ・ビクトリア、7月23日、ぱしふいいくびいなすの2隻の予定があります。運用方法はこれまでスポーツ合宿、60周年の記念イベント式典、音楽イベントでも利用していますので、これまでどおり貸し出しできるように対応したいと考えていますのこと。

また、委員から、好循環実現経済対策事業費で建築住宅課に係る分で、市営団地の整備、改修、解体ということですが、市営住宅の入居率についての質疑に、市営住宅は市内全体で2,243戸で、そのうち約2,000戸が入居していますので、約89.17パーセントとなる。

ほかに委員から、エアコミューター株の配当と優待券について、住み替え住宅の希望など、多くの質疑がありました。この際、省略させていただきます。

次に、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費及び11款災害復旧費までの当局の補足説明があり、5款労働費、1項労働費、3目緊急雇用創出臨時特例基金事業費、13節委託料につきましては、緊急用事業の一部には、地域づくり事業として県から内示を受けた事業を計上しております。おり、5

41万4,000円の内訳は、中心市街地活性化推進人材育成業務の322万5,000円、情報通信産業エキスパート育成業務の218万9,000円となっている。6款農林水産業費、1項農業費、6目営農施設管理費、15節工事請負費の120万円につきましては、笠利にあります笠利農村環境改善センターホールの雨漏り改修工事を行うもの。同じく6款15節工事請負費600万円につきましては、農業農村活性化推進施設等整備事業において、笠利町平地区の排水路の付替工事を行うもの。同じく6款19節負担金補助及び交付金の142万円につきましては、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業負担金の単価が増額になったことと、新規地区須野崎原が出たことによる増額分であります。

次に、6款農林水産業費、3項林業費、2目林業振興費、13節委託料2,915万6,000円につきましては、松くい虫駆除事業と里山林機能回復事業の増額に伴うもの。同じく6款15節工事請負費の200万円につきましては、住用の林道城線の事業費確定に伴うもの。7款商工費、1項商工費、5目観光費の13節委託料中、設計業務森と水のまち住用1,000万円の減は、事業費決定による減額。次の測量設計業務、歴史回廊のまち笠利の1,000万円は、歴史回廊のまち笠利観光プロジェクトの実施設計に係る委託料でございます。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、19節負担金補助及び交付金2,300万円の内訳は、事業に伴うもの。奄美桜マラソン補助金150万円につきましては、奄美大島商工会議所が開催する第7回奄美桜マラソンに補助するため計上するもの。同じく7款1項商工費、19節プレミアム商品券発行事業助成金2,000万円につきましては、今年度もプレミアム商品券を発行するための経費として計上するもの。7款商工費、1項商工費、8目振興開発費、11節需用費、消耗品費1万5,000円、12節役務費、通信運搬費38万9,000円につきましては、光ケーブル未整備地区への光ケーブルについてのアンケート調査を行うための経費として計上するもの。11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農林水産業施設災害復旧費、11節需用費修繕料の13万5,000円につきましては、奄美市農林産物加工センターサン奄美が、台風12号により浸水被害を受けたことによる蒸気配管の取替え修繕に係る費用。次に、歳入についての説明があり、14款国庫支出金、2項国庫補助金、7目農林水産業費国庫補助金、1節林業費補助金100万円につきましては、農村漁村地域整備交付金において、住用の林道城線の事業費確定に伴うもの。15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、2節林業費補助金2,050万9,000円につきましては、松くい虫関係事業費の増額に伴うもの。

委員より、里山林機能回復事業の詳細と、歴史回廊のまち笠利の内容についての質疑があり、松くい虫の駆除事業の内容は、松くい虫がまだ木の中にいるときに伐倒して、燻蒸して集積する松くい虫駆除事業、その松が枯れてしまった場合に、枯れた松を伐倒して、広葉樹林化することがこの里山林機能回復事業とのこと。また、歴史回廊のまち笠利は、昨年度7名で検討委員会を組織し、10月から2月までに5回の会議を開催し、今後の指針となる基本計画作成に取り組み、笠利地域全体としての観光振興に資することを目的にいまある地域の資源を生かす。今は埋もれている歴史資源の世界を体感せらるなど、五つの基本方針を示し、今年度は笠利地区29か所に地域からの要望が多かった観光案内板の整備を行うとともに、平成27年度以降の測量設計業務を計上していること。また委員より、労働費の3目緊急雇用創出臨時特例基金事業、委託料の中心市街地活性化推進人材育成業務及び情報通信産業エキスパート育成業務の内容と目的について質疑があり、中心市街地活性化推進人材育成業務は2名の雇用を予定しており、11月から3月までを目的としています。まちづくり会社において中心市街地活性化イベントの企画運営や商店街への出店支援による商業集積支援など、奄美市中心市街地活性化する人材を育成するもの。事業費は人件費が172万4,000円、そのほか旅費、報償費などが150万1,000円で、ハローワークで新たに募集を行いまして2名雇用する予定で、まちづくり奄美の職員となる予定であるとのこと。情報通信産業エキスパート事業は、情報通信協同組合の総務に携わる人材を育成するための事業です。事業費は218万9,000円で、10月から3月までの期間を予定。内容は総務に従事できるように、経理とかパソコンの研修を予定しています。この事業もハローワーク

で新たに募集を行いまして、1名雇用をする予定とのこと。

また、委員より、プレミアム商品券発行事業ですが、好評を得ていると認識していますが、昨年の反省、要望の中に発売時期を分けるとか、なるべく多くの方に行き届くようにとかあったと思いますが、今年度の販売に関する改善、工夫等はについての質疑があり、通り会連合会、商工会議所、あまみ商工会、社交飲食業で組織する実行委員会の中で協議する予定であります。ちなみに昨年は11月の18日に販売を始め、11月の27日の10日間で1億円を販売し、2回目の販売が12月13日の1日間で9,000万円を販売しました。このような状況を踏まえて、実行委員の中で協議していきたいとのことでありました。

また、委員より、歳入について、19款諸収入、5項雑入、4項農林水産業収入の農地中間管理事業費収入148万5,000円のうち、農地中間管理事業についての説明を求める質疑があり、農地中間管理機構を鹿児島県で設置しました公益財団法人鹿児島県地域振興開発公社を農地中間管理機構として指定をしています。事業の内容は、現在の農地の貸し借りは農業委員会を通して地主対農家ですが、農地中間管理事業が今年度から始まり、地主から農地中間管理機構に農地を貸しまして、農地中間管理機構が農家へ農地を貸すという流れになりますとのことであります。そして、申請窓口は県が市町村に事務委託し、農業委員会に一部事務委任という形になり、農業委員と連携を図りながら推進していくこととしておりますとのことでありました。

ほかに多くの質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、8款土木費の補正について当局の補足説明があり、8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、15節工事請負費250万円につきましては、ゾーン30に関するものです。これは通学路や生活道路が集中している区域を、歩行者等の通行を最優先する区域に設定し、警察と共同で最高速度を時速30キロメートルに規制するとともに、路面標示等の交通安全施設の整備を行うもので、今年度は金久町一帯の整備を計画していますとのこと。

次に、8款土木費、4目小俣線街路事業費、工事請負費500万円の増額は、取付道路の施工範囲が広がったことによる増額で、公有財産購入費の100万円の減額は、用地取得面積の確定によるものです。平成25年度末進捗率は、事業費ベースで約99パーセントとのこと。

次に、5目末広・港土地区画整理事業費旅費107万3,000円の増額は、移転交渉や用地購入と店舗建設についての説明及び交渉が必要になったための増額分。工事請負費の3,000万円の増額は、新たに建設する建物の基礎工事にあたり、従前の建物の杭を撤去するものであります。公有財産購入費5,000万円の増額は、事業推進を図るための用地購入費です。補償・補填及び賠償金4,922万9,000円の減額は、補助金の確定によるもの。

次に、10目名瀬運動公園事業費委託料250万円の増額は、屋外及び屋内プール施設改修設計業務のための増額分。工事請負費1,250万円の増額は、総合体育館の屋根改修工事等のための増額分。

次に、8款土木費、6項住宅費、1目住宅管理費、11節需用費の480万円は、住宅補修用としての消耗品費80万円及び住宅補修に係る修繕費400万円でございます。16節原材料費60万円につきましては、同じく住宅補修用としての原材料費でありますとのこと。

委員より、ゾーン30について、今年度は金久町とのことですが、次年度以降の計画についての質疑があり、ゾーン30は24年度から実施をしていまして、名瀬小校区を4年間の27年度まで、その後、警察と協議をして奄美小学校校区を28年度以降に実施する計画とのこと。

そのほかに、名瀬運動公園事業費の件、小俣線街路事業費の件、空港管理費の件など、多くの質疑がありました、この際、省略いたします。

次に、議案第64号 平成26年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題とし、当局の補足説明があり、2款事業費、2項建設費、2目特定環境保全公共下水道建設費の主なものとしましては、15節工事請負費につきましては、赤木名地区事業促進のための建設費としまして4,480万円を増額計上したもの。次に、歳入の主なものについては、1款分担金及び負担金、1項

加入金、1目下水道事業受益者介入金につきましては、笠利地区において下水道への接続件数増が見込まれるために計上するもの。3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目土木費国庫補助金2、240万円であります。

次に、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、歳入歳出の調整により881万6,000円を増額計上しているとのこと。7款市債、1項市債につきましては、事業費の増額に伴う財源としまして増額計上しております。

今回の補正により、歳入歳出それぞれ5,185万9,000円の増額となり、平成26年度奄美市公共下水道事業特別会計予算の総額は20億6,053万6,000円となります。

委員より、特定環境保全公共下水道事業の今後の事業計画と、手花部地区の計画同意の状況についての質疑があり、特定環境保全公共下水道事業赤木名地区は24年度から30年度まで第1期工事を予定しています。平成24年度に管路設計、25年度から管路の布設工事、26年度11月から今回補正計上分を含めて、処理場の建設工事を予定している。平成29年度には、一部供用開始を予定しています。手花部地区の同意はいただいている。事業については赤木名地区の状況を見ながら、現在、県と協議中のことでした。

ほかに質疑はありませんでした。

次に、議案第65号 平成26年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、当局の補足説明があり、2款事業費、1項維持管理費、1目維持管理費、14節使用料及び賃借料の増額につきましては、台風など非常時の停電対策としまして発電機のリース料を計上しているとのこと。次に、歳入について説明があり、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、歳出で御説明しました経費の財源として63万円を減額計上している。

今回の補正により、歳入歳出それぞれ63万円の減額となり、平成26年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算の総額は、3億396万9,000円となりました。

これから質疑に入り、委員からは特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第66号 平成26年度奄美市水道事業会計補正予算（第1号）について議題とし、当局の補足説明があり、収益的支出について説明があり、水道事業費、1項営業費用、5目総係費の委託料264万6,000円は、平成26年度から地方公営企業会計基準の改正に伴い、新会計への移行処理、移行初年度における決算に向けての会計処理について、専門的な立場から支援をお願いする委託料であります。また1目から5目までと8目及び3項1目の特別損失は、人事異動に伴う給料手当等の減額901万4,000円で、合わせますと水道事業費用は636万8,000円の減額であります。

次に、資本的支出についての説明があり、1款資本的支出、1項建設改良費、1目、2目、6目は人事異動に伴う給料手当等の増額277万円で、また、2項1目の企業債償還金2,740万円は、不用額による繰上償還金で、これらを合計しますと資本的支出は3,017万の増額であります。

第3条の3行目、資本的収入と資本的支出の合計の差し引き不足額2億6,631万8,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金1万円、当年度分損益勘定留保資金2億6,629万8,000円、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1万円で補てんすることとしておりますとの補足説明があり、委員より、公営企業新制度支援業務料の委託等について質疑があり、これまでやっております「ぎょうせい」という会社を予定している。これまで40数年企業会計は変わっていなかったのが、今回の改正により、民間の企業会計に近づいたと思っているとのこと。

ほかに委員より特段の質疑はありませんでした。

以上をもちまして、産業建設委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。

なお、御質疑がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（竹田光一君） 次に、総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（関 誠之君） 議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。総務企画委員会は、去る9月19日金曜日、1日間開催し、慎重に審査いたしました。

本会議において当委員会に付託されました議案60号 平成26年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中、総務企画委員会関係事項について、議案第67号 奄美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての議案2件につきまして、お手元に配付いたしました総務企画委員会審査報告書のとおり、すべて全会一致を持って原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、その主な審査内容について御報告いたします。

議案第60号 平成26年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中、総務企画委員会関係事項について。当局から、補正予算第3号の総務課が所管する予算の説明をする前に、全体的な人件費の給料、手当、共済費について説明があり、今回の補正の各費目における人件費の増減は、当初予算編成後の退職及び採用に伴う増減と、4月の人事異動による増減が主な要因となっている。その他の要因として、年間の時間外手当の予算枠を5パーセントとしているが、当初予算が3パーセント組んでおり、今回の補正で2パーセントを追加しているとの説明がありました。

当局から、21款寄附金、1項寄附金、4目消防費寄附金の3,000万円は救急自動車整備指定寄附金としての受け入れである。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節給料、3節職員手当、4節共済費の増減は、人事異動等によるもので、3節職員手当のうち時間外勤務手当が2,691万5,000円は、2パーセントの増額分に災害時の配備に伴う時間外手当補正額2,100万円が含まれている。4節共済費38万4,000円の増額補正のうち一般職の共済組合負担率の改定に伴う663万円の増額と同じく共済組合追加費用の負担率が下がったことにより1,000万の減額。また、社会保険料362万4,000円の増額につきましては、再任用職員9名分の社会保険料が主な内容となっている。9節旅費に308万8,000円を計上している。これは鹿児島県商工会連合会が実施する奄美の黒糖焼酎ジャパンブランド化展開事業として、来る10月にドイツの日本大使館で黒糖焼酎のPRイベント、奄美の黒糖焼酎のタペが開催されるため、これに参加する市長及び随行員の旅費である。安全対策費の11節需用費の燃料費5,000円及び13節委託料の自家用電気工作物保安業務8万5,000円は、住用地区山間交流施設に設置した非常用発電機に係る経費である。同じく13節委託料の各種設備等移転業務70万5,000円は、小宿大川の河川改修による里地区の防災無線の屋外子局の移設に係る費用である。14節使用料及び賃借料の土木機械借上げ料の2,000万円は、松くい虫被害により倒木の恐れがある危険木の伐採処理に係る費用である。

当局から、2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費、25節積立金9億6,915万2,000円のうち、説明欄減債基金4億4,996万9,000円は、庁舎整備基金から減債基金に積み替えるもの。同じく地域振興基金3億6,918万3,000円は、株主配当金1,918万3,000円及び臨時財政対策費の確定に伴う3億5,000万円を積み立てるものである。庁舎整備費1億5,000万円は、臨時財政対策債の確定に伴い、当初予算における積立金22億円に対する不足額を積み立てるものである。5目財産管理費、12節役務費40万9,000円は、11月17日から施行される奄美ナンバーに対応した公用車ナンバーの変更経費を計上している。16目好循環実現経済対策事業費、15節工事請負費6,897万2,000円のうち、山間住宅13号棟解体180万円、及び山間住宅14号棟解体工事360万円は、住用支所地域総務課が管理する一般住宅の解体費用である。12款公債費、1項公債費、1目元金1,503万4,000円は、平成22年度借入の行政改革債などの繰上償還経費である。

歳入の20款1項市債、5目臨時財政対策債5億2,593万3,000円は、普通交付税算定により確定した額である。14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目総務費国庫補助金、1節総務管理補助金7,833万2,000円のうち、がんばる地方交付金6,897万2,000円は、歳出の2款総務費、1項総務管理費、16目好循環実現経済対策費の財源である。17款繰入金、1項1目基金繰入金4億6,650万3,000円のうち、減債基金繰入金1,661万4,000円は、繰上償還など

の財源として庁舎整備基金繰入金4億4,838万9,000円は、減債基金への積み替えの財源として計上した。当局から、2款1項6目企画費、11節需用費154万円のうち、消耗品44万円と印刷製本の10万円、12節役務費14万円、14節使用料及び賃借料11万円は、本年度11月17日に交付が開始される奄美ナンバーの切り替え促進イベント経費を計上している。また、19節奄美群島広域事務組合負担金40万円については、同奄美ナンバーの広報及び交付式典広域事務組合が実施する事業に係る奄美市負担金分である。25節積立金は、昨年度の本市へのふるさと納税寄附金752万4,000円を、地域振興基金として積み立てたものである。10目情報化推進費、13節委託料846万8,000円は、平成25年度5月に設立した行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に向けて、関係情報システムを整備するための必要な経費である。同じく19節負担金補助金及び交付金98万1,000円は、マイナンバー法の施行に向けて国が整備する中間サーバ・プラットフォームを利用するための経費である。

当局から、2款1項12目市民生活対策費について、消費者行政活性化補助金の確定に伴う減額を補正した。その内容として、9節旅費の研修旅費を147万9,000円減額し、13節委託料127万4,000円減額して、啓発事業に絞り込んだ。財源内訳のとおり補助金を495万9,000円減額し、影響の出ました不足分を一般財源で135万1,000円補った。

当局から、2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費、23節償還金利子及び割引料の579万6,000円は、市県民税、法人市民税等の過年度還付が当初予算を上回り、既に予備費からの充用で対応している状況から、今後見込まれる還付金について増額補正を行った。

当局から、9款消防費、1項消防費、1目消防費の補正額3,120万円は、19節負担金補助及び交付金に、大島地区消防組合負担金として3,100万円を計上した。これは名瀬消防署の高規格救急車の購入費用であると一括しての補足説明を受け、質疑に入りました。

委員より、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、9節普通旅費300万円は2人分とのことだが、その根拠はどうなっているのか。焼酎業界の反応というか、一丸となっているのかとの質疑があり、当局より、今回の旅費の算出に当たっては、国家公務員等の旅費に関する法律に定められた額により算出している。今回は県の商工会連合会の主催する事業である。この事業に酒造組合の弥生酒造が参画しているので、十分地元の声が反映された事業になっているものと理解している。ドイツでの奄美黒糖焼酎のPRに関しても、地元業者が8社参加することになっているとの答弁がありました。

委員より、大島地区消防組合負担金3,100万円を計上した名瀬消防署の高規格救急自動車の購入費用は、どこからの費用かとの質疑があり、当局より、個人からの寄附である。氏名については公表しないでほしいとの寄附者の意向があり、差し控えたいとの答弁がありました。

委員より、9目の土木機械借上料は松くい虫の被害木対策ということですが、具体的な計画を示せますかとの質疑があり、当局より、この款項目については新たに土木課で1,000万円、農林振興課で1,000万円、合計2,000万円を計上して、農林振興課で約9件を予定し、土木課のほうで7件を優先順位をつけてやろうと考えているとの答弁がありました。

委員より、奄美市から受けている消費者問題等の現状について、どのような問題が多いのか、それに關してどういう受け答えをしているのか。問題の多い相談事、今の消費者が悩んでいるものなどを教えていただきたいとの質疑があり、当局より、平成25年度の実績は前年度より件数が増え452件の相談があった。ワンクリック詐欺やネットトラブルとかを相談員が対応している。特殊販売の件数では、電話勧誘による販売が29件、ネットの通信販売が16件、送り付け商法が8件、訪問販売トラブルが7件、店舗を持たない特殊販売での相談が65件あったとの答弁がありました。

委員より、予算を減らすことは若干気になりますが、相談事が多い中で減らすということでは支障ないのか。啓発が手薄になっていくのではないか。当初予算での500万円近い補助金を返して、一般財源を持ちだすことは、大きなことだと思いますが、どうですかとの質疑もありましたが、この際、省略いたします。

委員より、職員住宅の解体とか、山間住宅13、14号棟の解体にがんばる交付金が使われているもの、よく意味が分からぬ。その整合性と今後の解体後の予定はどうなつてゐるのかとの質疑があり、当局より、この交付金は平成25年度のアベノミクス経済効果ということで予算化されたものであり、起債事業に馴染むものというものが、解体の後にそこに建物を建てるということが対象になるわけですけれども、この交付金については、特別に解体だけでも対象になるという交付金である。解体後の計画は現在のところないとの答弁がありました。

次に、議案第67号 奄美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について当局より、本条例制定は、平成26年3月31日付けで地方税等の一部改正する法律が公布されたことにより、先に見直した軽自動車税の改正と均衡を踏まえ、今回農耕トラクター、コンバイン、フォークリフト等の小型特殊自動車の税率の見直しを加えるため、所要の規定の整備を図ろうとしたものであるとの補足説明があり、質疑に入りましたが、委員より、特段の質疑はありませんでした。

以上で総務企画委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。

なお、質問がございましたら、他の委員の協力を得てお答えしたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

議長（竹田光一君） これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

この採決は、ただいまの議案15件を一括して行います。

この議案15件に関する各委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

ただいまの議案15件は、各委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第60号から議案第73号までの14件及び議案第87号の以上15件については、各委員長報告のとおりいずれも原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、ただいま可決されました議案第87号 産後ケア体制の支援強化を求める意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

この際、御報告申し上げます。

文教厚生委員会に付託審査された請願第5号の件名において、著書名に一部字句の誤りがありました。お手元に配付のとおり訂正いたしますので、御了承願います。

○

議長（竹田光一君） 日程第2、請願第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書、請願第5号 知名町教委編著書「江戸期における奄美諸島」の中から原口泉氏の暴言を訂正、削除することを求める請願書及び陳情第5号 日本を海外で戦争する国へとつくりかえる集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める陳情の以上3件を一括して議題といたします。

ただいまの3件に関する各委員長の審査報告を求めます。

最初に、文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（多田義一君） 御報告申し上げます。文教厚生委員会は、9月18日の1日間開会し、慎重に審査をさせていただきました。

当委員会に付託されました請願第4号及び請願第5号の2件につきまして審査結果を報告いたします。

最初に、請願4号について報告いたします。

請願4号につきましては、お手元に配付いたしました審査報告書のとおり、採択すべきものと決しております。

以下、主な内容について御報告いたします。

請願第4号 ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書について請願者の住所、氏名は、奄美市名瀬末広町にお住まいの全国B型肝炎訴訟鹿児島弁護団弁護士の鈴木穂人さんからあります。請願事項は、1. ウィルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすることです。

請願第4号については、慎重審査の結果、全会一致により採択すべきものと決定いたしました。

なお、ただいま報告いたしました請願第4号に関しては、採択と決した際には後刻文教厚生委員長名で意見書の提出を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、請願第5号 知名町教委編江戸期における奄美諸島の中から原口泉氏の暴言を訂正、削除することを求める請願書について報告いたします。

請願第5号につきましては、お手元に配付いたしました審査報告書のとおり、不採択とすべきものと決しております。

以下、主な審査内容について御報告いたします。

請願第5号 知名町教委編江戸期における奄美諸島の中から原口泉氏の暴言を訂正、削除することを求める請願書について請願者の住所、氏名は、奄美市和光町にお住まいの奄美の黒糖史を歪める原口泉氏発言をただす会、代表世話人の城村典文さんから、ほかからあります。

請願事項は、知名町教委編、江戸期における奄美諸島の中の原口泉氏の発言に対し、訂正、削除することを求める勧告決議をしてほしいであります。

代表世話人の方からも詳しくお話を伺いました。いろいろな御意見がありましたが、議論そのものが難しい請願事項であったことを御報告いたします。

以上のことから、請願第5号については、慎重審査の結果、賛成少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願第4号及び請願第5号の審査報告を終わりますが、御質疑がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（竹田光一君） 次に、総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（関 誠之君） 陳情第5号 日本を海外で戦争する国へとつくりかえる集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める陳情については、去る9月19日金曜日、総務企画委員会において慎重に審査をいたしました。

御報告を申し上げます。

陳情者の住所、氏名は、奄美市名瀬朝仁新町、新日本の婦人会奄美支部支部長の荒田まゆみさんであります。

陳情事項は、集団的自衛権行使の閣議決定を撤回し、立法化をしないよう国に求めることであります。

委員会におきまして慎重に審査し、採択の結果、陳情第5号については、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

議長（竹田光一君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

最初に、請願第5号 知名町教委編著書、江戸期における奄美諸島の中から原口泉氏の暴言を訂正、削除することを求める請願書について、討論の通告がありますので、これを許可いたします。

10番（戸内恭次君） 皆さん、おはようございます。無所属の戸内恭次でございます。

私は請願第5号 知名町教委編、教育委員会編著書、江戸期における奄美諸島というところでございますが、正式には江戸期の奄美諸島という本でございます。訂正をお願いします。の中から原口泉氏の暴言を訂正、削除することを求める請願書の紹介議員となっておりまして、今回この場でですね、皆さんに御報告と御理解をいただきたいと思いまして、上がらせていただきました。

このような場所で、このようなことを議論をしなければならないということは、大変残念なことあります。原口泉氏については、皆さんが御存知のとおりでございますので申し上げませんけれども、奄美について大変理解をしていただいて、私たちを導いていた先生であります故に、大変残念だと思います。そこで、私なりにこの歴史の問題について、歴史のことについて多くを論じることではありませんけれども、なぜこういうことになったのかということについて、若干述べさせてもらいたいと思います。

私の身近な書物の中からですね、この矛盾点が出されております。ところで、この江戸期の奄美諸島の中においてですね、原口先生が言われているのを4、5行紹介いたしますと、89ページです。そして龍馬を長崎に行かせて上海貿易をさせるわけですよ。それまで薩摩は武器、艦船を買って、土佐藩や広島に横流しをしていたわけですよ。黒砂糖の収益なんて、もうとるに足りません。薩摩の倒幕資金、つまり中央での政治資金というのは、黒砂糖の収益から出てきたわけではありません。薩摩藩という大きな組織をマネジメントする基本的な収入は上海貿易からの収益です。薩摩藩が奄美の黒糖の収益で明治維新をやったという話は、資金の出どころの問題でいうと間違っています。黒砂糖の収益で明治維新をやったわけではありません。こういうふうにはっきりと論じておられるわけです。基本的な疑問として、今から100、200年ぐらい前ですね、明治からしますと約150年経っているわけですが、今更、今時と言いますか、何を根拠に、その奄美の黒砂糖が明治維新の役割を果たしたという定説を覆すだけの証拠があるのか。また逆の、そうではなかったという証拠もあるのかというようなことで考えますと、こうした一般市民から議論が出てくるのは当然でありますし、ありがたいことだと思います。このまま放置しますと、奄美の今までの定説がひっくり返されたままという形になって、100年後、200年後の歴史が書き変えられるということになることを考えると、今、この時期にこういう提案をすることは、大変奄美郡民として感謝すべきことだと思っております。

ところで、この薩摩藩は日本一の貧乏殿様、薩摩藩の財政改革というふうに、こういうふうに本に出ています。この本は島津家おもしろ歴史館という本です。発行者は、尚古集成館ですね。こちらのほうですね、あまり聞きなれない言葉を出しておりますが、その中で、大変な薩摩藩は財政難であったと。天保改革、1830年、今から184年前になると思いますが、明治維新から150年、約150年ですから、その30年、30数年前、天保改革ですね。この天保改革で調所笑左衛門が抜擢をされまして、活躍をする訳ですが、その島津家おもしろ歴史館の49ページ、50ページにございます

ので、少し紹介させていただきます。

成興が家督を継いだ後も、薩摩藩の財政は悪化する一方でした。京、大阪などの商人たちは、薩摩藩にお金を貸すことを渋り、やむなく高利貸しからお金を借りなければならなくなっていました。今で言うサラ金地獄へ陥ってしまったのです。そのため、薩摩藩の借金はみるみるうちに膨れ上がり、文政12年1829年には500万両に達していました。これは当時の薩摩藩の產物料収入約14万両の3・40年分に相当する金額です。こういうことで江戸時代の初めから藩の台所は苦しく、歴代の藩士は繰り返し借約令を出していましたということです。

天保改革のくだりですが、天保元年、1830年184年前ですね、重豪は調所に朱印状を与えました。その内容は、10年間で50万両の蓄えを作ること。臨時の出費に備えてこの他に出来るだけ多くのお金を蓄えること。借金の証文を取り返すことを命じたのですが、借金で首が回らない状態で、これを実行するのは並大抵のことではありませんでした。しかし、調所は琉球を中継とした中国との貿易をさらに拡大し、砂糖など薩摩の特産品の品質向上と専売制度の強化など、ありとあらゆる努力を行って藩の収入を増やし、重豪が亡くなった翌々年の天保6年までに、重豪が蓄えることを命じた金額の大半を備えました。また500万両の借金は、その古借金証文を書き替えると言って取り上げ、250年間無利子返済として毎年少しづつ返却していくことにしました。なお、この借金返済は、明治4年、1871年の廃藩置県で薩摩藩がなくなるまで続けられました。これら調所の改革を薩摩藩の天保の改革と言います。この改革の成功で、薩摩藩は経済危機を脱し、幕末に大活躍をすることができたのでした。特に黒砂糖問題を取り上げて書いているわけではございませんが、しかし、しなしながら、黒砂糖のことも薩摩の特産品の品質向上の専売制というような書き方をして、この書物の中では取り上げていただいているわけであります。このように、ちょっとした書物の中で、たくさんのいろんな書物があると思いますが、書物の中で奄美の黒砂糖というものが薩摩藩の財政に大きな役割を果たしたということが記されているわけであります。

私は、この問題が議会で取り上げるにはふさわしくないという言葉も聞いておりますし、そういうこともあるのかもしれません、ただ、こういう場で歴史的な奄美郡民の私たち一人一人の誇りを傷つけられるようなことに対して意見を述べ、皆さんに理解を訴えることができましたことを、大変感謝いたしております。御配慮ありがとうございました。以上です。

（発言する者あり）

失礼をいたしました。私は皆さんの御理解をいただいてこの件について採択をお願いをいたしたいと思います。私は採択ということで委員会でも態度を表明いたしておりますが、皆さんにも御理解をいただければと思います。どうぞよろしくお願ひします。

議長（竹田光一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

次に、陳情第5号 日本を「海外で戦争する国」へとつくりかえる集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める陳情について、討論の通告がありますので、これを許可いたします。

24番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。

私は陳情第5号 日本を「海外で戦争する国へ」とつくりかえる集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める陳情の採択を求めて討論を行います。

集団的自衛権の行使をめぐっては、先の第2回定例会でも述べておりますけれども、歴代政権のもとで、内閣法制局長官は国会での憲法や法律の政府統一見解について答弁をしております。集団的自衛権については、行使ができないのは憲法9条の制約である。我が国は自衛のための必要最小限の武力行使しかできないのであり、集団的自衛権はその枠を超えるとし、憲法上許されないとしてきました。更に

政府は、憲法9条2項があるため、自衛権を軍隊ではない、自衛のための必要最小限の実力組織であると説明し、そういった自衛隊の存在理由から派生する当然の問題として、武力行使の目的を持った部隊の海外派遣、集団的自衛権の行使、武力行使を伴う国連軍への参加の3点について、許されないとの見解を示してきました。1972年の政府見解は、1. 我が国に対する急迫不正の侵害、武力攻撃が存在すること。2. この攻撃を排除するため、他の適当な手段がないこと。3. 自衛権行使の方法が必要最小限の実力行使にとどまることとして、今日に至ってまいりました。

集団的自衛権について、政府は今回、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が攻撃されていないにも関わらず実力をもって阻止する権利と定義をしております。しかし、政府見解は我が国が国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上当然であるが、憲法9条のもとにおいて許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するために必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと1981年5月29日の政府答弁書で明らかにされております。それゆえに、内閣法制局長官も集団的自衛権の行使を憲法上認めたいという考え方があり、それを明確にしたいということであれば、憲法改正という手段を当然とらざるを得ないと述べているのです。つまり、与党の密室協議を通じて、一辺の閣議決定で強行するなどというのは、立憲主義を根底から否定するものと言わざるを得ません。閣議決定は、自衛権発動の新三要件をもって歯止めをかけたとの議論もありますけれども、その内容は抽象的なものでしかありません。一番の問題は歯止めをかけたと言いながら、日本に対する武力攻撃がなくても、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追及の権利が根底から覆される明白な危険がある場合には、集団的自衛権、つまり武力を行使できるとしていることがあります。時の政権の判断で幾らでも拡大解釈ができるものです。小泉政権時代のイラク派兵も拡大解釈で強行されましたが、そのときはまだ戦闘地域には行かないとしておりましたけれども、今回は銃弾が飛び交う戦闘現場でなければ、従来認めて来なかつた戦闘地域であっても派兵し、米軍などの後方支援を可能にするなど、更に踏み込んでいることがあります。これまでの政府見解は、海外での武力行使は許されないことを土台として構築されております。明白な危険があるか否かを判断するのは、時の政権であり、必要最小限の実力の行使だとしても、一旦海外での武力の行使に踏み切れば、相手からの反撃を招き、際限のない戦争の泥沼に陥ることになるのは、現在の中東地域の現状を見れば明らかであります。テロの対象国として自ら名乗りを上げることにもなりかねません。集団的自衛権にはこの性格上、必要最小限ということなどということはあり得ないんです。市長も先の一般質問での答弁では、日本は平和主義の国であり、専守防衛を掲げた国ですと述べられました。しかし、集団的自衛権行使に踏み込むことは、明らかに専守防衛の枠を超えることになります。そこで、議員の皆さんに訴えたいのは、自衛隊配備については賛成、反対があります。しかし、憲法をひとみのよう大切にしなければならないという思いは、共有できるもの信じております。集団的自衛権行使が必要だとするのであれば、それは憲法の手順を踏むことが必要あります。そのために憲法第96条で憲法改正の手続きを定めているわけです。憲法の規定に添って行うことこそ大切であります。憲法は国民に課せられたものではありません。国民の権利と自由を守るために国に課したものであります。憲法を尊重し擁護する義務を負っているのは、まず天皇であり、国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員だと、憲法第99条で規定されております。日本の安全を真摯に考えるならば、いろんな思いや考えもあることは当然でありますけれども、時の政権の一存で憲法を変えるような閣議決定は、やっぱり認められないとの立場に立っていただき、戦争により祖国と分離をされ、日本国憲法が適用されなかった経験を持つ奄美だからこそ、憲法を無視するようなことは認められないと、全会一致で採択していただけるものとの思いを強くしております。

以上で、採択を求める私の討論をいたします。ありがとうございました。

議長（竹田光一君） ほかに討論はありませんか。

13番（与 勝広君） おはようございます。公明党の与 勝広でございます。通告なしの反対の討論、申し訳ありません。

まずこの陳情第5条の集団的自衛権行使容認を求める閣議決定の撤回を求めるこの陳情につきましては、反対の立場から討論をさせていただきたいと思います。

まず、そもそも7月1日の閣議決定は、内容は、安全保障の法整備に関する閣議決定と、これは集団的自衛権行使容認の閣議決定というタイトルでは、まずありません。一部認めることはあったといたましても、今回、なぜこのような閣議決定がなされたかと言いますと、まず3点。まず1点目は、今、世界のパワーバランスは崩れおりまして、皆様も御存知のように、例えば中東のイスラム国家、あるいはイラクの内戦、シリアの内戦、そしてロシアのウクライナ問題と、そしてまた、今、アジアに目を向けても、北朝鮮、韓国、中国、北朝鮮は日本と今、拉致の問題の交渉にあるにもかかわらず、ミサイルを日本の近海に2回、3回と打ち込み、また、中国は南シナ海でベトナムとの領海をめぐる紛争など、勝手にまた航空識別圏を設けるなど、このように今世界やアジア各国に目を向けても、この憲法9条のもとの我が国の自衛の措置が本当に今までいいのかと、こういったことを考えたときに、これはやはりこの9条のもとにできるぎりぎりの自衛の措置をしっかりと行っていかなければならないと、憲法9条、これは我が国にはその三つの柱、平和主義、恒久平和主義、基本的人権の尊重、主権在民と、この三つの柱のもとに憲法9条があって、この第1項は皆様も御存知のように戦争放棄、更に戦力を持たない、また更には交戦権の否認と、こういうふうにありますが、しかし、この憲法9条の前の13条には、また生存権、幸福追及権というのがありまして、日本国民はこの生存権、幸福追求権、生命、自由及び幸福の追求の権利が覆される恐れがある場合は、これは必要最小限度の武力行使にとどめることができると、これは昭和47年、1972年以降の42年間にわたっての国の見解で、政府の見解がありました。しかしながら、先ほど申し上げたように、今、我が国を、そして世界の環境というの、このパワーバランスが大きく崩れおりまして、これをこのよう形でしっかりと、まず、自衛の措置をやっていこうということあります。そして2点目は、この武力行使については、あくまでも他国から攻撃されたのみ武力行使ができると。そしてこの武力行使についても、厳格化をいたしました。6月の10日の高村私案というのが出されました、これはまず、この武力行使の要件、新要件というのが出されました。これについては、皆様も御存知だと思いますけども、まず、我が国に対する武力攻撃が発生したこと。また、他国に対する武力攻撃が発生し、これにより国の存立が脅かされ、国民の生命及び自由が根底から覆れされるような恐れがあるときはと、そしてまた更に、我が国の国民を守るために、守るための権利、これが手段がない場合は必要最小限の武力行使にとどめることができると、このように高村私案が出されました。しかし、公明党はこの他国というのは、一体どこの国を指すのか。この他国をしっかりと厳密化しないといけないということで、我が国と密接な関係にある他国、これは明らかにアメリカであり、アメリカの軍隊を指すと。そしてまた、国民の生命、自由及び幸福の追求の権利が根底から覆される恐れ、この怖れについても、時の権力によっていかにも解釈になると、これも明白な危険、明らかに危険が迫った場合と、このように公明党としてしっかりとここを変えさせることができました。これはあくまでも憲法を解釈したわけじゃなくて、この9条のもと、ぎりぎりの自衛の措置ができる範囲を、ぎりぎりにしたと。だから、これ以上、解釈を変えるには憲法を改正しなければならないと、こういうふうに言えると思います。

そこで、これからはまた、この議論が約19本ぐらいのこの法改正の、例えば自衛隊法、周辺事態法と、これからいろんな形で法整備があると思いますけど、これはまた与野党でしっかりと議論すると思います。このように、今回の憲法9条のもとのこの安全保障の法整備に関する閣議決定につきましては、以上、言ったように、まず憲法9条のもとに、我が国ができるぎりぎりの自衛の措置を示した。今世界のこのパワーバランスが崩れた以上、しっかりとまたそれは我が国はしっかりと国で守らなければならぬ。そしてまた、この武力行使についても、要件を厳格化したと、このように言えると思いますので、

これからまた更なる議論が深まってまいりだと思います。でありますので、閣議決定もされまして、これをまた賛成というわけにはいきませんので、これからまた、来年の通常国会あたりでしっかりと与野党入り混じっての議論になると思いますので、しっかりとまたそこで議論をし、公明党もしっかりとまた歯止めをかけるようにやってまいりたいと思いますので、もってこの陳情第5号につきましては、反対の立場からの討論とさせていただきます。

議長（竹田光一君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、ただいまの3件について採決いたします。

この採決は、これを分割して行います。

まず、請願第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書について採決いたします。

本件に関する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第4号は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、請願第5号 知名町教委編著書「江戸期における奄美諸島」の中から原口泉氏の暴言を削除、訂正することを求める請願書について、採決いたします。

本件に関する委員長の報告は不採択すべきものであります。

この際、念のため申し上げます。

委員会が不採択のときは改めて本会議において採否をはかることになっております。

したがいまして、請願第5号については、本会議において採否を採決いたします。

お諮りいたします。

請願第5号は、これを採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少數であります。

よって、請願第5号は不採択とすることに決しました。

次に、陳情第5号 日本を「海外で戦争する国」へとつくりかえる集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める陳情について、採決いたします。

本件に関する委員長の報告は不採択すべきものであります。

この際、念のため申し上げます。

委員会が不採択のときは改めて本会議において採否をはかることになっております。

したがいまして、陳情第5号については、本会議において採否を採決いたします。

お諮りいたします。

陳情第5号は、これを採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少數であります。

よって、陳情第5号は不採択とすることに決しました。

暫時休憩いたします。（午前10時59分）



議長（竹田光一君） 再開いたします。（午前11時15分）

日程第3、議案第88号 ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出について議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、提出理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略いたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから、本案について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第88号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。



議長（竹田光一君） 日程第4、議案第74号 平成25年度奄美市一般会計歳入歳出決算承認についてから、議案第86号 平成25年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定についてまでの13件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 穀君） 皆さん、こんにちは。それでは早速本日提案しております議案第74号から議案第86号までの提案理由を御説明いたします。

まず、議案第74号 平成25年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

平成25年度一般会計予算は、当初308億5,657万9,000円を計上し、その後、16億3,384万8,000円を増額補正したことにより、最終予算額は324億9,042万7,000円となりました。これに平成24年度から繰り越した緊急経済対策事業や災害復旧事業などの繰越額23億169万6,503円を加えた最終の予算現計額は347億9,212万3,503円となっております。

この予算現額に対して好循環実現経済対策事業や末広・港土地区画整理事業など、16億297万9,373円を平成26年度に繰り越した後の平成25年度一般会計の決算額は、歳入総額336億7,904万4,198円、歳出総額が323億9,152万6,806円となり、歳入歳出差引額は12億8,751万7,392円となりました。

また、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源8,339万3,973円を差し引いた実質収支額は、12億412万3,419円であります。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定により、7億円を財政調整基金への繰入

金といたしました。

次に、議案第75号 平成25年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初67億9,761万7,000円を計上し、その後、6億6,175万8,000円を増額補正いたしまして、最終の予算現計額は74億5,937万5,000円となっております。

これに対しまして決算額は、歳入総額60億9,470万6,308円、歳出総額が67億6,553万9,062円となっており、歳入歳出差引額は6億7,083万2,754円の歳入不足となっております。このため、翌年度歳入からの繰入充用金6億7,083万2,754円で歳入不足を補てんいたしております。

議案第76号 平成25年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初2億7,198万5,000円を計上し、その後91万5,000円を増額補正いたしまして、最終の予算現計額は2億7,290万円となっております。これに対しまして、決算額は歳入総額が2億6,282万1,611円、歳出総額が2億6,192万9,337円となっており、歳入歳出差引額は89万2,274円となっております。

次に、議案第77号 平成25年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初4億1,248万7,000円を計上し、その後、280万円を減額補正いたしまして、最終の予算現計額は4億968万7,000円となっております。

これに対しまして、決算額は歳入総額3億9,816万8,574円、歳出総額が3億9,670万6,333円となっており、歳入歳出差引額は146万2,241円となっております。

議案第78号 平成25年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初47億4,344万3,000円を計上し、その後、999万5,000円を増額補正いたしまして、最終の予算現計額は47億5,343万8,000円となっております。

これに対しまして、決算額は歳入総額が47億248万9,807円、歳出総額は46億8,377万3,686円となっており、歳入歳出差引額は1,871万6,121円となっております。

次に、議案第79号 平成25年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初3,374万4,000円を計上いたしまして、その後、302万6,000円を増額補正いたしまして、最終の予算現額は3,677万円となっております。

これに対しまして、決算額は歳入総額、歳出総額ともに3,554万6,964円となり、歳入歳出差引額は0円でございます。

議案第80号 平成25年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初16億6,543万6,000円を計上し、その後、18万4,000円を減額補正し、更に平成24年度からの繰越明許額1億2,485万円を加えまして、最終の予算現計額は17億9,010万2,000円となっております。

この予算に対しまして、繰越明許額1億9,462万3,150円を平成26年度へ繰り越しましたことから、決算額は歳入総額15億8,412万551円、歳出総額が15億7,699万86円となっており、歳入歳出差引額は713万465円となっております。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源328万8,150円を差し引いた実質収支額は384万2,315円でございます。

次に、議案第81号 平成25年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初2億9,257万8,000円を計上し、その後632万8,000円を増額補正し、更に平成24年度からの繰越明許額1億1,580万円を加えまして、最終の予算現計額は4億1,470万6,000円となっております。

この予算に対しまして、繰越明許額3,733万円を平成26年度へ繰り越しましたことから、決算額は歳入総額3億6,888万7,329円、歳出総額が3億6,794万6,261円となっており、歳入歳出差引額は94万1,068円となっております。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源2万2,000円を差し引いた実質収支額は91万9,068円でございます。

議案第82号 平成25年度奄美市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額1,646万2,000円に対し、決算額は歳入総額、歳出総額ともに1,646万1,089円となり、歳入歳出差引額は0円でございます。

議案第83号 平成25年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初2,565万円を計上し、その後1,308万円を増額補正いたしまして、最終の予算現計額は3,873万円となっております。

これに対しまして、決算額は歳入総額が3,937万3,393円、歳出総額が2,302万1,804円となっており、歳入歳出差引額は1,635万1,589円となっております。

次に、議案第84号 平成25年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額912万6,000円に対しまして、決算額は歳入総額847万4,509円、歳出総額は829万2,340円となっており、歳入歳出差引額は18万2,169円となっております。

議案第85号 平成25年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額が665万1,000円に対しまして、決算額は歳入総額627万8,990円、歳出総額が503万1,397円となっており、歳入歳出差引額は124万7,593円となっております。

次に、議案第86号 平成25年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定につきまして、御説明いたします。

収益的支出につきましては、収入額9億6,920万759円、支出額8億3,800万5,119円で、差し引きが1億3,119万5,640円が純利益となっております。

利益の処分につきましては、平成25年度末未処分利益剰余金2億5,977万2,359円のうち、減債積立金に1億円、建設改良積立金に5,000万円、それぞれ積み立てを行い、残りの1億977万2,359円を翌年度繰越利益剰余金とする予定でございます。

資本的収支につきましては、収入額7億3,135万9,000円に対し、支出額が7億7,650万4,180円で、差し引き4,514万5,180円の不足となっております。不足額につきましては、消費税資本的収支調整額の1,614万8,199円、過年度分損益勘定留保資金2,899万6,981円で補てんいたしております。

以上をもちまして、議案第74号から議案第86号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ認定してくださいますよう、よろしくお願ひいたします。

議長（竹田光一君） これから、ただいま議題といたしました議案13件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決算認定議案13件については、11人の委員をもって構成する一般会計決算等審査特別委員会及び10人の委員をもって構成する特別会計決算等審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、決算議案13件については、ただいま申し上げましたとおり、両特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することの決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました一般会計決算等審査特別委員会委員に、西 公郎君、安田壮平君、栄ヤスエ

君、多田義一君、橋口和仁君、関 誠之君、大迫勝史君、奥 輝人君、元野景一君、竹山耕平君、崎田信正君、以上11名を、特別会計決算等審査特別委員会委員に、川口幸義君、師玉敏代君、向井俊夫君、渡 雅之君、戸内恭次君、叶 幸與君、平川久嘉君、栄 勝正君、渡京一郎君、伊東隆吉君、以上の10名をそれぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げましたとおり、それぞれの諸君を先ほど設置されました両特別委員会委員に指名いたします。

議案第74号の1件は、一般会計決算等審査特別委員会に、議案第75号から議案第86号までの12件は、これを特別会計決算等審査特別委員会に、それぞれ付託いたします。

両特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。(午前11時34分)

○

議長(竹田光一君) 再開します。(午前11時41分)

先ほど設置されました各会計等決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

一般会計決算等審査特別委員長に関 誠之君、副委員長に竹山耕平君、特別会計決算等審査特別委員会委員長に叶 幸與君、副委員長に師玉敏代君、以上のとおりであります。

お諮りいたします。

両特別委員会の審査については、これを閉会中の継続審査にすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、両特別委員会の審査については、これを閉会中の継続審査とすることに決しました。

なお、審査日程については、両委員長から追って通知がありますので、御了解願います。

○

議長(竹田光一君) 日程第5、議案第89号 奄美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、提案理由の説明並びに質疑を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は、提案理由の説明並びに質疑は省略いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は、討論を省略いたします。

これから採決を行います。

お諮りいたします。

議案第89号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。



議長（竹田光一君） お諮りいたします。

議会運営委員長及び各常任委員長からお手元に配付しております文書表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出書のとおり、これを閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上で、本定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成26年第3回奄美市議会定例会を閉会いたします。（午前11時43分）



以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長 竹田 光一

奄美市議会議員 里 秀和

奄美市議会議員 伊東 隆吉

奄美市議会議員 崎田 信正

(別 紙)

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第60号	平成26年度奄美市一般会計補正予算（第3号）について	原案可決すべきもの
(2)	議案第67号	奄美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(3)	陳情第5号	日本を「海外で戦争する国」へとつくりかえる集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める陳情	不採択とすべきもの

平成26年9月26日

総務企画委員長 関 誠之

奄美市議会議長 竹田 光一 殿

文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第60号	平成26年度奄美市一般会計補正予算（第3号）について	原案可決すべきもの
(2)	議案第61号	平成26年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について	原案可決すべきもの
(3)	議案第62号	平成26年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について	原案可決すべきもの
(4)	議案第63号	平成26年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決すべきもの
(5)	議案第68号	奄美市保育の必要性の認定に関する条例の制定について	原案可決すべきもの
(6)	議案第69号	奄美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決すべきもの
(7)	議案第70号	奄美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決すべきもの
(8)	議案第71号	奄美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決すべきもの
(9)	議案第72号	奄美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(10)	議案第73号	奄美市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例及び奄美市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(11)	議案第87号	産後ケア体制の支援強化を求める意見書の提出について	原案可決すべきもの

(12)	請願第4号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書	採択すべきもの
(13)	請願第5号	知名町教委編・著書「江戸期における奄美諸島」の中から原口泉氏の暴言を訂正・削除することを求める請願書	不採択とすべきもの

平成26年9月26日

文教厚生委員長 多田 義一

奄美市議会議長 竹田 光一 殿

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第 60 号	平成 26 年度奄美市一般会計補正予算（第 3 号）について	原案可決すべきもの
(2)	議案第 64 号	平成 26 年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	原案可決すべきもの
(3)	議案第 65 号	平成 26 年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について	原案可決すべきもの
(4)	議案第 66 号	平成 26 年度奄美市水道事業会計補正予算（第 1 号）について	原案可決すべきもの

平成 26 年 9 月 26 日

産業建設委員長 奥 輝人

奄美市議会議長 竹田 光一 殿

平成26年9月26日

奄美市議会議長 竹田 光一 殿

議会運営委員長 渡 京一郎
総務企画委員長 関 誠之

閉会中の継続審査の申出について

各委員会は、下記案件について、なお検討を要するため、閉会中も継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定によって申し出ます。

記

○ 議会運営委員会

- 1 議会運営に関する事項について
- 2 議長の諮問する事項について

○ 総務企画委員会

- 1 陳情第5号 公契約における公正な賃金確保等に関する陳情
- 2 陳情第6号 「県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を認めない意見書」の採択を求める陳情

參 考 資 料
(意 見 書)

産後ケア体制の支援強化を求める意見書

子育て支援は、国や各自治体の取り組みにより、妊娠・出産・育児と切れ目のない支援策が講じられてきましたが、現在、大きな議題になっているのが出産前と直後の対応です。特に、妊娠中からの切れ目のない継続的な支援が必要です。

出産により女性の心身には大きな負担が生じます。特に出産直後から1か月間は、身体的な負荷に加えて、急激なホルモンバランスの変化で、精神的に不安定になる傾向が強く、十分な休養とサポートが必要です。

近年、晩婚・晩産により女性の出産年齢が年々高くなってきています。出産する女性の親の年齢も高齢化しており、十分な手助けを受けられない状況があります。また、核家族化が進み、地域との交流も希薄化している中で、不安を抱えたまま母親としての育児がスタートするケースが多くなっています。

良好な母子の愛着形成を促進する上で、出産直後の1か月間が最も大事な時期であり、更には産後早期の親子関係が、虐待や育児放棄の予防・早期発見などの役割も果たすといわれています。したがって、出産直後の母親への精神的・身体的なサポートは、欠かせないものとなってきています。

国は、平成26年度の予算に、これまで支援が届かなかった出産後の女性の心身をサポートする「妊娠・出産包括支援モデル事業」を計上しました。少子化対策を進めるにあたって「産後ケア対策」は喫緊の課題であり、早急に確立する必要があります。よって以下の項目の実現を国へ強く求めるものです。

記

- 1 「妊娠・出産包括支援モデル事業」を着実に実施すること。その上で、本事業の成果を速やかに検証し、全国の自治体で円滑に産前・産後の支援、特に産後ケアを提供できる体制を構築すること。
- 2 モデル事業の展開に当たっては、経済的な理由により、産後ケアが受けられないことがないよう、利用者負担軽減策を同時に実施すること。
- 3 単なる家事支援ではなく、出産後の母子のこころとからだの適切なケアが提供できるよう、産後ケアを担う人材育成を目的とした研修を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月26日

奄美市議会

【提出先】

内閣総理大臣、厚生労働大臣

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アノログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を來している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないとといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を

緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 9 月 26 日

奄美市議会

【提出先】

内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長

